東日本大震災に関する記録

― 群 馬 県 ―

群馬県総務部危機管理室

平成２４年３月

東日本大震災に関する記録

― 目　　次 ―

ページ

第１章　東日本大震災の概要 ---------- 1
第１節　地震の概要 ---------- 1
１　東北地方太平洋沖地震の概要 ---------- 1
２　その他地震の概要 ---------- 8
第２節　福島第一原子力発電所事故の概要 ---------- 9

第２章　被害の状況 ---------- １１
第１節　東北地方等被災地の被害の状況 ---------- １１
１　都道府県別被害の状況 ---------- １１
２　各都道府県避難者の状況 ---------- １２
第２節　群馬県内の地震による被害の状況 ---------- １３
１　人的被害 ---------- １３
２　住家被害 ---------- １３
３　公共施設被害 ---------- １４
(1) 公共土木施設 ---------- １４
(2) 農林水畜産施設 ---------- １６
(3) 社会福祉施設、医療施設等 ---------- １９
(4) 学校・文化財等 ---------- ２０
(5) その他 ---------- ２１
４　ライフラインの被害 ---------- ２３
(1) 電力 ---------- ２３
(2) 上水道、下水道 ---------- ２３
(3) ガス ---------- ２４
(4) 電話 ---------- ２４
５　公共交通機関の被害 ---------- ２４
(1) 鉄道 ---------- ２４
(2) 路線バス ---------- ２６
６　その他の被害 ---------- ２６
(1) 観光関係 ---------- ２６
(2) 商工業関係 ---------- ２７
第３節　群馬県内の福島第一原子力発電所事故に関する被害 ---------- ２９
１　農林水畜産業 ---------- ２９
(1) 農業関係（水畜産関係含む） ---------- ２９
(2) 林業関係 ---------- ３０
２　製造業 ---------- ３０
３　観光業 ---------- ３０

第３章　県内の初動対応 ---------- ３３
第１節　群馬県の初動対応 ---------- ３３
１　地震発生直後の状況 ---------- ３３
２　群馬県災害対策本部の設置 ---------- ３３
３　群馬県災害警戒本部の設置 ---------- ３８
４　情報収集 ---------- ３８
５　報道機関、県民への情報提供 ---------- ３９

第２節　市町村の初動対応 ---------- ４１
１　市町村対策本部の設置 ---------- ４１

第４章　県内の応急・復旧対応 ---------- ４３
第１節　公共施設などの応急・復旧対策 ---------- ４３
１　公共土木施設 ---------- ４３
２　農林水畜産関連施設 ---------- ４８
３　社会福祉施設、医療施設等 ---------- ４９
４　学校施設等 ---------- ５０
５　その他 ---------- ５１
第２節　県内被災者への支援 ---------- ５２
１　県内被災者の状況 ---------- ５２
２　支援内容 ---------- ５２
(1) 災害弔慰金 ---------- ５２
(2) 義援金 ---------- ５２
(2) 宅地･住宅の危険度判定 ---------- ５３
第３節　福島第一原子力発電所事故に対する対応 ---------- ５５
１　放射能汚染の監視、検査 ---------- ５５
(1) 環境放射線（環境森林部所管） ---------- ５５
(2) 環境放射線（総務･健康福祉部所管） ---------- ５６
(3) 環境放射線（県土整備部所管） ---------- ５６
(4) 環境放射線（教育委員会所管） ---------- ５７
(5) 水道水及び水道原水 ---------- ５８
(6) 農林水畜産物 ---------- ５８
(7) 流通食品等 ---------- ６０
(8) 給食用食材 ---------- ６１
(9) 廃棄物処理施設等 ---------- ６１
(10) 農用地土壌 ---------- ６２
(11) 上水道発生土 ---------- ６２
(12) 下水道発生汚泥 ---------- ６３
(13) 県立病院の対応 ---------- ６４
３　放射能汚染への対応 ---------- ６４
(1) 県民等からの健康相談等 ---------- ６４
(2) 農林水畜産物の相談・指導 ---------- ６５
(3) 流通食品等の相談･指導 ---------- ６７
(4) 工業製品等の相談・指導 ---------- ６７
(5) 県民健康科学大学の対応 ---------- ６８
４　風評被害への対応 ---------- ６９
(1) 農林水畜産業 ---------- ６９
(2) 観光業 ---------- ７０
５　除　染 ---------- ７０
(1) 県内汚染の状況 ---------- ７０
(2) 当初の対応 ---------- ７０
(3) 国の方針 ---------- ７０
(4) 県・市町村の役割 ---------- ７１
(5) 具体的な対応 ---------- ７１
(6) 県有施設における除染対策 ---------- ７１
６　その他 ---------- ７１
(1) 損害賠償請求 ---------- ７１
(2) 食品の輸出に関する証明書の発行 ---------- ７２
(3) 尾瀬地内所有土地に関する東京電力への申し入れ ---------- ７２

第４節　県内産業に対する各種支援 ---------- ７３
１　がんばろう群馬！産業支援本部の設置 ---------- ７３
２　がんばろう群馬！産業支援対策 ---------- ７３
(1) 目的 ---------- ７３
(2) 実施する取組 ---------- ７４
①群馬からのメッセージ発信 ---------- ７４
②農業支援 ---------- ７４
③観光支援、群馬ＤＣの推進 ---------- ７５
④中小企業支援 ---------- ７６
⑤雇用対策 ---------- ７７
⑥物資・エネルギー対策 ---------- ７８
⑦官公需での積極的支援 ---------- ７８
第５節　その他の県の対応 ---------- ７９
１　燃料不足への対応 ---------- ７９
２　電力不足への対応 ---------- ８１
３　国に対する要望等 ---------- ８５
４　群馬県地域防災計画の修正 ---------- ８６
５　東日本大震災一周年に際して ---------- ８７
第６節　県議会の対応 ---------- ８８
１　被災地の視察及び要望活動等 ---------- ８８
２　議会における審議状況等 ---------- ８８
３　その他の活動状況 ---------- ９０
第７節　県の財政措置 ---------- ９１
１　平成２２年度 ---------- ９１
２　平成２３年度 ---------- ９１
３　平成２４年度 ---------- ９３

第５章　東北地方等被災地及び県内避難者への支援 ---------- ９５
第１節　群馬県東日本大震災支援本部の設置 ---------- ９５
第２節　被災地への支援 ---------- ９６
１　人的支援 ---------- ９６
２　物的支援 ---------- ９８
３　見舞金・義援金 ---------- １０２
第３節　県内避難者に対する支援 ---------- １０３
１　県内への避難者の受入状況 ---------- １０３
２　避難者への各種支援 ---------- １０７
３　秋篠宮同妃両殿下　県内避難所ご訪問 ---------- １１７

第６章　被災地派遣職員体験レポート ---------- １１９
第１節　県職員派遣 ---------- １１９
１　市町村業務・避難所支援（一般行政職派遣） ---------- １１９
２　県民ボランティア派遣随行 ---------- １２９
３　災害時多言語情報センター設置・運営支援 ---------- １３０
４　文化財レスキュー（学芸員） ---------- １３１
５　被災者の健康相談等支援（保健師） ---------- １３４
６　被災者の栄養・食生活相談等支援（管理栄養士） ---------- １３６
７　放射線検査等支援（診療放射線技師） ---------- １３８
８　医療救護支援（県立病院職員） ---------- １３９
９　高齢者介護支援（介護職） ---------- １４１
10　高齢者介護支援（介護職支援県職員） ---------- １４２

11　心のケア対策支援（民間病院等職員・県職員）　１４３
12　児童の心のケア対策支援（児童心理司・児童福祉司）　１４４
13　児童の心のケア対策支援（児童心理司）　１４５
14　ペット保護活動支援（獣医師）　１４６
15　医療救護活動（薬剤師）　１４８
16　山地災害復旧支援（林業技師）　１４９
17　農地・農業用施設災害復旧支援①（農業土木技師）　１５０
18　農地・農業用施設災害復旧支援②（農業土木技師）　１５２
19　土木施設災害復旧支援①（土木技師）　１５５
20　土木施設災害復旧支援②（土木技師）　１５５
21　下水道調査支援（土木技師）　１５７
22　被災宅地危険度判定支援（建築技師）　１５８
23　応急仮設住宅建設支援（建築技師）　１６０
24　公文書の復旧　１６１
第２節　市町村職員派遣　１６４
1　市長会の派遣　１６４
2　町村会の派遣　１６８

東日本大震災対応状況一覧　１７３

第１章　東日本大震災の概要

第１節　地震の概要

１　東北地方太平洋沖地震の概要

（１）概　要

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度７、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度６強を観測したほか、東日本を中心に広い範囲で震度６弱～１を観測した。

また、この地震に伴い、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に非常に高い津波が発生した。この地震（津波及び余震を含む）により、死者16,278人、行方不明2,994人、全壊家屋129,197棟などの甚大な被害を生じた（平成 24 年 3 月 11 日17:00現在、消防庁災害対策本部まとめによる）。気象庁はこの地震を「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」と命名した。また、この地震による災害について「東日本大震災」と呼ぶことが閣議決定された。「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」（M9.0）は、国内観測史上最大規模の地震であった。

余震は岩手県沖から茨城県沖にかけて、震源域に対応する長さ約500km、幅約200kmの範囲に密集して発生しているほか、震源域に近い海溝軸の東側、福島県及び茨城県の陸域の浅い場所も含め広い範囲で発生している。

震度分布図

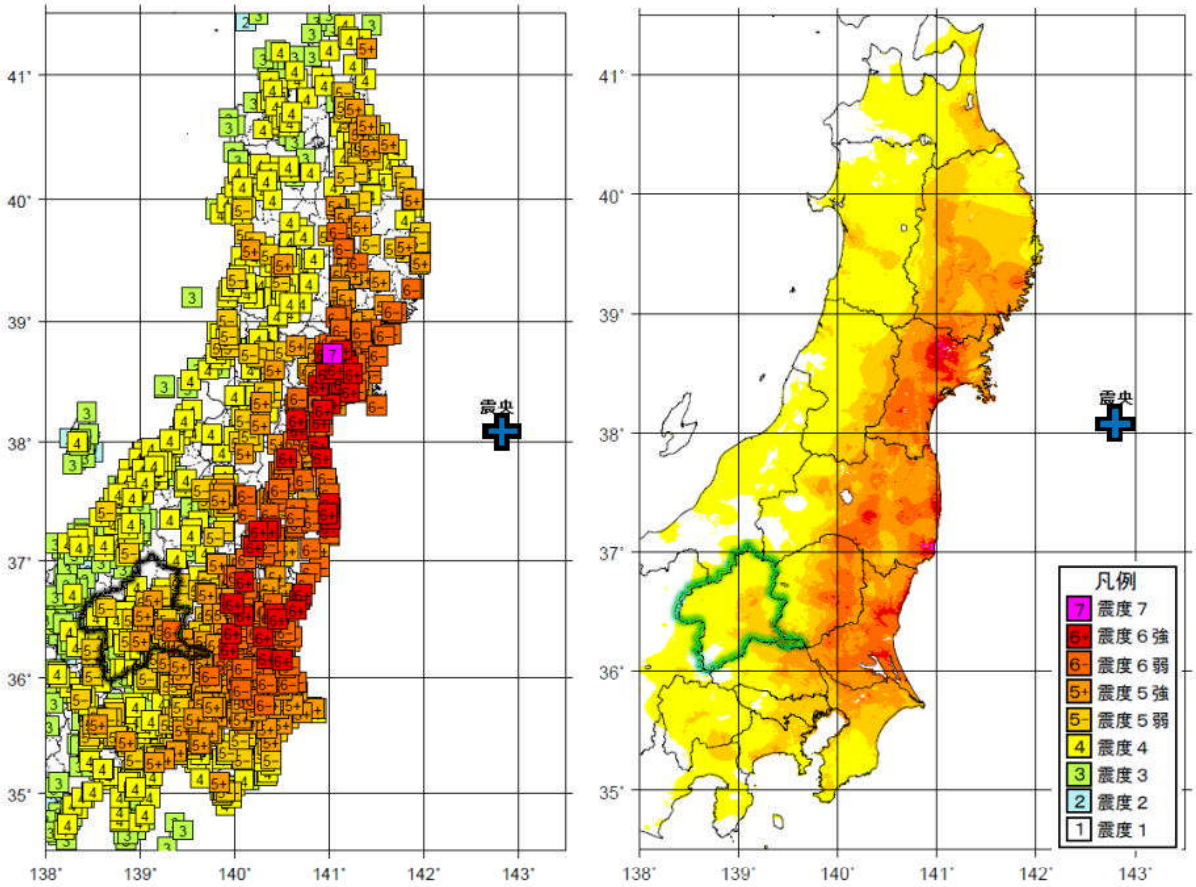

（気象庁 HP の画像を一部加筆）

津波の状況

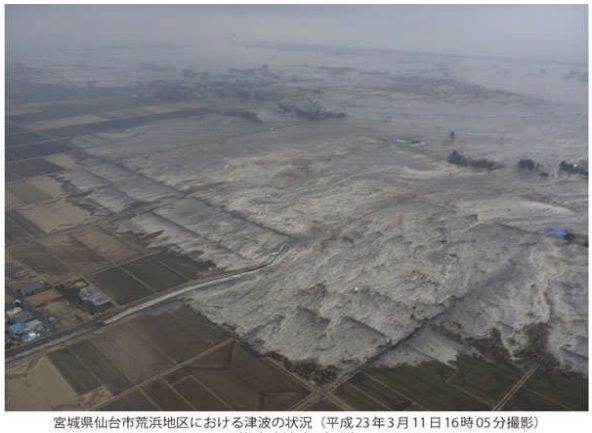

宮城県仙台市荒浜地区における津波の状況（平成23年3月11日16時05分撮影）
（仙台市消防局提供）

岩手県宮古市における津波の状況（平成23年3月11日15時23分撮影）
（岩手県宮古市提供）

（総務省消防庁 HP「平成 23 年度版消防白書」より）

津波による浸水面積は、宮城県が最も大きく327㎢で、次いで、福島県112㎢、岩手県58㎢、青森県24㎢、茨城県23㎢、千葉県17㎢となっており、全浸水面積は561㎢に及ぶ(参考：国土地理院「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」(平成23年4月18日))。

気象庁の【津波警報(大津波)】は、岩手県及び福島県（宮城県は最初から6mの予想）では当初3m程度と発表したが、30分後には6m、更に15分後には10m以上と訂正された。

一部の市町村では、停電のため続報を受信できず、最初の「3m程度」と放送し続けた。このため、高い山ではなく、2階に避難すればよいと判断し被災した人が多い自治体もある。

地震の浸水範囲と仙台市津波ハザードマップの比較

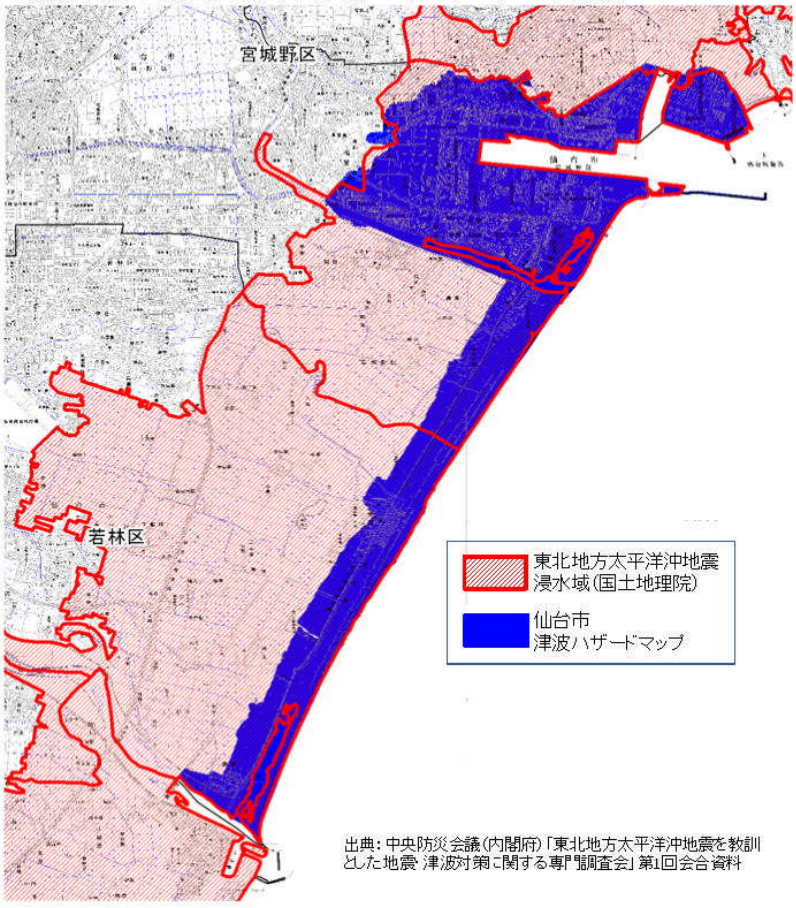

出典：中央防災会議(内閣府)「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」第1回会合資料

「3m」という数字が一人歩きして、的確な避難を遅らせた可能性がある。予想された津波高を知らせず、「とにかく逃げて」と訴えて功を奏した自治体もある。
(参考：内閣府　原子力対策本部「原子力安全に関するＩＡＥＡ閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について－」)

ハザードマップと実際の浸水範囲を比較すると、被害の想定を遙かに超える津波であったことが窺える。

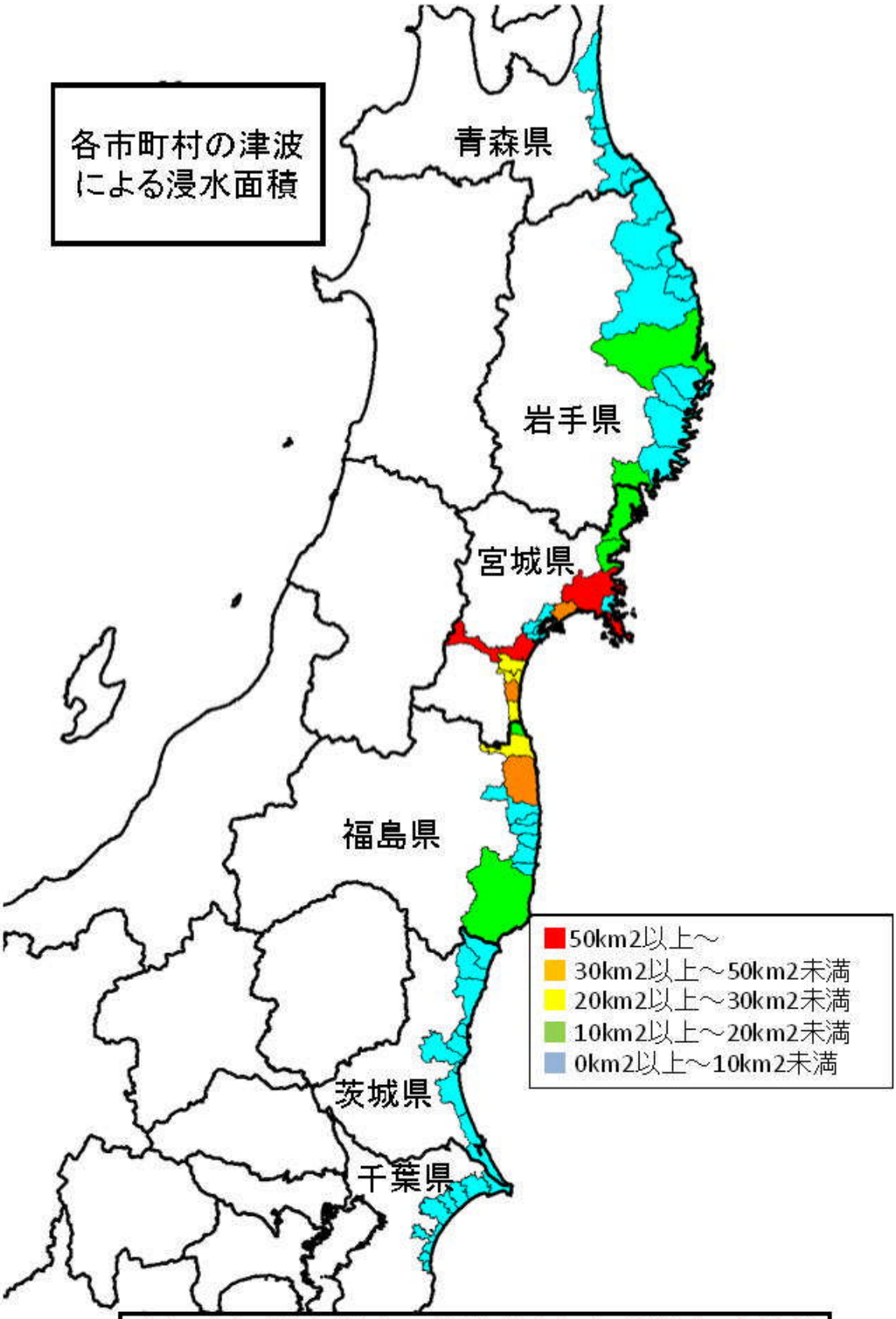

出典：中央防災会議（内閣府）「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」第1回会合資料

（２）余震活動の領域について

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」（M9.0）の余震は、以下の赤枠の領域で発生。

この領域内に示した地震は、震源断層であるプレート境界で発生している地震の他、その領域に空間的に近い太平洋プレート内・陸側のプレート内の地震および、海溝軸の東側の地震、震源域に近い陸域の浅い地震も含んでいる。

（気象庁作成資料より）

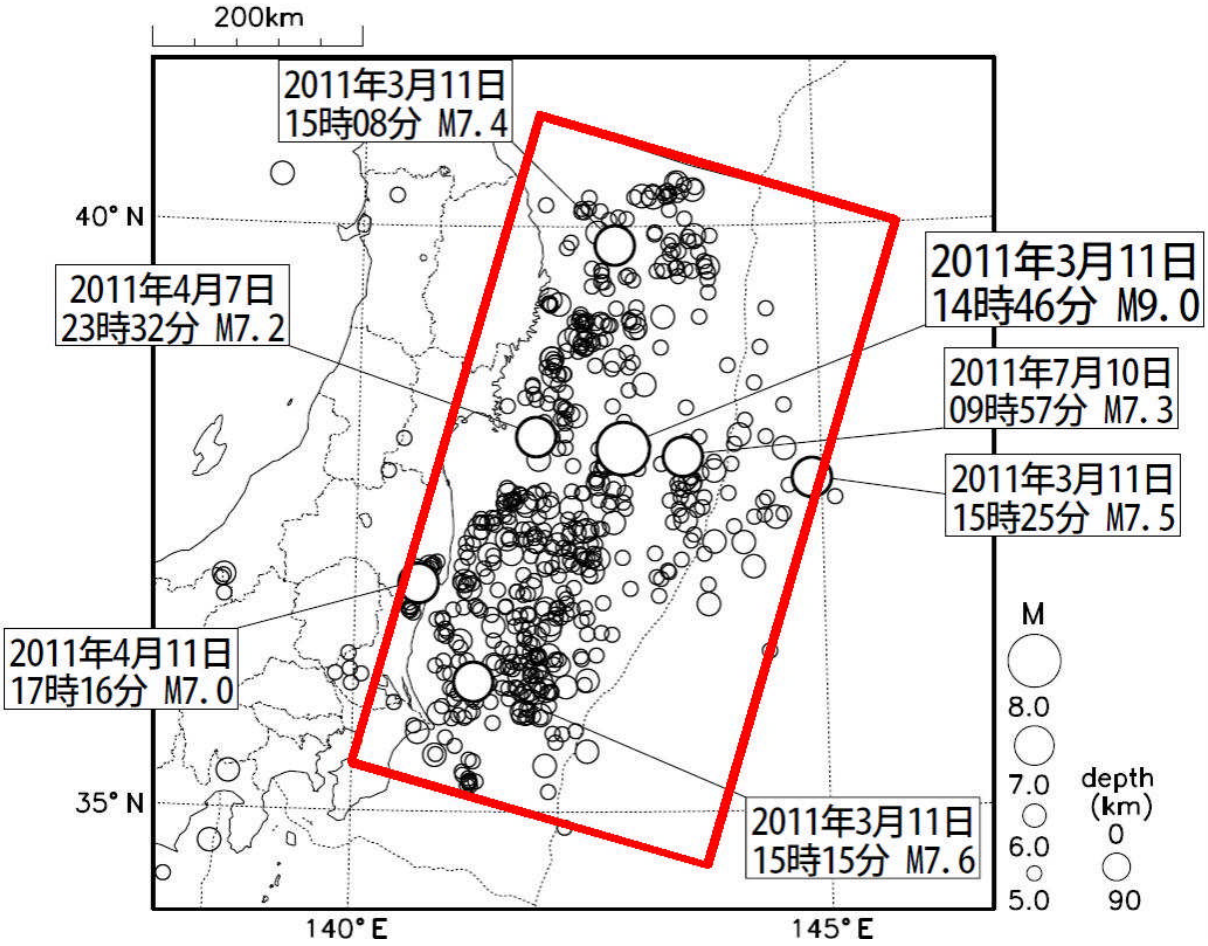

（気象庁 HP より）

（３）群馬県内の地震の状況

群馬県内では桐生市で最大震度６弱を観測した。それ以外の震度は以下の表のとおり。

震度別市町村					
震度	6弱	5強	5弱	4	3
市町村名	桐生市	前橋市 高崎市 太田市 沼田市 渋川市 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町	伊勢崎市 館林市 安中市 みどり市 吉岡町 中之条町 板倉町	藤岡市 富岡市 榛東村 上野村 神流町 甘楽町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 昭和村 みなかみ町 玉村町	下仁田町 南牧村
市町村数	1	9	7	１４	2

群馬県震度分布図

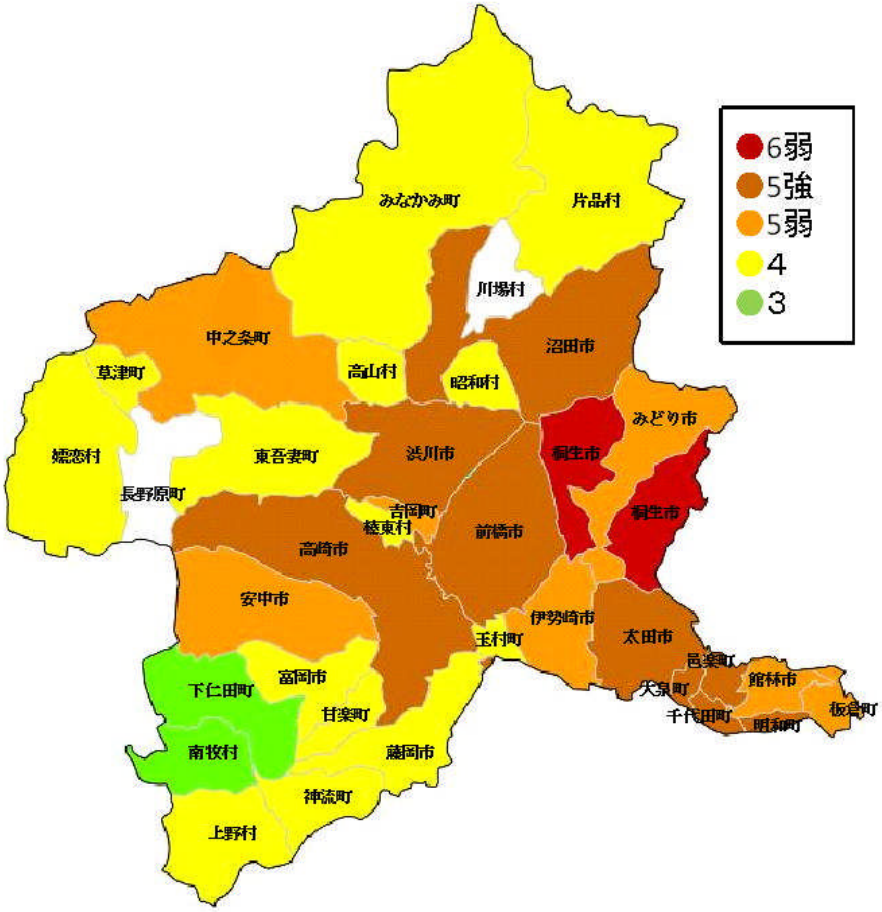

（４）最大震度別地震回数

全　国

（気象庁 HP より）

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
平成23年3月	1,724	927	400	115	18	6	2	3	1	3,196
平成23年4月	1,026	512	200	45	11	2	2	1	0	1,799
平成23年5月	565	254	78	18	2	0	0	0	0	917
平成23年6月	450	187	60	14	2	2	0	0	0	715
平成23年7月	393	148	35	11	2	3	0	0	0	592
平成23年8月	363	153	34	14	3	0	0	0	0	567
平成23年9月	301	106	44	10	1	2	0	0	0	464
平成23年10月	303	101	32	3	0	1	0	0	0	440
平成23年11月	232	88	28	6	2	1	0	0	0	357
平成23年12月	224	97	32	4	0	0	0	0	0	357
合計	5,581	2,573	943	240	41	17	4	4	1	9,404

群馬県

（気象庁 HP より）

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
平成23年3月	313	122	30	4	0	1	1	0	0	471
平成23年4月	116	39	13	7	0	0	0	0	0	175
平成23年5月	57	10	1	0	0	0	0	0	0	68
平成23年6月	29	9	0	0	0	0	0	0	0	38
平成23年7月	18	6	4	0	0	0	0	0	0	28
平成23年8月	25	8	3	0	0	0	0	0	0	36
平成23年9月	20	5	2	0	0	0	0	0	0	27
平成23年10月	15	4	0	0	0	0	0	0	0	19
平成23年11月	5	2	3	0	0	0	0	0	0	10
平成23年12月	16	4	0	0	0	0	0	0	0	20
合計	614	209	56	11	0	1	1	0	0	892

（５）余震活動領域内での地震（震度5弱以上）（本震含む）

No	発生月日	発震時刻	震源地	深さ	マグニチュード	最大震度	群馬県最大
1	3月11日	14:46	三陸沖	24	9.0	7	6弱
2	3月11日	14:51	福島県沖	11	6.8	5弱	
3	3月11日	14:54	福島県沖	36	5.8	5弱	
4	3月11日	14:58	福島県沖	23	6.4	5弱	
5	3月11日	15:06	岩手県沖	27	6.4	5弱	
6	3月11日	15:08	岩手県沖	32	7.4	5弱	
7	3月11日	15:12	福島県沖	27	6.1	5弱	
8	3月11日	15:15	茨城県沖	43	7.6	6強	
9	3月11日	16:29	岩手県沖	36	6.5	5強	
10	3月11日	17:40	福島県沖	27	6.1	5強	
11	3月11日	20:36	岩手県沖	24	6.7	5弱	
12	3月12日	22:15	福島県沖	40	6.2	5弱	
13	3月13日	8:24	宮城県沖	15	6.2	5弱	
14	3月14日	10:02	茨城県沖	32	6.2	5弱	
15	3月16日	12:52	千葉県東方沖	10	6.1	5弱	
16	3月19日	18:56	茨城県沖	5	6.1	5強	4
17	3月23日	7:12	福島県浜通り	8	6.0	5強	
18	3月23日	7:34	福島県浜通り	7	5.5	5強	
19	3月23日	7:36	福島県浜通り	7	5.8	5弱	
20	3月23日	18:55	福島県浜通り	9	4.7	5強	
21	3月24日	17:20	岩手県沖	34	6.2	5弱	
22	3月28日	7:23	宮城県沖	32	6.5	5弱	
23	3月31日	16:15	宮城県沖	47	6.1	5弱	
24	4月7日	23:32	宮城県沖	66	7.2	6強	4
25	4月9日	18:42	宮城県沖	58	5.4	5弱	
26	4月11日	17:16	福島県浜通り	6	7.0	6弱	4
27	4月11日	17:26	福島県中通り	5	5.4	5弱	
28	4月11日	20:42	福島県浜通り	11	5.9	5弱	4
29	4月12日	8:08	千葉県東方沖	26	6.4	5弱	
30	4月12日	14:07	福島県中通り	15	6.4	6弱	
31	4月13日	10:07	福島県浜通り	5	5.7	5弱	
32	4月21日	22:37	千葉県東方沖	46	6.0	5弱	
33	4月23日	0:25	福島県沖	21	5.4	5弱	
34	5月6日	2:04	福島県浜通り	6	5.2	5弱	
35	5月25日	5:36	福島県浜通り	7	5.0	5弱	
36	6月4日	1:00	福島県沖	30	5.5	5弱	
37	6月23日	6:50	岩手県沖	36	6.9	5弱	
38	7月23日	13:34	宮城県沖	47	6.4	5強	
39	7月25日	3:51	福島県沖	46	6.3	5弱	
40	7月31日	3:53	福島県沖	57	6.5	5強	
41	8月12日	3:22	福島県沖	52	6.1	5弱	
42	8月19日	14:36	福島県沖	51	6.5	5弱	
43	9月21日	22:30	茨城県北部	9	5.2	5弱	
44	9月29日	19:05	福島県浜通り	9	5.4	5強	
45	11月20日	10:23	茨城県北部	9	5.3	5強	

注：「群馬県最大」は震度4以上を観測したもののみ記載

２　その他地震の概要

余震以外の地震（最大震度5弱以上）(2011.3.11～2011.12.31)

No	発生 月日	発震 時刻	震源地	深 さ	マグニ チュード	最大 震度	最大震度 市町村	群馬県 最大 震度
1	3月12日	3:59	長野県北部	8	6.7	6強	長野県栄村	5強
2	3月12日	5:42	長野県北部	4	5.3	6弱	長野県栄村	3
3	3月12日	23:34	長野県北部	5	3.7	5弱	長野県栄村	1
4	3月24日	8:56	茨城県南部	52	4.8	5弱	茨城県鉾田市	3
5	4月1日	19:49	秋田県内陸北部	12	5.0	5強	秋田県大館市	－
6	4月2日	16:55	茨城県南部	54	5.0	5弱	茨城県鉾田市	4
7	4月12日	7:26	長野県北部	0	5.6	5弱	長野県栄村・木島平村	4
8	4月16日	11:19	茨城県南部	79	5.9	5強	茨城県鉾田市	4
9	4月17日	0:56	新潟県中越地方	8	4.9	5弱	新潟県津南町	3
10	4月19日	4:14	秋田県内陸南部	6	4.9	5弱	秋田県大仙市	－
11	6月2日	11:33	新潟県中越地方	6	4.7	5強	新潟県十日町	2
12	6月30日	8:16	長野県中部	4	5.4	5強	長野県松本市	1
13	7月5日	19:18	和歌山県北部	7	5.5	5強	和歌山県広川町 ・日高川町	－
14	7月15日	21:10	茨城県南部	66	5.4	5弱	栃木県真岡市	3
15	8月1日	23:58	駿河湾	23	6.2	5弱	静岡県東伊豆町・ 焼津市・静岡市駿河区	2
16	9月7日	22:29	日高地方中部	10	5.1	5強	北海道新ひだか町	－
17	10月5日	23:33	熊本県熊本地方	10	4.5	5強	熊本県菊池市	－
18	11月21日	19:16	広島県北部	12	5.4	5弱	広島県三次市	－
19	11月24日	19:25	浦河沖	43	6.2	5弱	北海道浦河町	－

第２節　福島第一原子力発電所事故の概要

１　事故の概要

平成 23 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖地震によって、東京電力の福島第一原子力発電所等で事故が起こる。

発電に使われた燃料からは高温の熱が発生するため、通常は運転停止後に原子炉内の水を循環させるなどして冷却する。また、発電で使い終えた燃料も、しばらくの間は高温であるためプールに貯蔵し、水を循環させ冷却する。

しかし、地震と津波によって、こうした冷却に必要な電源装置の機能が失われたことから、燃料が溶融し、さらに水素が発生して１、３、４号機で水素爆発が発生、これにより原子炉建屋などが破損、放射性物質が大気中に放出された。

東京電力(株)福島第一原発３号機（平成23年3月21日撮影）
（東京電力(株)提供）

（総務省消防庁HP「平成23年度版消防白書」より）

文部科学省及び群馬県による航空機モニタリングの測定結果について
（文部科学省がこれまでに測定してきた範囲及び群馬県内における地表面から1m高さの空間線量率）

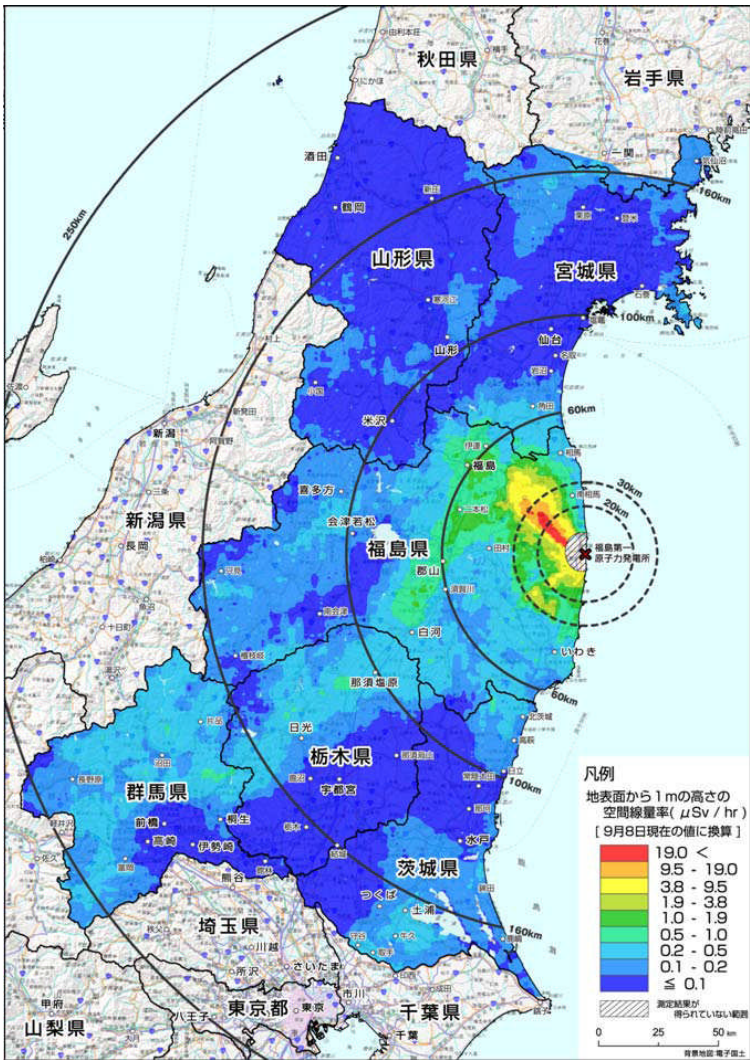

文部科学省報道提供資料（平成23年9月27日）
「文部科学省及び群馬県による航空機モニタリングの測定結果について」より

2　福島第一原子力発電所の事故の様子

福島第一原子力発電所時系列

福島第一原子力発電所（地震発生から1ヶ月間の様子）

	1号機		2号機		3号機		4号機	
3月11日	14:46	地震発生						
	14:47	外部電源喪失 非常用ディーゼル発電機起動	14:47	外部電源喪失 非常用ディーゼル発電機起動	14:47 14:48	外部電源喪失 非常用ディーゼル発電機起動		
	時刻不明	津波到達						
	15:37	全交流電源喪失	15:41	全交流電源喪失	15:38	全交流電源喪失	15:38	全交流電源喪失
	15:42	原災法第10条通報事象(全交流電源喪失)が発生したと事業者が判断	15:42	原災法第10条通報事象(全交流電源喪失)が発生したと事業者が判断	15:42	原災法第10条通報事象(全交流電源喪失)が発生したと事業者が判断		
	16:36	原災法第15条該当事象(非常用炉心冷却装置注水不能)が発生したと事業者が判断	16:36	原災法第15条該当事象(非常用炉心冷却装置注水不能)が発生したと事業者が判断	福島第一原子力発電所 一般配置図 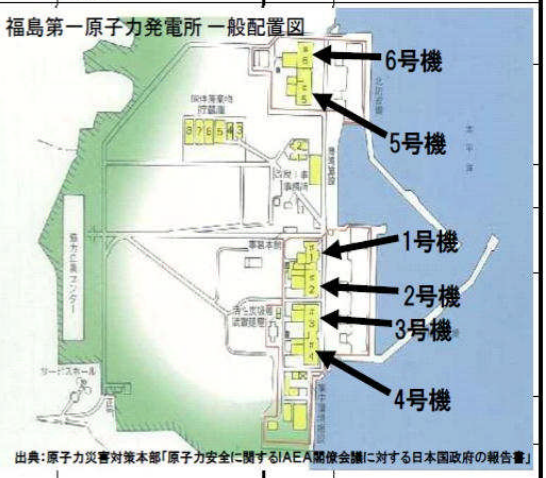 出典:原子力災害対策本部「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書」		
3月12日	5:14	構内における放射線量の上昇及びD/W圧力の低下傾向により、放射性物質が漏えいしていると事業者が判断	6:00～6:10頃	S/C付近において水素爆発と思われる衝撃音を確認(圧力抑制室付近で、大きな衝撃音)作業に必要な要員を残し避難				
	5:46	消防ポンプによる淡水注水を開始						
			8:25	原子炉建屋5階付近より、白い煙(湯気らしきもの)を確認				
	15:36頃	原子炉建屋上部で水素爆発と思われる爆発が発生(比較的強い「ゆれ」を感じるとともに、15時40分頃、1号機付近で発煙が上がっていることを確認)						
	19:04	原子炉への海水(ホウ酸なし)注入を開始						
	20:45	再臨界を防ぐためのホウ酸を投入開始						
3月13日					5:10	原災法第15条事象(原子炉冷却機能喪失)に該当すると事業者が判断		
3月14日			18:22	原子炉水位TAFから-3700mmに到達、燃料全体が露出したものと判断	11:00頃	原子炉建屋上部での水素爆発と思われる爆発が発生(爆発らしき事象が発生、白煙が上がった模様)		
3月15日		4号機 破損の様子 出典:東京電力(株)「東日本大震災における原子力発電所の影響と現在の状況について」					6:00～6:10頃	大きな衝撃音が発生。原子炉建屋屋根付近にて、損傷を発見
							8:11	原子炉建屋に損傷が確認され、正門付近で500μSv/hを超えたことから15条報告事象(火災、爆発等による放射性物質の異常放出)が発生したと事業者が判断
3月16日					8:30頃	3号機から白煙が大きく噴出	10:43	3号機から白い湯気のようなものがでていることから、屋外業を中止、緊急対策室への避難を指示(2.9mSv/h 10:55 正門)
3月17日					9:48	ヘリによる使用済燃料プールへの海水放水開始		
3月21日			18:20頃	原子炉建屋にて確認されている白いもや状の煙(湯気)は、新たに原子炉建屋の屋上屋根部から出ていることを確認	15:55頃	原子炉建屋、屋上南東側より、やや灰色がかった煙が発生		
3月22日			16:07	使用済燃料プールへの海水注水開始				
3月23日					16:20頃	原子炉建屋付近より、やや黒煙が発生		
4月11日					17:16頃	地震発生により、1，2号機(東北電力線)の外部電源は停止し、原子炉注水ポンプが停止		

※5号機6号機については定検停止中であったため省略。

【参考資料：原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について－(原子力災害対策本部)を元に作成】

第２章　被害の概要

第１節　東北地方等被災地の被害の状況

１　都道府県別被害の状況

都道府県別被害の状況（H24.3.11 17:00現在）　※総務省消防庁災害対策本部集計

都道府県	人的被害						住家被害					火災
	死者	行方不明	負傷者	重傷	軽傷	程度不明	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
北海道	1		3		3			4	7	329	545	
青森県	3	1	110	25	85		306	701	835			5
岩手県	4,671	1,249	198			198	20,184	4,562	7,723	1,761	323	34
宮城県	9,544	1,688	4,133	499	3,562	72	84,728	147,156	221,885	15,403	12,842	135
秋田県			11	4	7				5			1
山形県	2		40	9	31			11	987			
福島県	1,997	53	182	20	162		20,160	65,412	148,229	1,053	340	11
茨城県	24	1	709	33	676		2,717	23,951	179,551	1,721	708	31
栃木県	4		134	7	127		265	2,076	69,630			
群馬県	1		41	14	27			7	17,246			2
埼玉県			104	10	94		24	194	16,161			12
千葉県	20	2	251	25	226		798	9,924	47,690	154	722	16
東京都	7		117	20	97		15	201	4,777			31
神奈川県	4		134	17	117			39	445			6
新潟県			3		3				17			
山梨県			2		2				4			
長野県			1		1							
静岡県			3	1	2						5	
三重県			1		1					2		
大阪府			1		1							
徳島県										2	9	
高知県			1		1					2	8	
計	16,278	2,994	6,179	684	5,225	270	129,197	254,238	715,192	20,427	15,502	284

宮城県気仙沼市の被害状況
津波に流され家屋の基礎のみ残されている

宮城県南三陸町の状況
沿岸部の水門が破壊されている

宮城県南三陸町の状況
道路が津波によって破壊されている

宮城県女川町の状況
建物の上に車が仰向けに乗り上げている

２　各都道府県避難者の状況

各都道府県から報告のあった避難されている避難者数（消防庁災害対策本部集計）

		避難者数									
		H23.3.31 14:00	H23.4.28 11:00	H23.5.26 11:00	H23.6.30 15:00	H23.7.28 15:00	H23.8.25 18:00	H23.9.28 17:00	H23.10.11 17:00	H23.11.11 17:00	H23.12.11 17:00
北海道		－	8	－	－	－	－	－	－	－	－
青森県		270	27	－	－	－	－	－	－	－	－
岩手県		43,389	41,985	27,919	10,583	6,694	1,681	1,416	1,434	1,427	1,536
	県内避難者(注1)	43,272	41,521	27,279	9,339	5,380	341	4	－	－	－
	県外避難者	117	464	640	1,244	1,314	1,340	1,412	1,434	1,427	1,536
宮城県		75,772	42,517	31,795	22,277	17,392	12,871	10,426	9,201	8,576	8,623
	県内避難者(注1)	74,828	39,941	27,753	16,000	10,699	6,038	2,072	743	47	20
	県外避難者	944	2,576	4,042	6,277	6,693	6,833	8,354	8,458	8,529	8,603
山形県		1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
福島県		88,558	83,780	99,009	83,353	73,925	64,300	55,002	55,118	57,384	59,509
	県内避難所入所者	29,762	26,416	24,131	19,612	13,389	6,716	106	94	217	45
	県外避難者	29,419	30,376	35,670	35,892	46,295	51,576	54,896	55,024	57,167	59,464
	上記以外(注2)	－	26,988	39,208	27,849	14,241	6,008	－	－	－	－
茨城県		748	148	－	－	－	－	－	－	－	－
栃木県		58	4	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉県		347	－	－	－	－	－	－	－	－	－
新潟県		10	221	－	－	－	－	－	－	－	－
長野県		315	211	－	－	－	－	－	－	－	－
計		209,468	168,901	158,723	116,213	98,011	78,852	66,844	65,753	67,387	69,668

(注1)岩手県、宮城県についてはH23.9.28から調査項目が「県内避難所入所者」となる。
(注2)「上記以外」は避難先が把握できていない方々の数である。
(注3)集計数については時点集計であり、当該月の最新のとりまとめにより集計したものである。

第２節　群馬県内の地震による被害の状況

１　人的被害

人的被害については、死者 1 名、重傷者 14 名、軽傷者 27 名の計 42 名となっている。

２　住家被害

住家被害については、半壊 7 棟、一部破損 17，246 棟の計 17，253 棟となっている。東毛地区周辺において被害が大きくなっていることがわかる。

（平成 24 年 3 月 11 現在）

市町村	人的被害			住家被害	
	死者	重傷者	軽傷者	半壊	一部破損
前橋市			1		2,211
高崎市		2	4	2	1,194
桐生市			1	2	2,739
伊勢崎市		4	2		2,706
太田市		1	10		2,473
沼田市			1		56
館林市	1		1		990
渋川市		1	1	1	740
藤岡市					58
富岡市		3	1		17
安中市		2			139
みどり市					179
榛東村					13
吉岡町		1			4
甘楽町					2
中之条町			1		2
草津町			1		
高山村					5
東吾妻町					15
片品村					4
川場村					5
昭和村					93
玉村町					51
板倉町			1		243
明和町					481
千代田町					494
大泉町				2	1,122
邑楽町			2		1,210
計	1	14	27	7	17,246

３　公共施設被害

（１）公共土木施設

①　概　要

群馬県内の公共土木施設の被害は４箇所で 34,548 千円である。その内訳は、県管理の橋梁が１箇所、県管理の砂防施設が１箇所、市町村管理の都市公園が２箇所である。

公共土木施設被害概要

区　分	箇所数	被害金額(千円)
橋梁		
県管理	1	23,313
市町村管理		
砂防施設		
県管理	1	6,758
市町村管理		
公園		
県管理		
市町村管理	2	4,477

注）箇所数・被害金額については、公共事業費の災害査定をもとに記載

②　道　路

ア　道路通行規制の状況

国道３５４号の佐波郡玉村町と伊勢崎市の行政界を流れる利根川に架かる「五料橋」において、上部工（橋桁）と下部工（橋脚など）の取付け部材である「支承」が被災し、橋面上に４ｃｍの段差が生じたため、３月１１日(15:20)から全面通行止めとした。

３月１４日(16:00)から自転車、歩行者のみ通行解除し、４月１日(12:00)から全面解除し最徐行による通行が可能となった。

イ　被害状況

県管理道路では、国道３５４号の「五料橋」における支承が被災した。

被害額は23,313千円となった。

また地震発生直後、速やかに県内の道路パトロールを実施し、上記１箇所以外の道路構造物では異常が発生していないことを確認した。

地震に伴い橋面に４㎝の段差発生（国道３５４号：五料橋）

③　河　川

県管理河川では、一級河川新堀川（邑楽郡邑楽町篠塚）において、地震により柵渠構造の護岸が傾き、変状が生じた。これに伴い当該河川の背後地にある町道の舗装にひび割れが発生した。本県の県管理河川における被害は１河川２箇所において、1,669千円となった。

地震に伴い護岸が変状し町道にひび割れ発生
（新堀川：邑楽郡邑楽町篠塚地先）

町道にひび割れ発生
（新堀川：邑楽郡邑楽町篠塚地先）

（参考）国管理の公共土木施設の被害状況

直轄河川（国土交通省渡良瀬川河川事務所）

番号	河川名	左右岸	距離標	箇所名	被災内容
1	桐生川	右	9.2k	桐生市	天端ｸﾗｯｸL=5m、石積崩壊
2	藤川	左	NO.8	邑楽町	天端ｸﾗｯｸL=100m
3	渡良瀬川	右	24.0k	館林市	天端ｸﾗｯｸL=7m
4	渡良瀬川	右	21.75k	館林市	天端ｸﾗｯｸL=50m
5	渡良瀬川	右	18.5k	板倉町	坂路取付部ｸﾗｯｸL=16m
6	渡良瀬川	右	17.25k	板倉町	天端ｸﾗｯｸL=250m

直轄河川（国土交通省利根川上流河川事務所）

番号	河川名	左右岸	距離標	箇所名	被災内容
1	利根川	左	158.5k	千代田町	赤岩渡船場の舗装及び砕石部に亀裂L=40m、ｸﾗｯｸ3箇所 液状化現象
2	利根川	左	155.4k	千代田町	高水敷管理用通路の約100mに亀裂（亀裂幅最大=3～4cm）

④　砂　防

県管理砂防施設では、渡良瀬川支川鳥井沢（桐生市黒保根町下田沢）において、地震により渓流保全工（ブロック積護岸）が崩壊した。

被害額は6,758千円となった。

また、地震発生直後、速やかに県内の砂防施設の緊急点検を実施し、上記１箇所以外の砂防施設では異常が発生していないことを確認した。

地震により渓流保全工が崩壊
（鳥井沢：桐生市黒保根町下田沢地先）

⑤　公　園

公園施設では、東毛地区の二つの都市公園(近藤沼公園(館林市)、中野沼公園(邑楽郡邑楽町))において、液状化現象や地盤沈下による被害が発生し、被害額は 4,477 千円となった。

また地震発生直後、速やかに県内の都市公園施設の被害状況調査を実施し、上記２箇所以外の都市公園施設では異常が発生していないことを確認した。

園路にひび割れ発生(近藤沼公園(館林市))

桟橋の沈下(中野沼公園(邑楽郡邑楽町))

(２)農林水畜産施設

①　農業関係（水畜産関係を含む）

ア　概　要

被災した市町は９市町にわたり、34 か所、268,256 千円余の被害となった。

被害額全体のうち、ため池の被害が９割以上を占めた。

被害の内容は、ため池の亀裂、堤体護岸の崩落、パイプラインの破損、ライスセンターのコンベア倒壊や生産資材倉庫の天井崩壊といった被害があげられる。

区　　分	被害箇所数	被害金額（千円）	主な被害内容
農業関係	34	268,256	
農地	－	－	－
ため池	5	250,000	堤体護岸の崩落、堤体上道路へのクラックの発生
農道・橋梁	－	－	－
水路	27	12,000	パイプラインの破損など
その他施設	2	6,256	ライスセンター、生産資材倉庫

※その他施設は、東日本大震災生産対策交付金事業や農林水産業共同利用施設災害復旧事業費額

イ　ため池

被害は５か所に及んだ。高崎市の鳴沢貯水池（鳴沢湖）、藤岡市の大谷池（三名湖）、牛秣貯水池、小宮池の３か所、みどり市の阿左美新沼の１か所となっている。

被害内容は、波返しブロックの崩落、堤体上部の管理用道路へのクラック発生などであり、漏水等の報告はなかった。この中でも鳴沢貯水池と大谷池については比較的大きな被害となった。

↑ 大谷池（藤岡市）

↑ 鳴沢貯水地（高崎市）

◆ため池の被害状況

馬　群馬　2011年（平成23年）3月14日（月）

知事が被害施設視察

大澤正明知事が13日、東日本大震災で被害が出た農業用施設などを視察した。

高崎市箕郷町富岡の鳴沢湖堤防では、担当者から被害状況や今後の対策について説明を受けた。大澤知事は「水が必要な田植えに大きな影響を与えないと聞き、ほっとした」などと述べ、藤岡市の三名湖に向かった。

鳴沢湖堤防の亀裂を視察し、担当者から説明を聞く大澤知事（左から２人目）

鳴沢湖では堤防（高さ21㍍、長さ313㍍）の2カ所で亀裂が確認された。一つは湖側斜面で長さ28・2㍍、幅23㌢、深さ10㌢。もう一つは堤防上の舗装道路で長さ42㍍、幅28㌢、深さ74㌢の亀裂ができた。

高崎市は、雨水などが入って亀裂が拡大しないようビニールシートで覆い、水位も護岸ブロックの基礎が見えるまで低下させる予定。【増田勝彦】

3月13日に大澤知事が鳴沢貯水池と大谷池の被害状況を視察
（「毎日新聞」より）

ウ　用排水施設

被害は２７か所に及んだ。そのうち、２６か所が群馬用水土地改良区の施設である。被害は広域にわたっており（前橋市、高崎市、桐生市、沼田市、渋川市、吉岡町）、内容はパイプライン施設の継ぎ手部分の破損による漏水がほとんどで、小規模なものが多かった。

エ　その他施設

ライスセンターや生産資材倉庫で被害が発生した。邑楽町のライスセンターでは搬送用コンベア・昇降機の倒壊や集塵装置等が一部破損し、前橋市にある生産資材倉庫では天井の一部崩落・壁の亀裂や敷地内舗装の亀裂・沈下などの被害を受けた。

② 林業関係

ア 概 要

被災した市町村は９市町村にわたり、17ヵ所、201,020千円の被害となった。

特に渋川市及び桐生市並びにみどり市が被害箇所数で約６割、被害額も約６割を占め、大きな被害を受けた。

被害内容は、激震部を中心に林道法面の崩壊や落石、林地崩壊が主であった。

なお、みどり市の治山施設の被害１ヵ所については、４月11日に発生した余震の影響によるものである。

イ 治 山

治山施設の被害としては、みどり市東町荻原（ワミ）地内の１ヵ所で、山腹斜面の崩壊により固定工が変位した。

また、林地の崩壊は、渋川市小野子（大藪）地内ほか６ヵ所で、山腹斜面からの落石及び崩壊による被害が発生した。

ウ 林 道

市町村が管理する林道において、４市３町の８路線９カ所で被害が発生したが、いずれも小規模な被害であった。

被害内容は、地震の揺れによる法面崩落、落石による破損、路面クラックがあった。

林業関係の被害状況

市町村名	箇所数		被害金額（千円）		
	治山	林道	林地崩壊	治山施設	林道被害
渋川市	2	1	80,000		25
前橋市		1			380
吉岡町		1			95
高崎市	1		2,000		
神流町		1			20
中之条町		2			20
昭和村	1		80,000		
桐生市	3	1	35,000		95
みどり市	1	2		3,000	385
合 計	8	9	197,000	3,000	1,020
	17		201,020		

落石による市道被害＝３月、渋川市小野子

落石による市道被害＝３月、みどり市

（３）社会福祉施設、医療施設等

①　社会福祉施設

介護高齢課所管施設については、老人福祉施設 41 施設、介護老人保健施設 31 施設、介護療養型医療施設 5 施設、有料老人ホーム 18 施設、適合高齢者専用賃貸住宅 1 施設で、合計 96 施設であったが、いずれも全壊・半壊等の大きな被害はなかった。

区　　分	箇所数
老人福祉施設	41
介護老人保健施設	31
介護療養型医療施設	5
有料老人ホーム	18
適合高齢者専用賃貸住宅	1
合　　計	96

県内３カ所の救護施設については、１施設でボイラーの配管に不都合が生じたが 12 日に復旧することができ、施設の利用に大きな影響を及ぼす被害はなかった。

児童福祉施設などについては、東毛地域を中心とした 16 市町村で、児童館 7 か所、放課後児童クラブ 10 か所、保育所 64 か所など、合わせて 83 か所で被害があった。

被害内容は、建物の内壁や外壁の亀裂、天井板の落下、設備等の故障、水道管の破損、照明器具の落下などであった。

児童福祉施設などの被害状況

区　　分	箇所数
児　童　館	7
放課後児童クラブ	10
保　育　所	64
母子生活支援施設	1
児童自立支援施設	1
合　　計	83

障害者施設のうち、身体障害者施設が 2 か所、知的障害者施設が 2 ヶ所、精神障害者施設が 1 ヶ所、重症心身障害児施設が 1 ヶ所、合わせて 6 ヶ所で被害があった。

被害内容は、ボイラーの故障、駐車場アスファルトの亀裂、浄水槽モーターの故障等があったが、施設の利用に大きな影響を及ぼすものではなかった。

障害者施設の被害状況

区　　分	箇所数
身体障害者施設	2
知的障害者施設	2
精神障害者施設	1
重症心身障害児施設	1
合　　計	6

②　医療施設等

県内の医療施設等については、東毛地域を中心に県内全域で、78 か所に被害があった。東毛地域の２か所の病院で一時的に入院の受入れを制限したほかは、施設の利用に大きな影響を及ぼす被害はほとんどなかった。

医療機関等の施設被害状況

区分	被害箇所数	設置数	被害割合
病院	62	133	46.6％
診療所	1	1,607	0.1％
歯科診療所	9	972	0.9％
看護師養成所	6	20	30.0％
合計	78	2,771	2.8％

（４）学校・文化財等

①　学校施設（大学を除く）

ア　公立学校施設

県内の公立学校施設については、県及び 20 市町村が設置する計 252 の学校で被害があり、被害金額は、306,626 千円となっている（平成 23 年 3 月 25 日現在）。

大破（全・半壊等）の事案はなかった。

公立学校の被害状況（学校数）

区　分	市町村立	県立	公立計
幼稚園	5		5
小学校	119		119
中学校	63		63
高等学校	2	49	51
中等教育学校		1	1
特別支援学校	1	11	12
共同調理場	1		1
計	191	61	252

イ　私立学校施設

県内の私立学校施設については、幼稚園、小中高等学校、専修学校等、全 229 校中 46 校（園）で被害があったが、壁のひび割れやガラスの破損などの軽微な被害が多かった。

しかし、一部の学校では、校舎の各所が損壊し、授業での使用に堪えなくなる被害も発生した。

私立学校の被害状況（学校数）

区　分	学校数	人的被害	物的被害
幼稚園	124	0	17
小学校	1	0	0
中学校	5	0	1
高等学校	13	0	6
中等教育学校	1	0	0
特別支援学校	1	0	1
専修学校	60	0	18
各種学校	24	0	3
計	229	0	46

②　文化財関係

県内の文化財については、13 市町で国・県・市町指定文化財（建造物、彫刻、史跡、天然記念物）及び国登録有形文化財の計 170 件に被害があった。

文化財の被害状況

区　　分	件　　数
国指定文化財	18
県指定文化財	22
市町指定文化財	41
国登録有形文化財	89
合　　計	170

桐生市内の国登録有形文化財（建造物）の被災状況

館林市内の県指定史跡
榊原康政の墓の被災状況

③　その他

ア　社会教育施設

県有施設（７施設）において、施設の破損や機械設備に不具合等が生じた。

また、市町村所管の公民館等社会教育施設においては、6 市 4 町 1 村（計 36 施設）で、一部破損などの被害が発生した。

イ　社会体育施設

体育館、武道館、プール、野球場など、県有 1 施設、10 市 2 町 36 施設、計 37 施設で一部損壊などの被害が発生した。

ウ　その他の教育機関

県総合教育センターにおいては、本館棟の階段室壁面ボード一部落下・亀裂発生、教科書収蔵庫等の可動式書架破損・転倒、加湿用設備配管からの漏水等及び体育研修棟の天井断熱ボード落下・出入口土間沈下などの被害が発生した。

また、文書館においては、外壁・床の亀裂、雨水の浸透、電動書架の操作不能などの被害が発生した。

（５）その他

①　県関係行政庁舎等

・県庁舎（行政庁舎）	庁内の一部でクロスの破れや断水が発生
・前橋合同庁舎	建物壁にヒビ、タイル目地はがれ
・伊勢崎合同庁舎	玄関ガラスにヒビ、換気用制気口落下
・高崎合同庁舎	玄関ガラスにヒビ、壁のヒビ拡大
・吾妻合同庁舎	屋上高架水槽基礎にヒビ
・利根沼田県民局庁舎	壁にヒビ発生等あり
・太田合同庁舎	別館との連絡通路つなぎ部分に亀裂
・桐生合同庁舎	玄関ガラス割れる、床盛り上がり
・西部保健福祉事務所	外壁の落剥、タイル剥離、床・柱・壁などの亀裂
・渋川保健福祉事務所	柱・壁に軽度の亀裂
・ぐんま学園	柱・壁に軽度の亀裂
・県衛生環境研究所	柱・壁に軽度の亀裂
・群馬産業技術センター	多目的ホールの天井に設置された空調カバーが落下
・繊維工業試験場	外壁にヒビ、天井パネル落下
・県勤労福祉センター	体育館の天井ボード連結部破損し、一部が落下
・前橋産業技術専門校	空調配管破損
・太田産業技術専門校	外壁タイルにヒビ。

② 廃棄物処理関係施設

一般廃棄物処理施設の被害額は、４市２町２一部事務組合の１１施設で総額106,966 千円であった。市町や組合は、応急復旧の処置を講ずることにより施設稼働の確保を図りつつ、全ての施設の本格復旧工事を進めている。

設置者	施設名称	被害状況	被害金額（千円）
伊勢崎市	境清掃センター(ごみ焼却施設：休止中)	煙突一部破損	42,578
	清掃リサイクルセンター２１（ごみ焼却施設）	焼却設備一部破損	19,950
太田市	太田市清掃センター第３号焼却炉(ごみ焼却施設)	焼却設備一部破損	31,080
	太田市清掃センター第４号焼却炉(ごみ焼却施設)	建屋部分等一部破損	
藤岡市	藤岡市清掃センター(ごみ焼却施設・資源化施設)	焼却設備等一部破損	10,395
安中市	碓氷川クリーンセンターごみ処理施設(ごみ焼却施設)	白煙防止装置一部破損	299
草津町	草津町クリーンセンター(ごみ焼却施設)	煙突一部破損	2,047
みなかみ町	奥利根アメニティパークリサイクルプラザ(粗大ごみ処理施設)	運転管理設備一部破損	443
	奥利根アメニティパークし尿処理施設(し尿処理施設)	付帯設備一部破損	
太田市他三町広域清掃組合	リサイクルプラザ(粗大ごみ処理施設)	輸送用コンテナ破損	100
富岡甘楽衛生施設組合	衛生管理センター(し尿処理施設)	処理設備一部破損	74
合計			106,966

③ その他

・河川環境への影響

栃木県内の足尾鉱山堆積場の堆積物が渡良瀬川に流出してその一部が県内へも流下し、一時期、有害物質が水質環境基準値を超過するなどの環境被害が生じたが、流出現場の復旧指導や河川水質の監視を行うとともに、利水者等関係機関にこれらの情報を逐次伝達した結果、健康被害等は生じなかった。流出現場の復旧作業は 4 月 23 日(土)までに完了した。

・つつじが岡公園

明治末期に建造された旧秋元別邸において、ガラスの割れや漆喰壁の破損がみられ補修を実施した。

・公営住宅

県及び市町村が運営する公営住宅では、県東部から中央部の団地で軽微な被害を受けた。被害の内容は、主に屋根瓦の破損、外壁などのひび割れであり、入居者への影響はほとんどなく、補修を行い復旧した。

4　ライフラインの被害

（1）電　力

①　県内の状況

地震発生直後、群馬県内で約 226,000 軒の停電が発生した。3 月 12 日 5 時 5 分には県内全域で停電が解消した。

②　企業局発電施設

地震発生直後の停電（配電線の停止）に伴い、全 33 発電所の内、狩宿、狩宿第二、日向見、中之条ダム、桐生川、東第二、天狗岩、小坂子の 8 発電所が運転を停止したが、3 月 15 日までに全て復旧した。

（2）上水道、下水道

①　上水道

ア　県内被害概要

水道への被害としては、地震の揺れにより県内 20 市町村で水道管等が損傷を受けた。それにより県内 11 市町村で断水等の被害が発生した。累計断水戸数は 1,949 戸にのぼったが、応急復旧により翌日には解消された。

その後、東京電力の計画停電実施の発表を受け、各水道事業者は非常用電源用燃料の確保に奔走した。震災の影響による燃料供給不足もあり、確保は困難を極めた。比較的小規模な水道施設には非常用自家発電施設が整備されていない箇所もあり、そのうち配水に動力が必要な施設では停電時に断水し、県内 7 市町村で累計断水戸数は 1,891 戸にのぼった。（マンション等、受水者の施設内で電力を必要とする施設の停電に伴う断水を除く。）

また、地震や計画停電に伴い、赤水の発生が報告された。水道管内部の水圧の変化等で鋼管内の錆びが浮き出たものと考えられ、各市町村の排水処理等により改善された。

上記燃料の他に消毒剤等（次亜塩素酸ナトリウム等）についても一時供給が止まったが、西日本地域からの搬送等により供給が再開された。

イ　企業局関係施設

・水道施設

県央第一水道、新田山田水道は浄水場内及び送水管路に目立った被害はなかった。

東部地域水道では館林市下三林、千代田町木崎、明和町矢島地内の 3 カ所で空気弁から漏水が見られたが、応急措置により復旧し、給水停止はなかった。

県央第二水道では、高区調整池の流量計室から漏水が見られたが、応急措置により復旧し、給水停止はなかった。

・工業用水道施設

渋川工業用水道は被害がなかったが、東毛工業用水道は、八斗島工業団地、境上部工業団地、新田西部工業団地、千代田工業団地等で送水管路の空気弁や可撓管からの漏水が 10 カ所あったが、翌日には復旧し、給水停止はなかった。

②　下水道

ア　県内被害概要

県及び市町村が管理する下水道施設の被害状況は、県管理の一部の処理場土木施設の軽微な被害のみであり、下水道処理施設（沈でん池等）や、下水管路施設に被害はなく、下水道は地震の影響を受けず、継続して汚水処理を行える状況であった。

イ　県関係施設

県が所管する流域下水道の奥利根水質浄化センターほか５処理場についての被害は建物内の壁材、床面のひび割れ、剥離程度で下水処理に影響を与える被害はなかった。下水管路のマンホール、ポンプ場設備についても被害はなかった。

下水管路のマンホール等については、管渠事故時対応マニュアルに基づきパトロールを実施したところ異常はなかった。

各水質浄化センター及びポンプ場の設備点検を実施したところ以下のとおり建物の壁面、床、配管等に小規模な損傷を確認した。

地震直後（3月11日、12日）の設備点検結果

処理区名	下水処理場･ポンプ場
奥利根処理区	奥利根水質浄化ｾﾝﾀｰ：壁面タイルの剥離、壁材のクラック等
県央処理区	県央水質浄化ｾﾝﾀｰ：水処理装置一部漏水、壁面クラック等
桐生処理区	桐生水質浄化ｾﾝﾀｰ：床、壁クラック、ポンプ異音等
西邑楽処理区	西邑楽水質浄化ｾﾝﾀｰ：連絡通路や玄関上がり口の低下
新田処理区	利根備前島水質浄化ｾﾝﾀｰ：被害なし
佐波処理区	平塚水質浄化ｾﾝﾀｰ：被害なし

震災直後、汚泥処理会社が震災による設備の被害や計画停電により汚泥の受入れを中止したため、各水質浄化センターは汚泥搬出ができない状況になった。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴い奥利根水質浄化センターを除く５処理場は３月１４日から４月７日まで計画停電が実施された。停電時においては県央、桐生及び西邑楽水質浄化センターでは自家用発電機により対応し、利根備前島及び平塚水質浄化センターでは汚水を管渠内で一時貯留し対応した。

（３）ガ　ス

ガス関係の被害件数は、藤岡市内で 3,500 戸であった。

（４）電　話

電話の通話不能状態被害は、甘楽町内で 4,298 戸、板倉町内で 5,300 戸であった。

５　公共交通機関の被害

（１）鉄道

地震発生直後、直ちに県内鉄道全路線（ＪＲ・私鉄４社）は運転を見合わせ、各路線の被害を確認した。そのうち列車運行の支障となる被害は、わたらせ渓谷鐵道㈱におけるＪＲ桐生駅の橋脚破断と沢入－原向駅間の土砂流出(約 100 ﾄﾝ)であった。

震災当日は県内全線で運転を見合わせたが、翌日から運転を一部再開した。しかし、３月１４日からの計画停電の実施により、多くの鉄道路線が長期間の運休を余儀なくされた。

①　ＪＲ東日本

ＪＲ東日本㈱の列車や信号機の保安設備等は自営電力のほか、東京電力㈱から受電し運行している。また、東京電力㈱からの受電は線区や地域によって異なるため、列車の運行中に計画停電が実施された場合、列車の緊急停車や踏切等の誤作動の恐れがあった。そのため、地震後の数日間は、主に自営電力の線区や地域で運行していた。

しかし、計画停電の対象である上越線は新潟・東北方面の物流の重要ルートであり、復旧支援で早急に運行する必要があるため、東京電力㈱との協議の結果、計画停電の対象外となり運転を再開した。

また、信越線は自営電力を受電していなかったが自営電力を供給し、さらに一部の変電所が計画停電の対象外になったことから運転を再開した。

両毛線、吾妻線、八高線は東京電力㈱からの受電で運行しており自営電力では運行できない。また、いずれも踏切が多い線区であり、さらに複数の計画停電グループに属したため運休が続いた。

その後、東京電力㈱との協議の結果、一部の変電所が計画停電の対象外になり、さらに停電時の踏切対応に必要な人員を確保したことから、順次運転を再開した。

［主な復旧経緯］

3月11日	・全線運休
12日	・徐行運転により一部列車の運転再開
3月15日	・上越線　（　高崎 - 新前橋 10%程度　運行 ）
〃	・高崎線　（　全線　70%程度　運行 ）
16日	・信越線　（　高崎 - 安中 30%程度　運行 ）
17日	・上越新幹線 （ 通常どおり運行 ）
〃	・長野新幹線 （ 通常どおり運行 ）
18日	・上越線　（ 新前橋 - 水上 30%程度　運行 ）
20日	・両毛線　（　高崎 - 伊勢崎 10%程度　運行 ）
21日	・両毛線　（　高崎 - 伊勢崎 20%程度　運行 ）
23日	・両毛線　（　高崎 - 伊勢崎 30%程度　運行 ）
28日	・信越線　（　全線　60%程度　運行 ）
〃	・吾妻線　（　渋川 - 中之条 朝夕１往復運行 ）
29日	・吾妻線　（　渋川 - 長野原草津口 50%程度　運行 ）
30日	・両毛線　（　高崎 - 桐生 50%程度　運行 ）
31日	・高崎線　（ 通常どおり運行 ） ※ 普通列車に限る
〃	・上越線　（ 通常どおり運行 ）
〃	・信越線　（ 通常どおり運行 ）
〃	・両毛線　（ 通常どおり運行 ）
〃	・吾妻線　（ 通常どおり運行 ） ※ 特急列車を除く
4月 1日	・八高線　（ 通常どおり運行 ）
〃	・湘南新宿ﾗｲﾝ（ 通常どおり運行 ）

② 東武鉄道

東京電力㈱との協議の結果、一部の変電所が計画停電の対象外になったことから、ほぼ通常どおりの運行になった。

［主な復旧経緯］

3月11日	・全線運休
12日	・一部列車の運行再開
3月15日	・小泉線　（　50%程度　運行 ）
〃	・桐生線　（　50%程度　運行 ）
〃	・佐野線　（　50%程度　運行 ）
16日	・日光線　（　一部運行 ）
19日	・伊勢崎線　（　50%～70%程度　運行 ）
4月 4日	・全線　（ 通常どおり運行 ） ※ 特急列車を除く

③ 上毛電鉄

計画停電時は運休していたが、東京電力㈱との協議の結果、変電所が計画停電の対象外になったことから、ほぼ通常どおりの運行になった。

［主な復旧経緯］

3月11日	・全線運休
3月12日	・上毛電気鉄道（ 一部運休 ）
28日	・上毛電気鉄道（ 通常どおり運行 ）

④ 上信電鉄

計画停電時は運休していたが、東京電力㈱との協議の結果、変電所が計画停電の対象外になったことから、ほぼ通常どおりの運行になった。

［主な復旧経緯］

3月11日	・全線運休
3月12日	・上信電鉄　（ 一部運休 ）
4月 8日	・上信電鉄　（ 通常どおり運行 ）

⑤　わたらせ渓谷鐵道

車両はディーゼルカーであるが、信号や踏切は東京電力㈱の受電により作動している。複数の計画停電のグループに属していたが、停電時にはバックアップ用のバッテリーで対応するなどして、計画停電にかかわらず運行できるようにした。

［主な復旧経緯］

3月11日	・全線運休
12日	・一部区間で運転再開
3月17日	・相老 - 神戸 6往復
〃	※ 神戸 - 間藤 バス代替輸送
4月 1日	・通常どおり運行

地震直後の混乱状況（3月11日15:20＝ＪＲ高崎駅）

（２）路線バス

震災の影響により燃料の供給が滞ったことから、一部路線で減便を行った。（3 月 15 日～ 28 日）また、ガソリンスタンド周辺での給油待ち車両による渋滞の影響で、一部路線で１時間を超える遅延が生じた。一方で、震災後の鉄道ダイヤの乱れに対応するため、駅に乗り入れる一部路線で、増便、増車、運行区間の延伸を行った。

なお、ＪＲ線の一部区間で復旧が遅れたことから、3 月 24 日に「ＪＲ線運休に係る連絡会議」を開催し（関係市町村及びＪＲ東日本高崎支社出席）、両毛線（伊勢崎～桐生間）及び吾妻線での代替バスの運行手続きを整えたが、ほぼ同時にＪＲ東日本㈱が運転再開を公表したため、代替バスの運行には至らなかった。

新前橋駅発時刻	行先	発車
5:00	上野	1番
6:16	上野	1番
6:39	上野	1番
7:13	高崎	1番
8:11	高崎	1番
9:07	高崎	1番
12:39	上野	1番
13:17	上野	2番
14:46	高崎	1番
15:31	高崎	1番
16:57	高崎	1番
18:12	高崎	1番
19:12	高崎	1番
20:15	上野	1番
20:51	高崎	1番
21:09	上野	1番線
21:35	上野	2番線
21:47	上野	1番線
22:19	高崎	1番線
22:41	籠原	1番線
23:21	高崎	1番線

※ダイヤは大幅に変わることがあります

本日の両毛線・上越線・吾妻線

ＪＲ新前橋駅の臨時時刻表
（高崎・籠原・上野方面のみ運行）＝3月17日

６　その他の被害

（１）観光関係

①　建物被害等

県内の主な観光地の被害は、一部ホテル等の建物でヒビ割れやガラス破損があったのみであり、観光客・従業員等の人的な被害はなかった。

② スキー場

3 月 11 日時点で営業していた県内スキー場 25 場では、震災により休業したところが 19 場、リフトの一部停止など事業を縮小したところが 6 場あり、全てのスキー場が影響を受けた。

③ 観光地・温泉地

県内の主な温泉地では、大震災直後の自粛ムードや、計画停電による鉄道ダイヤの乱れ、ガソリン不足による出控えに加え、福島第一原子力発電所事故による風評被害も影響し、震災直後のキャンセルが 9 割を超えたところもあり、大きな打撃を受けた。

特に、ＪＲ吾妻線は、長期にわたり全線運休となったことから、草津温泉は大きな被害を受けた。

（２）商工業関係

地震発生以降、県内大規模工場等を中心に、地震災害への対応と影響について、これまで10回調査を行った。その概要は次のとおり。

なお、調査協力事業所に対し、フォローアップ訪問等により、必要に応じて状況調査を行い、情報収集に努めた。

第１回	3月12日（土）調査事業所：221（回答：221） ※人的被害報告なし。一部に建物･設備被害の報告あり。
第２回	3月14日（月）調査事業所：63（回答：63） ※一部に停電による生産停止が見られる。
第３回	3月18日（金）調査事業所：46（回答：46） ※事業所の備蓄エネルギーの枯渇、ガソリン不足による従業員の通勤への影響、原材料や資材の調達難が顕在化。
第４回	3月30日（水）調査事業所：32（回答：32） ※年度末の総括。計画停電の影響懸念。
第５回	4月6日（水）～12日（火）調査事業所：85（回答：59） ※被災地域に近い東毛地区の調査事業所の全てで被害報告あり。この頃から計画停電に対する不満や原発事故に伴う風評被害の懸念が顕在化。
第６回	5月11日（水）～20日（金）調査事業所：63（回答：26） ※夏期節電対策を試行する企業が出始めた。また、計画停電の回避を求める声が強くなる。
第７回	6月16日（木）～27日（月）調査事業所：44（回答：44） ※勤務時間のシフトや輪番操業等が本格化。
第８回	8月23日（火）～9月2日（金）調査事業所：44（回答：33） ※依然として震災の影響はあるものの、円高による影響懸念が強くなる。
第９回	11月4日（木）～29日（火）調査事業所：44（回答：31） ※震災対策よりもタイの洪水や円高対策を課題とする企業が増加。
第 10 回	2 月 6 日（月）～ 17 日（金）調査事業所：44（回答：27） ※震災後 1 年が経過し、これまでのような直接的影響（サプライチェーン寸断や電力供給不安など）を示す企業はなく、概ね落ち着いたものと推測できるが、電気料金の値上げを懸念する企業は多い。

中小企業については、商工会及び商工会議所を通じて地震による県内事業者の影響を把握し、今後の支援策を検討する上での参考とした。概要は次のとおり。

第１回	4月6日（水）287事業所で震災による被害を確認 ※部品供給が滞り製造、納入できず、また計画停電により経営に大きな影響を受けた。観光関係ではキャンセルが相次ぎ、売上が激減した。
第２回	5月9日（月）回答事業所：266 ※計画停電の実施回避を求める声が多くあがる。資金繰りが厳しい傾向で、雇用調整を行う企業も。資材・部品不足の状況は改善傾向。
第３回	6月16日（木）回答事業所：266 ※節電のため自動車関連企業では土日出勤など操業体制を変更。資金繰りはやや回復傾向にあり、資材等の不足は改善された。

第４回	8月24日（水）回答事業所：257 ※各社が適切に節電への取組を行った結果、生産等への影響は比較的少なかった。今後の円高の影響が先行きの不安材料となっている。
第５回	11月7日（月）回答事業所：250 ※円高やタイの洪水被害の影響からか、資金繰りがやや悪化傾向。円高により間接的に受注減少やコストダウン等を懸念する声が多い。
第６回	2月1日（水）回答事業所：253 ※円高への先行き不安が続く。電力料金の値上げでは、８割の企業で何らかの影響があるとしており、県経済への深刻な影響が懸念される。

商業関係の被害状況は、桐生市の２商店街（末広町商店街、本町六丁目商店街）でアーケードが一部破損したほか、各地で店舗や商店街の街路灯の一部破損があった。大型商業施設においても、ガラスが割れたり、柱にひびが入るといった被害があった。

また、震災直後に広範囲で発生した停電により、冷凍・冷蔵食品が保存できずに廃棄となる被害があったほか、その後実施された計画停電により、一部食品の製造・流通が滞り品薄状態となったり、店舗の営業時間が短縮されるなどの混乱が生じた。

金融機関への影響については、一部店舗で、外壁やガラスのひび割れなど被害があったものの、窓口業務に支障はなかった。また、停電のため、一部地域でＡＴＭが使用できなくなったが、翌12日には復旧した。

第３節　群馬県内の福島第一原子力発電所事故に関する被害

１　農林水畜産業

（１）農業関係（水畜産関係含む）

①　実被害の状況

ア　ホウレンソウ・カキナ

震災後、本県産ホウレンソウとカキナから暫定規制値を上回る放射性物質が検出されたため、3 月 20 日に県内全域を対象に出荷自粛・回収を要請した。翌 21 日には原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から出荷停止が指示された。4 月 8 日に解除され、出荷が再開されたものの、収穫最盛期の出荷停止は農家経営に甚大な被害をもたらした。

イ　水産物

8 月 29 日に赤城大沼のワカサギから暫定規制値を上回る放射性物質が検出されたため、採捕自粛となった。その後も検査を継続し、３回連続で暫定規制値を下回った 2 月 27 日まで、自粛の状態が続いていた。

平成 24 年 4 月施行の新基準値は依然上回っているため、釣獲魚を全て回収し食用に用いないこととされており、現在も厳しい状況に置かれている。

ウ　畜産物・牧草

牧草を 4 月 26 日に採取・検査し、5 月 6 日の検査結果で暫定許容値を上回る放射性物質が検出されたため、農家に給与自粛を要請した。その後、5 月 10 日、17 日、24 日の 3 回続けて暫定許容値を下回ったため、5 月 9 日以前に収穫した牧草の給与自粛となった。また、県内食肉処理場への出荷は、全頭検査を開始した 7 月 31 日から検査体制が整うまでの間、出荷調整が行われた。

その後、23 年産牧草を原料とした製品の放射性物質検査を行った結果、県内 14 地域（大字単位）で暫定許容値を超えたことから、1 月 16 日に利用の自粛を要請。

2 月 3 日付けで暫定許容値が 300Bq/kg から 100Bq/kg に変更となったことから、利用自粛要請地域が 19 か所増えて 33 か所となった。

②　風評被害の状況

ア　野　菜

震災後の 3 月下旬には物流の停滞や風評による消費低迷から、野菜全体の価格は平年（過去 5 年の平均価格）に対して 20 %近く下落した。4 月上旬から徐々に価格が上向いてきたものの、5 月下旬まで平年を下回る価格で推移した。

品目別ではきゅうりとトマトの価格下落が最も大きく、平年に対して最大で 45 %下落した。

野菜価格の平年比(%)の推移
(東京都中央卸売市場)

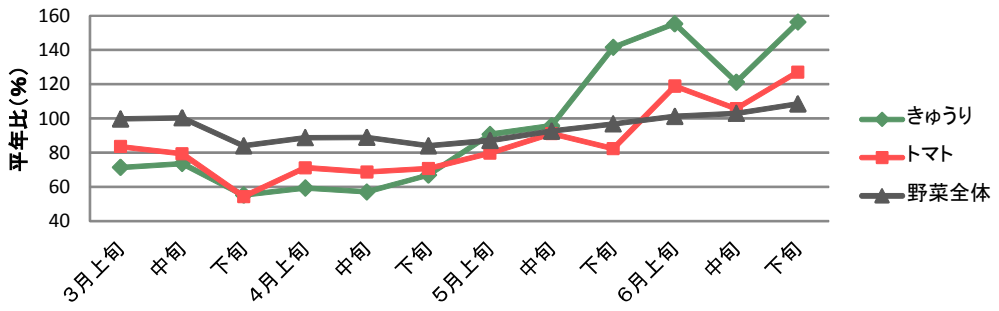

イ　畜産物

福島県の牛肉から放射性セシウムが検出されたことや県内に汚染稲わらが流通していたこと等の影響により、７月下旬に(株)群馬県食肉卸売市場での牛枝肉取引が成立しなくなった。

ウ　卸売市場

県内卸売市場では、風評被害により県産農畜産物をはじめとした生鮮食料品の価格低下及び入荷量減少が発生し、各卸売会社等は大きな営業被害を受けた。

（２）林業関係

①　実被害の状況

ア　バーク（樹皮）

木材関係では、県内の一部地域でバーク（樹皮）から暫定基準値を超える放射性物質が検出され敷料や堆肥原料として利用できなくなるなどの被害が発生した。

イ　きのこ・木炭

きのこ生産施設は、前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、富岡市、安中市の６市においてしいたけ原木が 12,500 本倒伏したほか、しいたけ菌床が 300 袋程度棚から落下する被害が発生した。中之条町では、炭焼き窯が１基倒壊した。

また、富岡市及び下仁田町では地震直後の停電により、まいたけ生産施設の空調が約 12 時間停止し、品質や収量に対する影響を受けた。

県北部地域においては、観光客のキャンセルが相次ぎ、旅館におけるきのこの消費量や直売所での販売量が落ち込んだ。

②　風評被害の状況

ア　木　材

原木市場や製材工場では、取引先から原木や製材品が放射性物質に汚染されていないことを証明するよう求められるなど一部に買い渋りが発生した。

イ　きのこ

きのこは風評被害の明確なピークが二度あり、最初は３月 21 日の群馬県のカキナ・ホウレンソウの出荷制限後に発生し、市場価格が 50%に下落したほか、取引停止や減少がみられた。

二度目は、４月 13 日の福島県の原木しいたけ出荷制限後に発生し前橋及び京浜地区のしいたけの市場価格が 100 ～ 120 円から 70 ～ 80 円に下落し、取引量も２割程度減少した。

また、観光客の自粛や敬遠により旅館におけるきのこの需要が大幅に減少したほか、観光地の直売所の売り上げが大幅に減少した。

２　製造業

福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国において、日本からの輸出品について放射線検査をする、又は放射線量に関する証明書の添付を要求する事例が発生した。

国内取引においても同様に、顧客から放射線量に関する証明書の添付を求められる事例が発生した。

県内製造事業者からも、放射線検査の対応等についての問い合わせや相談が群馬産業技術センター等に多数寄せられた。

３　観光業

（１）実被害の状況

県内の観光業については、原子力発電所事故に関して、放射能汚染による直接的な被害というものは少なく、ほとんどが風評被害に分類されるものである。

また、原子力発電所事故の間接的な実被害としては、電力不足から生じた計画停電により観光施設や旅館・ホテルの営業不能の被害、停電に伴う電車の不通（特に吾妻線は長期間全線不通）による観光客減少の被害があったが、どこまでが実被害でどこまでが風評被害であるかは判別不可能な状況であった。

（２）風評被害の状況

①　３月の状況

東日本大震災・福島第１原子力発電所事故以降、主な温泉地において 165,000 人のキャンセルがあり、概算 20 億円の損失が生じた。3 月のキャンセル率が９割を超える旅館もあり、震災・原子力発電所事故以降、新たな予約が入らないなど、急激に経営状況が悪化し、一時的に休館にしたり、従業員の一部を自宅待機とする旅館もあった。

県と群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合と合同で行った聞き取り調査(主な観光地の旅館・ホテル約 150 者から聞き取り)によれば、売上額（3 月）では、過去２カ年と比べてマイナス 59％となった。

②　４月から５月（ゴールデンウィーク）の状況

4 月以降も 3 月と同様の傾向であったが、ゴールデンウィークにかけて、県内や首都圏からの個人客を中心に徐々に持ち直してきた。しかしながら、売上げの大きな割合を占める団体客・ツアー客の客足が戻らず、売上額（4 月）では、過去２カ年と比べてマイナス 45％となった。

③　ゴールデンウィーク後から６月末まで

ゴールデンウィークを境に新規予約が入り始め、個人客については前年比 80％～ 90％近くまで回復してきた。しかし、団体客については新規予約がほとんどない状況であり、割引による客単価の低下もあり、売上額（5 月）は過去２カ年と比べてマイナス 20％となった。

④　７～９月

7 ～ 9 月には、群馬デスティネーションキャンペーン（群馬ＤＣ）の効果により、期間中は前年を上回る入り込みがあった（前年比 6.9 ％増)。ただし、片品地域に関しては、例年、夏期に群馬県を訪れている都内の中学校、高等学校の高原学校が、放射能の影響を心配し全てキャンセルになったほか、群馬県と福島県、新潟県にまたがる尾瀬の入山者数も大幅に減少した。

⑤　１０月以降～年末年始

群馬ＤＣの効果により、概ね前年並みの入り込み客数をキープしている状況である。

第３章　県内の初動対応

第１節　群馬県の初動対応

１　地震発生直後の状況

東北地方太平洋沖地震が発生した直後には、危機管理室設置の「震度情報ネットワークシステム表示盤」に県内の観測震度が表示され、また、「気象庁防災情報提供システム」により、震源・地震の規模・全国の観測震度状況等の地震観測情報が入った。

この地震では、宮城県内で最大震度７を観測し、群馬県内では、桐生市元宿で震度６弱が観測されたことから、危機管理監から知事へ震度情報等が報告された。

２　群馬県災害対策本部の設置

知事は、危機管理監からの報告を受け、災害対策基本法第 23 条及び県地域防災計画に基づき、午後２時 55 分、群馬県災害対策本部を県庁７階災害対策本部室に設置した。

構成員：本 部 長　知事
副本部長　両副知事、警察本部長
本 部 員　総務部長、危機管理監、企画部長、生活文化部長、健康福祉部長、環境森林部長、農政部長、産業経済部長、県土整備部長、会計管理者、企業管理者、病院管理者、教育長、議会事務局長
※第２回以降の本部会議には自衛隊連絡員も出席

（１）第１回災害対策本部会議の概要

３月 11 日（金）午後３時、県災害対策本部の本部長である知事、副本部長である両副知事、警察本部長以下、本部員である各部局長などによる第１回目の災害対策本部を開催した。

① 日　時　３月 11 日 15 時 00 分
② 場　所　県庁７階災害対策本部室
③ 概　要

各本部員から職員の安否及び所管施設の被害状況について判明している事項が報告され、本部長（知事）からは、地域機関の被害状況等も把握すること及び第２回災害対策本部会議を午後５時から行う旨の指示がなされた。

④ 会議資料（抜粋）

・平成 23 年３月 11 日（金）14 時 46 分頃
・三陸沖を震源とした地震発生
・震源深さ：約 10 ㎞、マグニチュード 7.9
・宮城県内で最大震度７
・群馬県内で最大震度６弱　桐生市元宿町
震度５強　沼田市白沢町、前橋市富士見町、高崎市高松町、桐生市新里町、渋川市赤城町、明和町新里、千代田町赤岩、大泉町日の出、邑楽町中野
※　５弱以下省略

（２）第２回災害対策本部会議の概要

① 日　時　３月 11 日 17 時 00 分
② 場　所　県庁７階災害対策本部室
③ 概　要

危機管理監から県内の被害状況の概要の報告後、各本部員から各部で把握している情報等について報告された。

知事からは、県内で大きな人的被害の情報がないようであるが、まだ細部が確認されていないため、引き続き被害状況等の確認事項を把握すること、また、第３回災害対策本部会議を午後６時 30 分から行う旨の指示がなされた。

④　会議資料（抜粋）

３／１１（金）の地震被害に関する情報　16:15 現在

※　この情報は、庁内関係課、行政事務所、市町村、消防本部、警察本部等からの報告・連絡に基づき取りまとめたものです。

１　震度速報

（１）震度情報

3/11　14:46　三陸沖を震源とした地震発生
震源深さ：約 10Km、マグニチュード 7.9
宮城県内で最大震度 7
※断続して余震が続いている状況

（２）県内の主な震度情報

14:46 震度６弱　桐生市元宿町
震度５強　沼田市白沢町、前橋市富士見町、高崎市高松町、桐生市新里町、渋川市赤城町、明和町新里、千代田町赤岩、大泉町日の出、邑楽町中野
15:15 最大震度４　沼田市、中之条町、片品村、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、安中市、吉岡町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市
15:26 最大震度３　沼田市、中之条町、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

２　被害状況等

（１）人的被害　現在情報収集中
沼田市内　頭部負傷１名
大泉町内　負傷者１名
渋川市内　転倒右手骨折１名
伊勢崎市内　タンス下敷１名
高崎市駅通路にて負傷者発生８名
伊香保町、吉岡町にて救急搬送２名
県職員１名頭部負傷

（２）建物被害　現在情報収集中
高崎市江木町（消火中）及び連雀町（鎮火）内で火災２件
高崎駅（駅通路）が損壊（確認中）
伊勢崎市境町で焼却場の煙突が倒壊のおそれ（確認中）

３　県の体勢

3/11　14:55　災害対策本部設置（第１回災害対策本部会議 15:00 ～ 15:10）
15:00　県警警備連絡室設置
17:00　第２回災害対策本部会議

４　市町村の体勢

沼田市　15:05　災害警戒本部
みどり市　15:25　災害警戒本部

５　公共交通機関の状況

（１）ＪＲ線　県内全線　運行停止
高崎駅：新幹線ホームにて支柱にヒビあり（確認中）

（２）その他鉄道会社
東武鉄道、上毛電鉄、上信電鉄、わたらせ渓谷鉄道　全線運行停止

６　主な道路通行規制の状況

県内の高速道路　通行可能
沼田市内　国道 17 号　がけ崩れ（確認中）
伊勢崎市内　国道 354 号　五料橋通行止め（16:35 道路管理課情報）

（３）第３回災害対策本部会議の概要

① 日　時　3月11日18時30分
② 場　所　県庁7階災害対策本部室
③ 概　要

危機管理監から県内の被害状況の概要の報告後、各本部員から各部で把握している情報等について報告された。

知事からは、県内の被害状況は人的被害も概ね軽微な状況にあり、建物も大災害というほどのものがないのが分かったが、さらに被害状況の把握に努め、翌12日午後4時から第4回災害対策本部会議を開催する旨の指示がなされた。

④ 会議資料（抜粋）

３／１１（金）の地震被害に関する情報　18:00現在

※　この情報は、庁内関係課、行政事務所、市町村、消防本部、警察本部等からの報告・連絡に基づき取りまとめたものです。

１　震度速報

（１）震度情報

3/11　14:46　三陸沖を震源とした地震発生
震源深さ：約10Km、マグニチュード8.8
宮城県内で最大震度7
※断続して余震が続いている状況

（２）県内の主な震度情報

14:46 震度6弱　桐生市元宿町
震度5強　沼田市白沢町、前橋市富士見町、高崎市高松町、桐生市新里町、渋川市赤城町、明和町新里、千代田町赤岩、大泉町日の出、邑楽町中野

15:15 最大震度4　沼田市、中之条町、片品村、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、安中市、吉岡町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市

15:26 最大震度3　沼田市、中之条町、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

16:15 最大震度3　沼田市、伊勢崎市、太田市、明和町、千代田町、邑楽町

17:12 最大震度3　邑楽町

２　被害状況等

（１）人的被害　現在情報収集中
死者　なし
負傷者　19名
沼田市内　頭部負傷1名
大泉町内　負傷者1名
渋川市内　負傷者1名
伊勢崎市内　タンス下敷1名
高崎市駅通路にて負傷者発生8名→負傷者無し
伊香保町、吉岡町にて救急搬送2名
県職員1名頭部負傷
高崎市内　ボーリング場の天井が落下　1名頭部負傷
館林地区　負傷者4名
太田市内　軽傷者7名

（２）建物被害　現在情報収集中
高崎市江木町（鎮火）及び連雀町（鎮火）内で火災2件
高崎駅（駅通路）が損壊　→　損傷（隙間が生じた状態）

伊勢崎市境町で焼却場の煙突が破損
館林地区　火災２件　→　誤報

３　県の体勢

3/11　14:55　災害対策本部設置（第１回災害対策本部会議 15:00 ～ 15:10）
15:00　県警警備連絡室設置
17:00　第２回災害対策本部会議
17:50　記者会見
18:30　第３回災害対策本部会議

（４）第４回災害対策本部会議の概要

①　日　時　3 月 12 日 16 時 00 分
②　場　所　県庁７階災害対策本部室
③　概　要

危機管理監から県内の被害状況の概要の報告後、各本部員から各部で把握している情報等について報告された。

知事からは、次のような指示等があった。

・ライフラインが復旧、鉄道などの復旧見込みが出てきていることが分かった。
・道路関係の一番の問題と思われる五料橋の被害状況は、今日視察に行って確認してきたが、万難を排して復旧に努めてもらいたい。
・残念ながら、今回の地震により県内で 1 名の方がお亡くなりになり、さらに 34 名の方が負傷されたこと、建物も全壊・半壊はないが、一部損壊が 1700 件出ていることなどから非常に大きな地震であったと思う。
・今後被害の拡大に繋がる事案のないことやこれからは被災地への生活復興や災害支援体制に入る時期と考え、災害対策本部から災害警戒本部（本部長：危機管理監）へ移行させるとともに、今後は総務部長を中心に被災地等への支援体制を整備する。
・この地震による災害が終わったわけではないので県民の安全安心を守るため、警戒本部の中でしっかり対応していく。

④　会議資料（抜粋）

３／１１（金）からの地震被害に関する情報　3 月 12 日 15:30 現在

１　震度速報

（１）震度情報

3/11　14:46　三陸沖を震源とした地震発生
震源深さ：約 10Km、マグニチュード 8.8
宮城県内で最大震度 7
※断続して余震が続いている状況
3/12　0:24　群馬県北部を震源とした地震発生
震源深さ：約 10 ㎞、マグニチュード 4.3
群馬県内で最大震度４（沼田市、片品村）
3/12　3:59　新潟県中越地方を震源とした地震発生
震源深さ：約 10 ㎞、マグチュード 6.6（推定）
群馬県北部で最大震度５強（中之条町）
3/12　4:32　県内震度４　中之条町

（２）県内の主な震度情報

14:46 震度６弱　桐生市元宿町
震度５強　沼田市白沢町、前橋市富士見町、高崎市高松町、桐生市新里町、渋川市赤城町、明和町新里、千代田町赤岩、大泉町日の出、邑楽町中野
15:15 最大震度４　沼田市、中之条町、片品村、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、安中市、吉岡町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市

15:26 最大震度３　沼田市、中之条町、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、
太田市、渋川市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
16:15 最大震度３　沼田市、伊勢崎市、太田市、明和町、千代田町、邑楽町
17:12 最大震度３　邑楽町
17:19 最大震度３　沼田市、前橋市、太田市、渋川市、明和町、千代田町、
大泉町、邑楽町
17:41 最大震度３　前橋市、邑楽町
20:10 最大震度３　片品村
3/12　0:24 最大震度４　沼田市、片品村
3:59 最大震度５強　中之条町
震度４　　沼田市、長野原町、片品村、みなかみ町
4:09 最大震度３　中之条町
4:32 最大震度３　沼田市、長野原町、みなかみ町、昭和村

２　被害状況等

（１）人的被害　現在情報収集中

死者　　１名
負傷者　　34 名

（２）建物被害　現在情報収集中

住家被害　全壊　なし
半壊　なし
住家一部損壊　　1,732 棟
※その他～ブロック塀の損壊等多数

３　県の体制

3/11　14:55　群馬県災害対策本部設置（第１回災害対策本部会議 15:00 ～ 15:10）
15:00　群馬県警察災害警備本部設置
17:00　第２回群馬県災害対策本部会議
17:50　記者会見
18:30　第３回群馬県災害対策本部会議
3 /12　16:00　第４回群馬県災害対策本部会議予定

４　公共交通機関の状況

（１）ＪＲ線　県内全線（3/12　14:30）

高崎線　　運転再開(大宮～高崎駅間)通常の２～３割
八高線　　平常の３～５割運転
信越本線　遅れが出ている
上越線　　高崎～水上駅間遅れが出ている
両毛線　　伊勢崎～高崎駅間の折り返し運転
吾妻線　　上下線遅れが出ている
上越新幹線　　運転見合わせ→ 3/12　16:00 安全確認後、運転再開予定
長野新幹線　　運転見合わせ→ 3/12　16:00 安全確認後、運転再開予定
高崎駅：新幹線ホーム屋根の支柱にヒビあり

（２）その他鉄道会社

東武鉄道、上信電鉄　全線運行停止→ 3/12　7:30 上信電車 全線運行
3/12　　東武鉄道 県内運行
わたらせ渓谷鉄道：土砂崩れ、倒木（沢入－原向）により桐生と神戸で折り返し運行→全面運行停止（3/12　11:58）
上毛電鉄　3/12 始発（5:55）から運行開始

５　主な道路通行規制の状況

※ 3/12　3:59 地震発生により
県内の高速道路（3/12　5:00 現在）　　→ 3/12　9:30 ～東北道を除き通行可能
関越自動車道（月夜野~湯沢間：通行止め）
上信越自動車道　規制なし
北関東自動車道　規制なし
東北自動車道　　全面通行止め
※県内の高速道路（3/12　0:00 現在）

関越自動車道（通行止め解除：速度規制あり）
上信越自動車道（佐久～藤岡：:通行止め、藤岡～藤岡 JCT：通行止め解除）
北関東自動車道（高崎ＪＣＴ～太田・桐生：通行止め解除）
東北自動車道（県内通行止め）
※県内一般道
伊勢崎市内　国道 354 号　五料橋通行止め→復旧の見通し不明
みどり市内　県道梨木香林線（梨木館～桐生ＣＣ間）路面段差（ひび約 50m）が発生→片側通行止め）

６　ライフラインの状況

ＮＴＴ　：県内全域不通箇所無し
東京電力：県内全域で停電が解消
県内ガス：幹線ライン異常なし
水道断水状況：全て解消

３　群馬県災害警戒本部の設置

3 月 12 日午後 5 時 25 分に県災害対策本部から県災害警戒本部へ移行した。
構成員：本部長　危機管理監
本部員　各部局主管課長等

（１）第１回災害警戒本部会議の開催

3 月 14 日午前 10 時から第 1 回災害警戒本部会議を開催し、義援金の募集対応や東京電力による計画停電への対応等の報告がなされ、危機管理監からは、これまでの情報収集したものの点検(再確認)と検証をすることや、今後の災害時の情報収集対応について指示するとともに県民への広報について、知事から努めて情報を公開するよう指示があった旨が伝達された。

（２）第２回災害警戒本部会議の開催

3 月 15 日午後 2 時から第 2 回災害警戒本部会議を開催し、原子力発電所事故に係る本県での放射線量などについて議事に取り上げ、危機管理監から今後の対応等について指示がなされた。

（３）災害警戒本部の廃止

震災から 1 年が経過し、震度 4 以上の余震が県内では平成 23 年 5 月以降観測されていないことから、平成 24 年 3 月 12 日 17:15 に警戒本部を廃止した。

４　情報収集

（１）人的被害・住家被害等の情報収集

危機管理室・消防保安課では、地震発生直後から県内の被害状況を確認するため防災行政無線ＦＡＸにより、市町村及び消防本部（局）あてに照会を行い、県内の人的被害、住家被害等の情報収集を行った。

その他、公共交通機関やライフライン等の県民生活全般に関わる情報について、関係機関等に電話により聞き取り調査を行った。

なお、地震発生後しばらくの間は固定電話、携帯電話とも繋がりにくい状態が続いたが、防災行政無線（地上系、衛星系）の活用により、市町村、消防本部、県地域機関との連絡は支障がなかった。

（２）群馬県防災航空隊による被害状況の調査

3 月 11 日 15 時 05 分、群馬県防災航空隊は、防災ヘリコプター「はるな」で群馬ヘリポートを離陸し、県内の被害状況を上空から調査した。前橋市→高崎市→渋川市→沼田市→桐生市→太田市→館林市→伊勢崎市の順で飛行したところ、目視した範囲では大きな被害は見当たらなかった。

（３）災害対策本部各部での情報収集

県各部局では、災害対策本部各部として関係情報の収集を行った。

災害対策本部　部名	収　　集　　情　　報
総務部	県庁、各県民局等行政庁舎、私立学校等被害状況、私立学校児童・生徒の被災状況
企画部	県庁情報通信ネットワーク等被害状況、在京事務所等被害状況、世界遺産候補構成遺産被害状況、東京事務所経由での情報提供
生活文化部	所管施設、外国人学校、県内外国人集住地区等被害状況
健康福祉部	所管施設、病院・診療所、救護・老人施設、障害者施設、児童福祉施設、水道施設等被害状況、
環境森林部	所管施設、林道、治山、林業・木材関係団体・施設被害、きのこ生産、大気測定局テレメーター、足尾鉱山堆積場、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等被害状況
農業部	所管施設、農業施設、農協、市場、水利施設等被害状況
産業経済部	所管施設、製造業、商業施設、金融機関、観光事業者等被害状況
県土整備部	道路、河川、砂防、ダム、公園、水質浄化センター、県営住宅、鉄道等被害状況
企業部	発電施設、水道、工業用水、ゴルフ場等被害状況
病院部	県立病院被害状況
教育管理部	所管施設、公立学校、社会教育施設、文化財等被害状況
学校教育部	公立学校児童･生徒の被災状況

５　報道機関、県民への情報提供

地震に関する注意喚起や県内の被害情報等について、災害対策本部での協議内容を踏まえ、報道機関への発表や県ホームページ（以下「県ＨＰ」という）への掲載等を通じて県民に対しての情報提供を行った。

３月11日（金）

15:00　○第１回県災害対策本部会議

15:50　○県ＨＰトップページに緊急情報を掲載

> 3月11日 14時46分ごろ、三陸沖を震源とした地震が発生し、群馬県内でも震度６弱の強い揺れを観測しました。また、余震が断続的に発生していますので注意してください。
> 14時55分に、県災害対策本部（本部長：知事）を設置し、現在、県内の被害状況を確認中です。

17:00　○第２回県災害対策本部会議

17:50　○知事記者会見を実施
　　地震被害に関する情報について

18:30　○第３回県災害対策本部会議

19:30　○危機管理室による記者発表
　　地震被害に関する情報について（最新データに修正）

21:05　○危機管理室による記者発表
　　地震被害に関する情報について（最新データに修正）

22:45　○県ＨＰトップページの緊急情報を修正

> 3月11日 14時46分ごろ、三陸沖を震源とした地震が発生し、群馬県内でも最大震度６弱の強い揺れを観測しました。また、その後も余震が発生していますので注意してください。
> ・地震被害に関する情報（被害情報ページリンク）

３月12日（土）

6:41 ○県ＨＰトップページの緊急情報を修正

> 3月11日 14時46分ごろ、三陸沖を震源とした地震が発生し、群馬県内でも最大震度６弱の強い揺れを観測しました。
> 3月12日 3時59分ごろ、新潟県中越地方を震源とした地震が発生し、群馬県内でも北部で最大震度５強の強い揺れを観測しました。
> その後も余震が発生していますので注意してください。
> ・地震被害に関する情報（被害情報ページリンク）

7:55 ○報道各社に資料提供
　　地震被害に関する情報について（最新データ修正）

10:40 ○県ＨＰ地震被害に関する情報ページを更新

11:15 ○県ＨＰトップページの緊急情報を修正

> 3月11日 14時46分ごろ、三陸沖を震源とした地震が発生し、群馬県内でも最大震度６弱の強い揺れを観測しました。
> 3月12日 3時59分ごろ、新潟県中越地方を震源とした地震が発生し、群馬県内でも北部で最大震度５強の強い揺れを観測しました。
> その後も余震が発生していますので注意してください。
> ・平成23年東北地方太平洋沖地震に関する情報
> （被害情報ページリンク）

16:10 ○第４回県災害対策本部会議
　＊報道機関に全面公開

18:25 ○県ＨＰ地震被害に関する情報ページ（危機管理室作成）を更新
○県ＨＰトップページに県有施設の臨時休館等の情報を掲載

第２節　市町村の初動対応

１　市町村災害対策本部の設置状況

（平成 24 年 3 月 15 日現在）

市町村	災害対策本部		災害警戒本部	
	設置年月日時	解散年月日時	設置年月日時	解散年月日時
前橋市	H23.3.11 14:58	H23.3.31 17:15		
高崎市	H23.3.11 15:00	H23.4. 5 9:30	H23.4. 5 9:30	
桐生市	H23.3.11 15:00	H23.3.28 8:30		
伊勢崎市			H23.3.11 15:57	H24.3.15 17:15
太田市	H23.3.11 15:40	H23.3.11 19:30	H23.3.11 19:30	H23.4.30 17:00
沼田市			H23.3.11 15:05	H23.3.17
館林市	H23.3.11 14:50	H23.3.28 9:50	H23.3.28 9:50	H23.5.30
渋川市	H23.3.11 15:00	H23.3.12 17:15	H23.3.12 17:15	H23.3.12 17:15
藤岡市	H23.3.11 15:00	H23.3.15 17:00	H23.3.15 17:00	H24.3.12 17:15
富岡市	H23.3.11 15:30	H23.10.1 10:00		
安中市	H23.3.12 7:00	H23.3.25 13:00	H23.3.25 13:00	H23.3.31 17:00
みどり市			H23.3.11 15:25	
榛東村	H23.3.11 15:00	H23.3.12 17:15	H23.3.12 17:15	H23.6.30 17:15
吉岡町			H23.3.11 15:15	H23.3.11 19:00
上野村	H23.3.11 15:00	H23.3.11 17:15		
神流町			H23.3.11 14:50	H23.3.11 21:00
下仁田町	H23.3.11 15:30	H23.3.12 9:00		
甘楽町	H23.3.11 16:00	H23.3.12 9:00		
草津町			H23.3.12 4:30	H23.4.12
東吾妻町			H23.3.11 15:00	H23.3.12 11:00
昭和村			H23.3.11 15:57	H23.3.11 21:00
みなかみ町			H23.3.11 15:00	H23.8.26 19:00
板倉町	H23.3.11 15:00	H23.3.12 14:40	H23.3.12 14:40	H24.3.11 15:00
明和町	H23.3.11 14:55	H23.3.12 11:30		
千代田町			H23.3.11 15:30	H23.6.30
大泉町	H23.3.11 15:00	H23.3.16 17:00	H23.3.16 17:00	H24.3.12 17:15
邑楽町	H23.3.11 17:00	H23.4.30 17:15	H23.3.11 15:05	H23.3.11 17:00
設置数	１７市町村		２０市町村	

２　その他

・前橋市　H23. 4.1 災害警戒・支援本部設置
・沼田市　H23.3.17 災害支援本部設置
・川場村　H23.3.18 東北地方太平洋沖地震支援本部設置
・片品村　H23.3.15 東日本大震災片品村支援本部設置

第４章　県内の応急・復旧対応

第１節　公共施設などの応急・復旧対策

１　公共土木施設

（１）道　路

①　国道354号「五料橋」における応急復旧対策

国道 354 号の佐波郡玉村町と伊勢崎市の行政界を流れる利根川に架かる「五料橋」では、橋面上に４ｃｍの段差が生じたため、３月 11 日から通行止めとなった。

これは上部工（橋桁）と下部工（橋脚など）の取付け部材である「支承」の被災が原因であり、構造上から６箇所ある「支承部」の１箇所（Ｐ４橋脚上の伊勢崎市側：鋼製ローラー支承２基）で、ローラーが脱落したことによるものであった。

五料橋の路面に４cmの段差発生=3/11

鋼製ローラー支承の損傷を確認=3/12

〈発生した段差のイメージ図〉

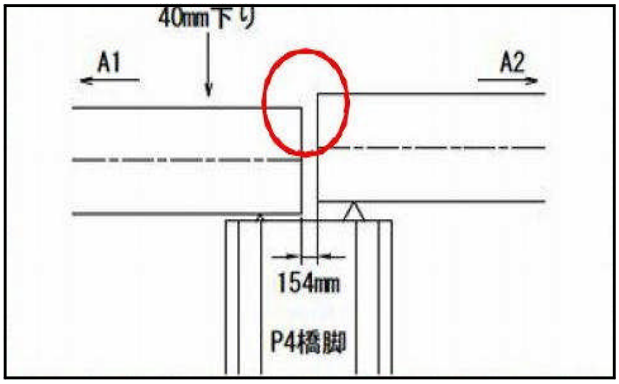

〈五料橋の概要図〉

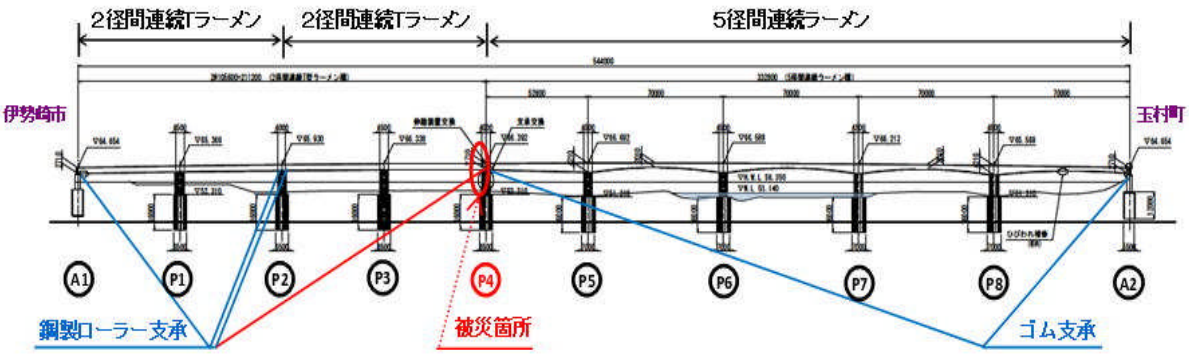

応急対策として先ず、上部工のさらなる沈下を防ぐため、ローラーが落下した隙間に仮受材の設置を行い、橋面上の段差すりつけ舗装なども実施して、3月14日（3日後）には緊急車両及び歩行者・自転車の通行を可能とした。

この間、五料橋橋詰めではバリケードによる交通規制を実施するとともに、ガードマンによる昼夜の交通規制・誘導案内を実施するなどし、並行して周囲の幹線道路上に、迂回路の案内看板の設置を進めた。

高所作業車による被災箇所の詳細調査=3/12

油圧ジャッキを据え付ける支保工の組み立て＝３月

油圧ジャッキによる上部工の持ち上げ（左写真における赤丸部の拡大）＝３月

工事情報板による情報発信＝３月

ホームページによる情報発信＝3/22

本復旧工事に向けて「被災した支承」を交換するためにジャッキアップした段階で橋面上の段差が解消できたことを確認し、破損した支承の撤去も終えて通行の安全を確認し、4 月 1 日（21 日後）には、これまで規制していた一般車両についても通行を可能とした。（ただし、段差発生箇所は徐行）

この間、日常生活に影響を受けた県民から、県そして伊勢崎市、玉村町に苦情や問い合わせが多く寄せられた。その中には「いつまで交通規制が続くのかわからない不安」や道路（橋）の上からでは、「橋の下で進めている復旧工事の様子が見えないことによる“何もしていない”とする誤解」などから生じるものもあり、工事の進捗状況を小まめに「県のＨＰ」で逐次紹介するとともに、橋詰めの交通規制箇所に工事情報板を設置するなどして、積極的に情報発信に努めた。そして市町村の道路管理担当部署との情報共有を図りつつ情報発信を強化するため「市町村のＨＰ」とのリンクも図った。

本復旧にあたっては、耐震性がより高い「ゴム支承」に交換することとした。

一般車両の通行を可とした 4 月 1 日から 10 日後の 4 月 11 日には、ゴム支承などの全ての資材が整い、Ｐ４橋脚上にてゴム支承の据え付け、損傷支承から伸びるクラックの補修・補強、橋面上の伸縮装置の交換等を終え、4 月 20 日（40 日後）には本復旧を完了することができた。

今回、五料橋の「鋼製ローラー支承」の１箇所（２基）が被災し、復旧にあたっては「耐震性の優れたゴム支承」に交換したが、同種災害を未然に防止する観点から五料橋に残る３箇所（６基）の「鋼製ローラー支承」についても、本復旧に継続して「ゴム支承への交換」を進めた。

復旧工事が完了したＰ４橋脚=4/20

ゴム支承への交換が完了した支承部=4/20

② 緊急橋梁点検

国道 354 号の「五料橋」の支承が被災したことを受け、橋梁に関しては職員点検では発見しにくい部分もあることから、道路ネットワークの安全性を確認すべく、緊急輸送道路上の重要な橋梁や跨線橋・跨道橋などについて緊急点検を実施した。

4 月に専門家による「東日本大震災に伴う緊急橋梁点検業務」に着手し、橋脚を有する橋梁など（149 橋）の支承部や支承周りを中心に点検実施した。現地調査には、6 月末までの期間を要したが、「五料橋」のような損傷は発見されず、道路ネットワークの安全性を確認した。

緊急橋梁点検による支承部の点検

（２）河　川

県管理河川では、一級河川新堀川（邑楽郡邑楽町篠塚）の２箇所について、護岸の被災が発生したものの、応急対策を必要とする大きな被害にならなかった。その後、本格的な復旧工事を進め、平成24年1月に復旧工事を完成した。

復旧状況　一級河川新堀川（邑楽郡邑楽町篠塚）＝平成２４年１月

（参　考）

国管理の公共土木施設の復旧状況

直轄河川（国土交通省渡良瀬川河川事務所）

	河川名	左右岸	距離標	箇所名	被災内容	復旧方法	復旧状況
1	桐生川	右	9.2k	桐生市	天端ｸﾗｯｸL=5m 石積崩壊	ﾓﾙﾀﾙ充填 石積復旧	H23.3.18 復旧
2	藤川	左	NO.8	邑楽町	天端ｸﾗｯｸL=100m	砂・乳剤充填	H23.3.18 復旧
3	渡良瀬川	右	24.0k	館林市	天端ｸﾗｯｸL=7m	砂・乳剤充填	H23.3.18 復旧
4	渡良瀬川	右	21.75k	館林市	天端ｸﾗｯｸL=50m	砂・乳剤充填	H23.3.18 復旧
5	渡良瀬川	右	18.5k	板倉町	坂路取付部ｸﾗｯｸ L=16m	砂・乳剤充填	H23.3.18 復旧
6	渡良瀬川	右	17.25k	板倉町	天端ｸﾗｯｸL=250m	砂・乳剤充填	H23.3.18 復旧

直轄河川（国土交通省利根川上流河川事務所）

	河川名	左右岸	距離標	箇所名	被災内容	復旧方法	復旧状況
1	利根川	左	158.5k	千代田町	赤岩渡船場の舗装及び砕石部に亀裂 L=40m ｸﾗｯｸ3箇所 液状化現象	乳剤による補修	H23.6.15 復旧
2	利根川	左	155.4k	千代田町	高水敷管理用通路の約100mに亀裂 （亀裂幅最大=4cm）	亀裂部分を掘削し埋戻し	H23.6.2 復旧

（３）砂　防

渓流保全工（ブロック積護岸）が崩壊した渡良瀬川支川鳥井沢（桐生市黒保根町）では、背後地の民地に家屋が近接していることから、二次災害を防止するため大型土のうによる応急復旧工事を実施した。その後、本格的な復旧工事を進め、平成 24 年 2 月に復旧工事を完成した。

大型土のうによる応急復旧工事
（鳥井沢：桐生市黒保根町下田沢地先）

復旧状況（平成24年2月）

（４）公　園

近藤沼公園（館林市）では地震に伴う液状化現象により園路にひび割れが発生した。
その後、園路の地盤を置き換える復旧工事を進め、平成 24 年 2 月に完成した。
また、中野沼公園（邑楽郡）では地震に伴う地盤沈下により桟橋が傾いたことから、基礎部分の復旧工事を進め、平成 24 年 3 月に完成した。

復旧状況　近藤沼公園（館林市）＝平成24年2月

復旧状況　中野沼公園（邑楽町）＝平成24年3月

２　農林水畜産関連施設

（１）農業関係（水畜産関係含む）

①　概　要

被災した施設の多くは、国庫補助事業の災害復旧事業、県単独事業等により復旧工事が完了したが、比較的大きな被害を受けたため池については、現在も復旧対策が行われている。

②　ため池

鳴沢貯水池や藤岡市の３池では、被害が広がらぬよう貯水位を下げて安全性を確保したため、用水不足による田植えへの影響が心配されたが、県、市、土地改良区、ＪＡ等の関係機関が対応策を検討し、受益農家が節水に取り組んだことにより、田植えは無事に行われた。

牛秣貯水池と小宮池は、国庫補助事業を活用し、既に復旧工事が完了した。

◆牛秣貯水池　＜被害状況＞

＜完成状況＞

鳴沢貯水池と大谷池は、国の調査結果を反映した復旧内容としたため工事着手が予定より遅れたが、鳴沢貯水池では平成 24 年 6 月、大谷池では 8 月の完成予定で現在復旧対策が行われている。

阿左美新沼（みどり市）については、県単独事業を活用し、平成 24 年 3 月末に復旧工事が完了した。

③　用排水施設

被害を受けた 27 か所のパイプライン施設のうち、26 か所を占めた群馬用水土地改良区では、畑地かんがいを行うため早期に復旧する必要があったことから、小規模な被害であった 24 か所について、独自に復旧工事を行った。

その他の３か所については、県単独事業を活用し、復旧工事が行われた。

④　その他施設

被害を受けた邑楽町高島ライスセンターは、国の東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、復旧事業を実施した。

前橋市にある生産資材倉庫のアグリサポートセンターは、国の農林水産業共同利用施設災害復旧事業を活用し、復旧事業を実施した。

（２）林業関係

①　概　要

治山については、市道上部など二次災害の危険性が高い箇所において、早急に対策工事に着手した。

林道についてはいずれも小規模災害だったため、通行の安全を確認し、応急対応を進めた。

② 治　山

渋川市小野子（大藪）地内では、大規模な落石が発生し、市道が被災を受け通行止めとなった。このため、関係機関及び土地所有者等と調整を行うとともに、測量調査委託を実施して対策工法を決定し、平成 24 年度に工事に着手する予定である。

渋川市伊香保町伊香保（甲境沢）地内では、上ノ山公園見晴展望台下部の山腹斜面が崩壊し、法頭にクラックが発生したため、再崩壊の危険性があることから、平成 23 年 11 月に工事に着手した。

高崎市吉井町岩崎（岩木）地内では、地震により岩塊の層理に沿った亀裂が拡大し、直下の市道に小規模な落石が発生していることから、平成２３年８月に工事に着手した。

昭和村大字川額（岩下）地内では、大規模な落石が発生し、市道が被災を受けたことから、測量調査委託を実施して対策工法を決定し、平成 24 年度に工事に着手する予定である。

桐生市黒保根町下田沢（葛久保）地内では、山腹崩壊により発生した土砂が直下の既設護岸工を埋設したため、排土を行った。

みどり市東町荻原（ワミ）地内では、山腹崩壊により発生した土砂が既設固定工内に堆積し固定工が変位したため、排土を応急的に行い、平成 24 年度に施設修繕を実施する予定である。

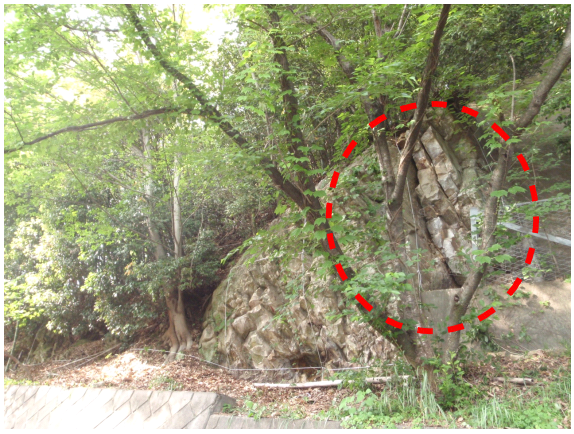

地震により亀裂が拡大＝３月、高崎市吉井町岩崎

固定工による復旧後＝１０月、Ｈ２３県単治山事業

③ 林　道

小規模の落石箇所について、管理者による撤去作業を早期に実施し、地震翌日には通行を確保した。また、舗装損傷など補修が必要な箇所について復旧工事を行った。

３　社会福祉施設、医療施設等

（１）社会福祉施設

地震により、運営停止などの施設の利用に大きな影響を及ぼす被害はほとんどなく、建物の小規模修繕などは各施設において適宜進められた。

また、被害を受けた施設のうち、以下の施設が社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の対象となり、補助金を活用し、施設修繕工事を実施した。

高齢者関係施設

・特別養護老人ホーム	３施設
・介護老人保健施設	３施設

児童福祉関係施設

・保育所	３施設
・児童館	１施設

太田市の放課後児童クラブでは、借用中の建物に亀裂が入り使用不可能となったため

新たな施設を建設、平成 24 年 2 月に完成した。
　このほか、県では今後の停電に備え必要な電力が確保できるように、重症心身障害児施設等における自家発電設備の整備に助成する制度を 5 月補正で予算化した。

（２）医療施設
一時的に入院の受入れを制限した施設も一部あったものの、地震により施設の利用に大きな影響を及ぼす被害はほとんどなく、建物の修繕などは各施設において行われた。
なお、本県は、災害復旧費国庫補助金の対象地域に含まれていない。

４　学校施設等
（１）学校施設（大学を除く）
①　公立学校施設
各設置者は、地震により被害を受けた公立学校施設について、壁材や天井材の亀裂等損傷や崩落・落下、建物接合部のゆがみ等損傷、照明器具落下、ガラス破損、受水槽の漏水などについて、余震による二次災害を防止するため、周囲に立入禁止措置を講じ、危険箇所を除去するなどの応急対策を行った。
補修復旧については、軽微なものなど早いものは春休み中に完了したものもある。被災状況によっては、公立学校施設災害復旧費国庫負担制度を活用しており、3 市（前橋市、高崎市、桐生市）計２０校（小・中学校、高等学校)、国庫負担金額計 36,550 千円に及ぶが、緊急を要するものは、国に対する事前着工届により 4 月に着工するなど、復旧の早期化を図っており、当該国庫事業は 10 月末にすべての工事が完了している。
県立学校施設への被害は、軽微なもののみであり、復旧に要した工事費は、高等学校 38 校、特別支援学校 11 校の計 49 校、34,330 千円（平成 23 年 12 月 31 日現在）となっている。

②　私立学校施設
地震の被害により、使用不能な箇所が発生した学校は、廃止された市立学校の校舎を借り上げたり、市立体育館を借りて体育の授業を行うなどにより、生徒の教育に影響が出ないよう対応した。
被害の大きかった私立高校 3 校の復旧工事については、国の私立学校建物其他災害復旧費補助金を受けて実施し、平成 23 年度末までには全ての災害復旧工事を終えた。

（２）文化財関係
各市町村から文化財の被災状況の報告を受け、県教育委員会では、被災した国・県指定文化財の現地確認を行い、被害状況の確認を行った。
県内では、桐生市を中心とする県東部で最も強い震度 6 弱の揺れに見舞われたため、桐生市内で多くの国登録文化財建造物に被害が生じたほか、史跡では主に墓石などの被災が顕著であったが、被災文化財の修復について県教育委員会は、4 月補正予算に補助金を予算計上し、市町村等が実施する県指定文化財 4 件の修復事業に対して支援した。

（３）その他
①　社会教育施設
県有施設（７施設）において、損傷箇所の修繕等を行った。

県有施設名	主な修繕内容
図書館	暖房用ボイラー煙突・非常用発電機・地下雨水ポンプの修繕
ぐんま天文台	本館２階廊下壁の修繕、65cm 望遠鏡の調整等
ぐんま昆虫の森	昆虫観察館本館・食草育成温室の壁修繕、体験工房屋根の修繕
生涯学習センター	少年科学館プラネタリウムの破損箇所・女子トイレ等の修繕
北毛青少年自然の家	受水槽の損傷箇所の修繕
妙義青少年自然の家	軒天井・窓ガラスの修繕、浄化槽の損傷箇所の修繕
東毛青少年自然の家	ボランティア室床下の修繕

② 社会体育施設

県総合スポーツセンター伊香保リンクにおいて、損傷箇所（リンクハウス付近の地盤陥没、第２リンク管路漏水）の修繕等を行った。

③ その他教育機関

総合教育センターでは、地震により被害を受けた箇所について、余震による二次被害を防止するため、階段室壁面ボード落下部分をブルーシートで覆うなどの応急対策を行った。体育研修棟は、安全が確認できるまで使用を控えた。復旧工事については、平成 24 年 3 月末までに完了する予定で、小破修繕等含めると被害総額は約 14,000 千円に及んだ。

文書館では、地震により被害を受けた箇所について、亀裂の穴埋め・電動書架の部品交換等による修理を行った。

５ その他

（１）県関係行政庁舎

・県庁舎（行政庁舎）	応急・復旧対策を講じるほどの被害はなかった。
・前橋合同庁舎	タイル補修　113,400 円（23 年 7 月完了）
・伊勢崎合同庁舎	玄関ガラス補修　163,800 円（23 年 4 月完了）
	換気用制気口改修　1,995,000 円（23 年 7 月完了）
・高崎合同庁舎	玄関ガラス補修　58,800 円（23 年 3 月完了）
	壁のヒビ補修　840,000 円（23 年 7 月完了）
・太田合同庁舎	別館連絡通路補修　1,837,500 円（23 年 8 月完了）
・桐生合同庁舎	玄関ガラス補修　73,500 円（23 年 3 月完了）
	床の補修　210,000 円（23 年 7 月完了）

（２）廃棄物処理関係施設

一般廃棄物処理施設の被災部分の修繕等［実施主体：市町村等］

（３）その他

・つつじが岡公園旧秋元別邸　特殊ガラス及び漆喰壁の補修 283,500 円
（23 年 7 月完了）

第２節　県内被災者への支援

１　県内被災者の状況

（１）人的被害

人的被害については、死者 1 名、重傷者 14 名、軽傷者 27 名の計 42 名となっている。（平成 24 年 3 月 11 日現在）

（２）住家被害

住家被害については、半壊 7 棟、一部破損 17，246 棟の計 17，253 棟となっている。（平成 24 年 3 月 11 日現在）

２　支援内容

（１）災害弔慰金

東日本大震災では、災害救助法を適用した県が 2 以上あったことから、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号）に基づく災害弔慰金の支給対象災害となった。

本県でも、この災害により亡くなった方に対して、館林市が災害弔慰金を支給した。

・対象者：１人（生計維持者以外）

・支給額：2,500 千円（うち国庫負担額 1,250 千円、県及び市負担額各 655 千円）

（２）義援金

①　群馬県義援金募集・配分委員会の設置

東日本大震災に関しては、その被害が多数の都道府県にわたっていたことなどから、日本赤十字社、中央共同募金会等の義援金受付団体に対して、全国から多くの 義援金が寄せられ、厚生労働省が設置した「義援金配分割合決定委員会」において、各被災都道県への配分のあり方が検討された。

県では、「義援金配分割合決定委員会」での配分指標等を参考に、県内被災者（遺族）への配分基準等を審議するため、平成 23 年 4 月 15 日付けで「群馬県義援金募集・配分委員会」を設置した。

②　義援金の配分

平成 24 年 1 月 25 日までに本県に配分された義援金総額

日本赤十字社・共同募金会からの配分	4,958,036円
内閣府からの配分	45,000円
合計	5,003,036円

【県内被害者の状況】

死 亡 者	１名	館林市
住宅半壊	７戸	高崎市(2)・桐生市(2)・渋川市・大泉町（2)
重 傷 者	14名	高崎市(2)・伊勢崎市(4)・太田市・渋川市・富岡市(3)・安中市(2)・吉岡町

ア　第１次配分に係る配分基準について

東日本大震災の義援金第 1 次配分に係る配分基準を審議するため、平成 23 年 4 月 15 日付で群馬県義援金募集・配分委員会(書面審議)を開催し、次のとおり配分方針を決定した。

【第１次配分】　1,610,000円

死 亡 者	１人当たり	350千円
住宅半壊	１戸当たり	180千円

イ　第２次配分（第１回）に係る配分基準について

東日本大震災の義援金第２次配分（第１回）に係る配分基準を審議するため、平成 23 年 6 月 27 日に群馬県義援金募集・配分委員会を開催し、次のとおり配分方針を決定した。

国の義援金配分割合決定委員会では、重傷者については配分対象としていないが、本県では、審議の結果、重傷者についても見舞金として配分する方針とした。

【第２次配分（第１回）】　2,470,000円

死 亡 者	１人当たり	440千円
住宅半壊	１戸当たり	230千円
重 傷 者	１人当たり	30千円

ウ　第２次配分(第２～４回)に係る配分基準について

東日本大震災の義援金第２次配分(第２～４回)に係る配分基準を審議するため、平成 24 年 1 月 10 日付で群馬県義援金募集・配分委員会(書面審議)を開催し、次のとおり配分方針を決定した。

なお、日本政府に寄せられ、内閣府から配分された義援金についても、次のとおり配分方針を決定した。

【第２次配分（第２～４回)】　873,000円

死 亡 者	１人当たり	194千円
住宅半壊	１人当たり	97千円

【内閣府からの配分】　45,000円

死 亡 者	１人当たり	10千円
住宅半壊	１人当たり	5千円

（３）宅地・住宅の危険度判定

①　宅地の危険度判定

被災宅地危険度判定は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的としている。

今回の東日本大震災では、桐生市、渋川市の県内２市が被災宅地危険度判定を実施した。

桐生市では地震後に市の道路部局が道路パトロールを行ったところ、宅地被害がみられる場所があるとの情報から現地の状況を把握し、被災宅地危険度判定活動を行うことを決定し、平成 23 年 3 月 14 日（月）から 3 月 22 日（火）の間、桐生市職員により実施した。

判定に関しては、主に住民からの要望により行うことが多く、群馬県内で初めて被災宅地危険度判定制度が活用された。

渋川市では、渋川市金井にある丘陵地に都市計画法が適用される以前に造成された軽浜団地が主に被害を受けた。判定活動もその団地を中心に行っている。桐生市と同じく被災が顕著な場所と住民の要望に応じて判定活動を行った。

判定は平成 23 年 3 月 18 日（金）から 4 月 26 日（火）の間、渋川市職員により実施した。

被災宅地危険度判定結果

	危　険	要注意	調査済	計	判定士延人員
桐生市	21	3	5	29	24
渋川市	3	6	2	11	16
合計	24	9	7	40	40

被災宅地の危険度を判定＝３月、桐生市

宅地被害による立入禁止措置＝３月、渋川市軽浜団地内

②　被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後の余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。

今回の東日本大震災では、桐生市、太田市、渋川市、邑楽町の県内４市町が被災建築物応急危険度判定を実施した。

地震発生翌日から桐生市が市職員による判定活動を開始し、ほか３市町も行政職員を中心に判定活動を行った。県は、邑楽町の要請により県職員を派遣して判定活動を支援し、また、社団法人群馬建築士会は、桐生市の要請により判定士を派遣して判定活動を支援した。

その結果、3 月 12 日から 3 月 30 日までの 19 日間で 4 市町合計で延べ 120 人の判定士により、110 件の判定をした。

被災建築物応急危険度判定結果

市町名	危険	要注意	調査済	計	判定士延人員
桐生市	28	54	12	94	96
太田市	0	3	6	9	11
渋川市	2	2	1	5	10
邑楽町	0	2	0	2	3
計	30	61	19	110	120

被災建物の応急危険度を判定＝３月

第３節　福島第一原子力発電所事故に対する対応

１　放射能汚染の監視、検査

（１）環境放射線（環境森林部所管）

①　環境放射能定点観測

ア　空間放射線量率（モニタリングポスト）･･･前橋市内

東日本大震災以前から、文部科学省（以下、「文科省」という）からの受託事業の中でモニタリングポストによる空間放射線量率を測定している。原子力発電所の事故を受け委託者である文科省の承諾を取りつけ、測定結果の県ＨＰ上での公表を3月12日から開始した。公表は1時間毎に毎日行ったが、線量の低下した現状では、毎日２回の更新としている。

測定値は3月15日14時の0.562μSv/hをピークとし、その後減少傾向を示し、平成23年末時点では0.030μSv/h程度で落ち着いている。

イ　空間放射線量率（サーベイメータ）･･･桐生市内

4月～ 8月まで群馬大学の測定協力を得て、サーベイメータによる空間放射線量測定結果を県ＨＰ上で公表した。

ウ　空間放射線量率（モニタリングポスト）･･･高崎市内

4月から日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所の協力を得て、同研究所が測定したモニタリングポストによる空間放射線量率測定結果を県ＨＰ上でも公表している。

エ　空間放射線量率（サーベイメータ等）･･･前橋市、中之条町、片品村、川場村、邑楽町内

4月～ 9月まで、川場村の協力も得て、サーベイメータやハンディ線量計による空間放射線量率測定結果を県ＨＰ上で、閉庁日を除く毎日２回公表した。

オ　空間放射線量率（サーベイメータ）･･･前橋市、中之条町、沼田市、太田市内

9月からエネルギー補償型サーベイメータを購入・使用し、確度の高い空間放射線量率測定結果を閉庁日を除く毎日１回、県ＨＰ上で公表している。

カ　定時降下物・上水（蛇口水）の放射能濃度･･･前橋市内

文科省からモニタリング強化依頼を受け、3月18日から毎日の降下物及び上水のゲルマニウム半導体検出器による放射能濃度測定を実施し、測定結果を県ＨＰ上で公表した。毎日１回の測定及び公表を行った（12月27日終了）。

②　環境放射能広域調査

ア　空間放射線量率（ハンディー型線量計）･･･県内92地点

5 ～ 6月にハンディ線量計により空間放射線量を測定し、結果を県ＨＰ上で公表した。

イ　空間放射線量率（サーベイメータ）･･･県内149地点

9月～ 10月にエネルギー補償型サーベイメータにより空間放射線量を測定し、結果を県ＨＰ上で公表した。

③　環境放射能重点調査

ア　空間放射線量率（サーベイメータ）及び土壌の放射能濃度

上記②アのハンディ線量計による空間放射線量調査で高い数値が測定された中之条町、沼田市、川場村の４地点において、サーベイメータによる空間放射線量調査とゲルマニウム半導体検出器による土壌の放射能濃度調査を実施し、結果を県ＨＰ上で公表した。

イ　航空機による放射線モニタリング

文科省と共同で8月～ 9月に航空機による県内の空間放射線量率の分布状況を調査した。なお、航空機は県保有の防災ヘリコプターを使用した。また、この結果で高い空間放射線量率が観測された沼田市、川場村、桐生市、みどり市の27箇所において、エネルギー補償型サーベイメータによる空間放射線量調査を実施し、結果を県ＨＰ上で公表した。

④　モニタリングポスト増設

平成 23 年度、国の第２次補正予算により、群馬県内にモニタリングポスト 24 基が新しく配備されることとなった。県では設置場所を決定し、関係市町村との調整等を行った。

⑤　放射線に関する説明会

各団体からの要請により、空間放射線量率の分布等についての説明会において、説明を行った（４回）。

（２）環境放射線（総務部・健康福祉部所管）

①　保育所・私立学校の空間放射線量測定

5 月 28 日～ 7 月 29 日にかけて、県民健康科学大学の指導協力により、県内の公私立保育所及び私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）565 施設の園庭・校庭について空間放射線量の測定を行った。

測定結果は、公立学校の測定を行った教育委員会とともに、県ＨＰで公表した。

単位：μSv/h

測定位置	測定結果の範囲	平　均
地表	0.028 ～ 0.620	0.111
地上 50 ｃｍ	0.031 ～ 0.537	0.101
地上１ｍ	0.029 ～ 0.502	0.096

②　認可外保育施設の空間放射線量測定

7 月 8 日～ 7 月 14 日にかけて、県民健康科学大学の指導協力により、県内の認可外保育施設（43 施設＊）の園庭の空間放射線量を測定し、結果を県ＨＰで公表した。

＊県が届け出を受理している 150 施設のうち、園庭があり測定を希望した施設

単位：μSv/h

測定位置	測定結果の範囲	平　均
地表	0.045 ～ 0.401	0.111
地上 50 ｃｍ	0.048 ～ 0.308	0.093
地上１ｍ	0.049 ～ 0245	0.085

③　障害児施設についての放射線測定

7 月 15 日、障害児施設のうち利用児童が園庭等で活動する機会の多い 7 施設（入所４、通所３）について、障害政策課職員が巡回し放射線量測定を実施した。

その結果、異常な値は認められなかった。

さらに、11 月に、障害児施設に対し放射線測定器を希望に応じて貸し出しを行い、10 施設で施設職員による自主測定を実施した。その結果、異常な値は認められなかった。

④　市町村及び県所属への放射線測定器の貸出し

平成 23 年 9 月から、子どもの安全・安心等の確保のため、測定器を必要とする市町村及び県所属に対し、ハンディ型線量計（PA-1000 Radi）の貸出しを行った。

貸出状況：４市町村　延べ６台、11 所属　延べ 26 台（H24.3.1 現在）

（３）環境放射線（県土整備部所管）

①　県立都市公園における放射線量及び放射性物質の測定

ア　空間放射線量

月　日	場　所	測定値（μSv/h）			備　　考
		地表	地上 0.5m	地上 1m	
6 月 26 日	敷島公園	0.112	0.102	0.101	補助陸上競技場中央
6 月 26 日	敷島公園	0.129	0.105	0.097	屋外ﾌﾟｰﾙ ﾌﾟｰﾙｻｲﾄﾞ
6 月 26 日	群馬の森	0.076	0.070	0.071	大芝生広場中央
6 月 26 日	観音山ﾌｧﾐﾘｰﾊﾟｰｸ	0.097	0.089	0.091	森の芝生広場中央

※測定機器　ＴＣＳ－１５１

月　日	場　所	測定値（μSv/h）			備　　考
		地表	地上 0.5m	地上 1m	
5 月 21 日	金山総合公園	0.168	0.153	0.137	わんぱく広場(芝生)
5 月 22 日	つつじが岡公園	0.068	0.083	0.091	入口付近(土)
5 月 22 日	館林美術館	0.143	0.129	0.118	通路（ﾌﾞﾛｯｸ）

※測定機器　PA-1000Radi
※東部県民局で測定

イ　プール水等の放射性物質の測定

採水日	採水箇所	測定値（Bq/kg）	
		ヨウ素 131	セシウム 137
5 月 21 日	敷島公園屋外プール（25 ｍプール）	不検出	不検出
5 月 22 日	敷島公園屋外プール（くじらプール）	不検出	不検出
5 月 22 日	金山総合公園じゃぶじゃぶ池	不検出	不検出

※検出限界値は 20Bq/kg でこれ以下は「不検出」と表記
※測定機器　Nal シンチレーション検出器

②　水質浄化センターにおける放射線量の測定

測　定 開始日	浄化センター名	測定値（μSv/h）			備　　考
		屋外	屋内	搬出汚泥	
5 月 13 日	奥利根水質浄化センター	0.05 ～ 0.11	0.03 ～ 0.09	0.01 ～ 0.08	週 1 回測定
5 月 14 日	県央水質浄化センター	0.04 ～ 0.08	0.03 ～ 0.07	0.02 ～ 0.05	週 1 回測定
5 月 17 日	桐生水質浄化センター	0.06 ～ 0.09	0.02 ～ 0.07	0.04 ～ 0.06	週 1 回測定
5 月 20 日	西邑楽水質浄化センター	0.05 ～ 0.09	0.03 ～ 0.09	0.03 ～ 0.06	週 1 回測定

※屋外：敷地境界付近最大値　屋内：ホッパー室の最大値
※測定機器　RadEye PRD-ER
※利根備前島及び平塚水質浄化センターは、運転管理を行っている太田市、伊勢崎市で随時測定。

（４）環境放射線（教育委員会所管）

①　学校校庭の空間放射線量の定点測定

各教育事務所ごとに小学校 1 校（計 5 校）の校庭について、継続して空間放射線量の測定を行った。5 月 27 日から毎週二回（火・金曜日）測定し公表を行った。（下表は平成 24 年 3 月 27 日までの測定値）

単位：μSv/h

学　校　名	測定結果の範囲(地上 50cm)	平　均
前橋市立細井小学校	0.075 ～ 0.118	0.090
高崎市立北小学校	0.035 ～ 0.068	0.048
中之条町立中之条小学校	0.087 ～ 0.186	0.115
沼田市立川田小学校	0.115 ～ 0.215	0.150
太田市立宝泉東小学校	0.057 ～ 0.114	0.074

②　公立学校校庭の空間放射線量測定

5 月 28 日～ 7 月 29 日にかけて、県民健康科学大学同窓会放射線部の指導協力により、県内の公立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）全校（678 校）の校庭・園庭について空間放射線量の測定を行った。

測定結果は、私立学校の測定を行った学事法制課、保育園の測定を行った子育て支援課とともに、全 1,243 施設の公表を行った。

単位：μSv/h

測定位置	測定結果の範囲	平　均
地表	0.028 ～ 0.620	0.111
地上 50 ｃｍ	0.031 ～ 0.537	0.101
地上 1 ｍ	0.029 ～ 0.502	0.096

③　学校プール水の放射性物質測定

各教育事務所ごとに小学校１校（計５校）及び県立高校８校のプール水について、放射性物質の測定を２回行った。

単位：Bq/kg

採水カ所（学校プール）	採　水　日		ヨウ素 131	セシウム 137
伊勢崎市立三郷小学校	6月10日	7月14日	不検出	不検出
藤岡市立藤岡第二小学校			不検出	不検出
高山村立高山小学校			不検出	不検出
みなかみ町立古馬牧小学校			不検出	不検出
大泉町立北小学校			不検出	不検出
前橋南高等学校	6月23日	7月14日	不検出	不検出
高崎高等学校	6月24日	7月12日	不検出	不検出
館林高等学校	6月27日	7月14日	不検出	不検出
西邑楽高等学校		7月12日	不検出	不検出
玉村高等学校	6月23日	7月11日	不検出	不検出
盲学校		7月14日	不検出	不検出
聾学校		7月12日	不検出	不検出
みやま養護学校		7月14日	不検出	不検出

※検出限界値は6月の測定は20Bq/kg、7月の測定は10Bq/kg

（５）水道水及び水道原水

3月18日から、文科省が実施する「環境放射能水準調査」のために衛生環境研究所（上沖町）に設置した放射性物質測定器（ゲルマニウム半導体検出器）を用いて、同所の水道水について放射性物質の測定を毎日実施した。本調査は検査に長時間をかけるため、検出限界値が0.1～0.3Bq/kgと低く抑えられ、詳細な数値の検出が可能であった。

検査結果の最大値は放射性ヨウ素9.3Bq/kg（3月22日）、放射性セシウム2.4Bq/kg　（3月20日）であり、6月4日以降不検出の状況が続いた。（本調査については、12月28日からより高精度の調査へと変更することが国から示され、測定頻度も3ヶ月に1回に変更されることになったが、県ではその後も本県独自に蛇口水の毎日の検査を継続した。）

また、3月18日に衛生食品課と企業局とで連携し、水道水の安全性確保の観点から、県の代表的な河川である利根川、渡良瀬川について緊急検査を開始し、3月24日から企業局の3カ所の県営浄水場で採取した水道水について、衛生環境研究所・食品安全検査センターで定期的な検査を実施した。さらに4月5日から民間検査機関への委託検査も開始した。8月には企業局で放射性物質測定機器（ゲルマニウム半導体検出器）を導入し、検査体制が整ったことから、県営浄水場の水道水の定期検査については9月9日から測定機関を企業局に移し、週3回の頻度で実施した。

検査結果の最大値は、県央第一水道事務所で放射性ヨウ素14Bq/kg(3月18日)、東部地域水道事務所で放射性ヨウ素62Bq/kg(3月24日)、新田山田水道事務所で放射性ヨウ素15Bq/kg(3月24日)であり、放射性セシウムについてはすべて「不検出」の状況であった。(検出下限値6～13Bq/kg)。

また、各市町村（水道事業体）については、衛生食品課から各市町村（水道事業者）に対して、民間検査機関への委託検査の実施を要請し、全市町村で定期的に検査を実施した。いずれの測定値もほぼ「不検出」の状況であった。

（６）農林水畜産物

①　概　要（林産物を除く）

福島第一原子力発電所事故後から、「すべての県産農畜産物を定期的に検査し、その結果を速やかに公表する」ことを基本に据え、安全性確保へ向けた取組みを行っている。

農業技術センターにゲルマニウム半導体検出器を、食肉衛生検査所にNaiシンチレーションスペクトロメーターを整備し、県産農畜産物の検査体制を強化するとともに、国等関係機関の協力や民間機関への委託により定期的な安全検査に努めている。

※農業技術センター
ゲルマニウム半導体検出器

② 農産物（米を除く）

野菜の検査から始まり、果実、麦、こんにゃく等にモニタリング対象を拡大し、県内全市町村で 99 品目、661 検体を検査した。（平成 24 年 3 月末現在）

③ 米

国の検査方針が示されたことから、8 月 12 日に市町村、農業協同組合ほか関係団体に検査方法について説明するとともに、安全性が確認されるまでの間、出荷自粛を生産者に徹底するよう要請した。

検査は、放射性物質濃度の傾向をみる予備調査（収穫前）を沼田市など４市町村８か所で、出荷の是非を判断する本調査（収穫後）を米の作付けを行う３１市町村９３か所で行った。8 月末から順次検査を行い、10 月 5 日に県産米の安全宣言を行った。

④ 水産物

検査は、被害の進行状況、県内の大気、水道水、土壌等の放射性物資モニタリングの結果、県内及び他県の水産物の検査結果などを注視しながら、食用に用いる可能性のある魚種を優先して実施した。

検査魚の採捕については、漁場管理者（漁業協同組合や市町村など）や養殖業者に依頼し、採捕後の放射性物質の検査は、県または民間業者で実施した。

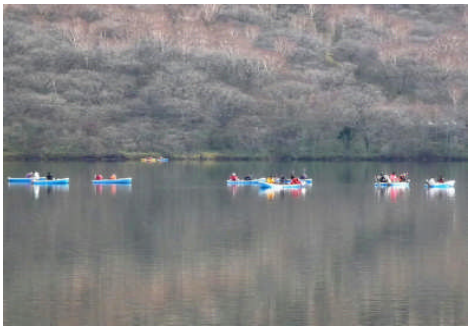

※赤城大沼における検体採補状況

⑤ 畜産物・牧草等

原乳の検査は、4 月中旬以降、集乳所に集められた原乳を２検体づつ毎週実施した。

牛肉は、県内のと畜場に出荷される肉牛の全頭検査を 7 月 31 日から開始した。

牧草は、県内を３地域（東部、中西、北毛地域）に区分し、4 月 26 日から検査を開始した。その後、夏作飼料作物、稲わら、畜産農家の堆肥等についても検査を実施した。

さらに、平成 24 年 2 月 15 日付けで「牛用飼料の暫定許容値改訂に伴う今後の対応方針」を策定し汚染牧草の実態把握に努めた。

⑥ 野生鳥獣肉

検査は、食品安全局（食品安全課、衛生食品課）、環境森林部（自然環境課）、農政部（技術支援課）の連携により、環境調査の一環として、県内各地で事故以降に捕獲された野生鳥獣肉(ｲﾉｼｼ、ﾆﾎﾝｼﾞｶ、ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ、ｶﾙｶﾞﾓ、ｷｼﾞ、ﾔﾏﾄﾞﾘ)及び県内の野生獣肉加工施設に持ち込まれた野生獣肉(ｲﾉｼｼ、ﾆﾎﾝｼﾞｶ)を対象として実施した。

⑦ バーク（樹皮）

平成 23 年 7 月 8 日、9 日に東京都の食肉放射線モニタリング調査の結果、福島県南相馬市から出荷された肉牛から暫定基準値を超える放射性セシウムが検出された。

この原因が飼料として与えられた稲わらの汚染であることが判明し、7 月 26 日付け 23 林政産第 86 号により林野庁木材産業課長から群馬県を含む 17 都県に放射性物質の

汚染の恐れのあるバークを牛の敷料や堆肥の原料用として譲渡しないよう通知があった。

これを受けて、翌 27 日付けで林業・木材産業団体に対しバークの取り扱いについて周知するとともに、現状把握のため 8 月 4 日、県内 6 個所の製材工場でバークの汚染状況を調査した。

その後、26 日付けのバークの取り扱いについては廃止され、8 月 23 日付けでバーク含む家畜用の敷料について暫定基準値 400Bq/kg が制定され、現在に至っている。

なお、8 月 4 日の調査では、県内 6 個所の製材工場のうち 2 個所で暫定基準値を超える放射性セシウムが検出された。

⑧ きのこ

他県のきのこに係る基準値超えの報道や、4 月 13 日福島県の原木しいたけが出荷制限となったことを受け、4 月 18 日に本県で初めてきのこの放射性物質汚染に係る安全検査を実施し、それ以降、検査を継続して実施している。

検査対象は、原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、菌床しいたけ、乾しいたけ、まいたけ、なめこ、ぶなしめじ、えのきたけ、ひらたけ、エリンギ、野生きのこである。

検査結果は 12 月 5 日に乾しいたけ（原木栽培）の 8 検体が食品の暫定基準値を超えたため、同日付で 8 市町村に対して出荷自粛を要請したが、その他のきのこの検査結果は検出されないか、暫定基準値を下回っている。

（7）流通食品等

① 食の安全危機管理チーム員会議

3 月 16 日、食品安全局は空気中に放射性物質が飛散している状態を考慮し、県庁内関係所属（健康福祉部、環境森林部、農政部）による緊急の『食の安全危機管理チーム員会議』を開催して、部局を超えた連携体制の確認を行った。

さらに農産物等の検査計画策定にあたり、食品安全課では検査対象品目の生産実態や地域的な広がり等を考慮し、漏れのない検査が行われるよう関係課と調整を行った。

② 放射性物質汚染稲わらの給与による汚染牛肉の県内流通

放射性物質により汚染された稲わらの給餌が疑われる牛の肉（疑汚染牛肉）が全国に流通していることが判明したことから、全国の自治体では流通元の情報提供に基づき調査・指導が行われた。

本県では7月15日以降から、宮城県、福島県、岩手県等 6 県で生産された102頭に由来する疑汚染牛肉について、1 都 7 県 3 市の11自治体（本県を含む）からの情報に基づき、県内流通先の食肉処理施設、食肉販売店、飲食店を管轄保健福祉事務所が速やかに調査し、残品の検査と結果判明までの間の流通中止を指導した。なお、調査結果については衛生食品課が随時公表した。

県内流通が確認された疑汚染牛肉の調査結果　（平成 24 年 2 月末現在）

期　間	平成23年7月15日～
調査件数	109 件
該当牛の生産地	宮城県（58 頭）、福島県（38 頭）、岩手県（7 頭）、茨城県（3 頭）、北海道（2 頭）、新潟県（1 頭）
通報元の自治体	宮城県（38 件）、埼玉県（17 件）、青森県（15 件）、福島県（14 件）、群馬県（8 件）、東京都（5 件）、仙台市（5 件）、茨城県（3 件）、新潟 県（1 件）、川崎市（1 件）、さいたま市（1 件）、横浜市（1 件）
結　果（本県及び他自治体の検査検査結果）	暫定規制値超過件数：3 件 （内 2 件は県内での販売・消費は確認されなかった。） 暫定規制値以内件数：10件 検査未実施件数：96 件（残品なし）

③ 12月から開始した流通食品の放射性物質検査

県内に流通する食品の安全性確保対策として、生産部局では国及び近隣自治体と協調し、原発事故後の3月19日から県内産の農畜水産物（食品）中の放射性物質のモニタ

リング検査を中心に行い、暫定規制値を超過した食品について生産・出荷団体等に出荷自粛及び必要により自主回収を要請してきた。

これらの対策により、高濃度に汚染された食品の流通は市場に出回らない体勢が整ってきた。その一方で、暫定規制値を上回る食品が明らかになってくることにより、消費者の食品摂取による健康被害への不安が高まり、国において、暫定規制値を５分の１以下とする新たな基準値が具体化された。

食品安全局では、県の機関に食品検査用としてゲルマニウム半導体検出器が整備されたことから、本県の生産部局及び近隣自治体等が実施するモニタリング検査結果を踏まえ、12月から検査を開始した。

検査は、市場流通食品の安全性を確認することを目的に、中核市の前橋市及び高崎市と連携し、県内の製造所又は販売店から保健福祉事務所（保健所）又は食品安全課が県内の製造所又は販売店から収去・試買により採取し、食品安全検査センターが実施した。なお、検査結果は、衛生食品課又は食品安全課がその都度公表した。

県内流通食品の放射性物質検査実施状況（平成24年2月末現在）

検査品目	加工食品(44)	乳・乳製品(16)、うどん・そば・パン・小麦粉（10)、清涼飲料水・果汁飲料(5)、漬物(5)、コンニャク(3)、豆腐（2)、イノシシ肉ハム・シカ肉ハム(2)、ジャム（1)
	生鮮食品(12)	野菜・果実（7)、鮮魚（5)
検査結果	イノシシ肉ハム、シカ肉ハム：検出（暫定規制値500ﾍﾞｸﾚﾙ/kg未満） それ以外の食品：すべて検出下限値（6 ～ 10Bq/kg）未満	

④　卸売市場等での検査結果の周知

県内の卸売市場及び農産物直売所に対し、農畜産物の放射能検査の結果や損害賠償に関する情報等の周知を図っている。

（８）給食用食材

①　概　要

学校給食等のより一層の安全・安心を確保することを目的に、平成 24 年 4 月から、検査を希望する学校等の給食用食材の放射線検査を行う。

ア　検査対象

県立・市町村立学校、私立学校、幼稚園、保育所等（認可保育所、放課後児童クラブ、認可外保育施設、児童養護施設等）で提供される給食用食材

イ　検査機器の設置場所及び設置台数

中部、西部、吾妻、利根、東部の各教育事務所に各 1 台

ウ　検査の概要

ミキサーにかけて粉砕した調理前の食材を検査場所に持ち込み、検査を行う。放射性物質が確認された場合にその食材を使用しないなどの措置をとるため、複数の食材を混ぜたものの検査は行わない。

②　保育所等

平成 24 年 3 月 5 日現在、22 市町村の 197 施設が検査を希望している。

施設	施設数
保育所	178
放課後児童クラブ	6
認可外保育施設	9
児童養護施設	3
児童自立支援施設	1
計	197

（９）廃棄物処理施設等

廃棄物処理施設等の放射能濃度の測定と結果の公表を行った。

測定の実施主体は、主に廃棄物処理施設等の施設管理者である市町村等が主であるが、県で実施したものもある。

施設	測定対象	測定項目	測定施設数	結果（～ 12 月）
一般廃棄物の焼却施設	焼却灰（飛灰、主灰）	放射能濃度	22	・２施設で8,000Bq/kg[注2]を超えた飛灰が確認され埋立せずに一時保管（７月測定分のみ） ・他はすべて8,000Bq/kg[注2]以下
産業廃棄物の焼却施設	焼却灰（飛灰、主灰）	放射能濃度	18	・全施設で8,000Bq/kg[注2]以下
一般（産業）廃棄物の焼却施設[注1]	排ガス	放射能濃度	6	・全施設で濃度限度[注3]以下
一般（産業）廃棄物の最終処分場[注1]	浸出水放流水	放射能濃度	7	・１施設で９月に濃度限度[注3]を超えた放流水が確認され放流一時停止（放流水中の放射性物質の除去を行い11月末から放流再開） ・他はすべて濃度限度[注3]以下
仮置施設[注1]の保管容器等周辺	周辺環境	空間放射線量	9	・管理区域[注4]としての要件に該当する状況なし

注）１．上下水処理等副次産物（浄水発生土又は下水処理場若しくは集落排水施設から発生する脱水汚泥及び脱水汚泥を焼却・溶融等を行ったもの）の処理等を行っている施設が対象。
２．一般廃棄物の焼却灰等が埋立可能な最終処分場で、埋立可能な放射能濃度。
３．放流水中や排ガス中に含まれる放射能濃度の限度。
４．電離放射線防止規則第３条第１項に定める基準（1.3mSv/3月（2.5μSv/hr））を超えるおそれがある場合、同規則により管理等（必要のある者以外の立入禁止等）が必要となる区域

（10）農用地土壌

県内 2.5 ｋｍ四方の区画から調査対象ほ場 760 か所を選定し、ゲルマニウム半導体検出器を用いて農地土壌中の放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）濃度を測定した。土壌作土中に含まれる放射性セシウムの濃度分布は、文科省の航空機モニタリングで得られた空間線量率の分布とほぼ同様の傾向を示した。

県内の 90 %を超える農地において 500Bq/kg 以下であり、最も高い地域では 2,000Bq/kg から 2,500Bq/kg の範囲であった。

今後、これまで得られた知見を基に調査地点数を増やし、さらに詳しく調査する。

（11）上水道発生土

企業局所管の水道・工業用水道の浄水場では、河川から表流水を取水し、水を浄化する過程で発生する土砂（浄水発生土）に放射性セシウムが含まれていることが、6 月下旬に放射性物質の検査を行った結果、判明した。

６カ所の浄水場では、浄水発生土の脱水方法、河川からの取水地点の違いなどにより、検出された放射性セシウムの濃度は数百Bq/kg から数万Bq/kg と違いはあるが、すべての浄水発生土がこれまで実施してきた道路の路盤材、土壌改良材などとして再利用することができなくなった。6 月 16 日に原子力災害対策本部から示された通知で埋立処分できる濃度の浄水発生土でも、処分先が決まらず、各浄水場内で保管している。

しかしながら、敷地については限りがあることから、国等が新たな処分場を確保するなどの積極的な関与を強く要望している。

新たな浄水発生土の放射性セシウムの濃度は、各浄水場毎にピークを経て、平成 24 年 1 月末現在、数百Bq/kg から数千Bq/kg となっており、発生土量は合計で 4 千ｍ^3 以上となっている。

平成 24 年 1 月 1 日から完全施行された放射性物質汚染対処特別措置法により、8,000Bq/kg超の指定廃棄物は国に対して指定申請できることとなっているが、国等に引き渡されるまでの間は、保管しなければならないとされている。

企業局浄水場

浄水発生土のセシウム134・137測定値　（Bq/kg）

公表日	渋川工業用水道	東毛工業用水道	県央第一水道	新田山田水道	東部地域水道	県央第二水道
6月23日			87,000	380	1,490	6,500
7月14日			11,500 6,300	5,200		
7月21日			6,600	5,000	2,400	7,900
8月 4日			3,800		2,200	
8月18日	14,600	3,900	6,000	4,100	2,030	15,400
8月31日			5,300	3,200	1,510	11,400
9月16日	2,190		3,200	5,400	1,390	10,500
9月22日				2,900	1,420	4,900
10月 7日			2,700	2,500	1,190	4,600
10月21日			1,130	3,600	1,160	
11月 7日			940	2,700	1,140	2,600
11月17日			900	2,500	870	
12月 1日				2,700	670	3,600
12月16日			560	1,200		1,280
12月28日		1,010	530	630	560	2,110
1月13日			380		450	2,500
1月26日			340 470		370	2,500
2月10日				530	250	
2月20日			370		1,170	
2月23日				270	310	4,100
3月12日		1,760	183	208	174	

※埋立処分基準：8,000Bq/kg以下（排出事業者の管理）
8,000Bq/kg超のものは、国が収集、運搬、保管及び処分を行うこととされている（放射性物質汚染対処特措法第19条）

(12) 下水道発生汚泥

水質浄化センター

脱水汚泥のセシウム134・137測定値　（Bq/kg）

公表日	県央水質浄化ｾﾝﾀｰ	桐生水質浄化ｾﾝﾀｰ	西邑楽水質浄化ｾﾝﾀｰ	奥利根水質浄化ｾﾝﾀｰ	利根備前島水質浄化ｾﾝﾀｰ	平塚水質浄化ｾﾝﾀｰ
5月 5日	210	410	240	－	－	－
5月12日	240	300	196	870	290	136
5月25日	320	380	270	700	310	124
6月 9日	174	122	104	360	109	－
6月24日	71	148	50	186	38	39
7月 8日	0	46	29	223	51	0
7月22日	0	42	0	214	0	0
8月 5日	162	93	96	400	99	89
8月22日	138	196	61	240	131	46
9月 2日	113	140	82	215	78	57
9月16日	98	110	101	183	70	55
9月29日	43	95	100	146	88	42
10月13日	22	62	99	145	62	66
10月28日	31	56	52	71	64	68
11月11日	28	63	72	48	67	57
11月25日	37	69	36	85	47	33
12月 9日	29	48	63	68	0	42

12月22日	68	45	60	44	53	47
1月 6日	20	73	34	45	31	27
1月20日	15	84	45	81	21	20
2月 3日	0	28	59	61	30	10

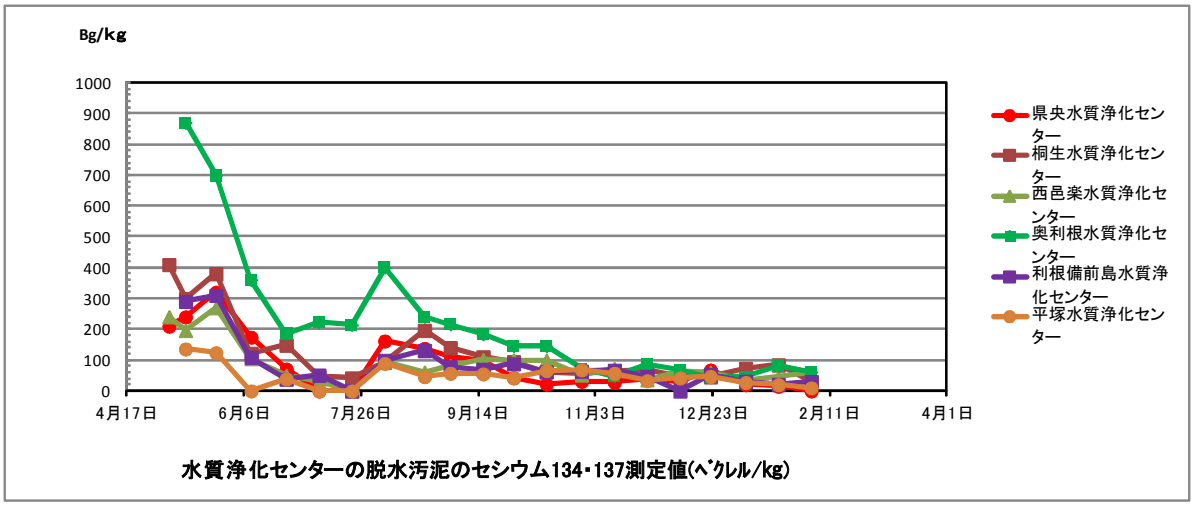

水質浄化センターの脱水汚泥のセシウム134･137測定値(ﾍﾞｸﾚﾙ/kg)

(13) 県立病院の対応

① 病院敷地の空間放射線量の定点測定

患者・家族等に安心して来院していただくため、6 月から各県立病院において、サーベイメータによる空間放射線量の測定を週 1 回実施し、その結果を病院玄関に掲示した。

単位：μSv/h

病　院　名	測定結果の範囲(地上１ｍ)	平　均
心臓血管センター	0.070 ～ 0.094	0.078
がんセンター	0.090 ～ 0.120	0.105
精神医療センター	0.082 ～ 0.100	0.092
小児医療センター	0.010 ～ 0.110	0.038

※ H23.6.20 ～ H24.2.29

② 給食材料の放射性物質検査

入院患児の安全・安心のため、8 月から小児医療センターにおいて、野菜、根菜、果実類を中心に給食材料をサンプリングし、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質検査を週 1 回実施している。平成 24 年 3 月現在、放射性物質は不検出である。

3　放射能汚染への対応

(1) 県民等からの健康相談等

① 福島原発事故に係る放射線に関する健康相談

ア　目　的

東京電力福島第一原子力発電所等の事故により環境中に放出された放射性物質が健康にもたらす影響等について、不安を訴える県民等からの問合せや相談等に対応するため、放射線相談窓口を設置した。

イ　設置場所及び開始日

・保健予防課及び保健福祉事務所
・平成 23 年 3 月 14 日（月）

ウ　対応者

保健予防課及び保健福祉事務所職員

エ　業務内容

県民等からの放射線や放射性物質が健康にもたらす影響等について相談に応じる。

Ⅰ期	3月14日（月） ～ 3月23日（水）	（平　日）保健予防課及び各保健福祉事務所 （土･日）保健予防課及び各保健福祉事務所
Ⅱ期	3月24日（木） ～ 4月28日（木）	（平　日）保健予防課及び各保健福祉事務所 （土･日）保健予防課 ＊保健福祉事務所は、当番制により避難者受入れ支援センターにて表面汚染測定に従事
Ⅲ期	4月29日（金） ～ 現　在	（平　日）保健予防課及び各保健福祉事務所 （土･日）緊急時のみ保健予防課で対応

②　福島原発事故に係る放射線の表面汚染測定

ア　目　的

東京電力福島第一原子力発電所等の事故による放射性物質による人体等の表面汚染の状況について、福島県から避難された住民の方などからの希望に基づいて、サーベイメータによる表面汚染測定並びに除染指導（必要な場合に限る）を行った。

イ　表面汚染測定を実施した場所

・各保健福祉事務所及び保健予防課
・避難者受入れ支援センター　（伊勢崎市内の県総合教育センターに設置）

③　緊急消防援助隊派遣隊員の放射性物質による表面汚染測定

ア　測定対象

福島県へ援助隊として派遣され帰還した隊員（県内１１消防本部）
約50～130人／回

イ　測定日時

平成23年3月19日（土）、4月5日（火）、4月8日（金）
概ね午前3時から午前7時まで

ウ　測定場所

太田市消防本部（集結地点）

エ　測定概要

放射線測定器（ＧＭサーベイメータ）を用いて、帰還隊員の人体及び車両の放射性物質による表面汚染状況を測定

④　放射線の健康への影響に関する有識者会議の開催

原子力発電所事故を起因とする放射性物質の県民の健康にもたらす影響と対策について、専門的かつ長期的な視点から幅広く有識者の意見を得るため、新たに「放射線の健康への影響に関する有識者会議」を設置し、初会合を開いた。

ア　委員

群馬大学医学部、県立がんセンター、県民健康科学大学、日本原子力研究開発機構及び県医師会の教授・医師等８人と、県健康福祉部長の計９人

イ　初会合の開催

平成23年11月21日（月）
（議事）報告事項：放射線・放射性物質に係る本県の取組み状況について
県内の空間放射線量・放射性物質の測定結果について
協議事項：放射線の健康への影響について

（２）農林水畜産物の相談・指導

①　概　要（林産物を除く）

消費者・実需者・生産者の相談窓口を設置し、県内農畜産物に対する不安払拭に努めるとともに、放射能被害に対応した農業技術対策等を県内生産者に周知を図った。

また、暫定規制値を上回る値が確認された農畜産物については、安全性が確認されるまで、市町村・ＪＡ等を通じ、出荷や採捕等の自粛を要請した。

② 農産物（米を除く）

野菜、果実、麦、こんにゃく等の県産農産物の安全確認体制（検査方法、検査計画）、検査結果、出荷制限・解除等についての相談窓口を設置し、消費者・生産者からの電話相談に対応するとともに、技術対策等資料を作成し、県内生産者等に周知した。

◆技術対策等資料発行一覧

	技術対策資料名	発行日
1	計画停電等に対応した農業技術対策	3月15日
2	出荷制限の解除に伴う今後の野菜作付について（出荷制限解除関連）	4月11日
3	用水確保が困難な場合における水稲の技術対策について	4月28日
4	放射性物質が検査された野菜の廃棄方法	5月12日
5	来年に向けた茶園管理	7月 1日
6	お茶に含まれる放射性セシウム濃度の低減に向けた対応について	7月 4日
7	高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用･生産･流通の自粛について	7月28日
8	放射性セシウム濃度の低減に向けたお茶の整枝について	10月11日
9	放射性物質が含まれる可能性のある落ち葉の利用自粛について	10月14日
10	野菜栽培における落ち葉等の代替技術について	10月17日
11	果樹栽培における落ち葉等の代替技術について	10月27日
12	果樹剪定枝の取扱いについて	1月18日
13	適正な土壌管理で放射性セシウムの吸収抑制を図りましょう！	2月 7日
14	果樹剪定枝の取扱いについて（第２版）	2月10日

③ 米

予備調査（収穫前）・本調査（収穫後）の仕組み、検査結果の取扱い（市町村ごとの自粛解除）等について、消費者・生産者の相談に応じた。また、安全性が確認されるまでの出荷自粛について、市町村・農協を通じて生産者に要請した。

④ 水産物

検査の結果、暫定規制値を上回る値が確認された場合は、漁場管理者に対して水産物の採捕自粛を要請する。

採捕自粛となった漁場については、原則として３回連続で暫定規制値を下回る値が確認された段階で解除を行うこととしている。

⑤ 畜産物・牧草等

畜産農家の経営支援、飼養管理指導に対応するため、7 月 20 日に農業事務所家畜保健衛生課内に相談窓口を設置するとともに、(社)群馬県畜産協会に相談窓口を設置するよう依頼した。また、牧草や堆肥等の放射性物質濃度の暫定許容値等、畜産農家に必要な情報について、家畜保健衛生課を通じ随時情報提供を行っている。

⑥ バーク（樹皮）

家畜用敷料について暫定基準値が制定されたことにより、各事業者に対して取引に際しては、この基準を遵守するよう指導した。

しかし、一部地域ではバークの取引が停止し大量のバークが保管状態になっており処分方法の検討が必要となっている。

⑦ きのこ

外国産の野生菌根性きのこの中には、放射性物質の影響を受けやすい種があることが研究により判明しているが、国内産の栽培きのこや野生きのこも同様な性質を持つかの如く報道されたこと、４月以降福島やその周辺において栽培きのこの出荷規制が断続的に発生したこと及び本県においても原木栽培の乾しいたけが出荷自粛となったこと等により、きのこに対して不安を感じる消費者から、数多くの電話やメールの問い合わせがあり、その不安解消に努めた。

（３）流通食品等の相談・指導

放射性物質の漏洩により食品や水道水が汚染され、県民の食への不安が高まったことから、3月15日食品安全局に電話相談窓口を開設し、問い合わせに応じた。

問い合わせ状況

	一般食品	農作物	畜産・乳	水道	健康	その他	合計
3 月	22	359	25	1,223	16	51	1,696
4 月	8	105	14	219	7	19	372
5 月	7	52	9	21	1	12	102
6 月	3	33	1	12	0	3	52
7 月	2	38	164	10	0	6	220
8 月	1	22	10	9	1	5	48
9 月	2	17	1	6	0	1	27
10 月	0	39	3	9	0	18	69
11 月	0	24	0	6	0	5	35
12 月	2	15	0	4	0	2	23
							2,644

また、情報提供では、食品安全情報センター（県ＨＰ）に農畜産物等の検査結果及び放射性物質に関する情報を掲載したり、毎月発行している『ぐんま食の安全情報』に３回（Vol.73、74、79)放射性物質に関する特集を組んで正しい知識の普及を図った。

さらに出前なんでも講座のメニューに『食品を介した放射性物質の健康への影響について』を加え、地域に出向いてリスクコミュニケーションを行い、不安の解消に努めた。

講座・講演等開催状況

・出前なんでも講座

受講対象者	開催回数	参加者数	備考(受講対象者内訳)
消費者	26 回	1,746 人	食改推、婦人団体連絡協議会、消費者団体連絡会 ほか
生産者	5	506	農村女性リーダー、認定農業者　ほか
流通業者	3	244	スーパーマーケット
子育て支援者	3	58	子育て支援センター、女性学級 ほか
計	37	2,554	

・食品安全語部（かたるべ）の会

日時：6 月 15 日（水）　会場：県庁ビジターセンター　参加者：100 名

・地域語部の会

日時：7 月 25 日（月）　会場：邑楽館林農業協同組合　参加者：100 名

（両日共通）

講演「食品を介した放射性物質の健康への影響について」

講師　小林泰彦先生（独立行政法人日本原子力研究開発機構量子ビーム応用研究部門研究主席）

（４）工業製品等の相談・指導

顧客から放射線検査を求められている県内製造事業者の取引の円滑化を図るため、県の支援として、公設試験研究機関が、事業者からの依頼に基づく測定試験を行い、検査結果通知書を発行することとした。

まず、4 月 22 日から群馬産業技術センター及び繊維工業試験場で、サーベイメータを用いた工業製品の放射線測定試験を開始した。

次いで、8 月 11 日から群馬産業技術センターにおいて、国内取引向けの加工食品のサーベイメータによる放射線簡易測定試験を開始した。

さらに、11 月 22 日から群馬産業技術センターにおいて、ゲルマニウム半導体検出器を用いた、輸出向け加工食品の放射性物質測定試験を開始した。

幸いにして、測定した製品から高い放射線量、放射性物質を検出した事例はなく、県内企業の円滑な取引に役立ったほか、いずれも無料で実施しているため、企業の経済的負担の軽減にも結びついた。

（５）県民健康科学大学の対応

福島第一原発事故により、大気中に飛散した放射性物質が福島県をはじめ東北関東地域の広い範囲に拡散し、県民の間にも放射線･放射能に対する不安が広がった。特に、北部山間地域においては、空間放射線量の高い数値が計測されるなど不安が高まり、市町村等からも放射線の専門家を有する本学に説明･指導等の依頼が多数寄せられた。

このため、県民健康科学大学では、放射線管理計測学を専門とする教員を中心に、放射線・放射能に関する測定方法の技術支援や講座･講習会等以下の取り組みを積極的に行った。

①　マスコミ等を通じた啓発活動

県民に対し群馬テレビ等のマスコミを通じ、放射線に対する正しい認識の啓発を行い、不安解消に努めた。

ア　県民電話相談（3/18～19）への協力

・保健予防課が実施する県民からの電話相談に､五十嵐教授･河原田教授が参加

イ　マスコミ対応（主なもの）

・群馬テレビニュース番組（3/23）出演による解説　五十嵐診療放射線学部長が、群馬テレビニュースにおいて､県民向け放射線の解説
・ＮＨＫ番組への協力　「特報首都圏（4/8)」、診療放射線学部杉野講師が環境放射線測定現場で協力
・群馬テレビ特番（4/20）への協力　出演者:大澤知事、奥木ＪＡ会長、鶴谷県医師会長、河原田診療放射線学部長
・ＮＨＫ－ＦＭへの協力　「トワイライト群馬（4/22)」に河原田診療放射線学部長が電話解説
・ぐんま経済新聞の取材　河原田学部長談話が 7/26 の誌面に掲載

②　講座・講習会の開催

緊急公開講座や出前講座として、直接県民に放射線･放射能の違いや影響などを説明し、その後も継続して各地で講座･講習会を行っている。

ア　緊急公開講座の開催

・【第１回緊急公開講座（4/23)】本学大講義室で開催、350 人参加

放射線･放射能の基礎	河原田　教　授
自然界の放射線を知る（放射線の測定方法）	杉　野　講　師
群馬県の放射線･放射能測定値の解説	五十嵐　教　授
放射線･放射能の人体への影響について	渡　邉　教　授

・【第２回緊急公開講座（5/14)】太田市学習文化センターで開催
　内容は第１回と同じ。214 人参加
・第２回緊急公開講座の内容を１時間番組に編集して群馬テレビで放映
　本放送　5/25　19:00 ～ 20:00 、　再放送　5/28　20:00 ～ 21:00

イ　出前講座等（予定を含む）

5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
2	7	15	5	8	10	14	4	2	7	2	76

※診療放射線学部の 14 名の教員が手分けして講師となって対応。
※依頼先は、病院、行政センター・公民館・自治会、中高等学校、消費生活センター、市町村教育委員会、町村議長会等、多岐にわたる。

・出前講座の他に、直接大学・教員に要望のある講演会等に対応（約 30 回）

ウ　ぐんまちゃん家での講演

・ぐんま地域･大学連携協議会の事業の一環として倉石准教授が講演（7/28）

エ　市町村からの要請による協力等

・河原田学部長が、片品村主催による南相馬市の住民を対象に講演（5/31）
・渡邉教授が、川場村教委主催による講演会において講演（7/2）

③　放射線量の測定支援等

県や市町村が空間放射線量の測定を行うに際し、測定機器の性能の違い、測定方法の統一化や測定機器の校正などを指導し、全県的に同一方法による計測数値得られることにより、県民の不安解消に努めた。

ア　放射線計測装置の貸出し

・保健予防課への測定機器の貸出し（3/15）（サーベイメーター 3 台他）

・繊維工業試験場への測定機器の貸出し（4/22）（ポケット線量計 3 台）

イ　県内学校における空間放射線量調査への協力

・5/28 ～ 7/29（教）スポーツ健康課に協力し実施

・本学の杉野講師が測定値を評価

・県内の小・中・高 685 校については、大学 OB がボランティアとして測定

ウ　県内保育所・私立幼稚園における空間放射線量の測定

・5/28 ～ 7/29 子育て支援課に協力し実施

・本学の杉野講師が測定講習会を開催し、測定値を評価

エ　県内市町村における空間放射線量の測定協力等

・本学の杉野講師が測定講習会を開催し、測定値を評価
館林市･みどり市（6/6）、前橋市（6/21）、利根沼田･吾妻県民局管内講習会（7/7）

・杉野講師が測定値等を監修･コメントしている市町村
前橋市、館林市、桐生市、みどり市、沼田市、榛東村、吉岡町、板倉町、川場村、昭和村（10 市町村）

④　行政機関への対応等

県や前橋市が主催する放射性物質に関する専門家会議等の委員に本学教員が就任し、行政機関に対してアドバイスを行った。

ア　市町村からの要請による協力等

・五十嵐教授が、前橋市放射能対策委員会外部専門委員に委嘱される。（8/8）

イ　県議会大規模地震対策特別委員会への出席

・同委員会に、河原田学部長が説明員として出席し、講演を行うとともに委員会の審議に出席し、委員からの質問に回答した。（10/12）

ウ　放射線の健康への影響に関する県有識者会議参加

・同会議委員に河原田学部長、渡邉教授が就任

・有識者会議に出席（11/21）

4　風評被害への対応

（1）農林水畜産業

①　農水畜産物

福島第一原子力発電所事故に伴う県産ほうれんそう、かき菜、茶及び乾燥しいたけの出荷停止や暫定規制値を超えた他県産牛肉が市場で流通したこと等により、県産農畜産物に対する風評被害が発生した。

県では、国に対し、国内外における正確な情報の提供を要請するとともに、速やかに県産農畜産物の安全性のＰＲに取り組んだ。各種の広報媒体を活用して理解を求めるとともに、知事のトップセールスをはじめ、県産農畜産物の試食・即売会等を県内外で開催し、科学的な検査結果に基づく客観的な判断と冷静な消費行動を訴えた。

知事による「野菜安全宣言」
4月12日（ぐんまちゃん家）

② 木　材

木材に対する風評被害を解消するため独立行政法人森林総合研究所が福島県内で調査した結果を木材関係者に周知したほか川場村県有林において同様の調査を実施した。

③ きのこ

4 月上中旬に大きな風評被害が発生し、風評を払拭するために急きょ 4 月中下旬に集中的に安全検査を実施し、報道機関に公表することによりゴールデンウィーク以降の風評被害の軽減を図った。

また、9 月からきのこシーズンとなり野生きのこも検査し、栽培、野生ともにきのこの安全性をアピールした。

なお、乾しいたけの出荷自粛以降は、生きのこへの風評被害防止のため、検査回数と検体数を増やして県全域で生産されているきのこの安全性をアピールしている。

（２）観光業

福島第一原子力発電所事故に伴い、群馬県が福島県の隣接県であることや、県産農作物が出荷停止になったことなども影響し、観光業においても深刻な風評被害が発生し、県内の観光地・温泉地は大きく観光客が減少した。こうした状況を打開し、県内に観光客を呼び戻すため、4 月 18 日にはぐんまちゃん家で、知事のトップセールスとして「ぐんまのおかみ温泉地緊急ＰＲ(ググっとぐんまの農産物フェアと同時開催)」を開催したり、4 月 20 日には「ぐんま観光元気宣言」を県内外に向けて発信するなど、ＰＲ事業を展開した。

また、具体的な誘客施策としては、緊急対策として 4 月補正予算により、「ぐんまの温泉・観光宿泊割引プラン」や「ググっとぐんま体験・滞在バスツアー」などを実施した。

５　除　染

（１）県内汚染の状況

従前から県衛生環境研究所に設置してあるモニタリングポストで空間放射線量の常時監視を行っているが 3 月 15 日 13 時～ 14 時に 0.562μSv/h という最高値を測定した。

また、文部科学省及び群馬県が平成 23 年 8 月 23 日～ 9 月 8 日に実施した放射性物質の航空機モニタリング調査によって、県内 25 市町村で、国が示す基準 0.23μSv/h を超える地点があることが判明した。

特に沼田市北部～川場村、桐生・みどり市北部等に、周囲より放射線量の高い可能性のある地域が存在することが判明し、県がこの地域周辺における地上 1 ｍの空間放射線量を測定したところ以下のとおりであった。(9 月 27 日現在)

・沼田市北部～川場村：0.18 ～ 0.46 μSv/h（13 カ所）
・桐生市～みどり市：0.13 ～ 0.40 μSv/h（14 カ所）

（２）当初の対応

モニタリングポストによる空間放射線量の数値については、3 月 13 日午後から全国に先駆けて県ホームページに掲載し、24 時間毎時更新した。その後、数値が安定したため 4 月 6 日からは日中のみ随時更新し、平成 23 年末時点では午前 10 時と午後 5 時にその時間までの時間毎の数値を公表している。

また、5 月下旬に非エネルギー補償型サーベイメータを用い県内 92 ヵ所の広域調査を実施。県北部山沿いが比較的高濃度な事が判明。更に、9・10 月中にはエネルギー補償型サーベイメータを用い再度広域調査を実施し、結果を公表した。

（３）国の方針

国は平成 23 年 8 月 26 日に「除染推進に向けた基本的考え方」を示し、下記の目標を掲げた。

・推定年間被ばく線量が 20mSv を超えている地域を中心に、国が直接除染を推進することで、推定年間被ばく線量が 20mSv を下回ることを目指す。

・推定年間被ばく線量が 20mSv を下回っている地域においても、市町村、住民の協力を得つつ、効果的な除染を実施し、推定年間被ばく線量が 1 mSv に近づくことを目指す。
・とりわけ、子どもの生活圏（学校、公園等）の徹底的な除染を優先し、子どもの推定年間被ばく線量が一日も早く 1 mSv に近づき、さらにそれを下回ることを目指す。

また、上記の考え方を基に、福島第一原発事故により放出された放射性物質による環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的とした「放射性物質汚染対処特措法」が平成 23 年 8 月 30 日に公布・一部施行され、平成 24 年 1 月 1 日に本格施行された。

この法律では、追加被ばく線量がおおむね年間 1 から20mSv の間の地域において、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められる場合には、当該地域を汚染状況重点調査地域として指定するものとしている。また、指定を受けた市町村は、調査測定の結果等により除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるための除染実施計画を定めることとなる。その後は除染実施計画に従って計画的に除染を進めていく。

（４）県・市町村の役割

その地域の平均的な放射線量が 1 時間当たり 0.23μSv 以上の地域を含む市町村を、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、国は市町村単位で汚染状況重点調査地域に指定した。

（指定を受けた市町村は、調査測定の結果に基づき具体的に除染を行う区域を判断していくことになるため指定を受けた市町村の全域が除染実施区域になるとは限らない）

群馬県内では桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の 12 市町村が指定された。

指定を受けた市町村は、調査測定の結果に基づき、実際に除染を行う区域を判断し、除染実施計画策定。平成 24 年度以降実際に除染作業を行うこととなる。

なお、重点調査地域に指定されない市町村においても独自に基準や計画策定し、除染を実施している。

県は、各市町村が除染を計画・実施する際の横断的な調整を行う。

（５）具体的な対応

放射性物質汚染対処特別措置法の内容をより具体的に示した除染関係ガイドライン(平成 23 年 12 月 14 日公表）に沿って、市町村は除染実施計画の策定区域を決定するための調査測定を行う。その後除染計画を策定しそれぞれ建物など工作物、道路、土壌、草木の除染等を行っていく。具体的な除染内容は、落ち葉・汚泥等の除去、草刈り、洗浄、表土の削り取り、土壌で覆う、立木の枝打ち・除去等であり、現場の状況に応じて効率的かつ効果的な除染方法を実施する。

（６）県有施設における除染対策

放射性物質汚染対処特措法においては、県が管理する施設（道路を含む）は、県が自ら除染を実施することとなっている。そこで、各部局が管理する県有施設1,057施設、及び県管理道路（通学路等）1,186箇所において、11 月下旬から 12 月上旬に放射線量を測定・公表し、その結果は毎時0.02～0.36μSv であった。このうち、面的に法の基準以上であった「21世紀の森」森林公園ほか２つの県有施設等について、市町村の除染実施計画等に沿った除染を実施し、ホットスポットについては、適時、管理者が通常の管理の下で除染を実施することとした。

６　その他

（１）損害賠償請求

①　農畜産業

4 月 21 日にＪＡグループ群馬の各団体を主な構成員とした「東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策群馬県協議会」が設立された。

県は、協議会及び市町村と連携を図り、生産者の損害賠償請求を支援するとともに、東京電力㈱及び国に対し迅速で万全な補償を求めた。

県協議会では、東京電力㈱に対し、平成 23 年 5 月～平成 24 年 3 月まで計 9 回、出荷停止品目（ホウレンソウ、カキナ、茶、牧草）及び風評被害（農林産物、花弁、牛肉等）に係る損害賠償請求を行った。平成 24 年 3 月末時点で請求額の合計は 159.9 億円となり、うち 75.6 億円が本払い又は仮払いされている。

また、県内卸売市場においては、県産農畜産物をはじめとする生鮮食料品が風評被害の影響で価格低下及び入荷減少をまねいたことから、各卸売会社等は東京電力㈱に対し損害賠償請求の手続きを行っている。

② 観光業

福島第一発電所事故による観光業の被害については、その被害の実状を訴えるとともに適切な補償がなされるよう、県として国等関係機関に要望書を提出した。その結果、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針(8 月 5 日決定)において、群馬県についても観光業の風評被害が認められた。

その後、9 月 21 日に東京電力㈱から請求手続きが公表されたが、賠償金額の算定基準が本県の被害の実態を反映しておらず、受け入れがたいものであった。県として、東京電力㈱に対し基準の見直しについて要望を行うなどした結果、10 月 26 日に東京電力㈱から見直し基準が示され、県内の観光業界もそれを受け入れた。

こうした事情により、風評被害の損害賠償請求は、11・12 月から実質的にスタートしている状況であり、その後、各事業者から直接東京電力㈱に対し、請求が行われている。

なお、県として、請求手続き等についての説明会を開催したり、県庁観光物産課及び県内各地の商工会、商工会連合会、商工会議所に相談窓口を設け、事業者からの相談に応じている。

③下水処理等発生汚泥

放射性物質が混入した下水及び農業集落排水処理汚泥の検査・保管・処分等に係る費用について、損害額が確定したものから東京電力へ順次請求を行っている。

（２）食品等の輸出に関する証明書の発行

福島第一原子力発電所の事故を受け、諸外国において、日本から輸出される食品の輸入停止や証明書の発行を求める等の規制措置がとられた。

農林水産省から 39 か国・地域を対象に輸出食品等の証明書を発行するよう要請を受け、本県での発行は平成 24 年 2 月末時点で 18 か国、延べ 1,131 件で、88 社に及んでいる。

（３）尾瀬地内所有土地に関する東京電力への申し入れ

平成 23 年 5 月 20 日、東京電力㈱による「当面の事業運営・合理化方針」として、電気事業の遂行に必要不可欠な資産を除き売却するとの方針が示されたことを受け、5 月 25 日付けで東京電力㈱には、尾瀬国立公園内に所有する土地を売却することのないよう、また、これまで同様の保護・管理水準を維持することを、国には、東京電力㈱に対し、上記に向けた指導と必要な予算確保を求める緊急要望を行った。

なお、翌 5 月 26 日には東京電力㈱から、尾瀬の土地は大切な事業用資産であり現時点では売却について考えていない、入山者の安全を確保するため、責任を持って最小限の維持管理を行っていく旨の回答があった。

第４節　県内産業に対する各種支援

１　がんばろう群馬！産業支援本部の設置

（１）目　的

本県経済は、東日本大震災による直接的な被害に加え、電力や資材等の不足による生産の急激な落ち込み、長期化する放射能問題やそれに伴う風評被害、さらに全国的な自粛ムードによって、製造業、観光業、農業など地域経済を支えるあらゆる産業が大きな打撃を受けた。

こうした厳しい状況に対し、迅速に、即効性のある経済対策を講じるとともに、長期的な視点も含めて関係部局が一体となって県内産業を支援するため、4月11日付けで「がんばろう群馬！産業支援本部」を設置した。

（２）構成員

・本 部 長　知事
・副本部長　副知事
・本 部 員　各部長、危機管理監、会計管理者、企業管理者、病院管理者、議会事務局長、教育長

【支援本部会議の開催状況】

第１回	日時：平成 23 年 4 月 11 日（月） 議題：本部の設置、各部局の施策課題と対応案の報告等
第２回	日時：平成 23 年 4 月 20 日（水） 議題：「がんばろう群馬！産業支援総合対策」の取りまとめ等
第３回	日時：平成 23 年 5 月 16 日（月） 議題：群馬ＤＣの推進について、夏期の電力需要抑制について
第４回	日時：平成 23 年 6 月 16 日（木） 議題：夏期の節電対策における課題と対応の考え方について
第５回	日時：平成 23 年 6 月 30 日（木） 議題：夏期の電力需給対策について、群馬ＤＣについて
第６回	日時：平成 23 年 7 月 7 日（木） 議題：夏期の電力需給対策について
第７回	日時：平成 23 年 7 月 21 日（木） 議題：群馬県内における使用最大電力の状況について
第８回	日時：平成 23 年 7 月 28 日（木）15:20 から 議題：「原子力事故による観光業の被害に対する賠償の要望」について

（３）連絡調整会議

支援本部の下に連絡調整会議を設置して随時開催し、支援策等の具体的検討・調整等を行った。

・委員長　産業経済部長
・委　員　各関係課長

２　がんばろう群馬！産業支援総合対策

（１）目的

東日本大震災の影響により、大きな打撃を受けた県内産業を支援するため、がんばろう群馬！産業支援本部において、迅速かつ即効性のある総合的な経済対策として「がんばろう群馬！産業支援総合対策」を取りまとめた。（4月20日）

この対策に基づき、4月補正予算（知事専決処分）及び5月補正予算を編成し、速やかな執行を図ったほか、既決予算で対応できるものは前倒しで実施するなど、積極的な取組を行った。

（２）実施した取組（７分野46の取組）

①　群馬からのメッセージ発信

知事が先頭に立って、本県の安全性確保に向けた取組を県内外でＰＲしたほか、原発事故による被害や電力不足問題への対応について、国に対して積極的に要望活動を行うなど、県内産業の支援のためのメッセージを強力に発信した。

取組一覧

取　　組	内　　容
知事のトップセールス	ぐんまちゃん家等の各地で、県産農産物の安全性ＰＲや、観光元気宣言など、知事がトップセールスを実施
国等への要望	東日本大震災に関連し、計画停電の見直しやガソリン等燃料の安定供給、農畜産物や観光業における放射性物質被害対策の強化等について要望を実施
各種広報媒体による対策のＰＲ	県ＨＰ、県広報紙のほか、新聞、テレビ及びラジオ等の各種広報媒体を活用し、対策のＰＲを実施

②　農業支援

放射性物質の影響により、消費者・実需者に広がった県産農畜産物に対する不安を払拭するため、本県の安全性確保への取組について、各種広報媒体を活用して理解を求めるとともに、消費者・生産者等の相談窓口を設置し情報の周知を図った。

また、風評被害などにより深刻な経営危機に瀕する恐れのある生産者に対し、制度資金を創設して資金面等から経営の維持・継続を支援した。

ア　安全性ＰＲ

広報媒体を活用し、本県の安全性確保への取組等をＰＲするとともに、市町村や農業団体等と連携し、ぐんまちゃん家や卸売市場等における知事の安全宣言・トップセールス、県産農畜産物の試食・即売イベント等を県内外で開催した。

香港のスーパーや食肉事業者に対する知事トップセールスを含め、国内外における県産農畜産物の安全性ＰＲイベント等は 200 回に達した。

4月19日（東京都中央卸売市場（築地市場））

イ　制度資金

放射性物質の暫定規制値を超えたホウレンソウとカキナに対する出荷自粛により、当該農産物の生産者が収入減による深刻な経営危機に瀕する恐れがあることから、無利子のつなぎ資金である「東日本大震災緊急対策資金」を 3 月 25 日付けで創設し、資金面から経営の維持・継続を支援した。

その後に、9 月 7 日付けで肉用牛の安全性を確保するための県外と畜場における放射性物質の検査費用を、12 月 22 日付けで乾しシイタケを、逐次つなぎ資金の対象に加え、資金の拡充を図った。

3 月 31 日現在で、23 件 71,410 千円の貸付けが承認された。

◆東日本大震災緊急対策資金融資等の状況（農業事務所管内別）　＜単位：千円＞

農業事務所	中　部	西　部	吾　妻	利根沼田	東　部	合　計
件　数	2	1		15	5	23
金　額	1,020	9,000		53,600	7,790	71,410

（H23.12.31 現在）

ウ　農業者相談窓口

3 月 15 日に県内 6 か所（各農業事務所普及指導課及び農政部技術支援課内）において、農業者相談窓口を設置し、農業技術対策や経営管理に関する農業者等からの相談を受けた。

農業事務所普及指導課の相談窓口は農業者からの相談が多かったが、3 月 20 日のホウレンソウ・カキナの出荷自粛要請後に増加し、4 月 8 日の安全宣言以降は減少

した。相談件数は 8 月末日時点で 162 件であった。
技術支援課の相談窓口は射性物質汚染に係る相談が多く、3 月下旬をピークに、徐々に減少した。相談件数は 8 月末日時点で 1,385 件であった。

取組一覧

取　　組	内　　容
首都圏等における県産農産物の安全性ＰＲ	ぐんまちゃん家や首都圏百貨店、卸売市場等において、県産農産物の安全性を積極的にＰＲ
県産農産物の食材利用	県産農産物を、県立病院や学校給食、県庁等の食材として積極利用。また県内医療機関等に対しても利用を呼びかけ
ホウレンソウ、カキナ農家の経営支援	県単補助事業（ハード、ソフト）における優先採択を検討
包括連携協定先への協力依頼	ＮＥＸＣＯ東日本に対して、敷地内における県産農産物販売の協力を依頼
農商工等連携開発商品展示商談会の開催	農商工連携により開発された商品を、観光事業者・道の駅関係者（農産物直売所）等に引き合わせる展示商談会を、ＤＣに向けて開催
農業者への「つなぎ融資」制度の創設	ホウレンソウ、カキナ等の出荷停止要請を受けた農業者の運転資金に対する新たな融資制度を創設 ・貸付限度額：個人1,000万円、法人5,000万円
県産農産物の安全性等に関する相談窓口の設置	県産農産物の安全性などに関する各種相談に対応 ・農作物、畜産の技術対策に関する相談 ・農産物の安全性に関する相談
放射性物質に対する安全性の確保	農業技術センターや環境事務所等に放射線関係測定機器等を整備し、県産農産物に係る監視・検査体制を強化

③　観光支援、群馬ＤＣ推進

地域の事業者の最も身近な相談相手である商工会及び商工会議所に対して、原発事故による観光業等への風評被害に関する相談窓口の設置を依頼した（設置場所は 47 商工会、10 商工会議所）。

4 月 20 日には、「ぐんまの観光元気宣言」を出し、風評被害の払拭に努めるとともに、緊急対策として、「温泉宿泊割引プラン」や「バスツアー」を実施し、積極的な誘客に努めた。

また、9 月 26 日には、地域の事業者を指導する役割を担っている商工会及び商工会議所の経営指導員に対し、原発事故よる観光業等への風評被害に関する損害賠償の請求手続きについて、県産業技術センター多目的ホールにおいて説明会を開催した。（出席者：79 名）。

7 月～ 9 月には、大型観光企画「群馬デスティネーションキャンペーン」を展開し、1,500を超える体験メニューと多彩な地域イベントにより、前年同時期を上回る入り込みを記録した。

取組一覧

取　　組	内　　容
観光宣伝・群馬ＤＣの推進	7 月～ 9 月に実施する群馬ＤＣに向けて、ＰＲキャラバンを実施
ぐんまの温泉・観光宿泊割引プラン	各観光協会と県が連携し、震災復興を支援するとともに、県内温泉地への誘客を図る。 ・インターネットの宿泊予約サイトへのバナー広告掲載 ・宿泊者へ地域特産品プレゼントキャンペーンの実施
ググっとぐんま体験・滞在バスツアー	・ 7 月～ 9 月に実施する群馬ＤＣに向けて、体験滞在型の観光をメインとしてバスツアーを開催 ・エコツアーなど新たな夏の体験・滞在型プラン集の作成
各種バスツアーの実施	県内の観光地を回るバスツアーを実施

県内温泉地の積極利用	・県主催の会議を、温泉地で開催することを検討 ・関係機関、団体にも同様の趣旨を要請
温泉地イベントに対する支援	温泉地のイベントに係るＰＲ費用に、県民局の地域振興調整費で積極的に助成
群馬交響楽団による本県のイメージアップ	・出前コンサートを実施 ・被災地のプロオーケストラと連携した演奏会の開催
県立病院における観光ＰＲ	病院の総合案内に、観光地・飲食店の割引チケット・パンフレットを配置

④　中小企業等支援

被災した中小企業者や売上が急激に減少している中小企業者に対応するため、3 月 23 日に経営サポート資金を拡充し、さらに、震災後の物資不足や売上減少等の影響で資金繰りに苦慮している中小企業者を支援するため、4 月 20 日付けで東日本大震災被害対策資金を新たに創設した。

また、資金繰りの円滑化を図るため、金融機関のトップを招集した金融懇談会において、知事から円滑化の要請を行ったほか、機会を捉え、県内金融機関等に円滑化の要請を実施した。

取組一覧

取　　組	内　　容
中小企業ワンストップセンター（総合相談窓口）の設置	中小企業者が抱える資金繰り、受発注あっせん、雇用などの諸問題に関する総合窓口を、産業政策課内に設置
中小企業ワンストップセンター(出張相談会)の設置	震災を原因とする中小企業のあらゆる問題に一つの窓口で対応できるよう、関係機関が一堂に会し、出張相談会を開催
中小企業者の資金繰り円滑化の要請	県内の金融機関等に対し、震災の影響を受けている中小企業者の資金繰り円滑化の要請を実施
東日本大震災被害対策資金の創設	新たに、震災後の物資不足や売上減少等の影響で資金繰りに苦慮している中小企業者を支援するため、新資金を創設 ・融資利率1.5%、融資限度額3,000万円
経営サポート資金の拡充	震災により被害を受けた事業者、また計画停電等により売上が急激に減少している事業者に対して、利率の引き下げや貸付け要件の緩和等、資金の内容を充実
ぐーちょきパスポートの県内避難者への配付	県内に避難している子育て家庭に、「ぐーちょきパスポート」を配付し、被災者を支援するとともに需要を喚起
受発注確保対策	県外企業に対して、首都圏発注開拓員等による新たな発注開拓を実施
県内中小企業への発注の協力依頼	県内企業（発注元企業）に対して、県内中小企業への発注について知事名で協力を依頼
緊急アピール「群馬のものづくり企業は元気です」	県内企業の安全性、技術力の高さをアピールした知事メッセージと産業界代表のコメントを掲載した文書を携えて、東京、名古屋、大阪等に所在する関係企業を訪問
工業製品の放射線測定の実施	産業技術センター等に放射線測定機器を導入し、工業製品を検査（県が証明書を発行し、輸出取引等をサポート）
県内医療機関等入院被災者実費負担の支援	被災者を受け入れた医療法人等に、被災者入院患者が実費を支払えない場合、相当額を助成

⑤　雇用対策

ア　雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の活用支援

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するための助成金として、国の雇用調整助成金・中小企業雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という）がある。厚生労働省では、東日本大震災の発生に伴い、これら助成金の特例を拡充しており、本県では、労働者の雇用の維持を図るため、この制度の活用を促進するよう県内企業への周知に取り組んだ。

(ｱ)「東北地方太平洋沖地震被災への金融支援等説明会」の開催

企業から相談等を受ける機会の多い社会保険労務士を対象とした説明会を、群馬労働局と連携して開催した。

説明会では、群馬労働局による雇用調整助成金等の説明及び本県の金融支援についての説明を行った。

・開催日　　4 月 19 日（火）
・説明内容
「雇用調整助成金等について」
「中小企業への金融支援の拡充について」
「東北地方太平洋沖地震に伴う農業者への金融支援」
・参加者数　122 名

(ｲ) 雇用調整助成金等活用のための緊急出張相談会の実施

厳しい経営状況の中で従業員の雇用を守る企業を支援するため、雇用調整助成金等の活用について、群馬県社会保険労務士会へ委託し、社会保険労務士が企業の集まりへ出向いて相談会を開催し、助成金申請等に関する個別相談を実施した。平成 23 年 8 月末までに県内 64 か所で相談会を開催し、473 社の参加を得て、社会保険労務士による助言、指導により、雇用の維持を図ることができた。

イ　雇用の創出（雇用創出に係る基金事業の活用）

国の交付金により、「ふるさと雇用再生特別基金」及び「緊急雇用創出基金」の２つの基金を造成し、平成 21 年度から雇用創出の事業を実施してきたが、これら基金事業を活用し、震災等により離職を余儀なくされた方や、震災被災者の方への雇用創出に取り組んだ。（本県に避難した震災被災者の方への支援については別掲記載あり。）

・基金事業の実施状況（平成 24 年 2 月末現在）
平成 24 年 2 月末時点での平成 23 年度基金事業の採択の状況では、両基金を合わせて事業費 7,375 百万円（822 件）により 5,407 人の雇用創出を見込んでいる。

＜平成 23 年度基金事業採択状況＞　　（平成 24 年 2 月末現在）

区　　分	件数	事業費（百万円）	雇用創出(人)
ふるさと雇用再生特別基金事業	92	1,689	586
緊急雇用創出基金事業	730	5,687	4,821
計	822	7,375	5,407

取組一覧

取　　組	内　　容
製造業従業員向けの専門教育訓練	震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者を対象に、受講者を倍増してスキルアップセミナーを実施
緊急雇用創出基金事業の拡充	緊急雇用創出基金を活用し、本県へ避難している被災者や、震災の影響で職を失った方の雇用を確保
雇用調整助成金等活用のための出張相談会の開催	県社会保険労務士会と協力し、雇用調整助成金等の活用について、企業等の集まりへ出向いて相談会を開催し、申請等に関する個別相談を実施
職業転換に係る訓練手当の増額	被災による離職者等が、職業転換のために公共職業訓練を受講した場合に支給する訓練手当を増額

⑥ 物資・エネルギー対策

節電説明会の開催や住宅用太陽光発電設備に対する補助等を通じ、県民や事業者の節電に向けた取組を支援したほか、県営発電所の再稼働や新規運転開始等により、電力供給力の積み増しに貢献するなど、官民を挙げて夏期の電力需給対策に取り組んだ結果、県全体で▲ 20 %（目標 15 %）の需要抑制を達成した。

取組一覧

取　　組	内　　容
電力需要の抑制・節電啓発の推進	・県民や県内事業者等を対象に節電説明会を開催 ・家庭向け節電チラシの配布、県ＨＰ等による普及啓発 ・「緑のカーテン運動」の推進（アサガオの種配付等）
住宅用太陽光発電設備補助事業の一層の推進	電力の供給不足への対策として、補助枠を大幅に拡充するとともに、補助制度の積極的なＰＲを実施 ・当初予算4,000件分→補正後10,000件分に大幅拡充
県内中小企業における省エネ・節電の取組等に対する支援	・省エネや節電のための改修等に取り組む事業者に対して「環境ＧＳエコ改修資金」で支援 ・自家発電機の整備等を行う事業者に対して、「中小企業パワーアップ資金」で支援
介護老人保健施設等への自家発電設備等整備費補助	停電に備え、必要な電力が確保できるよう、介護老人保健施設、重症心身障害児施設等における自家発電設備の整備に助成
エネルギー課題解決型の研究開発に対する積極的支援	既存のぐんま新技術・新製品開発推進補助金や、公募型共同研究事業で、エネルギー課題解決型の研究開発事業を積極的に支援
高浜発電所ガスタービン再稼働	休止していた高浜発電所のガスタービン発電機を再稼働させ、電力需給対策に貢献（出力20,000kW増加）
新利南発電所運転開始	新利南発電所の運転を開始し、電力需給対策に貢献（最大出力1,000kW）
公害関係法令の届出等手続きの迅速化	工場等の施設復旧等のため、公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法）の届出に係る審査を優先的かつ迅速に行うことにより、企業の負担を軽減

⑦ 官公需での積極的支援

公共事業について、県内業者への優先発注や、これまで以上の早期発注等に努め、県内企業の受注拡大や受注企業の資金繰りに対する積極的な支援を図った。

取組一覧

取　　組	内　　容
中小企業向け発注率　目標 90 %	中小企業向け発注率の目標を 90 %とし、中小企業者の受注機会を確保
県内企業への優先発注	県内業者への優先発注、地元産品の優先使用に努める。
公共事業等の早期発注等	公共事業等について、これまで以上に早期発注に努めるとともに、前払金を活用し、受注企業の資金繰り改善を図る。
県発注工事における適正な工期の確保等	・電力不足や資材不足を考慮し、適切な工期を柔軟に確保 ・主要資材の価格調査を毎月実施し、建設資材や原材料価格の変動に対応 ・計画的な資材調達等のため、発注時期をきめ細かに公表

第５節　その他の県の対応

１　燃料不足への対応

（１）背　景

東日本大震災により、石油製品の供給量が一時的に減少し、本県においても、一時、県内ガソリンスタンドへの製品の入荷が不足するなど、県民生活や県内経済に深刻な影響があった。

（２）主な要因

①　製油所の被災

太平洋側の製油所が被災し、原油輸入、石油製品の精製が停滞した。

②　油槽所の被災

精製された石油製品の保管する油槽所が被災し、出荷が停滞した。

③　計画停電の実施

鉄道輸送が止まったことにより、石油製品の流通が停滞した。

停電により、オイルターミナルにおける石油製品の入出荷作業、ガソリンスタンドの営業がストップした。

④　被災地への優先供給

被災地支援のため、一時、石油製品の出荷が見合わされた。

タンクローリーも被災地に派遣され、十分な供給体制が取れなかった。

⑤　消費者の不安心理拡大による需要の急激な拡大

石油製品の不足情報を受け、消費者の不安心理が拡大し、買い急ぎが発生した。

その結果、通常以上の購入需要が起きたことにより、一層の製品不足に陥った。

（３）本県の取組

①　関係団体への要請、要望

県内における石油製品の在庫量が不足する状況の中、県民や避難者の安全を守る観点から重要な施設等に対する燃料の優先供給を確保するため、以下のとおり各関係団体等に対して要請・要望を行った。

・医療機関への燃料の優先供給を要請
　→群馬県石油協同組合（3 月 14 日）
・災害派遣、避難者乗車用バスなどの緊急車両への燃料の優先供給を要請
　→群馬県石油協同組合（3 月 17 日）
・「介護・福祉車両へのガソリンの優先供給に関する要望書」の提出
　→群馬県石油協同組合（3 月 20 日）
・「食肉処理施設等へのＡ重油の優先供給に関する要望書」の提出
　→群馬県石油協同組合（3 月 22 日）
・「ガソリン等石油製品の安定供給に関する要請」の提出
　→石油連盟（3 月 24 日）
・「ガソリン等石油製品の安定供給に関する要望」の提出
　（※県内における石油製品の国家備蓄、給油所の電源対策強化について要望）
　→内閣総理大臣、経済産業大臣、資源エネルギー庁長官（10月27日）

②　状況調査

県内における石油製品の流通状況等を把握するため、各関係機関等に対して状況調査を実施した。

・ＪＲ貨物の高崎オイルターミナルへの入荷状況調査
・タンクローリーの状況調査
・高崎オイルターミナルの入出荷状況調査

◆震災直後から3月14日まではＪＲ貨物による入荷なし
◆3月15日から少しずつ石油製品を積んだタンク車が到着
◆3月19日以降、連日、１日６～７列車、約80～120両（約3,000～6,000kl）の製品が入荷

・県内ガソリンスタンドの営業状況調査（3 月 15 日～ 3 月 30 日）

◆震災直後から、製品が不足するという情報を受けて、買い急ぎが発生し、通常以上の需要が発生。また、現実に製品が不足したことから、県内ガソリンスタンドには連日、長蛇の列ができ、混乱が発生した
◆入荷量が少ないため、不定期開店や短時間営業、購入量制限を行う店舗が続出
◆ 3 月 24 日頃から高崎を中心に徐々に事態が改善に向かう
◆ 3 月 30 日には、東毛方面でも改善が見られ、県内全域で事態が収束

③　県ホームページによる情報提供

収集した情報を取りまとめ、ホームページへの掲載や報道機関への資料提供等により、幅広く情報発信を行った。

（４）燃料対策の充実に向けた取組

①　「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」の締結

平成 11 年に締結した旧協定では、供給の対象を「避難所等」に限定していたが、今回の震災ではそれ以外の施設等で幅広く問題が発生した。

このような経験を踏まえ、避難所等のほか、緊急通行車両や医療・福祉関係施設・　事業など、市町村や民間事業者も含めて、県民の安全を確保するために重要な施設・車両へ対象を広げた新たな協定を、11 月 14 日に群馬県石油協同組合との間で締結した。

平成23年11月14日　協定締結式
（左から大澤知事、小野里理事長）

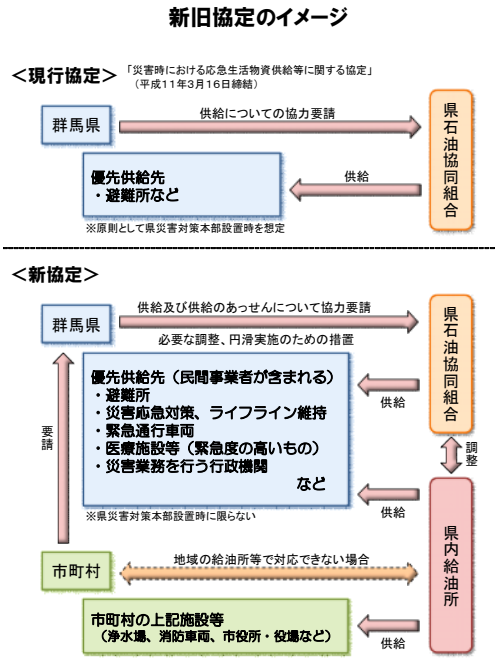

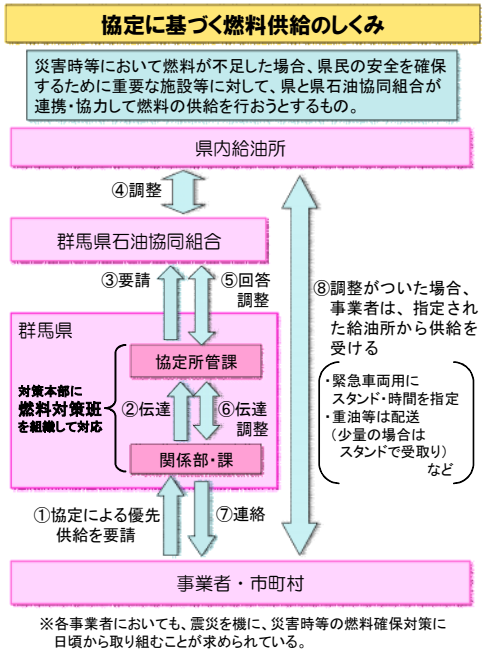

②　地域防災計画の修正

従来の計画では、救助や支援、復旧活動の現場で、石油製品の不足は想定されていなかったため、石油製品を災害対策上不可欠な重要物資として位置付けるほか、災害対策本部に「燃料対策班」を設置するなど、必要な修正を行った。

２　電力不足への対応

（１）計画停電への対応

①　背　景

東日本大震災により、東京電力㈱の原子力発電所及び火力発電所等の多くが被害を受け、稼働を停止したことから、電力需給が逼迫するという深刻な事態が発生した。

このような状況を受け、東京電力㈱は不測の大規模停電を回避するため、地域を指定して輪番により停電を行う「計画停電」が、緊急避難措置として行われた。

②　計画停電の状況

3月14日～4月7日　実9日間（のべ30グループ）
うち本県での実施は、3月15日～3月24日　実7日間（のべ23グループ）

ア　５グループによる輪番停電（3月14日～3月27日）

停電区域を５グループに区分し、午前6時20分から午後10時までの間、おおよそ３時間毎に輪番で計画停電が実施された。

【本県のグループ別実施状況】

グループ	１グループ	２グループ	３グループ	４グループ	５グループ
主な地域	伊勢崎、桐生、渋川	本県該当なし	館林、太田、大泉	みどり、板倉、明和	前橋、高崎、富岡
実施回数	7	（５）	5	6	5

イ　グループの細分化（3月28日～4月7日）

グループ毎の停電であっても、全域を停電する場合と一部のみを停電する場合があり不公平感が生じたため、各グループを更に５つのサブグループ（Ａ～Ｅ）へ細分化して実施するなど、運用の改善が図られた。

※ただし、本県においては細分化以降、実施の実績はなし。

ウ　計画停電の方針の変更（4月8日～）

発電所の復旧、気温の上昇及び節電への取組の効果等により、当面の電力需給ギャップは解消されたため、計画停電は「原則実施しない」こととなった。

③　本県の取組

ア　ホームページによる周知啓発

予定されている計画停電の時間帯及び地域や、公共交通機関の運行状況等に関する情報提供のほか、停電になった場合の火災防止や車両の安全通行について、注意喚起を図った。

イ　東京電力㈱に対する申し入れ

計画停電により、県民生活に極めて深刻な影響が生じていることから、実施方法の見直しや早期終了について、東京電力㈱あて申し入れを行った。

【申し入れの内容】

3月14日	計画停電を県内の実態を踏まえ適切に実施すること
3月17日	計画停電の影響を極力少なくするため、停電時間の固定化や１日１回に限った実施などの改善措置を講じること
4月6日	今後、必要な需給調整は他の手段により行うこととし、県民生活への影響が大きい計画停電は、直ちに終了すること

ウ　その他

(ｱ) 医療施設等での対応

病院、有床診療所、透析取扱診療所、分娩取扱診療所に対して、3月14日から始まる計画停電への対応、在宅人工呼吸器使用者への情報連絡の協力依頼を、電話・FAXにて行った。

さらに、計画停電に伴う影響及び対応について調査を行い、燃料不足により自家発電装置の稼働ができなくなる恐れのある医療施設の情報を収集し、燃料組合等に優先供給を要請、及び必要に応じ、国に対して電源車の派遣を要請した。

なお、計画停電に伴いトラブルが発生した場合の報告を医療施設に求めたが、医療機関が診療時間等をずらすなどして対策を講じたことや、計画停電の規模が予定よりも小さくすんだこと等から、特に大きなトラブルはなかった。

また、今後の停電に備え必要な電力が確保できるように、重症心身障害児施設等における自家発電設備の整備に助成する制度を5月補正で予算化した。

(ｲ) 医療系産業廃棄物の適正処理

計画停電実施に伴い県内産業廃棄物焼却施設の処理能力が低下するおそれがあることから、県医師会、歯科医師会等関係機関に対して、医療系産業廃棄物の分別徹底による排出抑制や処理委託先の再検討を要請した。(3 月)

(ｳ) と畜場設置者、食品営業者等への対応

3 月 14 日以降の東京電力㈱による計画停電の実施に伴い、県内の大規模のと畜場・食鳥処理場では通常の処理が困難となり、設置者からの時間外（早朝等）処理及び休日の臨時開場の要望に対し、食肉衛生検査所では衛生指導に留意しながら、弾力的な検査体制をとった（～ 4 月 8 日)。(夏期の電力使用制限においても同様（7 月 1 日～ 9 月 2 日)。)

また、3 月 14 日付け厚生労働省通知「計画停電による食品等の温度管理について」を踏まえ、(社)群馬県食品衛生協会を通じて食品営業者へ衛生管理の徹底の指導等を行った。

(ｴ) 水道事業者への指導

3 月 13 日の東京電力㈱からの計画停電実施の連絡を受け、県内水道事業者に対し、「東京電力㈱の輪番停電にともなう水道水の供給確保について」を通知した。

また、同日付け厚生労働省通知「計画停電実施による水道施設への影響」に基づき、計画停電実施期間の情報把握、電力供給が停止したときの影響分析、自家発電施設の点検・試運転及び燃料の確保、断水区域の把握と広報体制の整備、応援給水体制の確保等について、各事業者への指導を行った。(夏期の電力使用制限においても、電力消費ピーク時の取水・送水量の減量、施設稼働時間のシフト等について指導。)

(ｵ) 高浜発電所での発電

企業局高浜発電所は、ガスタービン発電と蒸気タービン発電とを組み合わせた「複合発電」を行う発電所であるが、通常、ガスタービンの運転は、平日のみ行い、土日は蒸気タービンのみによる発電を行っていた。しかし、震災直後の電力不足に対応するため、3 月中は計画停電時を除き、土日も含めてガスタービンの運転を行った。また、設備の老朽化等に伴い、4 月以降はガスタービンの運転を休止することが決定済みであったことから、3 月末をもってガスタービン発電を休止したが、電力需給の逼迫状況が続いていることを受けて、電力会社と協議のうえ、7 月からガスタービン発電を再開し、平成 24 年 9 月まで継続することとした。

（２）夏の電力需給対策

春以降、一旦は改善した電力需給バランスは、気温が上昇する夏に向けて再び悪化する見通しとなり、需給両面からの抜本的な対策を講じなければ、計画停電の「原則不実施」が維持できなくなった。

このようなことから、政府電力需給対策本部は「夏期の電力需給対策」を策定し、東京電力の供給力を最大限に積み増す一方、大口需要家、小口需要家、及び家庭のすべての需要家に対して、7 月～ 9 月の使用最大電力を 15 %抑制することを要請した。また、特に大口需要家に対しては、電気事業法第 27 条に基づく強制的な電気使用制限が課せられることとなった。

大口需要家（契約電力500kW以上）	小口需要家（500kW未満）	家庭・個人
7～9月（平日）の9時～20時の使用最大電力を昨年比で15%抑制 （使用制限期間：7月1日～9月9日）	7～9月（平日）の9時～20時の使用最大電力を15%抑制 （使用制限のない努力目標）	

① 本県の取組

ア 群馬県節電応援プログラムの策定

本県では、県民生活や事業活動に影響の大きい計画停電を何としても回避するため、「群馬県節電応援プログラム」を策定し、県内の使用最大電力を前年比▲ 15 %の 293 万 kW を目標として、県民及び県内企業の節電に向けた取組を積極的に支援した。なお、節電にあたっては、熱中症予防にも十分配慮するよう、幅広く周知を行った。

【節電応援プログラムの概要】

電力需要の抑制節電啓発の推進	ぐんま広報、県ＨＰ、メルマガ等を活用して広く県民や県内事業者等へ節電を呼びかける。 「ぐんまちゃんの家庭の節電対策」の配付
	夏の節電キャンペーン（緑のカーテンづくり等）の実施
	観光ホテル・旅館における節電ポスターの掲示
技術指導・説明会	家庭や事業者など、各分野で技術指導や説明会を国や東京電力と連携して実施
	学校における節電教育の推進
電力の「見える化」への取組	群馬県内で使用されている電力をグラフにし、節電に向けた取組の成果をわかりやすく「見える化」する。 東京電力と連携して、県のＨＰからも情報提供する。
住宅用太陽光発電設備補助事業の拡充	住宅用太陽光発電設備を設置する個人に対して補助する。 （前年度4,000件分から10,000件分へ大幅に拡充） 補助金額：太陽電池の最大出力１kWあたり2.4万円 （上限８万円）
県内中小企業における省エネ・節電の取組等に対する支援	省エネ・節電改修、太陽光発電設備の整備などに取り組む事業者（病院含む）に対して「環境ＧＳエコ改修資金」で支援
	自家発電機等の整備など、安定した電力確保に取り組む事業者に対して「中小企業パワーアップ資金」で支援
電力供給力の増強への取組	高浜発電所ガスタービン発電機再稼働 （平成23年7月～平成24年9月予定） 最大出力：約5,000kW→25,000kW 平成23年度年間供給目標電力量：3,917万kWh→11,493万kWh （一般家庭の年間消費電力量：約11,000軒分→32,000軒分）
	新利南発電所の運転開始　（平成23年7月14日） 最大出力：1,000kW、年間供給電力量：408万kWh （一般家庭の年間消費電力量：約1,000軒分）

イ　需要家としての電力削減に向けた取組

県庁舎をはじめ、水質浄化センター、県立病院及び警察庁舎等は契約電力500kW以上の大口需要家となるため、強制的な電気使用制限の対象となった。

本県としては、少しでも多くの電力を家庭や企業等に融通するため、大口需要家に該当しないその他の県有施設も含め、県全体として「自主行動計画（節電行動指針）」を策定の上、国の目標値を上回る20％の使用最大電力の削減を基本に取り組みを行った。（実施期間：6月15日～9月30日）

※病院や検査機関、文化施設等の一部施設については国の方針に則して削減

【取組結果】

・県有施設（234施設）について、期間中、すべての月で削減目標を達成することができた。
・うち、20％削減を目標とした106施設の今夏の使用最大電力（合計）は、7月の12,595kWであり、前年夏の最大値17,152kW（8月）に対する削減率は26.6％であった。
・緩和措置が講じられた施設についても、区分毎に設定した削減目標（15％～0％）をそれぞれ達成することができた。

ウ　国への要望活動

電力需要を抑制しつつ、国民生活の安全・安心を確保するとともに、日本経済の復興のためにも可能な限りの電力供給力の積み増しを図り、企業の生産・事業活動への影響を最小限とするよう配慮する必要があることから、以下のとおり国に対して要望を行った。

【要望の内容】

4 月 22 日	・あらゆる手段により電力供給の確保を図ること。 ・再生可能エネルギーの活用を促進し、電力供給力を強化すること。 ・省エネ機器等の導入に対する財政支援を行うこと。 ・使用制限に際して、生命に関わる施設は対象除外とすること。
5 月 20 日	・病院や鉄道等の施設については、使用制限緩和措置を講じること。 ・万が一の計画停電の際には、地域の不公平感に配慮すること。 ・病院等の安全安心に関わる施設は、計画停電の対象外とすること。

エ　休日保育拡充等への対応

電力需給対策に伴う県内企業の土日操業に対応するため、保育所及び放課後児童クラブにおいて、休日保育等を実施した。

○保育所における対応状況

休日保育　11 市町　30 保育所

○放課後児童クラブにおける対応

休日開設　7 市　35 クラブ

オ　取組の成果

国の「夏期の電力需給対策」や、本県の「節電応援プログラム」等に基づく官民を挙げた取組により、県内の使用最大電力は最大で275万kWにとどまり、群馬県として目標に設定した293万kWを超過することなく、電力需給対策期間を通じて目標を達成することができた。

また、大口需要家に課せられた電気使用制限については、需給バランスが改善されたことから、予定の 9 月 22 日より 2 週間前倒しの 9 月 9 日をもって早期に解除となった。

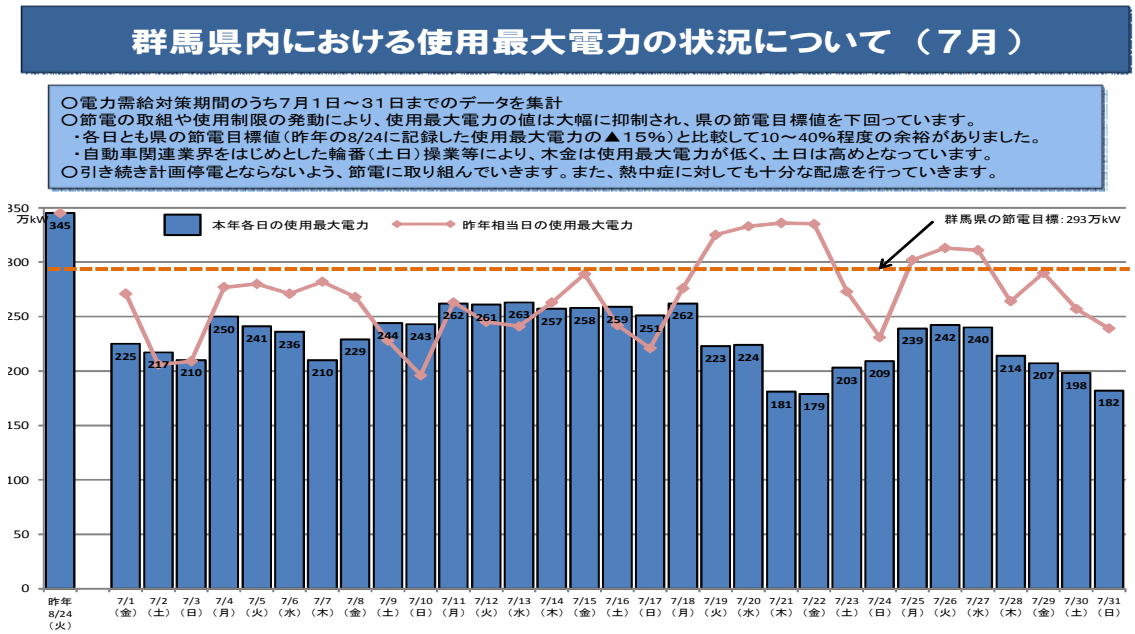

群馬県内における使用最大電力の状況について（８月）

○電力需給対策期間のうち8月1日～31日までのデータを集計
○県の節電目標▲15%に対し、各日とも▲20%以上の節電を達成しました。
・今夏の最大値を記録した8月10日においても、使用最大電力は275万kWに留まり、▲20.3%の節電となりました。
・8月半ばには、前橋で連日35℃前後の最高気温となりましたが、企業の夏季休業により、電力使用は抑制されました。
○需給バランスが改善され、大口需要家（契約電力500kW～）に対する電気の使用制限も9月9日をもって早期に終了となることから、今後は▲15%の節電を努力目標としつつ、県民生活や経済活動に支障がなく、無理のない範囲で節電に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

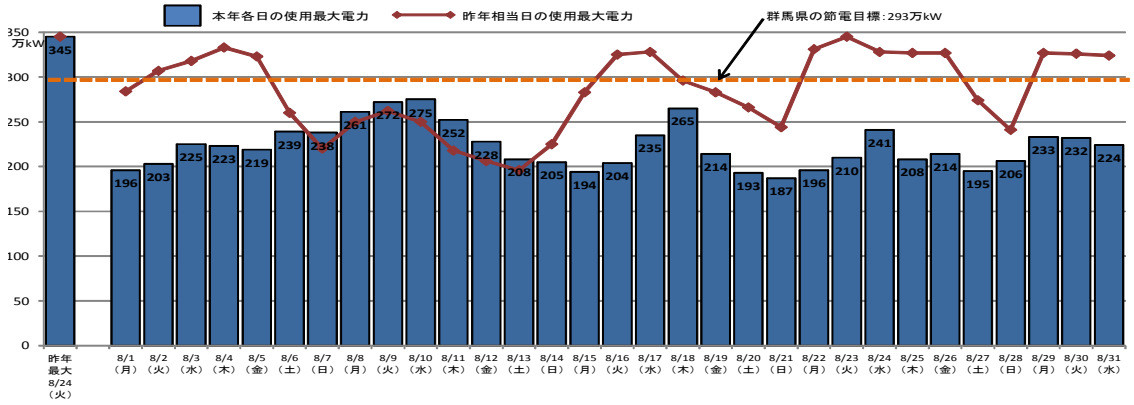

群馬県内における使用最大電力の状況について（９月）

○電力需給対策期間のうち9月1日～30日までのデータを集計
○9月を通して50%～22%の節電となり、県の節電目標値▲15%（293万kW）が達成されました。
○電力需給状況が改善されたことから、9月9日をもって大口需要家に対する電気使用制限は早期に終了となり、翌週に若干の「戻り需要」が発生しましたが、最大電力は9月14日の268万kWに留まりました。
○9月30日をもって今夏の節電の取組は終了となりますが、電気の使用状況に関する東京電力からの広報は、今後も継続されます。
※東京電力「でんき予報」:http://www.tepco.co.jp/forecast/index-j.html

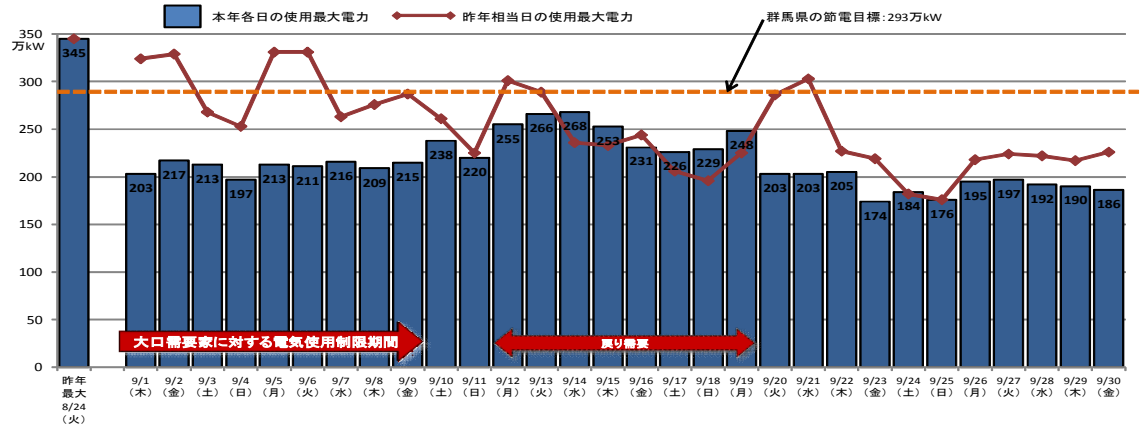

３　国に対する要望等

（１）本県の国への要望活動

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、県内でも多方面にわたる影響が出ていることから、国に対し、早急な対応や支援を講じるよう要望した。

①　「東日本大震災に関する緊急要望」（4月22日）

要望項目

・農産物等への補償及び風評被害の防止について
・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う災害対応について
・安定的な電力供給の確保について
・被災者の生活支援について
・地域経済を支える中小企業等の経営支援について

②　「東日本大震災に関する要望」（7月22日）

要望項目

・農産物等への補償及び風評被害対策、観光業への支援等について
・放射性物質の検査体制の強化等について
・安定的な電力供給の確保、中小企業等への支援について
・今後の防災対策等について

（２）関東地方知事会での要望活動

東日本大震災は、関東地方知事会構成県においても大きな被害が出ていることから、国に対し、提案要望することを決定し、その後要望活動を行った。

①　平成23年度定例第一回（春）関東地方知事会議（5月25日）
「東日本大震災に係る要望」

要望項目

・被災地における復旧・復興について
・福島第一原子力発電所事故の早期収束と風評被害等の対策について
・地域経済対策の実施について
・電力需給対策について
・原子力安全対策・防災対策の見直しについて
・災害に強い社会資本整備について
・今後の防災対策について

②　平成23年度定例第二回（秋）関東地方知事会議（10月25日）
「東日本大震災に係る要望」

要望項目

・被災地における復旧・復興について
・福島第一原子力発電所事故の早期収束と風評被害等の対策について
・地域経済対策の実施について
・安定した電力確保対策について
・原子力安全対策・防災対策の見直しについて
・災害に強い社会資本整備について
・今後の防災対策について

（３）全国知事会での活動

7 月 12 日～ 13 日に開催された全国知事会議で、東日本大震災からの復興に向けた迅速な対策を政府に求める「日本の再生に向けて－東日本大震災　復興提言－」がとりまとめられた。提言には、本県が主張した上下水汚泥に関する早期の取扱い基準の設定や安全な処理方法の提示と実施などが盛り込まれた。

また、会議では、大澤知事が、「放射性物質を含む上下水汚泥の処理とその後の管理は、本来、地方ではなく、原因者である東京電力が、早急に行うべきであり、さらに、東京電力ができないのであれば、国が行うべきと考える」と発言した。

４　群馬県地域防災計画の修正

（１）趣旨

東日本大震災における新たな防災課題や実施してきた災害対応等を踏まえて、群馬県における防災行政の大綱である群馬県地域防災計画を修正した。

（２）検討過程

庁内の主管課長等で構成する「群馬県地域防災計画見直し検討会議」を設置するとともに、検討会議の下に、関係所属の職員等で構成する３つの庁内検討ワーキンググループを設置し、全庁体制で県としての修正案の検討を行った。

修正案について、市町村や防災関係機関への意見照会及び県民への意見募集を行い、被災地に派遣された職員の意見や県議会における審議等も踏まえた見直しを実施し、群馬県防災会議において修正を決定した（24.1.30 決定）。

（３）修正内容

修正を行った主な項目は以下の４つである。

①県境を越えた広域避難者の受入れについて

福島県等からの県境を越えた広域避難者の受入れを踏まえ、「県境を越えた広域避難者の受入れ」に係る対応について新たに規定した。

②県外で原子力施設事故が発生した際の対応について

福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえ、「県外で原子力施設事故が発生した際の対応」について新たに規定した。

③災害時要援護者等への配慮の一層の充実

東日本大震災における被災地の状況等を踏まえ、災害時要援護者等への対応の一層の充実を図った。

④災害時等の燃料不足への対応

東日本大震災直後の燃料不足を踏まえ、県民の安全を確保するために、特に重要な施設、事業に燃料の優先供給が図られるよう体制整備を図った。

５　東日本大震災一周年に際して

（１）政府主催の追悼式

国は、東日本大震災が、極めて多数の犠牲者を出すとともに、国民生活に多大な影響を及ぼした未曽有の大災害であることにかんがみ、発災１年を機に、次のとおり被災者を追悼する式典を開催した。

なお、群馬県からは、大澤正明群馬県知事、南波和憲県議会議長が参列した。

名　称：東日本大震災一周年追悼式
日　時：平成２４年3月１１日（日）１４時３０分から
場　所：国立劇場
参列者：天皇皇后両陛下、内閣総理大臣、衆・参両院議長、最高裁判所長官、衆・参国会議員、地方公共団体代表、在本邦外国大使等、民間各界代表、遺族代表

（２）県の対応

①　半旗の掲揚、黙とうの勧奨

・東日本大震災一周年に際しては、3 月 6 日（火）に県ＨＰにおいて知事から県民に向けて黙とう及び弔旗の掲揚への協力を求めた。
また、上記式典当日の 3 月 11 日（日）には、知事から県民に対して「東日本大震災一周年追悼知事メッセージ」を発信した。
・各市町村に対して、関係施設において半旗を掲揚するとともに、黙とうの合図として防災行政無線などを活用してサイレンを鳴らす等の措置について協力を求める通知を行った。
・県庁各所属に対して、県有施設における半旗の掲揚、県職員に対して黙とうを勧奨するよう通知を行った。
・県教育委員会でも、各市町村教育委員会に対して、市町村有施設及び各市町村立学校における半旗の掲揚、職員に対して黙とうを勧奨するよう通知を行った。
・県立学校等に対しても、県有施設及び各県立学校における半旗の掲揚、職員に対して黙とうを勧奨するよう通知を行った。

②　地域防災力パワーアップシンポジウムの開催

東日本震災１周年に際して、～東日本大震災から１年。私たちにできること～を副題にして、地域防災力パワーアップシンポジウムを開催し、地域防災力の重要性を参加者に訴え、自主防災組織に対する認識の向上等を図った。

・日　時　平成 24 年 3 月 4 日（日）13:30 ～ 16:30
・場　所　群馬会館ホール
・内　容　自主防災組織の役割や活性化についての基調講演
　　県内の自主防災組織代表者によるパネルディスカッション
・参加者　150 名

第６節　県議会の対応

１　被災地の視察及び要望活動等

3 月 18 日の午後、関根圀男議長及び松本耕司副議長は、東京電力㈱に対し、計画停電の適切な実施等について、申入れを行うとともに、県石油商業組合に、ガソリン・重油等の円滑な供給について、要望を行った。また、東北地方太平洋沖地震の発生に伴う議長声明を発表した。

3 月 28 日午後、関根議長は、大澤知事とともに、厚生労働省を訪れ、小宮山副大臣に「放射性物質に係る農産物への被害対策について」要請するとともに、その後、農林水産省において、鹿野大臣に同様の要請を行った。

3 月 30 日、関根議長は、伊勢崎市にある避難者受入れ支援センター、高崎市にある自衛隊新町駐屯地、城山県営住宅及び牛伏ドリームセンターを訪れ、避難者の受入体制や業務内容等について視察するとともに、避難者とその対応にあたる職員を激励した。

5 月 11 日、関根前議長は、福島県議会を訪問し、副議長から福島県の被災状況について説明を受けた後、災害対策本部を視察し、副知事を激励した。そして、群馬県から派遣された職員から活動内容の説明を受けた。その後、福島県相馬市の被災地を訪れ、被害及び支援状況の把握に努めた。

２　議会における審議状況等

（１）全員協議会

3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を受け、3 月 17 日に代表者会議を開き、県執行部から群馬県の被災状況や支援・受入体制の状況などについて説明を受け協議した結果、被災者支援についての議長声明を発表し、東京電力㈱に対して計画停電に対する申し入れ、県石油商業組合に対しては円滑な供給についての要請を行ったが、この状況については全議員で情報を共有し、執行部から直接説明を受け、県民から議会（議員）に寄せられる要望を執行部に伝える必要があると判断し、全員協議会を 3 月 23 日開催した。

平成23年3月23日全員協議会

副知事をはじめ、各部局から東日本大規模震災に関して、組織体制、県内の被災状況と対応、避難者の受入、放射性物質被害、及び物資エネルギー対策等について説明を受けた後、質疑を行い、計画停電の実施方法の見直し、公共交通機関の輸送の確保、観光地への融資拡大、農産物の風評被害対策、子どもたちへの心のケア、ガソリン供給不足対策、被災地支援、被災者受入などについて群馬県としてしっかり取り組むよう県執行部に対して要望を行ったほか、被災地へ日本赤十字社群馬県支部を通じて、義援金を贈ることを決定した。

（２）本会議

平成 23 年 5 月定例会において、5 月 18 日に、東日本大震災における県内被害対策と大規模地震対策について、一体的、横断的、集中的に審査を行うため「大規模地震対策特別委員会」を設置するとともに、6 月 10 日には、「震災から復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書」、「津波対策法案の早期成立を求める意見書」及び「当面の電力需給対策に関する意見書」を全会一致で可決し、直ちに政府関係機関へ意見書を提出した。

また、知事から提出のあった、東日本大震災による被災者の県内への受入れに関する経費及び復興に向けた国の第 1 次補正予算に伴う補正予算並びに 4 月 20 日に専決処分を行った東日本大震災関係の補正予算について可決・承認した。

さらに、平成 24 年 2 月定例会では、宮城県議会議長からの依頼を受け、復興の妨げとなっている被災地の災害廃棄物の処理について、その広域的な処理を推進するため、「災害廃棄物の広域処理推進等に関する意見書」を 3 月 7 日に全会一致で可決し、直ちに政府関係機関へ提出した。

（３）大規模地震対策特別委員会

平成 23 年 3 月 11 日に、国内観測史上最大規模となるマグニチュード 9.0 を記録する東北地方太平洋沖地震が起き、広範囲において未曾有の大惨事をもたらした。

地震とそれに続く津波により、福島県内の原子力発電所が壊滅的打撃を受け、電源喪失や電力不足による停電、農産物等における放射性物質の検出など、本県においても、県民生活や産業活動に極めて大きな影響が生じていた。

このような状況にあって、東日本大震災に係る電力及び生活・産業関連物資の供給不足対策に関すること、福島第一原子力発電所事故に係る県内の放射線被害対策に関すること、東日本大震災に係る県内の産業支援に関すること、及び大規模地震防災対策に関することについて集中的に審査を行うため、平成 23 年 5 月 18 日の本会議において「大規模地震対策特別委員会」が設置された。

6 月 8 日の委員会では、放射性物質による健康不安対策や農産物への影響、風評被害対策、学校における放射線量の測定や災害対応の取組状況、物資の備蓄状況、災害ボランティアの活動状況、制度融資など産業支援総合対策、再生可能エネルギーの活用促進、節電対策、建物の耐震化の状況、災害廃棄物の受入などについて議論され、「震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書」及び「津波対策推進法案の早期成立を求める意見書」を発議することを決定した。

7 月 13 日、14 日には、宮城県、福島県内の被災地に赴き、その現状を自らの目で確かめ、現場の生の声を聞き、対策をいかにとるべきか、調査を行った。

国土交通省東北地方整備局においては、被災地の復旧、復興のための最重要課題である緊急輸送道路の確保にあたり、東北道、国道 4 号から沿岸部の国道 6 号、455 号への進出のための「くしの歯」作戦を展開し、いち早く救援ルートを確保したところであり、災害時における緊急輸送道路の確保対策などを調査した。

宮城県の女川町及び多賀城市では、地震及びその後の津波により、行政機能に支障が出るような大きな被害を受けており、災害時における公共団体の業務や災害対策本部の状況を調査するとともに、被災地から他県への要望事項等を調査した。

福島県においては、福島第一原子力発電所の地元であり、その事故に伴う放射性物質被害対策について、被災地の行政として、特に農産物への被害対策と、学校における放射能対策について、調査を行った。

平成23年７月13日　国土交通省東北地方整備局

平成23年７月13日　宮城県女川町

その後、7 月 29 日、10 月 12、13 日、及び 12 月 13 日の委員会において、大規模地震防災対策として、地域防災計画見直しの状況について活発に議論されたほか、災害時燃料供給協定、災害廃棄物受入れ、放射性物質の除染、県民の健康調査、学校給食の放射性物質検査、避難者支援体制、防災教育などについて、各般にわたり議論がなされた。

また、県内被害対策として、11 月 28 日には、東京電力㈱群馬支店長から、東日本大震災による福島第一原発事故に係わる県内の放射線被害の賠償状況等について、特に「農産物等被害への賠償状況」「観光業の風評被害への賠償状況」「今冬の電力需給見通し」について説明を受け、放射性物質被害関係について集中的に審議を行った。

さらに、震災から半年以上経過した現在の県内の各関係施設を調査した。

日本オイルターミナル㈱高崎営業所では、電力不足等から交通機関が麻痺し、物資輸送について支障をきたし、中でもガソリンの供給不足は、車社会である当県の通勤通学等に大きな影響があった震災当時の状況や今後の大規模地震時の安全性等について調査

した。
県央水質浄化センターでは、下水汚泥の放射性物質は 5 月の検査時から検出されており、再資源化できない汚泥は最終処分場へ埋立て処分をするまでの間、保管している状況にあり、その保管状況及び今後の処分等対策について調査した。
五料橋では、橋の走行路面に約 4 cm の段差ができ、車両の通行ができなくなったが、当時の全面復旧までの状況についてなど、調査を行った。
また、宮城県議会議長からの依頼を受け、東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理の実現に向け、平成 24 年 2 月 8 日に委員会を開催し、群馬県における災害廃棄物受入処理の現状と今後の課題について県執行部から説明を受け、対策を協議し、2 月定例会において、思うように進んでいない災害廃棄物の処理について、放射性物質に対する住民不安を払拭するよう説明し理解を得ること、最終処分までの各段階で放射線量等を調査し、情報提供を徹底して行うことなど、災害廃棄物の広域処理が推進されるよう、所要の措置を政府に対して要望する「災害廃棄物の広域処理推進等に関する意見書」を、大規模地震対策特別委員会において発議した。
さらに、災害廃棄物の広域処理推進のため、既に災害廃棄物の処理を行っている県外の施設について、処理の状況や放射性物質に対する安全面について調査することも決定している。

３　その他の活動状況

（１）義援金の贈呈

3 月 23 日、県議会議員全員で組織する全員協議会において、議員からの募金を募り、被災地へ義援金を贈ることが決定された。即日 3 月 24 日に義援金 250 万円を関根議長から日本赤十字社群馬県支部に手渡しで託した。

（２）議会事務局の対応

議会事務局では、議会事務局長が、3 月 11 日震災当日設置された県災害対策本部、翌 3 月 12 日に移行した県災害警戒本部、その後 3 月 14 日から設置された県東北地方太平洋沖地震支援本部等に出席し、情報交換を行った。
また震災当初から議会事務局長の指示のもと、県議会県議員の安否情報を把握するとともに、必要な情報提供を随時行い、連絡調整に努めた。

第７節　県の財政措置

１　平成22年度

（１）補正予算

（単位:千円）

区　　分	主　　な　　事　　業	事業費
3月補正 （平成 23 年 3 月 31 日付専決処分）	・被災者受け入れ支援	64,000

（２）既決予算

（単位:千円）

支出科目	件　　名	事業費
一般管理費	・「震災に係る県民へのお願い」の新聞掲載料	4,162
予　備　費	・救援物資搬送のための災害時緊急経費	600
	・災害見舞金	18,000
合　　計		22,762

※上記以外にも、人件費、各部局の総務調整費等の既決予算等で執行したものもある。

２　平成23年度

（１）補正予算

（単位:千円）

区　　分	主　　な　　事　　業	事業費
4月補正 （平成 23 年 4 月 20 日付専決処分）	①県内産業への支援	
	ア 中小企業等支援	
	・東日本大震災被害対策資金の創設	9,028,572
	・がんばろう群馬！中小企業ワンストップセンター	2,000
	・雇用調整助成金等出張相談会の開催	3,000
	・製造業従業員向け専門教育訓練	5,800
	イ 農業支援	
	・出荷停止要請に伴う「つなぎ融資」創設	21,000
	ウ 観光誘客促進	
	・「ぐんまの温泉・観光宿泊割引プラン」	36,750
	・ググっとぐんま体験・滞在バスツアー	14,300
	エ エネルギー対策	
	・住宅用太陽光発電設備等整備費補助	481,000
	②被災地・被災者への支援	
	ア 被災地の支援	
	・被災地への職員派遣及び物資の搬送	74,181
	・県民ボランティアによる被災地支援	3,300
	イ 被災者の支援	
	・緊急雇用創出基金事業	434,818
	・職業転換訓練手当	4,800
	・県営住宅の応急仮設住宅化整備	30,000
	・県内医療機関等入院被災者実費負担支援	16,000
	・私立高等学校等震災被災者就学支援事業費補助	6,600
	③県民の安心・安全	
	ア 放射性物質対策	
	・放射性物質測定機器導入（農産物、食品、土壌、水道水等用）	35,600
	・放射性物質測定機器導入（工業製品用）	1,830

	・空間放射線量率測定用サーベイメータ購入	2,000
	イ 被災文化財対策	
	・文化財保存事業費補助	7,000
合　　計		10,208,551
5月補正	・被災者受入れ支援	1,048,000
	・災害弔慰金	1,875
	・自家発電設備等整備費補助	237,000
	・医療施設災害復旧費補助	11,000
	・被災児童生徒等就学支援	116,000
	・緊急雇用創出基金事業	1,040,000
	・高浜発電所ガスタービン発電機再稼働	977,270
合　　計		3,431,145
9月補正	①放射性物質対策	
	・環境放射能モニタリング強化	230,000
	・廃棄物処理施設放射線監視体制強化	1,600
	・放射性物質測定機器整備費補助	8,820
	・流域下水道汚泥処理対策	575,000
	・放射線の健康影響に関する有識者会議	307
	・放射線測定機器整備（保健福祉事務所）	693
	②県産物の安全性ＰＲ	
	・県産農畜産物安全性緊急ＰＲ	10,000
	③被災地・被災者支援	
	・被災者生活再建支援基金積増し	1,397,978
	・私立専修学校等震災被災者就学支援事業費補助	9,896
	・災害被災地支援のための人工アユ種苗増産	1,800
	・警察官の被災地派遣	85,963
	④県内被害の復旧支援	
	・社会福祉施設等災害復旧費補助	26,352
	・保育所等災害復旧費補助	8,808
	・農業関係施設災害復旧交付金	5,000
	⑤電力不足対策	
	・休日保育･児童の居場所づくり	23,318
	・誘導灯ＬＥＤ更新工事等節電対策	22,527
合　　計		2,408,062
11月補正	・緊急雇用基金事業	3,770,000
2月補正	・緊急スクールカウンセラー配置	18,680

（２）既決予算　　（単位:千円）

支出科目	件　　名	事業費
予　備　費	・県内に避難して亡くなった方の埋葬費用	1,063
	・避難者受入に係る経費	50
	・放射能検査	60,204
	・県産農畜産物安全性緊急ＰＲ事業実施に係る経費	4,200
	・東日本大震災農業生産対策交付金「力強い酪農経営復興対策」事業の実施に係る経費	24,000
	・特用林産施設等復旧・再建対策事業の早期執行	7,929
合　　計		97,446

※上記以外にも、人件費、各部局の総務調整費等の既決予算等で執行したものもある。

３　平成24年度

（１）当初予算

（単位:千円）

区　　分	主　　な　　事　　業	事業費
当初予算	①被災者支援	
	・被災者受け入れのための民間賃貸住宅等借り上げ	309,590
	②福島第一原発事故に伴う放射線対策	
	・空間放射線監視	25,472
	・放射能検査	67,180
	・除染対策	376,771
	・健康への影響・風評被害対策	127,767
合　　計		906,780

第５章　東北地方等被災地及び県内避難者への支援

第１節　群馬県東日本大震災支援本部の設置

東北地方太平洋沖地震被災地域に対して、被災された方々の生命の安全の確保、一刻も早い生活再建、そして地域の復興の一助となるよう、県民とともに群馬県として可能な支援を迅速に実施することを目的に「群馬県東北地方太平洋沖地震支援本部」（後に「群馬県東日本大震災支援本部」へ名称変更）を平成 23 年 3 月 14 日に設置した。

支援本部は、知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長等を構成員とし、被災者支援に係る全庁的・総合的な方針の検討・決定、情報収集及び情報共有、関係機関との連絡調整等を行い、平成 23 年 7 月までに延べ33回開催した。

本部員（本部長及び副本部長を除く）は、別表 1 の職にある者をもって構成された。

また、支援本部の下部組織として、「群馬県東日本大震災支援連絡調整会議」を置き、総務部長を委員長に、委員は別表 2 に掲げる職にある者をもって構成し、平成 23 年 8 月以後、延べ25回（平成 24 年 2 月 8 日現在※継続中）開催した。

なお、震災被災者支援の専任組織として、総務部内に震災被災者支援室を平成 23 年 3 月 25 日に設置し、支援本部の運営、被災県との連絡調整、避難者受入に関する連絡調整、避難者に対する生活支援・物資調達の調整等を所管し、福島県災害対策本部からの群馬県駐在員を配置するとともに、被災県災害対策本部に連絡員を派遣し、被災地の実情や要望を的確に把握しながら被災地・被災者支援にあたった。

＊図１ 群馬県の震災被災者支援体制イメージ

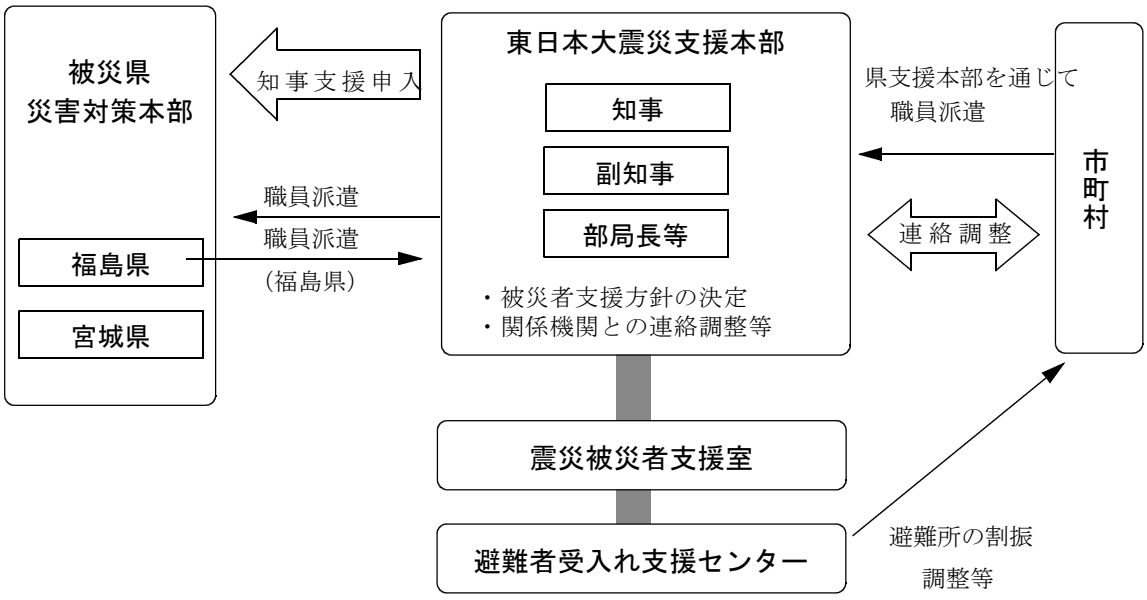

(別表１)支援本部員

総務部長、危機管理監、企画部長、生活文化部長、健康福祉部長、環境森林部長、農政部長、産業経済部長、県土整備部長、会計管理者、企業管理者、病院管理者、議会事務局長、教育長、警察本部長

(別表２)連絡調整会議委員

危機管理監、総務課長、震災被災者支援室長、人事課長、財政課長、危機管理室長、消防保安課長、企画課長、総合政策室長、広報課長、県民生活課長、健康福祉課長、環境政策課長、農政課長、産業政策課長、監理課長、会計課長、企業局総務課長、病院局総務課長、議会事務局総務課長、教育委員会総務課長、警察本部警備第二課長

第２節　被災地への支援

１　人的支援

（１）被災地への職員等の派遣状況

①　震災直後の派遣

震災直後は、救難救助を中心とした緊急支援のために、県内の警察、消防のほか医療機関等の関係者が現地へ入り、各種活動を展開した。

・警察広域緊急援助隊　・緊急消防援助隊（地上部隊・航空部隊）
・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）　・ドクターヘリ　等

②　応急対応に対する派遣

その後、現地の応急対応を支援するため、県、市町村を含め県内の様々な機関、団体、あるいは個人の方々が現地で活動を行った。

県では、被災地支援のため様々な職種の職員派遣を行ったほか（下記一覧のとおり）、個人の方を対象に県民ボランティア募集を行い、1 班につき 20 人ずつ、2 泊 3 日の日程で 4 月、5 月の 2 期に分けて、合計 8 班延べ 160 人が宮城県石巻市へ入っていただいた。ボランティアは、現地で浸水家屋の泥出し等の活動に従事された。

この時期には、派遣側での長期間の人員の確保が困難なこと、被災地では様々な支援が必要とされていたこと、支援内容も時間の経過により変化していったことなどから、短期的な（数日～１ヶ月位での職員の交代等）派遣がほとんどであった。

③　復興支援のための長期派遣

被災地で、ある程度の応急対応が進み、復興に向けての対応が始まった段階より、被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県からは、中長期的な派遣が求められるようになり、各省庁や全国知事会を通じて、派遣要請があり、県からも次のとおり派遣した。（地方自治法第 252 条の１７に基づく派遣）

・行政事務支援（原子力被害損害賠償支援、県民健康管理調査）　２名
・農地・農業施設等災害復旧事業支援　１名
・土木施設等災害復旧事業支援　４名

（２）県職員派遣一覧

（平成 24 年 3 月現在）

活動概要	派遣期間	職　種	県職員数（人）	派遣先県別 岩手県	宮城県	福島県	茨城県	備　考
緊急消防援助隊／航空部隊			9		9	9		
被災地での救援・救助活動	3月11日～3月31日	消防	9		9			
支援連絡調整員の派遣			58		29	29		
被災県との情報連絡		事務	58					
（宮城県）	3月30日～8月26日				29			
（福島県）	3月30日～9月16日					29		
被災市町業務、避難所の支援　等			292		144	148		
（女川町）	4月 4日～8月26日	事務等	99		99			市長会、町村会と協力し、県･市町村職員のチームで実施
（多賀城市）	4月15日～8月26日	事務等	45		45			
（福島市）	4月 4日～8月26日	事務	148			148		
住民生活支援等（県民ボランティアの現地調整）			11		11			
浸水家屋の泥出し、家具運び出し等ボランティアの調整	4月20日～4月28日	事務	5		5			期間中に1回21～22人を2泊3日で8回派遣
	5月 9日～5月17日		6		6			

医療・健康・衛生対策支援				129		78	51		
	被災者の健康相談・健康チェック、避難所の衛生対策、栄養・食生活相談	3月18日～4月 7日 4月 7日～5月29日 7月 1日～8月22日 （原則5日交替）	保健師 管理栄養士	5 13 20		5 13	 20		
	医療救護活動	3月17日～5月13日 （原則4日交代）	医師、看護師 薬剤師、事務	22		22			
	避難所、特養施設における介護活動 （原則6日交替）	3月25日～5月1日	介護福祉士、事務	26		26			
	精神科病院患者の受入れ調査	3月19日～3月19日	医師、看護師 保健師、精神保健福祉士	4			4		
	被災者等避難者の心のケア対策（巡回相談、診療行為）	3月26日～3月30日	医師、看護師 保健師、臨床心理技術者、事務	5		5			
	被災者等避難者の心のケア対策（巡回相談、診療行為）	4月18日～6月10日	医師、保健師 看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、事務	18			18		
	要保護児童の調査	4月11日～4月15日	児童心理司、児童福祉司	2			2		
	被災児童の心のケア	4月13日～4月16日	児童心理司、	2		2			
	スクリーニング等	7月15日～7月31日	診療放射線技師	6			6		
	警戒区域のペット(犬・猫に限る)の保護活動	7月31日～8月 5日	獣医師	1			1		派遣先は福島県庁、活動場所は県内各地
応急対策支援				71	6	16	49		
	農地、農業用施設等の災害復旧事業に関する災害査定、設計積算、工事管理等	9月 1日～3月31日 （※）	農業土木	1		1			
	農業災害復旧事業に係る査定設計書の作成、実施設計書の作成、事業計画の変更等	10月10日～29日 10月31日～12月1日	農業土木	6 6	6		 6		
	治山の設計、積算等	8月22日～9月2日 9月 2日～9月16日	林業技師	1 1			1 1		
	被災宅地危険度判定	3月23日～4月 3日 （4日～6日交代）	建築	13		13			前橋市・高崎市・伊勢崎市と合同
	下水管渠の一次調査（下水管渠の被害状況調査）	4月 5日～4月11日	下水道経験者	2		2			太田市と合同
	仮設住宅建設の現場監理等	4月21日～6月30日 （1ヶ月交代）	建築	3			3		
	災害復旧支援に先	4月 4日～4月4日	土木	4			4		

	立つ事前調整、現場確認等								
	災害復旧・査定	4月11日～6月30日（1ケ月交代）	土木	28			28		
	災害復旧工事	7月 1日～3月31日（※）	土木	4			4		
	県民の原子力被害損害賠償請求の支援業務	10月1日～3月31日（※）	事務	1			1		
	原子力災害による県民健康管理調査に関する業務	1月1日～3月31日（※）	事務	1			1		
その他				16	9	12		1	
	「多言語支援センター茨城」運営支援	3月17日～3月19日	事務	1				1	
	標本類の運び出し、洗浄作業（文化財レスキュー）	6月29日～ 7月1日	学芸員	1		1			
		10月4日～10月7日		1	1				
		1月17日～1月21日		1		1			
	公文書の被災状況調査等	6月 1日～6月 2日	事務等	3	3				
		6月 9日～6月11日		2	2				
		6月14日～6月15日		2		2			
		8月23日～8月25日		3	3				
		9月29日～9月30日		2		2			
合計				586	15	299	286	1	

※は、地方自治法第２５２条の１７に基づく職員の長期派遣

２　物的支援

（１）県民等からの支援物資の受付

①　県民等からの受付（小口の物資）

県では、被災地からの要請に基づき、3 月 18 日（金）から 4 月 11 日まで県民からの救援物資の受付を行った。

受付場所については、県民の利便性を考慮し、県庁では無く、県内の各行政（県税）事務所（以下の一覧表のとおり）で行うこととし、受付時間についても、開庁時間を延長し、8:30 から 18:00 まで、土日祭日を含めて実施した。

なお、行政（県税）事務所においては、主に個人からの救援物資を受付け、企業等による物資については、別に受付窓口を設けて対応することとした。

救援物資受付機関一覧

施設名	住所
中部行政事務所	前橋市上細井町2142－1
渋川行政県税事務所	渋川市金井395
伊勢崎行政県税事務所	伊勢崎市今泉町一丁目22－1
西部行政事務所	高崎市台町4－3
藤岡行政県税事務所	藤岡市下栗須124－5
富岡行政県税事務所	富岡市田島343－1
吾妻行政事務所	吾妻郡中之条町中之条町664
利根沼田行政事務所	沼田市薄根町4412
東部行政事務所	太田市西本町60－27
桐生行政県税事務所	桐生市相生町二丁目331
館林行政県税事務所	館林市仲町11－10

救援物資の受付品目については、被災地から特に要請の強かった８品目（①保存食 ②粉ミルク・ほ乳びん　③紙オムツ　④生理用品　⑤使い捨てカイロ　⑥毛布　⑦衣服 ⑧水）について、募集を行った。被災地に全国から救援物資が届き始めると、要請品目の内容も変化し、4 月 6 日受付分からは、２品目（保存食及び水）に限定し、被災地からのニーズに応えることとした。

救援物資受付状況一覧

品目	受付件数	（数量）	備考
保存食	883	約20,900食	4/11まで受付
粉ミルク	606	1,630缶	4/5まで受付
ほ乳びん	239	691本	4/5まで受付
乳児用紙オムツ	1,195	4,400ﾊﾟｯｸ	4/5まで受付
大人用紙オムツ	944	6,470ﾊﾟｯｸ	4/5まで受付
生理用品	982	5,020ﾊﾟｯｸ	4/5まで受付
使い捨てカイロ	765	5,310箱	4/5まで受付
毛布	922	4,220枚	4/5まで受付
衣服	1,568	27,600着	4/5まで受付
下着	540	10,100着	4/5まで受付
水	658	9,900本	4/11まで受付
その他（タオル、ティッシュ等）	2,215	－	4/5まで受付
合計	11,517	－	

県民向けの周知については、県のホームページや広報誌、新聞等のメディアを活用し、広く県民に呼びかけた。ホームページや新聞により広報したことにより、救援物資の提供について県外からの問い合わせも多くあり、中には、海外から救援物資が送付されるケースもあった。

救援物資の受付については、被災地からの要請に基づき、4 月 12 日（火）から一時休止することとした。

期間中、計 25 日間にわたり救援物資の受付を行ったところ、保存食や水、紙オムツ、衣服等、計 11,517 件を受け付けた。

各行政（県税）事務所で受け付けた救援物資については、県消防学校に一時保管した後、旧保育大学校で管理し、被災地と調整を図りながら各被災地に向けて搬送した。

② 県内企業等からの受付（大口の物資）－自衛隊ルート－

全国知事会と防衛省で構築された救援物資の輸送スキームにより、県では、県内企業･団体等からの大口の支援物資の受付を 3 月 19 日から 4 月 8 日までの間に行い、自衛隊の協力を受け、被災地へ搬送した。

ア 受付搬送方法

企業･団体等 → 県で受付 → 県で自衛隊と調整 → 受入日を企業等へ連絡 → 企業等が自衛隊新町駐屯地に物資を搬入 → 自衛隊が被災地へ搬送

イ 受付数量

受付企業等：120 企業・団体、26 自治体

受付物資：約 64 ｔ

- アルファー米 10,150 食
- 乾パン 4,864 食
- 水、茶（ペットボトル 500ml） 65,616 本
- 水（ペットボトル 2000ml） 16,950 本
- 毛布 12 箱
- 使い捨てカイロ 12,500 個
- マスク 60,000 枚
- レトルト食品、ティッシュ等

（２）県からの支援物資の被災地への提供

震災直後は、群馬県の備蓄物資を被災自治体等へ提供した。

- 3 月 13 日 宮城県 毛布 2,000 枚
- 3 月 15 日 福島県 アルファ米 10,100 食
  乾パン 3,584 食
  缶詰かゆ 504 食
  缶入りパン 504 食
  保存水（500ml） 4,032 本
  簡易トイレ 200 個

また、被災地へ県産野菜等を提供した。

- 3 月 26 日 宮城県、福島県内 野菜等 20 ｔ

（３）県民等からの支援物資の被災地への搬送

県民等から受け付けた支援物資を、現地のニーズを把握しながら継続的に被災地へ搬送した。

①　宮城県、福島県内への搬送

当初は、宮城県、福島県の災害対策本部と連絡を取り合いながら、同本部の要請によりへ搬送した。

その後、両県の災害対策本部での受付が一時中止されたことから、現地に連絡調整員として派遣されていた県職員が、被災市町村を回りながらそのニーズを把握し、現地へ支援物資を搬送した。

9 月以降は、連絡調整員が帰県したが、それまでに支援を行っていた被災市町村と連絡を続け、ニーズを把握しながら支援物資を搬送した。

平成 24 年 3 月末現在で、両県内被災地へ次のものを 114 トン搬送した。

- 保存食　約 20，900 食
- 水　9，900 本
- 毛布　2，600 枚
- 下着　668 箱
- 粉ミルク、ほ乳瓶　294 箱
- オムツ　354 箱
- 生理用品　98 箱
- 精米　1，269 ㎏
- 衣服　678 箱
- 靴下　151 箱
- 靴、長靴　61 箱
- タオル　300 箱
- タオルケット　430 箱
- 綿毛布　716 箱
- 夏掛け　190 箱
- 敷き布団　41 枚
- シーツ　56 箱
- 日用品等　427 箱
- マスク　6 箱

②　岩手県内への搬送

１１月以降、岩手県災害対策本部の了解を得て、現地の NPO 団体の協力により、岩手県内の被災地へ支援物資を搬送した。

平成 24 年 3 月末現在で、次のものを 36 トン搬送した。

- 毛布　256 箱（990 枚）
- 綿毛布　76 箱（670 枚）
- おむつ　593 箱（子供用）
- おむつ　331 箱（大人用）
- 尿取りパット　429 箱
- カイロ　196 箱
- おしりふき　45 箱
- 生理用品　239 箱
- マフラー　42 箱
- ニット帽　12 箱
- 粉ミルク　51 箱
- 日用品、衣類、寝具等　108 箱

③　自衛隊の協力による被災地への搬送－自衛隊ルート－

上記（１）②で記載した大口の支援物資については、自衛隊の協力を得て、岩手県、宮城県、福島県内の被災地へ 64 ｔを搬送した。

県民等からの支援物資提供一覧

日　時	品　　目	輸送量	搬送先（県名）
3月24日	食料品、水、毛布、衣服、オムツ、カイロ、簡易トイレ、マスク等	7ｔ	＊岩手県､宮城県､福島県
3月26日	食料品、水、粉ミルク、オムツ等	30ｔ	宮城県､福島県
3月27日	食料品、水、タオルケット、カイロ等	6ｔ	＊岩手県､宮城県､福島県
3月29日	食料品等	3ｔ	＊岩手県､宮城県､福島県
3月30日	食料品、トイレットペーパー等	28ｔ	＊岩手県､宮城県､福島県
	食料品、水等	8ｔ	宮城県､福島県
3月31日	食料品、ティッシュ、消毒液等	3ｔ	＊岩手県､宮城県､福島県
4月 3日	食料品、日用品等	2ｔ	＊岩手県,宮城県､福島県
4月 8日	食料品等	2ｔ	宮城県
4月 9日	食料品、消毒液等	2ｔ	福島県
4月11日	食料品、衣服、下着、タオル、ティッシュ、マスク等	15ｔ	＊岩手県､宮城県､福島県
4月12日	水、下着、靴下、ティッシュ、マスク、日用品等	8ｔ	宮城県
4月28日	食料品、水、綿毛布、タオルケット、シーツ、下着、靴下、洗剤、タオル、スリッパ等	18ｔ	宮城県､福島県
5月11日	衣服、タオルケット、肌掛け等	2ｔ	宮城県
5月12日	水、マスク、衣服、下着、靴下、オムツ等	4ｔ	福島県
5月17日	粉ミルク、ほ乳瓶、衣服、下着、靴下、綿毛布、タオルケット、夏掛け、オムツ等	8ｔ	福島県
5月24日	食料品、タオルケット、ゴム手袋	2ｔ	宮城県
5月27日	綿毛布、ブルーシート等	4ｔ	宮城県
6月 3日	タオルケット、夏掛け布団、綿毛布、シーツ、衣料、日用品等	4ｔ	宮城県
7月 5日	夏掛け布団、綿毛布、シーツ、バスタオル、洗剤、歯磨き粉等	2ｔ	福島県
8月 9日	バスタオル、衣服等	2ｔ	宮城県
11月 2日	衣類	2ｔ	宮城県
11月 6日	毛布	12ｔ	宮城県
11月11日	毛布、綿毛布、おむつ、おしりふき、生理用品、マフラー、ニット帽、粉ミルク等	8ｔ	岩手県
11月18日	毛布、おむつ、生理用品	4ｔ	岩手県
11月29日	毛布、綿毛布、おむつ、生理用品、マフラー、ニット帽、粉ミルク、衣料品等	8ｔ	岩手県
12月 7日	おむつ、マフラー、カイロ 等	8ｔ	岩手県
12月14日	おむつ、カイロ 等	8ｔ	岩手県
12月22日	タオル、軍手 等	4ｔ	宮城県

搬送先内の＊は自衛隊ルート

④ 支援物資の仕分け

支援物資の搬送にあたり、被災地のニーズに合わせるため支援物資の仕分けを、県職員のほかボランティアの協力を得て行った。

県職員延べ　約４００人　　ボランティア延べ　約１８０人

３　見舞金・義援金

（１）見舞金の贈呈

群馬県では東日本大震災で甚大な被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の６県に、次のとおり見舞金を贈呈した。

①　贈呈額

岩手県、宮城県、福島県　　各 500 万円
青森県、茨城県、千葉県　　各 100 万円

②　贈呈日

平成 23 年 3 月 31 日（木）

（２）義援金の受付、送付

①　県庁での義援金受付等

東日本大震災による被害を踏まえ、県民から広く義援金を募り、被災地の方々を支援するため、次のとおり県庁舎内に募金箱を設置した。

・設置場所　　県庁舎正面玄関受付
・設置期間　　平成 23 年 3 月 14 日（月）～ 9 月 30 日（金）
・受付時間　　午前 9 時～午後 5 時
・送 付 先　　被災地の復興支援のため日本赤十社へ送金する。

この募金箱は、来庁した県民の方々が気軽に募金できるようにと設置したものであるが、県庁内にも募金の輪が広がり、県職員互助会、県教職員互助会からも募金が行われた。

この結果、9 月 30 日までに総額 16,209,923 円（一般県民 8,025,429 円、県職員等 8,184,494 円）の義援金が集まり、3 月 22 日から 9 回に分けて日本赤十社へ送金した。

なお、この期間中、県の地域機関、県有施設等にも募金箱が設置され、それぞれ募金活動が行われた。

②　県内での義援金の受付状況

東日本大震災に関しては、日本赤十字社、中央共同募金会等の義援金受付団体に対して、全国から多くの義援金が寄せられた。

県内の義援金の受付窓口については、県のホームページ等において、日本赤十字社及び中央共同募金会の振込先等を情報提供したほか、日本赤十字社群馬県支部及び群馬県共同募金会でも義援金を受け付け、日本赤十字社及び中央共同募金会へ送金していただいた。

県内受付窓口での義援金の受付状況（平成24年2月末現在）

日本赤十字社群馬県支部(受付分)	8,648件	2,286,329,078円
群馬県共同募金会(受付分)	1,798件	80,663,394円
計	10,446件	2,366,992,472円

第３節　県内避難者に対する支援

１　県内への避難者の受入状況

（１）概　要

群馬県は、平成 23 年 3 月 17 日、池本副知事を被災地（福島県）へ派遣し、12,000 人規模の震災被災者の受入れが可能であることを申し出るとともに、市町村における広域避難者受入れ体制が整備されるまでの間、一時的に広域避難者が避難する施設として、同日、群馬県総合教育センター内に「避難者受入れ支援センター」（※１）を開設し、避難者の実情や希望を踏まえた避難先とのマッチング及び避難所運営などに着手した。

また、3 月 26 日には大澤知事が福島県（佐藤知事）及び宮城県（村井知事）を訪問し、避難者の受入れ等の支援について表明をした。

避難者の受入先として、県では、観光庁スキームを活用した避難者受入（※２）体制を整えるとともに、避難者に少しでも環境の良いところで避難生活を送っていただくため、市町村や民間事業者等とも連携し、主に旅館・ホテル・民宿、公営住宅等を避難施設として提供した。

県による受入れの他にも、被災地と県内市町村との友好関係、相互防災協定等により、市町村が独自に集団的に避難者を受入れたり、群馬県内の親類・縁者を頼って、あるいは企業の関連で個別に避難する者も見受けられ、県内ほとんどの市町村で避難者を受入れ、最大時（H23.3.27）には、約 3,700 人(病院・福祉施設含む)の避難者を受入れた。

さらに、被災地の病院や福祉施設等からの転院希望患者等の受入れにあたっても、県内医療機関、福祉施設等との協力のもとに、要援護者の受入支援を行った。(「被災地からの避難者の受入状況」は下表のとおり)

避難者の出身別の内訳では、福島第一原子力発電所の事故の影響等により、福島県からの避難者の割合が 95 %を超えており、次いで宮城県、岩手県の順で、被害が甚大であった被災三県以外では茨城県からの避難者が数名あった。

その後、被災地である福島県復興計画(H23.7 月策定）に基づき、群馬県内の旅館・ホテル等の避難所は、平成 23 年 10 月末をもってすべて閉鎖され、県では、原発事故等の影響で群馬県内での避難を引き続き希望する方に対し、応急仮設住宅としての県営住宅や県が借上げる民間賃貸住宅等を提供した。

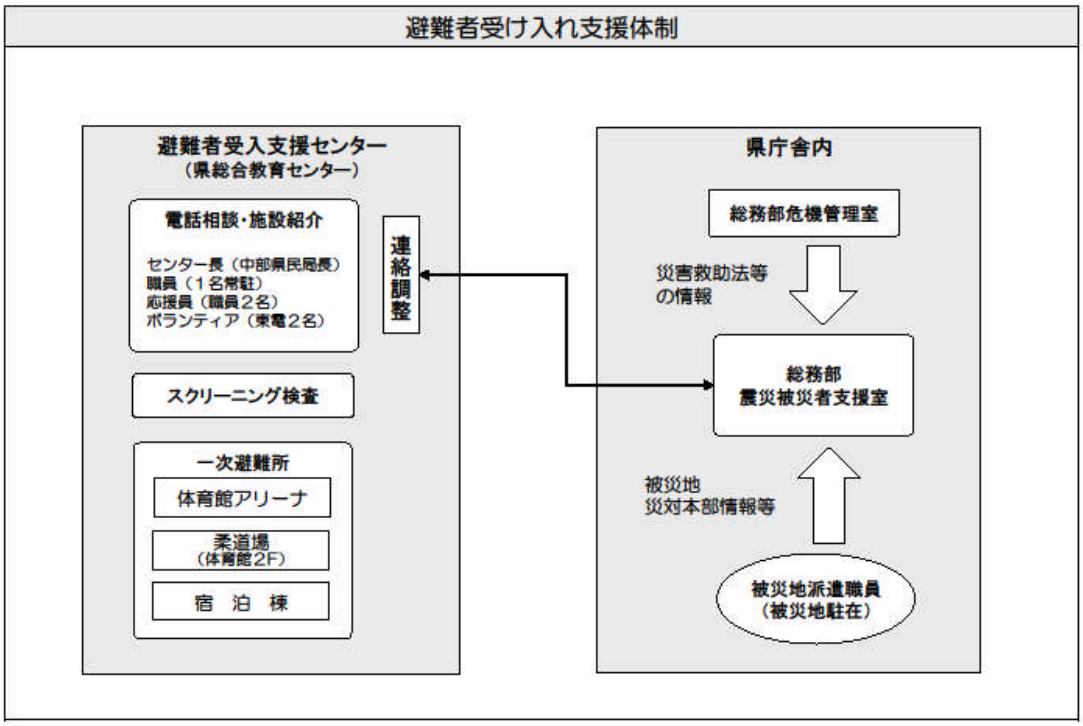

＊図１　被災地からの避難者の受入状況

※１「避難者受入れ支援センター」の業務概要

福島県等からの要請を受け、避難者の一次受入及び被災者の年齢・人数等に応じて市町村等が設置する県内の避難先の割振の調整など以下の業務を行った。

①電話相談・施設紹介②スクリーニング検査③一次避難所（体育館・柔道場・宿泊棟）

・受付時間　8:30 ～ 18:00（土日祝日を含む毎日）

（※平成 23 年 4 月 29 日から相談機能を県庁内の総務部震災被災者支援室に移管）

被災地からの避難者の受入状況

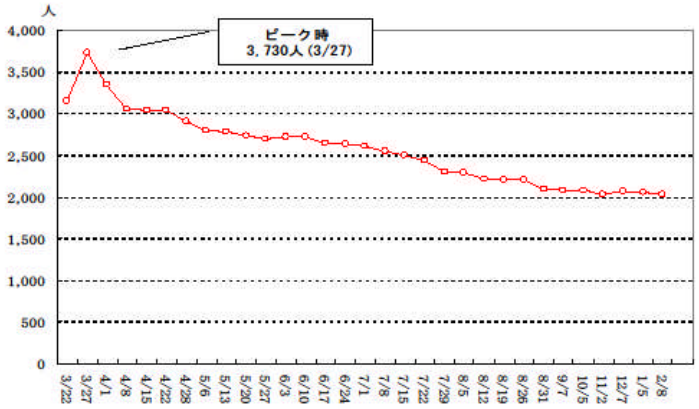

市町村別受入人数（上位10）

【H23.4./1現在】　【H24.2/8現在】

市町村名	人数	市町村名	人数
片品村	861	高崎市	379
東吾妻町	340	太田市	334
みなかみ町	321	前橋市	280
草津町	259	館林市	186
館林市	180	伊勢崎市	182
太田市	169	沼田市	109
高崎市	143	桐生市	91
前橋市	131	藤岡市	56
川場村	115	明和町	55
伊勢崎市	102	中之条町	46

避難所の種別ごとの避難者数比較（避難当初－H24.2.8現在）

時点	一次避難所※1	公営・民間等住宅	ホテル・旅館等	その他※2	病院・福祉施設	計
H23.4.1	３１１	７９７	１，８９０	１６９	１８０	３，３４７
H24.2.8	０	１，５７０	０	２８４	１８０	２，０３４

福島県からの避難者割合 約95%

※1　一次避難所…公営住宅、ホテル旅館等以外の公設施設。福祉センター、健康センターなど個室を伴う施設を含む。

※2　その他…親戚・知人宅、別荘等。

【参考】発災直後の避難者受入れ支援センターへの避難相談件数の推移

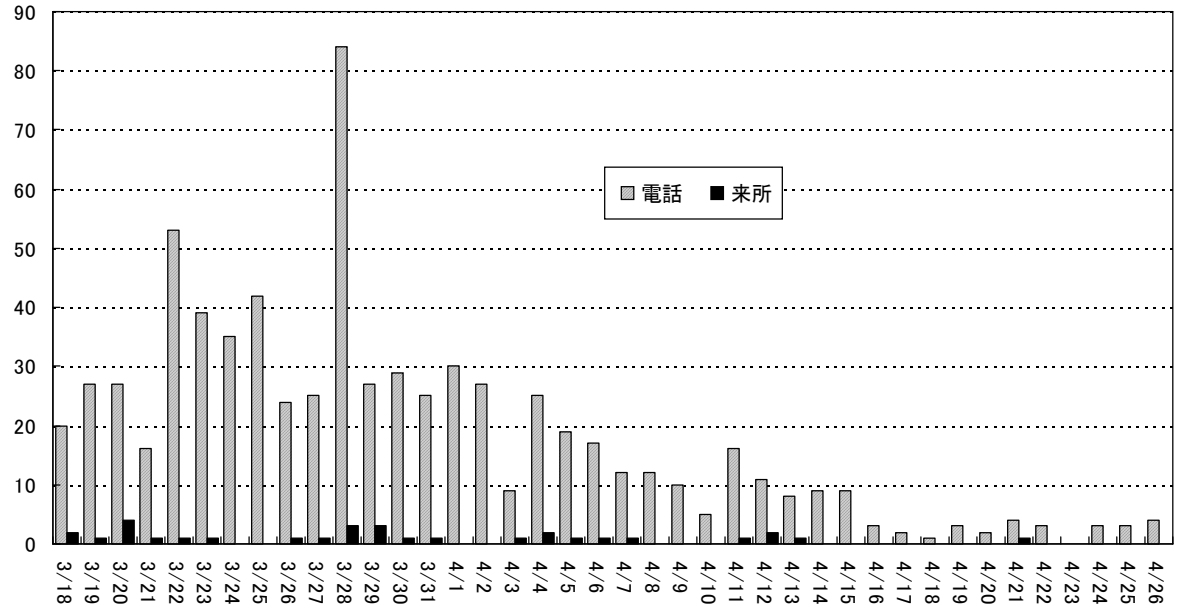

【参考】発災直後のスクリーニング検査実施数の推移

	3/14～20（月）～（日）	3/21～27（月）～（日）	3/28～4/3（月）～（日）	4/4～4/10（月）～（日）	4/11～17（月）～（日）	4/18（月）	4/19（火）	4/20（水）	4/21（木）	4/22（金）	4/23（土）	4/24（日）	4/25（月）
汚染状況測定	661	132	55	50	5	3	0	0	0	0	0	0	0

※２　観光庁スキームを活用した避難者受入れについて

県では、観光庁観光産業課長通知「県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて」（平成 23 年 3 月 24 日付け観観産第 660 号）に基づき、災害救助法の枠組みを活用し、県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れを支援した。

○概　要

避難者の居住環境の改善を図るため、旅館・ホテル等の客室を県が借上げ、避難所として被災者に無料で提供する観光庁のスキームであり、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が受入れ可能な旅館・ホテル等のリストを作成し、被災者の意向を踏まえた上で、このリストに掲げられた旅館・ホテル等へ被災者に移動してもらうもので、県では「平成 23 年東日本大震災における災害要援護者に対する支援事業実施に係る協定書」を群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合と平成 23 年 5 月 17 日締結した。

○受入状況【実績】

受入日数　延べ 57 日・103 人

（注）本県においては、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（H23.3.19 社援総発 0319 第 1 号厚生労働省社会・援護局総務課長）通知等により、市町村が民間の旅館・ホテル等を借上げることにより避難所として活用する場合でも国庫負担の上限額が本スキームと同額となったため、既に旅館･ホテルで避難者を受入れていた市町村は本スキームに移行せず、本スキームを活用した避難者は、前橋市内のホテル 1 カ所のみであった。

○受入費用等

旅館・ホテル等の宿泊費用は一旦受入県において負担するが、最終的には国が財政措置を講ずるため、被災者・受入県の費用負担なし。

【１人１泊（３食）につき 5,000 円上限）】

（２）病院等での受入れ

①　被災地の状況

福島第一原子力発電所の事故を受けて、屋内退避区域内の病院では、患者が孤立し、早急な支援が必要となっていた。

②　入院患者受入れの要請と対応

平成 23 年 3 月 17 日付で福島県知事から群馬県知事あてに患者受入れの協力要請が、翌 18 日には福島県災害対策本部から「福島県南相馬市の大町病院の患者約 200 名を群馬県で受入れてほしい」との要請があった。

これに対して県（医務課）では、前橋赤十字病院に協力を要請し、搬送された患者をいったん前橋赤十字病院で受入れ、診察後、県内の医療機関に搬送する方向で準備を進めた。

また、事前調査で患者の受入れ可能と回答のあった県内医療機関に対し、改めて受入れを要請した。

③　患者の受入れ

２日間で合計 124 名の患者を県内 39 病院で受入れたが、その概要は次のとおり。

ア　3月19日（土）

入院患者 62 人［男性 13 人、女性 49 人（平均年齢 84 歳）］が大町病院を出発。ほぼ全員がストレッチャーや車いすを要する患者であった。

福島県立川俣高校においてスクリーニングを

行った後、22 時頃バス 3 台で前橋赤十字病院に到着した。
前橋赤十字病院で患者全員を診察した後、順次、手配したタクシー（一部大型）に分乗して、県内各地の病院へ搬送した（医務課職員が搬送先へ同行した）。
25 病院で 62 人を受入れた（1 病院あたり 1 人～7 人）。

イ　3月21日（月）

残りの入院患者 62 名［男性 15 人、女性 47 人（平均年齢は 86 歳）］が、自衛隊及び消防の救急車に分乗して大町病院を出発。全員が車いすでの移動も困難な状態で、気管切開や痰吸引等の処置が必要な患者もいた。
62 人のうち、42 人は産業技術センターで診察を受けた後、受け入れ先病院に救急車で搬送。また、20 人は直接受入れ先病院に搬送した。
32 病院で 62 人を受入れた。
（1 病院あたり 1 人～6 人）。

④　受入れ後の対応

ア　受入患者への対応

患者情報の把握：入院患者の状況について、各保健福祉事務所及び健康福祉課で受入先を訪問し、状況確認を行った。
患者の転退院等への対応：転院や退院、施設入所等については、受入先病院が家族との連絡調整を行った。
また、家族と連絡の取れない患者が死亡した場合は、健康福祉課及び病院所在市町村が調整を行った。

イ　受入医療機関への対応

各種連絡：健康保険の扱いや被災者に係る一部負担金等の取扱いなどを随時情報提供した。
また、状況が安定するまでの間、土日・祝日の緊急連絡にも対応した。
救援物資の提供：病院を通じ入院患者の希望を調査し、肌着や紙おむつ、タオル等を救援物資として提供した。
県内医療機関入院被災者実費負担支援事業補助金の創設：
保険外の実費等を患者が負担できず、病院がたてかえた場合の支援制度を創設した。

（3）障害福祉関係等の受入れ

①　障害者等の受入れ

障害者等の受入れについては、平成 23 年 3 月 25 日時点で、県内の障害者支援施設 1 カ所に 4 名、障害児施設 2 カ所に 3 名の受入れを行った。
このほか、国立重度知的障害者総合施設が福島第一原子力発電所に近い障害福祉施設の利用者 67 名の受入れを行った。
福島第一原子力発電所の事故の影響により、施設全てが避難地区に指定され、避難を余儀なくされた福島県富岡町の社会福祉法人友愛会が運営する施設（光洋愛成園ほか 3 施設）について、利用者 67 名を高崎市内にある独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」が受入れるにあたり、施設職員 28 名及び家族 15 人の居住先確保などについて県が高崎市と連携して支援を行った。この結果、国立のぞみの園において、施設利用者と職員が一体となって継続して施設の運営ができることとなった。
なお、施設職員とその家族（8 世帯）は、国立のぞみの園の職員宿舎や高崎市内の雇用促進住宅などへ入居した。

②　被災した精神科病院患者の受入れ

南相馬市にある雲雀ヶ丘病院の患者 15 名について、県（障害政策課）でバスをチャーターし、精神科医師等専門スタッフが同乗のうえ、避難先の南会津郡下郷町に出向き、受入れ先の病院へ搬送した。

２　避難者への各種支援

（１）避難所等での支援

①　避難所運営及び避難者の健康維持に関する依頼等

ア　「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」

被災者が集団で生活する避難所の運営・管理における留意事項等を国が取りまとめたガイドライン（厚生労働省健康局総務課地域保健室）について、各市町村を通じた情報提供を行った。

イ　「避難所における熱中症予防について」

避難生活が長期化する中、夏場を迎えるにあたり、避難所で生活される被災者（特に高齢者・障害者・小児等）の熱中症による健康被害を未然に防止するため、国が作成した熱中症予防リーフレット(H23.6.3厚生労働省健康局総務課地域保健室)について、各市町村を通じた情報提供を行った。

ウ　「公営住宅・民間住宅等に居住する避難者の健康管理について」

住宅で生活する避難者についても熱中症等による健康被害が心配されることから、各市町村が管理する公営住宅等における住環境の整備等を依頼するとともに、特に高齢者や障害者のみの世帯、あるいは単身で暮らす世帯に対し、保健担当部局や県保健福祉事務所、地域の民生委員・児童委員とも連携した戸別訪問等による見守り活動の実施を各市町村へ依頼した。

②　集団的避難者に対する健康相談等

福島県南相馬市から集団的な避難をしてきた方々が生活する吾妻、利根沼田県民局において、各保健福祉事務所の保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難者のこころと体の健康維持を支援した。

・吾妻地域

実 施 日　平成 23 年 3 月 17 日、18 日
実施場所　コニファーいわびつ、ふれあいの郷
対 応 者　吾妻保健福祉事務所保健師２名

・利根沼田地域

実 施 日　平成 23 年 3 月 29 日～ 4 月 28 日の間に 18 日
実施場所　各避難者の滞在場所（民宿等）
対 応 者　利根沼田保健福祉事務所職員が各日２名対応
（保健師１名＋他の技術職員１名（放射線技師・臨床検査技師等））

③　バスによる県有施設招待

生活文化部文化振興課では、県内に避難している被災者の方々が少しでも元気を取り戻していただけるよう、被災者や市町村等からの要望に応じ、バスを借り上げて県有施設へ日帰りで招待した。

・事業概要　日帰りバスツアー（昼食付き）、費用無料
県有施設を中心に、被災者の要望を取り入れてコースを設定

・開催実績　参加者数　385名

4/6	みなかみ町（いわき市）	22名	自然史博物館
4/23	片品村（南相馬市）	340名	自然史博物館
5/22	みどり市他（福島県内）	23名	ぐんま昆虫の森

④　県立美術館・博物館等における東日本大震災被災者の入館料等免除

東日本大震災の被災者を対象に、県立美術館・博物館、**ぐんま天文台、ぐんま昆虫の森、県生涯学習センター少年科学館**の入館料等を無料にした。

⑤　県内避難者の意向調査

福島県の依頼にもとづき、今後の震災被災者支援に資するため、県内へ避難してきた方を対象として、旅館･ホテル、避難所等に避難している方の今後の避難先に係る希望や就労に関する意向などについて、平成 23 年 4 月 11 日から 20 日まで市町村経由のアンケート方式で実施した。

【調査項目】世帯の状況、避難理由、新たな避難先の希望、就労に関する意向など

⑥　障害福祉関係調査等

県内避難所に避難している方のうち障害のある方について把握するため、市町村を通じて調査を行い、4月末に状況をまとめた。その結果、35市町村のうち21市町村で障害のある方42名（身体28名、知的７名、精神７名）を把握しており、要望に応じて補装具の給付、児童デイサービス利用、自立支援医療など障害福祉サービスの提供などを行っている状況であった。

また、震災被災者支援室が発行する「避難者支援だより」第14号として、「障害のある方への支援のご案内」を5月31日付けで発行し、各種相談や手続きなどについて問い合わせ先などの情報提供を行った。

（２）応急仮設住宅の提供

総務部震災被災者支援室及び県土整備部建築住宅課は、県営住宅の空等での受入れに加え、民間賃貸住宅の所有者及び管理者の協力を得て、避難者に対し応急仮設住宅としての避難施設を提供した。

①　県営住宅への受入れ

県は、住宅を失ったり放射線被害で住宅に住めないなど、被災３県から本県に避難してくる方々の一時的な居住の安定を図るために県営住宅を提供することを決定した。3月 15 日から 38 戸で受入れを開始し、２日後の 17 日には申込みで満室となった。

また、総務部震災被災者支援室が行った「東日本大震災に伴う県内避難者の意向調査結果」（平成 23 年 4 月 11 日～ 20 日実施）において、現在の避難先（旅館・ホテル等）の受入期間が満了した場合の新たな避難先として、400 名超の方々が公営住宅等への移動を希望していることが判明したことから、県営住宅 107 戸（前橋市内広瀬第一団地）の追加募集を開始するなど、順次提供住戸を増やすことにより 5 月までには 148 戸で受け入れ可能となるなど、積極的な震災避難者の受入れを行った。

県内市町村や住宅供給公社も公営住宅の提供を決定し、3 月 17 日時点では約 300 戸が受入れ可能となっていた。

県営住宅の受入れに当たっては、すぐに生活できるようコンロ、照明器具、給湯器、浴槽などの設備設置を行うとともに、日本赤十字社による「生活家電セット」（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）の寄贈について案内を行っている。また、夏の猛暑に際しては、熱中症予防の必要から希望世帯にエアコンの設置を行った。避難入居者の健康管理にも配慮し、保健師による訪問活動を実施している。

【参考】県営住宅の受入概要

・対象者
　平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年東日本大震災により家屋が被害を受けた方及び原子力発電所事故により被災県の住居に住めない理由がある方。
・根　拠
　地方自治法第２３８条の４第７項に基づく行政財産の目的外使用許可
（群馬県県営住宅管理条例第５条に規定する収入、同居、県内居住又は勤務、住民税無滞納の各入居要件は問わない。また敷金及び連帯保証人は不要。）
・入居期間
　入居の許可期間は入居日から１年以内とするが、許可期間が満了するごとにその翌日から１年以内の延長を申請により認める。
・使用料（家賃、敷金）　全額免除
・対象団地及び戸数
　前橋市内４カ所（田口、萱野、広瀬第一、岩神）、高崎市内２カ所（城山、下河原）、桐生市内１カ所（城ノ岡）、太田市内４カ所（鳥山、浜町、矢場、成塚）

県営住宅入居者（応急仮設住宅）の推移

（申込み時点から計上）

		設置戸数（戸）	平成23年3月15日 戸数（戸）	平成23年3月15日 人数（人）	3月16日 戸数（戸）	3月16日 人数（人）	3月17日 戸数（戸）	3月17日 人数（人）	3月20日 戸数（戸）	3月20日 人数（人）	3月31日 戸数（戸）	3月31日 人数（人）	4月30日 戸数（戸）	4月30日 人数（人）	5月31日 戸数（戸）	5月31日 人数（人）
避難元	福島県	-	14	74	17	88	40	185	40	185	39	187	37	180	31	149
避難元	宮城県	-														
避難元	岩手県	-	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	3
設置場所	前橋市内	112	2	8	2	8	5	19	5	19	5	17	3	12	2	8
設置場所	高崎市内	13	9	47	10	51	13	53	13	53	12	62	13	66	13	60
設置場所	桐生市内	6	4	21	4	21	6	30	6	30	6	30	5	26	3	16
設置場所	太田市内	17			2	10	17	85	17	85	17	80	17	78	15	68
	合計	148	15	76	18	90	41	187	41	187	40	189	38	182	33	152
	前回との戸数差		-	-	3		23		0		▲1		▲2		▲5	
	前回との人数差		-	-		14		97		0		2		▲7		▲30

		設置戸数（戸）	6月30日 戸数（戸）	6月30日 人数（人）	7月31日 戸数（戸）	7月31日 人数（人）	8月31日 戸数（戸）	8月31日 人数（人）	9月30日 戸数（戸）	9月30日 人数（人）	10月31日 戸数（戸）	10月31日 人数（人）	11月30日 戸数（戸）	11月30日 人数（人）	12月28日 戸数（戸）	12月28日 人数（人）
避難元	福島県	-	35	149	37	152	36	139	47	166	48	163	48	163	48	163
避難元	宮城県	-														
避難元	岩手県	-	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
設置場所	前橋市内	112	2	8	4	11	6	15	18	46	20	49	20	49	20	49
設置場所	高崎市内	13	13	51	13	51	13	51	13	51	13	51	13	51	13	51
設置場所	桐生市内	6	6	21	6	21	6	21	6	21	6	21	6	21	6	21
設置場所	太田市内	17	16	72	16	72	13	55	12	51	11	45	11	45	11	45
	合計	148	37	152	39	155	38	142	49	169	50	166	50	166	50	166
	前回との戸数差		4		2		▲1		11		1		0		0	
	前回との人数差			0		3		▲13		27		▲3		0		0

（平成２４年１月以降も入居受入れ継続）

②　民間賃貸住宅等への受入れ

県では、国の通知（「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」H23.3.19社援総発0319第1号厚生労働省社会・援護局総務課長）及び被災県（岩手県・宮城県・福島県）からの要請を受けて、総務部震災被災者支援室と県土整備部建築住宅課が連携して、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて避難者へ提供した。

ア　群馬県住宅供給公社賃貸住宅（県借り上げ）で受入れ

県が借り上げた群馬県住宅供給公社の公社賃貸住宅へ平成23年3月20日から順次避難者を受け入れてきたが、平成24年2月8日現在において、11戸・34 名の方々が公社賃貸住宅にて避難生活を送っている。

・前橋市内（広瀬・大利根）　　・高崎市内（ナイス２１いいづか）
・桐生市内（レスポワール錦）

公社賃貸住宅への避難者受入れ状況【平成２４年２月８日現在】

	施設名称	施設所在地	受入れ可能戸数	受入れ可能人数	受入れ済戸数	受入れ済人数	残り戸数	残り人数	受入れ可能期間	備考 受入れに係る経費負担	備考 ※食事をまかなえるか等	備考 その他条件等
1	広瀬	前橋市広瀬町２－２７－１	7	28	7	20	0	0	１年	なし		
2	大利根	前橋市大利根町１－１４－２	2	8	2	8	0	0	１年	なし		
3	ナイス２１いいづか	高崎市飯塚町５－５５７－２	1	4	1	3	0	0	１年	なし		
4	レスポワール錦	桐生市錦町５－５５７－２	1	4	1	3	0	0	１年	なし		
	合　計		11	44	11	34	0	0				

※受入れ可能人数については、一戸当たり４名入居可能と考えて計算。

※受入れ可能期間については、１年以内の延長可能。

イ　民間賃貸住宅（県借り上げ）　県内全域の民間アパート等で受入れ

県が借り上げる民間賃貸住宅については、当該住宅の所有者又は管理者等の協力を得て、平成 23 年 8 月から入居申し込みの受付を開始した（300戸）。

避難生活が長期化する中で、県内の一次避難所（公営住宅、旅館・ホテル等以外の公設施設）やホテル・旅館、あるいは親族・知人宅、別荘等からの転居を希望する方や、被災三県から新たに本県への避難を希望する方、また、既に自己で契約等し県内民間賃貸住宅に入居している方のうち、県が新たに借り換え契約を行うことを希望する方々に対し、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供した。

なお、入居対象者については、被害の甚大であった被災地（岩手県・宮城県・福島県）からの避難者とし、岩手県・宮城県からの避難者については、震災のため全壊・半壊・全焼・流失等により住居を失った方、福島県からの避難者については、避難指示等（自主避難含む）により長期の避難が必要な者であって、かつ、通勤・通学・通院・介護等のため、県・市町村営の公営住宅に入居できない方を対象とした。

原子力発電所事故による放射線被害の見通しが立たないことから、発災から１年がたとうとするなかでも新たな避難者の入居が継続している。

避難入居者には県営住宅への避難者と同様に、生活必需設備設置の対応や日本赤十字社による「生活家電セット」の案内を実施している。

また、太田市をはじめ県内の一部市町村においても、各自治体が民間賃貸住宅を借り上げて避難者へ提供する動きが見られた。

民間賃貸住宅借上げ（応急仮設住宅）の入居者の推移（群馬県実施分）

（入居時点から計上）

		平成23年8月1日		9月1日		10月1日		１１月1日		12月1日		12月31日	
		戸数（戸）	人数（人）	戸数（戸）	人数（人）	戸数（戸）	人数（人）	戸数（戸）	人数（人）	戸数（戸）	人数（人）	戸数（戸）	人数（人）
避難元	福島県	11	33	75	217	118	343	143	414	165	470	178	498
避難元	宮城県	1	2	3	5	5	8	6	10	6	10	6	10
避難元	岩手県	1	1	1	1	1	1	2	3	2	3	2	3
設置場所	前橋市内			7	18	11	29	16	42	17	43	20	51
設置場所	高崎市内	2	8	11	38	23	70	30	94	34	98	36	100
設置場所	桐生市内	1	2	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12
設置場所	伊勢崎市内	1	4	9	24	16	44	19	51	22	57	23	58

	太田市内			2	6	7	25	11	35	17	53	17	53
	沼田市内	1	3	7	20	13	40	13	40	13	40	13	40
	館林市内			2	6	2	6	6	14	10	28	10	28
	渋川市内											1	2
	藤岡市内	7	18	11	26	12	28	12	28	12	28	14	33
	富岡市内			3	6	5	14	6	18	6	18	6	18
	安中市内					1	2	2	7	2	7	2	7
	吉岡町内			1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
	中之条町内			3	10	3	10	3	10	3	10	3	10
	草津町内					3	3	3	3	3	3	3	3
	高山村内			1	3	2	6	2	6	2	6	2	6
	東吾妻町内			5	20	5	20	5	20	5	20	5	20
	玉村町内			1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
	明和町内			5	16	6	22	7	25	11	38	12	41
	千代田町内			1	1	3	4	4	5	4	5	6	10
	大泉町内			3	6	3	6	3	6	3	6	3	6
	邑楽町内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3
	合計	13	36	79	223	124	352	151	427	173	483	186	511
	前回との戸数差	-	-	66		45		27		22		13	
	前回との人数差	-	-		187		129		75		56		28

※宮城県からの避難者の入居申込受付は、平成 23 年 12 月末をもって、岩手県については、平成 24 年 2 月末をもって終了した(被災県からの終了要請)。

③　応急仮設住宅へのエアコン設置について

前年の夏において、過去に例をみないほどの猛暑が続き、熱中症による緊急搬送件数や死亡者数が大幅に増加するなど、健康被害が数多く発生したことに加え、避難者にとって慣れない土地での避難生活を強いられることや厳しい電力供給の状況を踏まえた節電が想定される中で、公営住宅等における熱中症予防は、重要な課題であった。そこで、県土整備部建築住宅課では、県営住宅及び県が借り上げ提供する群馬県住宅供給公社の賃貸住宅に入居中の避難者のうち、希望する全世帯に対しエアコンを設置した。エアコン設置実績：全47戸（県営住宅38戸、県住宅供給公社賃貸住宅9戸）

また、県借り上げ民間賃貸住宅については、貸主がエアコンを設置した場合、条件により、月々の借り上げ家賃に上乗せできる加算制度（上限５千円）を併設し、夏期における避難者の熱中症予防対策に重点的に取り組んだ。

（３）物的支援

県内に居住する避難者に対して、避難者の生活状況を把握し、市町村や県地域機関と連携して日用品等の救援物資を提供した。

避難者の避難先への物資支援にあたっては、避難者同士の交流促進を図り、避難者のネットワークづくりやコミュニティ形成支援等に資する取り組みとして実施した。

①　物資支援

県民や企業等から提供いただいた救援物資(H23.3.18～4.11受付)を要望に応じて、市町村や行政事務所と連携して県内避難所等へ搬送するとともに、旧保育大学校にて、平成23年11月17日から20日まで物資配布会を開催するなど物資支援を行った。

【実績】延べ 102 カ所（延べ 28 市町村）※ H24.3.6 現在（継続中）

県で受付した主な救援物資

・保存食　・粉ミルク　・ほ乳びん　・乳児用紙オムツ　・大人用紙オムツ
・生理用品・使い捨てカイロ　・毛布　・衣服　・下着　・水　・タオル
・ティッシュペーパー　・トイレットペーパー　・マスク　等

② 日本赤十字社による避難者への生活家電セットの寄贈

日本赤十字社が実施する被災県から本県へ避難する者に対する生活家電セットの寄贈について、県内受入れ各市町村及び被災県災害対策本部等と連携し、対象となる避難者の意向確認から生活家電セットの支給決定事務までを行い、被災者の生活支援に資する取り組みを実施した。

・寄贈対象者

被災地（岩手県・宮城県・福島県・茨城県）からの避難者であって、以下のいずれかの入居者（既入居者及び入居予定者）

公営住宅（県営・市町村営問わず）
県又は市町村が避難者向けに借り上げた民間賃貸住宅
雇用促進住宅等、応急仮設住宅としてみなせるもの
※旅館・民宿や、公営宿泊施設等の避難所に居住する者は寄贈対象外

・生活家電セットの内容

以下の６点を１セットとし、１世帯（１戸）あたり１セットを寄贈
洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット
※必要な物品のみ単品で選択することも可能

・寄贈実績（平成24年2月8日現在　※継続中）

全525世帯
避難元別内訳…福島県498世帯、岩手県 10 世帯、宮城県 17 世帯、茨城県なし

（４）情報提供

県内避難者へ各種支援等の情報を届けるため、情報誌「避難者支援だより」を発行し、市町村を通じて避難者への戸別配布、市町村役場内又は避難者交流拠点等の情報コーナーへの掲示を依頼した。

また、被災者の避難元の情報提供として、福島県災害対策本部及び福島県からの本県駐在員等と連携して各市町村及び支援団体へ福島県からのお知らせや地元新聞（福島民報・福島民友）の各種情報を提供した。

生活支援情報の提供にあたっては、避難者同士の交流促進を図り、避難者のネットワークづくりやコミュニティ形成支援等に資する取り組みとして実施した。

〇避難者への生活支援情報等の提供（実績）

「避難者支援だより」(H23.4.11第1号発行) ※(継続中)

号	発行日	タイトル・内容
第１号	H23.4.11	県で保有する救援物資の供給について
第２号	H23.4.11	生活支援(福祉)制度のご案内
第３号	H23.4.11	就労・雇用支援に関する情報
第４号	H23.4.11	医療と健康に関する情報
第５号	H23.4.11	専門家による困りごと相談のご案内
第６号	H23.4.22	子育てに関する相談窓口のご案内（第１弾）
第７号	H23.4.22	子育てに関する相談窓口のご案内（第２弾）
第８号	H23.4.22	子育て家庭へのお役立ち情報
第９号	H23.4.22	就労・求人に関する情報（漁業関係）
第 10 号	H23.5.13	震災に係る銀行の対応及び電話相談窓口について
第 11 号	H23.5.13	税金に関する特例措置のご案内
第 12 号	H23.5.13	就労・求人に関する情報（農業関係）
第 13 号	H23.5.31	医療と健康に関する情報　第２弾
第 14 号	H23.5.31	障害のある方への支援のご案内
第 15 号	H23.5.31	女性に対する暴力に関する相談等のご案内
第 16 号	H23.6.13	栄養電話相談のご案内
第 17 号	H23.6.24	夏季における健康管理 熱中症にご注意
第 18 号	H23.7.14	医療機関の受診について（７月１日からの取扱い）
第 19 号	H23.8.1	生活復興支援資金のご案内
第 20 号	H23.8.23	医療機関の受診について
第 21 号	H23.8.30	被災者生活再建支援制度の申請手続きのご案内

（５）就労支援

総務部震災被災者支援室と産業経済部労働政策課では、群馬労働局（ハローワーク）における就職支援に繋げるとともに、避難者の意向や要望を踏まえ、個別の支援が必要な避難者に対しては、県独自のきめ細かな支援を実施した。

①　緊急雇用創出基金を活用した雇用の創出

緊急雇用創出基金を活用して、本県へ避難している被災者の雇用を創出した。

県・市町村と合わせて 293 人分の雇用枠により、平成 24 年 2 月末現在で 63 人の方の雇用がされている。

区分	実施者	事業名	被災者雇用枠	被災者雇用総数	事業概要
震災等緊急雇用対応事業	県（各所属）	臨時職員の雇用	56	15	臨時職員として雇用。
	県 労働政策課	地域人材育成のための就業体験事業	62	9	ＯＦＦ－ＪＴを組み合わせて実施することにより、就労とスキルｱｯﾌﾟを支援。
	県 産業政策課	東日本大震災に係る被害等調査業務	2	1	県内の事業者の被害状況を把握するため、震災の被害等調査の定期的実施。
	前橋市	史跡等周辺環境整備事業	5	0	臨時職員として雇用。
	前橋市	臨時職員の雇用	32	6	臨時職員として雇用。
	桐生市	食材放射能測定検査事業	2	0	臨時職員として雇用。
	中之条町	農産物等の放射性物質検査事業	2	0	臨時職員として雇用。
	嬬恋村	就農希望者支援事業	50	10	就農希望者を雇用し、農家での実習により、就農に必要な実践的な技術習得。
	片品村	被災者用巡回車運行事業	8	6	被災者専用の巡回車の運行と、各宿泊施設や被災者への書類の配布等の実施。
	片品村	被災者用憩いの場運営事業	10	6	被災者の「憩いの場」の運営、河川・道路の清掃や花植え等の環境美化。
	明和村	臨時職員の雇用	2	2	臨時職員として雇用。
	計		231	55	
緊急雇用事業	県 蚕糸園芸課	河川における外来魚駆除事業	2	0	コクチバスの駆除及びリリース禁止のパトロール事業や河川清掃作業。
	県 県警本部	犯罪防止パトロール事業	15	1	公園、駐輪場等の防犯パトロールや振り込め詐欺防止の広報啓発活動。
	県 県警本部	子ども・女性安全対策事業	15	1	帰宅時間帯等の防犯パトロール、危険箇所等での防犯パトロール等の実施。
	県 県警本部	犯罪防止夜間パトロール事業	15	0	コンビニ等夜間営業している事業所へのパトロールの実施。
	前橋市	東日本大震災避難者支援事業	2	2	被災者への情報提供のための資料作成、市営住宅へ入居している被災者への事務連絡、被災者の心のケアの実施。
	前橋市	臨時職員の雇用	1	1	臨時職員として雇用。
	高崎市	求人開拓促進事業業	4	0	新規求人事業所の掘り起こしと、求人情報サイトの構築。
	太田市	臨時職員の雇用	8	3	臨時職員として雇用。
	計		62	8	
合　計			293	63	

②　被災者向け求人情報の収集・提供

県独自で被災者を雇用する企業の求人開拓を行い、被災者向けの求人情報を収集するとともに、群馬労働局が持つ被災者向けの求人情報と一元化し、市町村を通じて週１回ペースで情報提供した。

③　個別就労支援

ハローワークによる支援だけでは就労が困難な被災者の方に対し、県独自で個別対応によるきめ細かい就労支援を行った。

平成 24 年 2 月末現在で、個別就労支援者の総数は 28 人で、このうち３人の就職が決定している。

＜右図：個別就労支援ポスター＞

④　労働・雇用に関する相談窓口の設置・セミナーの開催

労働や雇用に関する様々な悩みや疑問に対応するため、各種相談窓口の設置やセミナーの開催による、きめ細かな対応を行った。

ア　被災者のための労働・雇用なんでも相談の実施（県民労働相談センター）

被災者が抱える労働・雇用に関するあらゆる悩み（雇用契約、雇用保険、仕事に関する悩み等）について、フリーダイヤル（通話料：県負担）を利用し、相談者の立場に立った相談、助言を実施した。

イ　総合的な相談の実施

群馬労働局等関係機関と連携し、生活支援に幅広く対応した、福祉・暮らし・雇用・労働・メンタルヘルス等の相談会を避難場所等で開催した。

ウ　「がんばろう群馬！緊急就活応援ホットライン」の開設

「がんばろう群馬！緊急相談窓口」を設置し、今春就職予定で、内定取り消しや入社時期の延期を受けた者を対象とした相談をフリーダイヤルで実施した。

エ　ミニセミナーの開催

本県での就職先の探し方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策などの実践的な指導を行うミニセミナー（「求職者のための就職支援塾」）を、避難者が多い片品村、東吾妻町にて開催した。

・片品村（7 月 7 日開催）
　会場：片品村役場２階会議室
　（２名参加）
・東吾妻町（7 月 27 日開催）
　会場：　コニファー岩櫃体育館
　（12 名参加）

＜ミニセミナー（コニファー岩櫃体育館）＞

（６）就学支援

①　義務教育学校

ア　「被災児童生徒受入れの手引き」の作成

被災し、県内に避難してきた児童生徒の小中学校への受入れがスムーズに進み、児童生徒が安心して学校に通えるよう、平成 23 年 3 月 28 日付けで「被災児童生徒受入れの手引き」を作成し、入学・転入学先の学校指定までの流れや、指導要録・出席簿の作成方法、教科書の給与等について示した。

イ　スクールカウンセラーの派遣

被災した児童生徒の心のケアを図るため、国の緊急スクールカウンセラー派遣事業を活用し、平成 23 年 6 月 17 日から平成 24 年 3 月 2 日まで、15 市町村の小学校 28 校、中学校 5 校にスクールカウンセラー 27 名を派遣した。

ウ　上毛かるた等の配付

被災し県内に避難してきた児童生徒に「上毛かるた」と副読本「『上毛かるた』で見つける群馬のすがた」を配付し、本県のことを知ってもらうとともに、「上毛かるた」を活用して被災した児童生徒と地元の児童生徒との交流が図れるようにした。

エ　就学支援援助

被災により経済的理由から就学が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援を実施するため、国の平成 23 年度第 1 次補正予算で創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用し(既設の群馬県高校生等修学支援基金を経由)、市町村に対する補助経費を措置した。これによる就学支援の対象者（23 年度実績）は延べで、幼稚園児 56 名、小中学校児童生徒 332 名の計 388 名、29,310 千円となっている。

なお、この被災幼児児童生徒就学援助事業は、国の平成 23 年度第 3 次補正予算で 24 年度から 26 年度までの 3 カ年間で見込まれる経費も措置されたため、本県においてもさらに 3 カ年間延長して実施する予定である。

②　高等学校

「東北地方太平洋沖地震における被災地域の生徒等の群馬県立高等学校等への転入学等の取扱指針」（平成 23 年 3 月 25 日付け高教第 311-10 号高校教育課長通知）により、被災生徒等が県立高等学校等への転入学等を希望してきた場合は、校長の裁量により可能な限り弾力的な対応を行うこととし、これにあわせて、3 月 28 日付け知事専決処分により群馬県立学校の入学料等に関する条例の一部を改正し、受検料及び入学料の免除に係る規定を新たに設けた。これにより平成 24 年 3 月までに延べ 34 名の被災高校生を受入れた（このほかに市立高等学校で 2 名受入れ)。

なお、平成 24 年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項に基づき、県立高等学校への入学を志願する被災生徒についても、「東日本大震災により被災した生徒等の群馬県立高等学校等への入学等の取扱指針」（平成 24 年 1 月 17 日付け高教第 311-20 号高校教育課長通知）により、引き続き受検料及び入学料を免除することとした。また、平成 24 年度中の選抜実施要項に依らない転入学についても、引き続き弾力的な対応を行うこととし、受検料及び入学料を免除することとした。

さらに転入学後においては、被災高校生 27 名（実人員）に対し、教育活動の範囲内で必要となる教材等（教科書、副教材、体育着、実習着、制服等）を現物給付し、その修学を支援した。

③　特別支援学校

「東北地方太平洋沖地震における被災地域の幼児児童生徒の特別支援学校等への転入学等について」(平成 23 年 3 月 29 日付け特支教第 30093-10 号特別支援教育室長通知)により、被災幼児児童生徒が県内公立特別支援学校へ転入学等を希望してきた場合は、小中学部への希望者は「区域外就学」の手続きを行うこととし、幼稚部・高等部については、校長の裁量により可能な限り弾力的な対応を行うこととした。

さらに、転入学後においては、被災特別支援学校生 3 名に対しては、保健福祉関係部局と連携して、障がいの状態等への配慮など、十分な支援が実施できるようにした。

④　総合教育センター

総務部震災被災者支援室発行の「避難者支援だより」に各種相談窓口の連絡先を掲載したところ、特別支援の対象となる被災者の保護者から電話相談があり対応した。

・相談件数　　２件
・相談内容　　県内への転校、ＡＤＨＤに対応する医療機関の紹介

（７）その他

①　ＮＰＯやボランティア等による支援

避難者受入れ自治体による支援に加え、ＮＰＯ法人やボランティア等による避難者支援活動（各種イベント招待、地域住民や避難者同士の交流会、義援金や物資支援等）が、県内各地域で活発に行われた。

一例として、県では、最大時 900 名を超える避難者を受け入れた片品村で支援活動を行うボランティアグループ片品むらんてぃあ主催の写真展「小さな村、片品村で起こったこと」を平成 23 年 8 月と 10 月、県庁と利根沼田県民局において実施し、福島県から片品村へ避難した市民の生活やそれを支えた村民の姿（子どもたち、高齢者、受け入れ宿、医療介護活動、ボランティアなど 120 日間の記録）が伝えられた。

②　被災者等の放射線測定・健康相談

健康福祉部では、被災者等の健康に対する不安を取り除くため、各保健福祉事務所及び保健予防課において、健康相談及び放射線による表面汚染調査を実施した。（健康相談は群馬県民も対象、表面汚染検査は原則として避難者を対象）

【実施件数】（平成 24 年 2 月 8 日現在※継続中）

・放射線測定　　914 件
・健康相談　　2,919 件

③　火葬等の対応

被災県からの要請により、震災により被災された方々や福島原子力発電所事故の影響により群馬県内に避難した方々で、病状の悪化などにより死亡し、親族がいない場合、親族が被災者等で対応できない場合、災害救助法を適用し、火葬等の対応を実施した。

④　避難者同行ペットの一時預かり

被災家庭動物の受入れ等について、「東北地方太平洋沖地震被災家庭動物の受入れに係る実施要領」を定め、動物管理センターにおいて避難者が同行した犬・ねこの一時預かり等を実施するとともに、群馬県獣医師会、動物愛護団体等に協力を依頼した。

⑤　被災農業者への情報の提供

農政部では、県内における受入可能（賃貸等が可能）な農地や利用可能な施設、機械、住宅等情報を収集し、農林水産省の運営する「農山漁村被災者受入情報ステム」等を通じて被災農業者へ情報提供した。

⑥　被災自治体等と連携した避難者支援事業　※【】内は主催者

ア　ふるさとふくしま暮らしサポートミーテイングの開催【経済産業省】

福島県外の避難者を対象に、出身市町村の自治体情報をはじめ、暮らしや雇用・各種申請に関する相談、出身市町村の方々とのふれあい等をねらいとした「暮らしサポートミーテイング」が、平成 24 年 2 月、前橋市内の会場で行われた。

イ　ふるさとふくしま巡回相談ステーション（巡回就職相談会）の開催【福島県】

福島県内での就職活動の仕方、求人情報の案内や職業紹介、国や福島県の就労支援施設の活用方法など福島県の相談員が巡回して避難者の就労に係る悩みごとに応える「巡回就職相談会」が、平成 23 年 11 月以後、前橋市・高崎市・太田市内の各会場で実施され、群馬県内避難者が参加した。

ウ　福島県南相馬市からの避難者と南相馬市職員との懇談会の開催【福島県南相馬市】

福島県南相馬市の今後の除染・復興計画等の説明、避難市民の要望事項の聴き取り等を目的とした懇談会が、５県民局単位に平成 24 年 2 月 4 日・5 日の２日間、群馬会館、高崎市役所、吾妻・利根沼田・東部県民局の各合同庁舎を会場に実施され、南相馬市出身の群馬県内避難者が参加した。

（いずれも平成 24 年 2 月 8 日現在※継続中）

３　秋篠宮同妃両殿下　県内避難所ご訪問

両殿下は、平成 23 年 4 月 25 日（月）に来県され、中之条合同庁舎で、知事から本県の避難者の受入状況の説明を受けられた後、避難所となっている東吾妻町のホテル「コニファーいわびつ」と温泉施設「岩櫃ふれあいの郷」を訪問された。

「コニファーいわびつ」では、輪投げなどの室内レクリエーションをしている避難者、「岩櫃ふれあいの郷」では、ホールで体操をしていた避難者の一人一人に励ましの声を掛けて回られた。

■コニファーいわびつ

■岩櫃ふれあいの郷

第６章　被災地派遣職員体験レポート

第１節　県職員派遣

１　市町村業務・避難所支援（一般行政職派遣）

群馬県では、被災地のニーズを的確に把握させるため、宮城県と福島県の災害対策本部に職員を常駐させ、被災地の実情を的確に把握するとともに、現地の生の声を聴いた上で、群馬県市長会と群馬県町村会の協力を得て、県職員と市町村職員でチームをつくり、ローテーションを組んで、県が借り上げたバスにより、宮城県多賀城市と女川町、福島県福島市への職員派遣を行った。

被災地３箇所における県職員の派遣の状況、現地での活動の状況及び派遣先での体験を踏まえた意見・提言は、次のとおりであった。

宮城県多賀城市

（１）被害状況（多賀城市災害対策本部発表）

①　人的被害（平成 24 年 2 月 3 日現在）

市内での死者数　188 人（男 112 人、女 76 人）
多賀城市民　　143 人（男 82 人、女 61 人）
行方不明者　　1 人（男 1 人）

②　住家被害（平成 24 年 2 月 2 日現在）

	津波地区	地震地区	計
全　　壊	1,659 世帯	71 世帯	1,730 世帯
大規模半壊	1,497 世帯	118 世帯	1,615 世帯
半　　壊	880 世帯	1,110 世帯	1,990 世帯
一 部 損 壊	1,066 世帯	4,738 世帯	5,804 世帯
合　　計	5,102 世帯	6,037 世帯	11,139 世帯

（２）派遣業務の概要

【派遣期間】平成 23 年 4 月 15 日～ 8 月 26 日
【派遣場所】派遣場所：多賀城市役所
【活動内容】総合受付窓口業務
　　生活再建支援、住宅応急修理、応急仮設住宅相談等
【派遣人員】19 班体制（１班概ね９日間）県職員 45 名　市町村職員 124 名

（３）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

・他県の方々、地元の方々との情報交換の中で、「被災地支援は一番乗りが重要。」との意見が多かった。
・災害がひどい町村に対し、「ミニ役場」のように多様な機能を「パッケージ」にして支援する方法も検討したらどうか。
・派遣終了職員と派遣予定職員との情報交換の場があるとよいと感じた。現地での引継ぎだけでは十分に伝えきることができないため、情報交換を行うことにより、着任当初の不安を緩和できるのではないか。（１日でも前任の業務を見学できるような派遣日程にしてもらいたい。）
・多賀城市役所の担当部署で、一連の事務処理をまとめたマニュアルを作成し、時点修正してもらえれば、精神的にもう少しゆとりを持って、支援業務に臨め、また、引継ぎもより容易に行われたのではないか。
・１週間でローテーションとなるため、仕事を覚えた頃に交代となる。入れ替わる度に市の職員の方から話を聞くことになってしまうため、もう少し長い期間派遣することができれば、被災地の市職員の方の負担軽減に繋がるのではないか。
・職場が被災するなど収入のない方、避難所で生活している方など、ストレスのたまっている方にとっては、平時では問題ないと思われる対応でも、気分を害される方がいるため、対応には普段以上に気を遣うよう、事前に周知徹底しておくべき。

・今回、支援にあたった職員の中には技術職の職員がいたが、支援業務の内容が相談・申請受付であり、職員によっては申請受付から決定までの流れ等わかりにくい方もいたようで、被災者への説明に苦慮したところもあった。支援業務の内容によって支援職員を割り当ててはどうか。
・窓口では被災者支援制度全般に係る相談対応に加え、相談者の身の上話を聞くことも大切な役割である。
・窓口での対応方針が日々変化するなか、ブース間での対応にズレが生じてしまう場面が見られた。
・被災現場の職員も同様に被害を受けており、市民からの多様な苦情等で相当の心労を抱えているという事実に対する配慮が必要。
・多賀城市では被災関連の業務が急増し、人手が足りず市職員は対応に苦慮していた。全国の自治体から多数の派遣がなされており、被災者総合相談業務を行っていたが、全体の指揮系統がやや不明確で非効率な部分があり、対応する派遣職員の配置等を市の担当者と連携をとり弾力的に変えていく必要がある。派遣者も積極的に市の担当者に提言すべきである。

（建設型仮設住宅）

・発災から数ヶ月が経過した時点では、より支援を必要としている場所に対して、柔軟に派遣職員を割り当てることが必要である。（主に窓口業務を行う内容であれば、女性の派遣も特段問題ないと考えられる。）
・県単位での被災地支援をすることで、今後の相互支援が期待できるのではないかと考える。例えば、兵庫県は、阪神大震災のノウハウをもって支援に駆けつけていた。相互に支え合う仕組みは、顔を合わせてできあがっていくものなのだろうと感じた。
・今回の派遣では、罹災程度の判定が被災者への対応の第一歩となったため、被災自治体からの派遣要請の有無にかかわらず、速やか、かつ、大量に応急危険度判定士を投入できるような体制を整備しておく必要があるのではないか。（県地域防災計画では、「被災宅地危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする」とある。）
・被災家屋の罹災調査は調査が効率的に行われていなかったが、被災者が納得するまで調査をする必要もあり、被災者の心情に配慮することが必要である。
・記録や引継ぎのためにも、パソコンとプリンターを用意すべき。
・現地の市役所職員から当時の話を聞いた中で、被災当時の物資・情報等の無い混乱した状況下において、自らの家族の安否確認も後回しにして、不眠不休で市民への対応にあたっていたことは、同じ自治体職員として大変感銘をうけた。

（4）意見･提言　～今後の本県の防災・災害対応に活かす～

・多賀城市では、被災者の相談内容を入力し、相談内容の履歴が分かる「被災者管理システム」を導入していたが、これにより、担当者が変わってもその履歴を確認することができるため、有効なシステムである。
・多賀城市では、「被災者管理システム」が導入されて機能していたが、各市町村が受け付けた膨大な数の申請書類は最終的には県が処理するため、県下統一したシステムでの情報共有が可能であれば受付経過などが分かり、疑義のある案件などの処理が効率的に行えると思う。
・被災者支援制度の「手続き」を行うことが困難と考えられる高齢者世帯や障害者、外国人などへ手続きを支援するきめ細やかな体制が必要である。
・申請可能な支援制度については、１カ所で全て対応できるようなワンストップ窓口の設置により効率的な業務を行うことが可能となる。
・総合相談窓口のような様々な担当課や支援職員が集まる部署では、責任者を明確にしておくことやある程度の知識をもって対応できる人員の配置が必要である。
・想定外の事案が多く出てきたため制度の該当要件等が日毎に変わるなど、一貫していなかった対応により制度が利用できなかった等の問題が生じる可能性があるため、災害時の対応については可能な限り事前に検討しておくべきである。

・情報不足による不利益を生じさせないためには、相談窓口設置初期に相当数の窓口で一挙に対応する、制度概要や利用するために最低限必要なことの周知を徹底する等が必要である。
・本県で大規模な災害が生じた際、長期避難地域の指定等を含め、既存制度をどれだけ迅速に実行できるか、あらかじめシュミレートしておき課題を探ることが重要である。また、大規模災害があった際、応援していただくにふさわしい業務や応援の規模を予測しておくと良いのではないか。
・費用対効果の議論もあるが、「人命」との比較の中で、防災上の被害確率について、「想定外」の回避も含めて、議論を深める必要があるのではないか。
・有事の際、行政が他の地方公共団体やＮＰＯ、ボランティアなどの支援を、どのように受け入れるのか、この際良く演習しておく必要があるのではないか。
・仮設住宅建設予定地の確保や空アパートの最大限の活用など災害対策に活かしていただきたい。
・被災時は、市の広報誌が休刊となり、特に、インターネット環境を利用できない情報弱者が近所や友人等周囲の誤った情報に翻弄されたり、何度も市役所に足を運んで情報を収集するなど、情報弱者への行政情報の適時的確な伝達が必要である。また、通常の行政の広報ツール以外に利用できる広報媒体の検討が必要である。
・復旧・復興対策に係る情報が県や市町村から発せられるが、情報量が多く、また、整理が行き届いていないため、被災者はかえって混乱している。横断的に調整を図ったうえで情報を整理して発する必要がある。
・災害時には市町村等からの問い合わせ電話が殺到するため、その対応を事前に検討しておく必要がある。
・日本赤十字社からの義援金支給が遅れていたので、義援金、被災者生活再建支援資金（基礎支援部分）をいかに早く支給するか検討しておく必要がある。
・被災時にはスピードが求められる。発災から３ヶ月経過しても、支援金等はほとんど住民の手に届いていない現状があった。また、市職員の立場の方からも、人的・物的支援とも早いものが本当にありがたかったと伺った。緊急時にすぐに動きが取れる仕組みの構築が必要であり、一職員まで準備を徹底しておくことが重要である。
・各制度において所管する部署が異なることがスムーズな対応の妨げとなることがあり、横の繋がりが重要。群馬県の防災・災害対策においても、横の繋がりを重視した仕組み作りが必要である。
・直接的な対応ではないが、日頃から各自治体が全国の自治体と友好関係を築いておくことも必要である。
・指揮命令系統のしっかりした組織作りや、その中心となる人材育成が重要である。
・被災時の各現場で具体的対策にあたるのとは別に、全体の状況を把握し、支援活動の判断内容の統一等を行う役割のみに特化した部署の設置等も必要である。
・県と各市町村が相互確認できる制度やシステムがあれば、より迅速で細やかな対応ができるのではないか。
・災害後の現地の様子からも、衛生面の確保が重要である。例えば、季節的な問題も踏まえ、蚊やハエをはじめとする虫対策用物資等の備蓄も必要と思うので、備蓄品の見直しを行う価値がある。
・生活再建に一刻を争う被災者のためには、県としての迅速な判断と被災市町村との緊密な連携が必要である。
・コミュニティ形成のためには、仮設住宅地区ごとに談話室を設置し、運営リーダーを配置するなど住民交流の場として効果的に運営する必要がある。
・浅間山の噴火時など、広報車のきめ細かい呼びかけは群馬県でも有用と考えられる。
・有事の指揮命令系統、意思決定メカニズムを出来るだけ簡潔明快にし、日頃から職員一人ひとりの意識付けを訓練しておくことが重要である。
・今回支援を行った多賀城市と隣接する仙台市とでは、同じ県の制度でも運用が異なっており、県が市町村にどこまで統一的な事務を行ってもらうよう指導するか検討しておく必要がある。
・定期的な備蓄品の点検と、迅速な対応のための指揮命令系統の確立は非常に重要であり、これらは、災害を想定した大規模な訓練を行うことで、実際に役割を果たすことができるので、訓練の在り方について再検討も必要である。

・防災対策拠点が、被災しないことが重要である。防災対策拠点では、被災者の初期の受入れや、各種情報の収集・確認が必要であり、今後の防災拠点整備に役立てていく必要がある。
・避難所となるであろう場所への救援物資の備蓄を多めにする、救援物資の振り分け場所を確保することなどは、本県でも確認・検討する必要がある。
・災害時に効率的に避難所等に物資を搬送するためにも、運送業者と協定を締結し、物資の保管・配送等をしてもらえるようにする必要がある。
・災害時には職員不足が想定されるため、非常時の人員配分・人員配置をあらかじめ検討しておくことが必要である。
・今回のような大規模災害については、その後に県民から行われる申請（申込）に対応する組織体制の構築・維持については、相当の規模及び期間を要する。
・各学校の立地条件等を考慮して、防災対策マニュアルを見直すことが必要である。

宮城県女川町

（１）被害状況（宮城県災害対策本部発表）

①　人的被害（平成 24 年 2 月 8 日現在）

死　　者　575 人
行方不明者　347 人

②　住家被害（平成 24 年 2 月 8 日現在）

・全壊　2,923 棟　・半壊　338 棟　・一部損壊　664 棟　・非住家被害　1,613 棟

（２）派遣業務の概要

【派遣期間】平成 23 年 4 月 4 日～ 8 月 26 日
【派遣場所】女川町役場（女川第二小学校及び仮設庁舎）
【活動内容】仮設住宅受付、避難所での配膳、救援物資仕分、家屋調査、
り災証明発行、見舞金・支援金給付、拾得物整理　等
【派遣人員】20 班体制（１班概ね 9 日間）県職員 99 名　市町村職員 171 名

（３）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

・今回のような大きな災害が起こった場合、例えば関西の府県のようにあらかじめ支援する県を決めておくことなど、各県の支援方法も参考になると思われる。
・女川町役場の職員は自らが被災者であるにも拘わらず、被災者支援・復興業務に追われ、疲弊しきっていた。我々が支援をすることで、彼らが少し休息を取り、一部、役場の本来業務に従事することが出来たようなので、直接的だけでなく、間接的にも支援に繋がったと思われる。
・支援物資については支援する側でかなり細かく仕分けをしておかないと受入側にとって大きな負担になる。支援物資を送る前に中身を確認し、衣類であれば古着のように支援物資として適さない物を予め除外するとともに箱の中身や数量を明示する等、受入側の負担をなるべく軽減するよう配慮が必要であると思う。
・支援物資は、時間とともに必要とされるものが変わっていくため、正確なニーズの把握とタイミングの良い供給がポイントであると思う。

（信号機故障箇所の朝の交通整理）

・被災後、全国から物資の送付が集中すると、被災地では受け入れるだけで手一杯となり、被災者に迅速に配布することができない。被災後直ちに必要な品目は、集めてから送ったのでは間に合わず、着いた頃には逆に無用の長物と化してしまう（特に衣類）。予め集める品目を限定し、それ以外は断ることを徹底すべきであると思う。
・被災地では個人から集められた支援物資（古着等）が使われていない状況が見受けられた。物的支援については大手企業等による支援に限定し、個人による支援は義

援金等の金銭的支援に限定するといった棲み分けも考えられると思う。
・支援物資を詰める段ボール箱は強度が高いもので且つサイズを統一する等、運搬や保管に適したものを用いるのが好ましい。また、段ボールは雨に濡れたり積み降ろしを繰り返すことで損傷してしまうため、物資の種類等によっては折りたたみ式のコンテナ等を利用することも考えられると思う。
・被災市町村ごとに被害状況と必要な支援内容も異なり、さらに支援のニーズも日々変化する。支援する側としては、現地のニーズをしっかりと把握して必要な職種、人材を派遣できる体制を整えることが重要であると感じた。派遣先自治体に事前に派遣職員の職歴等の情報を提供できればより効率的、効果的な業務の割り当て等が可能になると思う。
・支援内容について、当初は避難所の運営や支援物資の仕分けなどが主であったが、時間の経過とともに、各種支援金等の受付業務など役場の業務支援にシフトしていった。支援業務の内容によって県職員と市町村職員の役割分担のあり方や派遣期間などを再検討し、柔軟な支援を行う必要があると思う。（市町村の窓口業務等においては市町村職員の方が即戦力になり得るケースが多い。）
・１週間という派遣期間は短いと思う。従事する業務内容にもよるが、２週間程度の派遣　期間とするか、１週間交代でもメンバーの半分ずつ交代させる等、円滑で効率的な引継ぎと業務遂行ができるような配慮が必要である。
・今回の派遣では実際に従事する業務内容についての事前情報や現地での引継時間等が不十分であった印象。実務に即した引継資料の事前配布や既に派遣された職員の説明を聞く機会を設ける等、派遣先で速やかに業務に入れるような配慮が必要であると思う。
・現地で従事する業務に関する基礎知識や現地の地理等を予め頭に入れておいた方が業務を円滑に進めることができる。なじみのない業務の場合、基礎的な部分から現地で学ばなければならない、また、現地の地理が分からないと被災者と意思疎通がうまくいかない場合がある。

（被害状況）

・女川町役場の職員は自分自身が被災者という立場でありながら、つらい顔ひとつ見せることなく、町のことを一番に考えて前向きに業務に取り組んでいた。その姿は同じ地方自治体職員として心から尊敬できるものであった。「復興した女川町を見に来て欲しい」という税務課長の力強い言葉に女川町の復興を確信した。

（４）意見･提言　～今後の本県の防災・災害対応に活かす～

・今回のような広域での大規模災害発生時には個々の自治体のみではなく、自治体間の協力により様々な対策を講じる必要がある。県内市町村や近隣の都県はもちろん、確実な支援が期待できる遠方（西日本など）の自治体との連携体制を構築しておくことが重要であると思う。
・大規模災害時には避難所設置・運営、物資の調達・配布、仮設住宅の確保、各種証明等、様々な業務をスピーディに行う必要がある。迅速な初動対応のために、今回の被災自治体での具体的な対応等を参考に、県、市町村の全ての職員は平時から災害発生時の対応について意識し、理解を深めておく必要がある。
・被災者へ必要な情報を伝達する手段として、モバイル用 HP の作成やラジオ、防災無線の活用等、複数の情報提供ラインを確保しておくことが必要。とくに高齢者や障害者等、自ら情報を収集することや移動することが困難な被災者や自宅避難者に対してどのように情報を届けるか、あらかじめ想定しておくことが重要。
・一般電話や防災無線等、通常の通信手段が利用できない場合には衛星電話は有効。ただし、各自治体において平常時から保有、維持するのは経費負担が大きいため、事業者の協力を得て災害発生に伴い回線契約が発効するような仕組み等が構築されることが望ましい。
・大規模災害の復旧・復興には「民間の力」が不可欠。支援物資の調達等における企業との協力、緊急時における預金等の取扱い等に係る金融機関との情報交換等、多

方面の協力を得られる体制を構築しておくべきである。また、復興期には仮店舗や移動店舗であっても、通常の営利活動を行う小売業に出店してもらうことも大切。復興に向かう人たちの士気を高める効果があると思う。
・災害発生時には道路ががれきや段差等により通行困難になる。復旧や救援活動を速やかに進める上で道路の補修、整備は優先順位がきわめて高い。また、パンクしにくいランフラットタイヤを装着した車輌を備えておく等の対応も考えられると思う。
・被災地で生じるあらゆる支援ニーズや業務に対して自治体職員だけで対応することは到底無理。ボランティアや行政区の区長等の地域のリーダー等、行政職員以外に担ってもらう業務内容等について、あらかじめ整理しておくべきだと思う。避難者に役割やいきがいを持ってもらうという点からも避難所運営等において避難者の自治組織等の活用も有効であると思う。
・本県は津波の心配が無く、大きな地震も比較的少ないことから防災に対する意識が相対的に低い印象である。今回の震災では防災意識が高く、適切な避難行動等を取れた方々が致命的な被害を免れたとのことであり、県民の防災意識を高めることが極めて重要であると思う。
・本県においても火山災害や土砂災害等は十分起こりうる災害であり、今回の「想定外」の災害を教訓に、既存の災害対策についても改めて見直すことが必要である。
・本県でも山間部での土砂災害等で道路が寸断されることが予想されることから、災害予想エリアには救援物資の貯蓄やヘリコプター等による物資輸送手段の確保が大切であると思う。
・女川町役場は小学校に間借りしていたが、部屋数やネット接続環境等、利便性が高かった。また、高台にある給食センターは炊き出し等で有効に活用されていた。大規模災害発生時の行政機能の移転先等について具体的な計画を立てておくとともに、公共的な施設については災害時の活用も意識して建物自体の構造（鉄筋コンクリート造等）や立地に配慮することが必要であると思う。
・各種報道のとおり、被災地では仮設住宅の建設場所や仮設庁舎の設置場所について確保に苦慮したとのことであった。本県においても防災計画等であらかじめ想定しておく必要があると思う。
・災害に強い街づくりも重要であるが、街における各種機能（住宅、商業、工業、行政等）を分散させ、仮に街の一部が損壊しても残りの部分で街をある程度機能させられるようにする、といった被災しても素早く立て直せるような街づくりも重要。
・女川町では保有する行政情報や個人情報等について文書データを CD 化して庁内及び県外（関東地方某所）でバックアップ保存していた。女川町の例を参考に、県庁舎や地域機関が被災した場合を想定した情報管理のあり方を検討する必要がある。
・女川町では公共施設の多くは避難所となっており、役場機能が不十分となっていた。災害時の役場機能を確保するために、県内自治体が連携して役場機能の共有スペースを迅速に確保できるようにすることが望まれる。また、役場機能確保のためには県内自治体所有の個人情報のバックアップデータを集約できる施設を県内に複数整備することも望まれる。
・災害が発生したとき、住民に対しサービス(各種申請)の窓口となるのは一義的には市町村である。県の役割としては国や市町村との連絡を密にとり、早期に県としての復興支援策を決定した上で、市町村へのサポートを行うことが重要。政府の対応や災害現場に動きがあった場合、速やかに市町村へ情報提供するネットワークを県と市町村が協力して構築しておくことが必要であると思う。
・群馬県内で大規模災害が起きた場合でも、特に小規模な町村では必要業務をこなすのに人員不足になることが考えられる。女川町には県の地域機関から県税部門の職員が業務支援のため派遣されていた。本県においても、有事の際に、地域機関からどの市町村へどれだけの職員を派遣するのか等、市町村への支援体制をあらかじめ決めておき、職員同士の交流も日頃から図っておくと良いのではないか。
・宮城県では各市町毎に義援金、被災者再建支援金等の配布事務（システム導入）が行われていた。県が一括してシステム導入やマニュアル整備等を行うことで、一義的な窓口となる市町村職員の負担軽減に貢献するとともに支援制度運用における市町村間での対応の違い等が生じるのを防ぐことにもつながると思う。
・住民支援の最前線の市町村には各種支援のための直接の予算や権限がなく、それが

対応の遅れ等につながっている様子であった。緊急時には住民に直結する現場に裁量を持たせることが必要であり、県としては如何に柔軟に管内市町村と連携できるかが重要であると感じた。
・現場のニーズは時間の経過とともに変化しており、定期的に地元の要望を聞く場の設定と、要望事項の積極的な調整が必要と感じた。真に支援を行うのであれば、おざなりな調整ではなく、県としてイニシアティブを発揮するよう心がけるべきであると感じた。
・拾得物の整理の際、鞄や財布などの中身が抜かれているものが、多数見受けられた。外部から窃盗目的の集団が入り込んでいた（いる）との話も聞かれ、どんな悲惨な状況下でも、犯罪対策は欠かせないと思った。
・他自治体からの派遣職員を受け入れる際は、派遣職員にどのような役割や業務を担ってもらうのかあらかじめ明確にしておくとともに、受入側で用意した業務マニュアル等があると派遣職員が不安なく支援に加わることができると思う。
・被災者にとって必要な支援や物資は時間の経過とともに刻々と変化する。女川町における支援内容等の推移等を参考に、時間経過とともにどのような支援や物資が必要になるのか、あらかじめ想定しておく必要があると思う。
・被災地ではマンパワーが絶対的に不足するため、現地において物資の細かな仕分け等を行うことは困難。本県が支援を受ける立場になった場合には支援をしてくれる相手方になるべく細かく仕分けたものを提供してもらえるよう要請する必要がある。
・支援物資の保管場所や保管方法（衣食住に分けて保管する等）、管理の方法（それぞれの物資ごとに責任者を配置して物資の数量等を把握する）等をあらかじめ想定しておくことで物資の受入れや被災者への供給が効率的に行えると思う。
・避難場所への物資の支給が固定的になっている様子であった。災害発生当初の混乱期を過ぎたら、支給対象者のニーズをある程度細かく把握し、それに基づき臨機応変に支給した方がよいと感じた。（例：高齢者用と一般用と二つに分けて食物を支給する等）
・大規模災害時には、支援金関係や仮設住宅等の被災者の生活に直結する業務や、上下水道関係やガレキ撤去、道路整備等の生活環境復旧業務のように緊急性や優先度の高い業務への重点的な人員配置が必要。また、時間の経過に伴いピークを迎える業務は変遷していくことから、各業務量のピークに応じた柔軟な人員配置についても配慮すべきであると思う。
・被災直後は飲料水の確保が大変だったとのこと。本県においても上水道が寸断した場合の飲み水の供給方法等をあらかじめ想定し、住民に周知しておく必要がある。
・被災地では自衛隊の支援が本格化するまでの３日間、役場職員がほとんど飲まず食わずで現場対応したとのことであった。備蓄食糧等は１カ所に集中させることなく、一定程度の分散化が必要であると感じた。

福島県福島市

（１）被害状況（福島市防災対策本部発表）　（平成 23 年 7 月 31 日現在）

区分				人数・件数
人的被害		死亡者		3 人
		行方不明者		0 人
		負傷者（重傷）		2 人
		負傷者（軽傷）		15 人
		小計		20 人
住宅等被害	住家被害	全壊		166 件
		半壊	大規模半壊	224 件
			その他	1,798 件
		小計		2,188 件
		損壊		3,371 件
	非住家被害			1,288 件
	その他工作物			1,373 件

市施設被害	建物被害	損　　壊	292　件
	その他工作物		37　件
道路その他		法面崩壊	31　件
		擁壁崩壊	21　件
		路面陥没	608　件
		落　　石	13　件
		倒　　木	11　件
		電柱倒壊	2　件
		冠　　水	4　件
		橋梁破損	17　件
		そ　の　他	668　件
		小　　計	1,375　件

（２）派遣業務の概要

①　福島市内に設置されている避難所の運営支援（第1班～第20班）

【派遣期間】

平成23年4月4日～8月26日（土日・祝日含む）

【活動内容】

食事の配膳や入退所管理、支援物資受入等の避難所運営業務を実施。
職員は交代で避難所での泊まり込み勤務を実施

【派遣場所】※

第１班：福島高校、福島西高校、福島南高校、福島北高校、福島工業高校
福島明成高校、福島大学、北信学習センター、あづま総合運動公園
第２班：福島大学、自治総合研修センター、あづま総合運動公園
第３班以降：あづま総合運動公園

②　福島県災害対策本部生活再建支援チームの行政事務支援（第6班～第16班）

【派遣期間】

平成23年5月13日～7月29日（土日・祝日含む）

【活動内容】

生活再建支援チームは被災者生活再建支援金支給申請書の審査業務等に従事。

【派遣場所】

福島県災害対策本部生活再建支援チーム執務室（福島県自治会館内）

【派遣人員計】上記①、②の合計　20班体制（１班概ね９日間）県職員148名

（３）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

・関西広域連合の支援先自治体を固定した「カウンターパート方式」は、関東圏でも取り入れる必要があると思う。今回のように複数の自治体を支援する場合、１対多の広範囲への支援ではなく、役割分担を決め（支援先自治体をあらかじめ定めておく）、１対１の効率よい支援を行うことが重要。
・守秘義務等が関わる公的業務等についてはボランティアでは対応できないため行政職員の派遣は不可欠。被災自治体の行政職員は様々な課題を抱えて多忙な状況であり、事務的な部分を派遣職員が支援し現地の自治体職員の負担を軽減することで被災自治体職員が被災者からの相談等に対応するためのゆとりができると思う。
・福島県災害対策本部の生活再建支援チームの職員は日中問い合わせなどの電話対応に追われ、時間外に事務ワークをしている様子であり、膨大な申請書類の迅速な処理が要求される中で多少なりとも福島県職員の負担を軽減し事務処理を早める点において、行政職員の派遣は有効であったと思う。
・派遣職員の班編成については、主事～主幹～係長等、バランス良く構成することで速やかな状況判断、処理、班員の取りまとめなど、効率的な班運営と支援が可能になる。
・派遣職員に対しては、派遣前において派遣先の状況や持参する物品等についての十

分な情報提供が必要。また、派遣される職員自身も派遣先周辺の地名等、あらかじめ予備知識を蓄えておくことで被災者とのやりとりもスムーズに行えると思う。
・派遣職員の前班との引き継ぎを充実させて効率的な支援を行うため、２班の派遣期間が一定期間重複するよう派遣計画を立てることも検討が必要であると思う。
・同一人の派遣期間は７日程度であるため、業務内容を分かりやすく資料化して後陣に引き継ぎ、振り返りを容易にしておくことは業務の円滑化や能率を高めるために有効。
・女性避難者への対応等、避難所支援における女性職員のニーズは比較的多い。避難所での安全性の確保や勤務シフトにおける配慮等を確認した上で派遣について検討することが必要であると思う。
・今回の災害の場合では例えば派遣職員に放射線の線量計を携行させる等、災害の態様に応じた派遣職員の健康管理上の配慮も必要であると思う。
・被災地でのニーズや現地での支援の実情等、派遣職員からタイムリーに発信するシステムが必要。被災地の実情やニーズ等、正確な現場の情報をタイムリーに把握することが、効率的な被災地支援に不可欠。
・衣料品のような種類や数量が多い物資については現地での仕分け作業は容易ではないため搬送前の正確なニーズの把握と適切な仕分けが重要。他品目少数ではなく単一品目であっても正確な仕分けが行われている物資の方が受取側にとって負担が少ない場合もあると思う。
・発災からの時間経過に伴い、行政職員による支援の内容（業務内容、派遣先、ボランティアとの役割分担等）も逐一再考し、変更していく必要がある。

（４）意見･提言　～今後の本県の防災・災害対応に活かす～

①県内における防災・緊急時体制の整備について

・県内における避難所となり得る施設及びその収容可能人数等の把握をし、有事の際には迅速に対応できるような体制づくりが必要。また、有事の対応マニュアルを整備するだけでなく実際に行動（訓練）しておくことが必要。
・県として分野別の縦系列で支援するのではなく、部局横断的な横のネットワークが非常に重要だと思った。
・大規模災害発生時に備えて、隣接県との間で行政区を越えた相互支援体制をしっかり整えておく必要がある。また、他県隣接の日本赤十字支部同士での交流や市町村単位の姉妹都市等の活動や交流を深め相互支援を図っていくことも必要。
・広範囲に情報を伝達できる屋外防災放送施設や避難所への無線機の設置等、通常の通信手段が使用できない状況での情報通信機器の備えも検討する必要がある。
・他県から応援職員が派遣された際の県職員と応援職員との役割分担をあらかじめ想定し、協力県と共通認識を持っておくことも必要。
・大規模災害対応時には関連部署同士の迅速な連携や情報共有が求められるため、可能ならば同一フロアで業務を行うのが好ましいと思う。そうした場合、災害対策本部の設置には、かなりの事務スペースが必要となるため、災害に備えて予め災害対策本部の事務スペースの確保対策をしておくことが必要であると思う。
・被災者生活再建支援金支給事務のように、膨大な書類を迅速に処理しなければならない事務については、現地自治体職員と他県等からの派遣職員、あるいは臨時職員がそれぞれ事務処理上どのような役割を担うのか、あらかじめ想定をしておいたほうがよいと思う。事務処理の過程に複数の自治体（県と市町村等）が関わる場合には、事前に連携の協定等を結んでおくこと等も考えられる。
・支援金の支給事務のように一刻を争う業務であっても、長い目で見て事務処理手順をシステム化、マニュアル化することで効率的な処理をできる体制を整えることが重要であると思う。福島県の例などを参考にして事務処理手順をあらかじめ想定しておくことで効率的な事務処理ができると思う。
・現地の災害対策本部の職員は各所属に籍をおいた状態で配属されており、元所属においても定数割れの状態で通常業務をこなしている状態。災害対応が長期にわたる場合には、災害対策本部で直接被災者支援に当たる職員はさることながら、元所属の職員も含めて全庁的に職員の健康管理に留意する必要があると思う。

②避難所の設置・運営について

・以下のような項目を盛り込んだ避難所運営マニュアルをあらかじめ作成しておくべき。
　ａ避難所運営上、必要となる対応事項の把握
　ｂバッジによる入所者の識別管理（盗難等のトラブル防止）
　ｃ面会希望者の受付（入所者本人を呼び出してから入場を許可）
　ｄ「お食事カード」チェックによる食事ほか支援物資の配布（公平性の確保）
　ｅ転送される郵便物の取次ぎ方法（配達の周知、本人確認）
　ｆ取材対応（プライバシーへの配慮）
　ｇ風呂の運用（洗い湯と浸かり湯と用途により２槽を分けて使用）
　ｈ居住スペースの管理
　ｊ交代業務のシフト管理
・避難所の運営責任者を明確にすること、あるいは行政と外郭団体等、複数の主体が関わる場合には役割分担をあらかじめ決めておくことが重要。責任の所在の明確化と指揮命令系統の一本化により円滑な避難所運営が可能になる。
・大規模な避難所では、避難者への正しい情報（食事、医療、災害情報等）の提供と可能　な限り平等な対応を心掛けることが必要。また、市町村の職員が避難所へ常駐、あるいは頻繁に訪れる体制が取られていることが好ましい。
・避難所を設置する市町村の民間等における支援能力（食料供給・輸送等）を踏まえ、官と民（避難所入所者等）協働による運営を考え、マニュアル化しておく必要がある。
・夏の暑さ対策や衛生面の対策（食中毒の防止等）、冬の寒さ対策や感染症等の蔓延防止策など、季節に応じた避難所運営の課題についてもあらかじめ想定し、対処方針を定めておく必要がある。
・小規模な避難所では物資が不足する一方、大規模な避難所では物資が余る等、避難所間での支援のアンバランスが生じていた様子であり、避難所間の情報共有や連携も重要であると感じた。
・避難所において物資の保管や仕分けを行うのは避難所運営スタッフの負担が大きい。配送センターのようなものを設けて専任のスタッフが一括管理を行い、必要に応じて避難所へ配送するようなシステムが必要であると思う。また、物資の需要と供給のミスマッチも見られたため、タイムリーなニーズ把握と正確な在庫管理が重要であると感じた。
・プライバシーや防犯、雑音等の問題を考慮すると、当初から可能な限り体育館等ではなく宿泊設備のある宿舎で避難者の受入れを行うのが望ましい。やむを得ず体育館のような公共施設を避難所とする場合には、避難者が居住している期間は一般利用を完全に停止するなど、前述の課題を踏まえた配慮が不可欠。
・避難所には子どもや高齢者等もいることから、食事の栄養バランスへの配慮も必要。栄養補助剤の備蓄・提供も検討するべきだと思う。
・避難所では、夜泣きをする小さな子供連れの家族や、介護が必要な高齢者などの専用スペースの設置等、空間的な配慮と柔軟な施設運営が必要。
・避難の長期化に伴うストレス対策として娯楽やイベント等の企画やカウンセラーなど専門家による相談などが必要。
・開設当初の混乱期を過ぎたら避難者にも避難所の運営上の役割（掃除や炊き出し等）を持たせることが必要。役割を与えることでストレス解消や健康の維持向上、いきがいや自立心の創出にもつながり、避難所から出た後の自立生活にスムーズに移行できると思う。緊急雇用制度等を活用して避難者を雇用し、避難所の運営業務に従事してもらう等の手法も有効であると思う。
・避難者が自立するためには雇用の問題、さらには二次避難後の物的・金銭的支援の問題など解決すべき課題が多くある。行政が入所者の一人一人と面談し、今後の生活設計について相談に応じる等、自立へ向けて長期的な見通しを立てさせる必要があると思う。

２　県民ボランティア派遣随行

（１）派遣の状況

東日本大震災への県民ボランティア派遣に係る現地での連絡・調整

【随行期間】

第１期　平成 23 年 4 月 20 日～ 4 月 28 日（４班　１班当たり20人・２泊３日）

第２期　平成 23 年 5 月 9 日～ 5 月 17 日（４班　１班当たり20人・２泊３日）

【随行人員】

合計８班　県職員　延べ 11 人　（県民ボランティア派遣数　延べ 160 人）

【活動内容】

災害ボランティアセンター（現地コーディネーター）との連絡・調整

県で用意したヘルメット、ベスト、スコップなど活動資材の貸与、管理

ボランティアの健康管理、不測の事態への対応、県への定期報告等

【随行先】

宮城県石巻市

（２）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

①活動現場の状況

・今回、活動を行った石巻市大街道付近は、海岸から少し入った場所にあり、比較的建物が残る土地ではあったが、津波により多くの家が１階部分を激しく損壊した痕跡が見られた。

・道路脇には土のうやがれきの山、塀に乗り上げた車などがあり、また、ヘドロの堆積もひどく、様々なものが混ざった悪臭が漂うなど悲惨な状況であった。

②活動内容

・活動内容は、被災現場における個人宅や側溝などのヘドロのかき出し・土のう詰め・運び出し、家財道具やパルプ・飼料等漂流物の片付け、がれきの撤去等を行うものであった。

・実際の指揮・命令・活動系統は、先ず、現地の状況と活動ニーズを把握している「ボランティア・コーディネーター」の案内・指導があり、その下で、各現場に県民ボランティアが入り、予め県で指定した「ボランティア・リーダー」が指揮統括して作業を行うというものであった。

・作業内容は、民家からヘドロのかき出しや、がれき等の搬出など、かなりの重労働であった。女性のボランティアの方たちも何名もいたが、力仕事にも積極的に参加していた。また、日中はヘドロが乾いて粉塵が舞い上がり、また長靴にヤッケあるいは合羽、ゴーグル、帽子などを身につけての作業をよぎなくされた。

・ボランティアの皆さんはかなり疲れた様子だったが、とても明るく、地元の方とも会話をしていた。

③感　想

・地震発生後１か月強の段階での現地入りだったが、現地の災害ボランティアセンターが相当混乱しており、バスの置き場の確保、ボランティアセンター内の状況把握、活動現場までのルート把握、コーディネーターとの合流から作業内容の指示など、作業が軌道に乗るまでに時間や手間がかかった。

・石巻のセンターについて、情報が交錯している感があった。複数の系統から異なる指示があって、対応に苦慮した。本県で同様な事象が発生した時は、指示系統を統一すべきだ。

・随行職員１人では、臨機応変な判断が難しい場面もあった。２人１組の派遣の方がよかったのではないかと思う。

・ボランティアの安全管理が徹底できなかった。ガラスの破片が散らばっている現場で、注意をしても、危険な作業は慣れていると、肌を露出した状態で作業をした方がいた。

また、マスクの着用呼びかけても、嫌いだからと着用しないボランティアも意外と多かった。

・石巻市民の方たちは、ボランティアの皆さんを暖かく迎えてくれていた。道ですれ違う市民の方が、ボランティアと分かると「ありがとうございます。」と言ってあ

いさつをしてくださったことには、とても心が温まる思いがした。
・ボランティアの方々は、本当に前向きで、エネルギーに満ちあふれていると感じた。災害ボランティアに限らず、各分野でボランティアの方々の活躍が、行政を支えているのだと思う。
・ボランティア参加者から滞在日数が短い（作業時間が少ない）という意見があった。もう少し長い期間設定があってもよいと思う。
・現地コーディネーターとの信頼関係継続も、ボランティア活動の重要な要素であるので、現地に長期滞在できる職員が一人でもいるとよかった。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

・活動のためには、その前提となる情報（現地の状況と活動ニーズの把握、調整）が必要であり、これを円滑に取り仕切れる「ボランティア・コーディネーター」の存在が不可欠である。
また、過酷な状況下における危険を伴う作業実施には、それに必要な知識・経験（工具の使用、機械の操作、危険作業〔瓦礫の解体、撤去など〕の方法など）を持ち、現場の状況に応じた作業方針や役割分担など中心となって全体を取り仕切ることができる「ボランティア・リーダー」の存在も不可欠であることを実感した。
従って、平常時から、その人材の把握や養成に努め、災害が発生した際、即時に動ける体制を構築しておく必要がある。
・緊急時であり、万全の体制で迎えることは困難であるが、日頃から一定のシミュレーションはしておき、我々が迎える側になった際は、できるだけ初動の混乱を避ける努力をしておく必要がある。
・現地の状況は常に変化している。最新の情報（被害状況のほか衣食住に関する情報など）の提供は重要である。
・今後の災害対策に際しては、ボランティアの方たちに如何にその力をスムーズに発揮してもらえるかが肝要であり、そのためにどのように行政内及び現地の情報を整理し、適時にどこに向けて発信していくのかが、ボランティア活動を円滑に推進する鍵の一つであると思う。
・ボランティア活動にあたっては、現地でリーダー的な役割を担える方がいると活動がスムーズであると実感した。
・災害発生時は、ボランティアの方々も現地に入りたくても、個人活動では交通規制や交通手段の確保等で苦労されるようだ。その辺を行政でカバーする必要があると思う。

３　災害時多言語情報センター設置・運営支援

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 3 月 17 日～ 19 日
【派遣人員】　１名
【活動内容】　災害時多言語情報センター設置･運営支援
【派 遣 先】　茨城県国際交流協会

（２）派遣での活動状況

・東日本大震災で被害を受けた茨城県がNPO法人多文化共生マネージャー協議会と連携して茨城県国際交流協会内に立ち上げた災害時多言語支援センター茨城の運営に関して茨城県国際課からの支援要請を受け群馬県から県職員１名、他２名（県観光国際協会職員、群馬大学教官）が参加した。
・茨城県国際課で現状について簡単なブリーフィングを受ける。情報が入ってこなくて困っているとのこと。市内のコンビニやスーパーには食品、物資はなく、ガソリンスタンドも見える限りすべて休業中。
・茨城県国際交流協会にて、センター設置準備開始。早々に至急の翻訳の依頼があり、PCや無線LANの設置、遠隔通訳システムの設定等事務所の体制を作りながら、関東甲地区の国際交流協会等へ翻訳の発注を行う。その後も、翻訳の依頼が続き、各県の

国際交流協会等に翻訳を依頼した。
・ベトナムやインドネシア等少数言語の翻訳の依頼が困難であった。
・主な翻訳原稿－放射能関係、NTT関係、茨城県国際交流協会が行う3月18日から3月25日まで行う多言語相談会の案内、日立市等各自治体からのお知らせ等の翻訳。
・依頼済みの翻訳の進捗状況確認。茨城県国際交流協会の相談員がガソリン不足で協会の相談開始時間に間に合わず、遠隔通訳システムを活用し群馬県のポルトガル語通訳が対応した。
・茨城県国際課にも、被害が多かった茨城県北の情報が入ってこなく、また、TV等でも東北のニュースが中心で茨城の情報はない。今回は被害地域が広大すぎるため、巡回の体制がとれないこと、ガソリンがなく移動手段がないこと等により、避難所巡回行わず、県から発表される生活情報、交通情報、断水情報、等を幅広く入手、外国人住民に必要な情報を選択し、わかりやすい日本語化を行う等、情報提供支援を中心とした支援を行った。

（３）意見･提言　～今後の本県の防災･災害対応に活かす～

・情報弱者（外国人）対策として考えると、引き続く余震や物資の不足、情報の錯綜等不安をあおる要因が多く、適切な情報の提供の重要性や相談窓口の充実（市町村支援を含む）が確認できた。また、新潟中越等での経験から災害時多言語支援センターは避難所巡回が中心であったが、今回のような広域災害での初期対応としては、市町村等の翻訳支援、適切な情報提供が重要であった。
・北関東圏では災害時の広域連携事業を実施しており、お互いに顔が見える関係の構築が緊急時に役立った。災害発生時は、地元も被災地になる可能性が高いため、他地域からの支援で対応することが必要となる。広域連携の多言語情報センター設置運営については、広域圏におけるコーディネーター養成を含め、訓練済みであったこと、県、県国際交流協会、市町村国際交流協会の災害時におけるネットワーク対応がとれたこと等により、外国人（＝情報弱者）対策としての一定の機能は果たせたと思われる。
・今回の災害で改めて指摘された災害時要援護者（情報弱者等）対策は、実際にターゲットを絞った避難所訓練等が必要であり、その中から様々な課題や対応が見え、行政としての必要な対応も準備できる。

４　文化財レスキュー（学芸員）

（１）派遣の状況

①石巻市牡鹿町ホエールランド等

【派遣期間】　平成 23 年 6 月 29 日～ 7 月 1 日
【派遣人員】　１名
【活動内容】　文化財等レスキュー（日本博物館協会による）
　　民俗資料・骨格標本・液浸標本等の移送・洗浄。
【派 遣 先】　石巻市牡鹿町ホエールランド、石巻市牡鹿町鮎川民俗資料収蔵庫、
　　慶長使節船ミュージアム（いずれも宮城県）

②陸前高田市立博物館等

【派遣期間】　平成 23 年 10 月 4 日（火）～ 7 日（金）
【派遣人員】　１名
【活動内容】　陸前高田市立博物館地質標本救済事業（第二次）
　　同館が収蔵していた化石・岩石等の地質系標本の洗浄と整理。
【派 遣 先】　陸前高田市立博物館・海と貝のミュージアム仮収蔵施設
　　（旧陸前高田市立生出小学校／岩手県）

③宮城県気仙沼市唐桑漁村センター

【派遣期間】　平成 24 年 1 月 18 日～ 1 月 20 日
【派遣人員】　１名
【活動内容】　文化財等レスキュー（日本博物館協会による）
　　収蔵・展示されていた漁具類、ホルマリン標本類などの救出。

【派 遣 先】　気仙沼市唐桑漁村センター（宮城県）

（２）派遣先での活動状況，体験談　～被災地支援を振り返って～

①石巻市牡鹿町ホエールランド等

今回主にレスキュー活動を行ったのは牡鹿半島の先端近くに位置する牡鹿ホエールランドである。目の前には鮎川港があり、地震とそれに続く津波によって甚大な被害を被った。館内は、復旧活動によってほとんどのがれきは撤去されているものの、窓ガラスが割れた館内には、骨組みだけになった天井から照明器具が垂れ下がり、壁には水位を表す汚れが残っているなど、当時のすさまじい様子がうかがえた。2 階展示室に残された標本などの梱包・運搬作業を行い、その後は奥の展示室にある骨格標本・液浸標本の回収を試みた。天井から吊された何体ものクジラ類の全身骨格標本は、幸い大きな損傷を受けていないようだったが、骨格のあちこちには津波の際のゴミが引っかかったまま残されており、津波にのみ込まれたことがわかる。

ホエールランドでのレスキュー活動後には、同じ鮎川地区にある石巻市牡鹿町鮎川民俗資料収蔵庫の民俗資料の移送及び洗浄作業を行った。作業では津波で砂に埋もれた状態となっていた民具を仮置き場へと移し、記録・洗浄作業を実施した。

②陸前高田市立博物館等

参加者は３つの班に分かれ、館のスタッフや自衛隊などが博物館から回収し、仮収蔵施設に運び出した津波の土砂や瓦礫が混入した収蔵用コンテナの中に埋もれている化石等の地質標本を、消毒・洗浄し、さらに乾燥させ、新しいコンテナに移した。ラベル等の付帯情報も消毒・洗浄後標本と一緒に保存するか、それができないものはできるだけ読み取って別の紙に転記した。新しいコンテナに移した標本は、次段階の整理のためにコンテナごとに内容物を記録した。

作業途中で時間を作って視察に赴いた市街地は悲惨なもので、そこにあるべき建物がほとんど無く、わずかに残った大型の建築物、そして瓦礫や破壊された車の山しか無かった。それは、かつて訪れたことがある陸前高田の姿とは全く違っていた。当時訪れた博物館と海と貝のミュージアムも航空写真等では建物だけは無事に見えたが、外壁には多くの擦り傷が残り、内部は津波によって無残に破壊され、天井にも流されて引っかかった衣類などが残ったままであった。市民体育館、市役所では消毒薬の臭いが立ちこめていた。設けられた祭壇や生存者無しを示す赤いスプレーで書かれた×印と共に、そこで多くの方が亡くなられたことを物語っていたことが心に焼き付いている。

旧陸前高田市立生出小学校での標本の洗浄

③宮城県気仙沼市唐桑漁村センター

宮城県教育委員会、東北歴史博物館（県立／多賀城市）、仙台市科学館を中心に、公立博物館や大学教員等で作業にあたった。

漁村センターは、津波による浸水は免れたものの、強震で展示物の多くが破損していた。室内には、昭和初期に使われていた漁具や古民具の他、近海や遠洋漁業で獲られた魚類や各種生物のホルマリン標本など、地元の方々が寄贈した貴重な資料４００点ほどがあった。これらのホルマリン標本は、水産学者の末広恭雄の指導で収集され、その後旧唐桑中学校改築時に移管されたもので、民具はセンター設立時に収集されたものとのことである。人によっては、古びた道具や、色褪せ乾燥してしまった魚介類など、一見価値の無いものに見える。しかし、これらの資料や標本は、漁業の町のかけがえのない記憶そのものだといえる。

資料を運び出して梱包し、保管場所（旧月立中学校校舎）に搬送することを繰り返した。搬送には、奈良文化財研究所の美術品専門搬送車（高松塚古墳の石壁運搬用）が使われた。ホルマリン標本は多くが割れ、資料がむき出しとなっていたが、無事だったものは、溶液を補充するなどして梱包し、保管場所へ搬出した。壊れている標本は、資料を瓶中から取り出し、梱包して修復を行う仙台市科学館へ運んだ。

今回のレスキュー活動で回収された資料は、今後、地元の方々の手で資料がどのような状態になっているか、破損状況などが調べられ、破損しているものについては修復され、保存される。また、仙台市科学館に搬入されたホルマリン標本は、修復後、地元に戻される。

「作業には人手と専門知識が必要。助かりました」と、地元の担当者の方。そして「暖かくなったら、またお仲間をつれていらしてください。わたしら、がんばってるから。まだまだたくさん仕事あるから」とは、お世話になった民宿のお母さんの別れ際の言葉。専門職として派遣され、３日間という短期間ながら、作業をする中で、最善を尽くしているか、もっとできることは？と常に自問していた。センターに隣接した体育館では、ボランティアの方々が、津波の拾得物を洗浄・整理し、思い出の品が、持ち主に戻るよう、作業なさっていた。「海が、ここまでくるとは思わなかった。怖かった。自分が生きている間に、こんなことがあるなんて」とは、民宿のお父さんの言葉。今まで経験したことのない高さの津波を発生させた大震災は、地域と人の心に大きな爪痕を残している。それでも、この地では、少しづつではあるが復興にむけた作業が確実に進んでいる。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

○全国レベル・県内レベルでの博物館同士の連携・協力体制（ネットワーク）構築

津波で多くの関係者が亡くなられたため、陸前高田市立博物館等の標本救済事業は、事前に存在した県内学芸員のネットワークを元に、生き残った博物館関係者と地震被害が軽微だった岩手県立博物館や一関市立博物館を中心に、関係分野の学会や団体が標本等の救済作業を行っている。こうした体制づくりは本県でも重要だと考えられる。

また今回の様な大規模災害となると地元博物館の学芸員だけでは標本資料の救出やその管理運営を行うには人手が不足している。そこで、比較的近い地域（今回ならば東日本）にある博物館から学芸員を公的に派遣できる体制づくりが必要だと考えられる。館同士というよりも都道府県同士などで何らかの協定が存在すると良いと考えられる。西日本では、公的なものではないが大阪市立自然史博物館を中心に「西日本自然系博物館ネットワーク」がある。各施設での活動や情報が共有化され、今回のレスキュー事業でも、その力を発揮した。

○博物館資料／文化財等のデータベース化の推進

今回津波によって収蔵標本や展示を含む館設備の破壊と流失を被っただけではなく、館内に保管されていた登録済資料の台帳が流失したり、あるいはデータ登録していたコンピュータが破損・損失してしまった。これによって、せっかく救出した標本・資料の照合も今後多大な時間を要することが、関係者の間で予想されている。資料台帳やデータベースのバックアップを館外でも保管し、万が一の時に参照できるようなシステム作りの検討が必要だと考えられる。

さらに、大規模な公的機関の他に、今回レスキューを行った漁村センターのような小規模な郷土館的施設や、文化財指定された個人宅等、貴重な資料を収蔵しているところも数多くあるので、万が一に備えてデータベース化しておくことが求められる。

○展示を含む博物館施設の耐震対応の推進

宮城県内のレスキュー活動の中心的な役割を果たしている東北歴史博物館は、今回の震災で被災した。耐震化の対応がなされていなかったため、収蔵スペースの棚が倒れるなどして、貴重な文化財資料が 200 点以上破損した。

仙台市科学館も同様で、多くの展示物が破損し、建物自体のダメージも大きく、現在それらの修復工事が行われている。固定されていない資料は、揺れとともに激しく動き、危険な状態だったという。

○被災時における文化財等のレスキュー対応体制の確立

文化財レスキュー活動での資料や標本の取り扱いについては、必ずしもその分野の専門家が必要というわけではないが、その資料や標本の分野になじみがない時には、「作業指示があれば、学芸員としてそれなりの措置はできるが、作業指示の方針を出すこと

ができるのは専門家でないと厳しい」という点で参加者の意見が一致した。被災した資料や標本に適切なレスキュー活動を行うには、広域での連携などに関して検討を行い、各分野での迅速な対応・連携を行えるような体制作りが必要である。

○県内各地の放射線量、火山等の自然災害要素の継続的なモニタリングとその公表

現地では、地震と津波被害について、専門家などによって丁寧な聞き取り調査が行われている。「なにが」「どこで」「どのように」起きたのか、という情報は、大震災の記録となるとともに、今後の対策を講じる上での基礎情報となる。

海の無い本県で津波被害を想定する必要性はほとんど無いが、地震や火山噴火といった自然災害と放射能による環境汚染は想定すべきものだといえる。未来を担う子供達の未来を守るためにも、これらの詳細かつ長期的なモニタリングを継続して実施して記録を残し、実態を把握すると共に、必要に応じて適切な対策を講じることが求められる。

（４）その他

今回、宮城県内でレスキューされた資料は、修復・一時保管などのために仙台市内など各地へ移送されている。レスキュー作業中には、「しばらく見られなくなるから、移送される前にもう一度見ておこうと思った」と近くの避難所に避難されている方が訪れてこられ、お話をする機会があった。今回のレスキューの対象となった資料は、単なる資料ではなく、例えばホエールランドの捕鯨用具にしても、唐桑漁村センターの各種の漁具にしても、そしてその他の民具にしても、地元の方々のこれまでの長い生活の歴史が詰まったものであり、地元の人々にとっては特別な意味を持っているといえる。さらにそうした歴史を育んだのはそれぞれの地域の自然であり、様々な自然系標本はそうした自然の歴史や多様性の証拠物件である。

群馬県でもそれは同じで、当館を含む県内各地の博物館や資料館に保管されている資料は、それが自然系標本であるか歴史・民俗系資料であるかを問わず、それらの地域における宝であり、過去から現在までの自然、もしくは人々の歴史の変遷を物語る証拠である。さらにそれらは人類全体の宝でもあることから、私たちにはそれらを守り、次世代へ継承していく義務がある。

文化財レスキュー活動は、直接には生活や経済などの復興と直接結びつかないかもしれない。しかし，文化財抜きの復興も恐らくあり得ないと思われる。陸前高田で唯一生き残った学芸員・熊谷賢さんの言葉を最後に紹介したい。

「文化財の残らない復興は本当の復興ではない」

５　被災者の健康相談等支援（保健師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 3 月 18 日～ 5 月 29 日　7 月 1 日～ 8 月 22 日
【派遣人員】　62 人　1 チーム保健師 2 人で 4 泊 5 日で活動した。
　　市町村保健師 1 と県保健師 1 でチームを組んだ。
【活動内容】　被災者の健康相談等
【派 遣 先】　宮城県　福島県
【送　　迎】　県職員延べ 70 人が公用車の運転を行い、保健師を送迎した。

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

①派遣初期の活動状況（宮城県仙台市宮城野区・宮城県塩釜市）

・乳幼児から高齢者、障害者まであらゆる人々が、避難所（体育館）におり、発達障害のこどもを抱えるご家族や介護の必要性が高い人なども一緒のスペースにいた。
・個別の健康相談に加え、障害者や寝たきり高齢者など、避難所で生活するのに困難な人々への対応に追われた。
・兵庫県こころのケアチームと連携して精神的な支援が必要な人達への対応や避難所である小学校の校長先生や養護教諭、ボランティアとも連携して感染症対策に取り組んだ。

・保健師と明記されたベストを着用していたので、声をかけられることが多く、あらゆる相談に応じた。
・地元の保健師は明らかに疲れがピークを越えている様子だった。
・受入れ先の保健師もまた被災者であること、現地の了解を得て主体的に行動することを念頭に、次の群馬チームへのオリエンテーションは自分達でやり、地元の職員に負担をかけないように心がけ活動した。

②派遣中期から後期の活動状況（福島県南相馬市）

・沿岸部は、津波で田畑に転覆した船や柱と屋根だけの老健施設等がそのままだった。
・原発から３０㎞以内は放射能汚染で学校は閉鎖されグランドには雑草が茂っていた。
・地震被害は、比較的少なく屋根の瓦にビニールシートをかぶせた状態が見られた。地震と津波による被害のほか、原発事故による放射能汚染という３重の複合被害地域だった。
・仮設住宅に併設された集会所で孤立化防止のためのサロン運営活動支援を行った。
・サロン活動（社協主催）では血圧測定、健康相談などを実施後、自己紹介、その後レクリエーションを行った。
・仮設住宅入居者へ訪問しながら、健康調査票を回収し、健康情報の確認、健康上の問題点の確認、困っていることの確認等をした。その調査で継続支援が必要と判断した人の支援計画表作成を行った。
・仮設住宅では、入居者が横になっていて動きがなく様子が変だったので、救急車を呼び、病院に搬送したところ、入院となった事例もあった。仮設住宅の訪問は重要と実感した。
・宮城県との県境近くに設置したマンモス仮設住宅は、４市町村が広域で建設し、４市町村の被災者が混在して住んでいた。土地のない自治体に隣接市が土地を提供し共同運営しており、困った時はお互い様で協力し自治体連携が良いと思った。
・しかし、山沿いで高齢者には買い物や通院が不便という声があり、移動手段などを調査して今後の対応を検討するということだった。
・個人積算線量計の貸し出し申請書の郵送作業を行った。
南相馬市が１８才未満の子ども全員と妊婦約7,500 人に対して個人積算線量計（ガラスバッジ）の申込書を郵送し、希望者に貸出し、回収した機器を専門業者が測定値を算出し、測定結果を後日郵送で報告する事業。（３ヶ月毎、年２回繰返す）
これは、放射線被曝への不安に対応する、市独自のあらたな対策。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

・保健活動を行うにあたって、様々な医療関係支援チームとの連携や調整が重要となる。
・有効な連携調整を行うため、情報を共有する場が必要で、支援者が定期的に集まるカンファレンスは重要となる。
・被災地において支援者を受け入れる体制整備を行うため、平時から役割分担を明確にしておく必要がある。
（支援者のオリエンテーションやカンファレンスの持ち方、必要物品の用意など）
・被災初期では、健康支援の拠点となる事務所には要となる職員を常時残しておく必要がある。

・災害発生は予想できるものではなく、いつ発生しても、行政は地域の住民を守るという責務があり、被災者の状況に応じた適切な支援が行える体制を、平時から整えておく必要がある。

６　被災者の栄養・食生活相談等支援（管理栄養士）

（１）派遣の状況

【派遣期間】

保健師派遣期間の平成 23 年 7 月 1 日(金)～ 8 月 22 日(日)のうち、次の期間の派遣チームに加わった。

① 7 月 1 日(金)～ 5 日(火)　② 7 月 9 日(土)～ 13 日(水)
③ 7 月 17 日(日)～ 21 日(木)　④ 7 月 21 日(木)～ 25 日(月)
⑤ 8 月 2 日(火)～ 6 日(土)　⑥ 8 月 10 日(水)～ 14 日(日)

【派遣人員】　６人

各チームに県庁または保健福祉事務所の管理栄養士が１人

【活動内容】

・仮設住宅入居世帯調査票の回収及び栄養･食生活相談
・仮設住宅入居者への訪問活動：要支援者への栄養･食生活相談
・学校給食センターでの給食業務支援（夏休み前日(7 月 22 日）までの平日）

【派遣先】

福島県南相馬市（原町保健センター、鹿島学校給食センター）

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

①派遣までの状況について

・地震発生から３ヶ月が経過し、被災地においては避難所生活を早急に解消するよう仮設住宅の設置が進められていた。長期化する被災者の二次的な健康被害の予防や仮設住宅移行後の健康支援などが必要なことから、被災３県から保健師、医師、管理栄養士等の派遣調整依頼があった。
・群馬県の管理栄養士が、被災地に派遣されるのは初めてであった。また、派遣先である南相馬市に自治体の公的派遣が入るのは群馬県が初めてで、戸惑いもあった。
・派遣先の現地ニーズを十分把握した上で、現地の実状に合わせた支援ができればと福島県庁、相双保健福祉事務所の管理栄養士、南相馬市の管理栄養士から情報収集を行い、「支援活動マニュアル（暫定案)」を作成し、派遣に向けての準備と心構えを整えた。
・南相馬市の管理栄養士は、食に係る様々な調整を一手に引き受けて多忙を極めていたにもかかわらず、関係者と調整して受け入れ体制を整えてくれたことが、現地での有意義な活動につながった。

②仮設住宅入居世帯調査票の回収及び栄養･食生活相談（平日）

・現地の保健師、看護師等が中心となって行っていた仮設住宅の入居世帯調査票の確認、聞き取りの補佐を担当した。調査の主たる目的は入居者の生活安定のためのニーズ、優先的な対応が必要な健康状況を早期に把握し、適切な援助を行い、入居者が健康で自立した日常生活が営まれるよう支援することであった。
・健康状況の確認と一緒に、食生活上の課題を聞き取った。高齢者や高血圧、糖尿病などの慢性疾患の方も多く、実際の食生活への心配事が多かった。少しでも食生活が健康につながるよう、栄養・食生活の相談に応じた。
・入居時に配布される食品の多くはインスタント食品やレトルト食品などで、慢性疾患の方には、その利用方法についてもアドバイスを行った。
・避難所では１日３回の食事が提供されていたが、仮設住宅では各自で食事を確保することになる。仮設住宅には、台所があり調理器具（炊飯器、電子レンジ等）も備え付けられていたが、基本的な調理技術が不十分な高齢者や男性の独居世帯の食事が課題であると感じた。
・仮設住宅は、山間や田畑の中、墓地の近くなど交通の便の悪い場所も多く、日常生活に不便が生じている様子であった。特に、食材の購入などが困難な方、主に高齢

者への支援が求められていた。
・お盆を控えて、震災で失った家族への思いを語る方、何か区切りをつけたいと心の整理をしていると語る方、「私たちは人の善意で生かされている」としみじみと語る方といった様々な方々との出会いがあり、改めて震災が与えた被害の大きさを実感した。
・震災直後、原発事故により群馬県に避難していた方に接する機会も多くあり、感謝のあたたかい言葉をいただいた時は、派遣前の戸惑いが感動に変わった。

③仮設住宅入居者への訪問活動（土・日）：要支援者への栄養･食生活相談

・仮設住宅入居世帯調査で要支援者として把握されている高齢者世帯への訪問活動を保健師とペアになって行った。訪問ケースについては、前日までに南相馬市がピックアップした。栄養指導が必要なケースもピックアップしていただいた。
・身体状況（体調、体重など）、食生活状況（栄養摂取状況）などの確認を行った。高血圧、糖尿病の方が多く、受診中であってもコントロール不良の方もおり、長期的な支援が必要であると感じた。
・脳梗塞、心筋梗塞などで日中も横になっている高齢者もおり、栄養不足や水分不足による熱中症が心配されるケースもあった。保健センターが用意してくれたアイソトニックゼリー、栄養補助食品を試食してもらい、予防を促した。
・仮設住宅の狭さや圧迫感、近隣との近さなどの精神的、身体的ストレスなどにより体調不良や健康状態の悪化、また、定期受診できないための服薬中止なども見られた。行政による定期的な訪問活動や孤立化防止のためのサロン活動（社協主催）への参加は重要であると実感した。

④学校給食センターでの給食業務支援（夏休み前日(7月22日）までの平日）

・震災で給食センターの天井が落ちてしまった状況の中でも、すぐに炊き出しを実施するように指示があり、職員も被災者であり、家族のことを心配しながら炊き出しを行ったとのことである。
・4 月 22 日からは給食用に国内だけでなく世界中から寄せられた支援物資を使った「炊き出し給食」が始まった。支援物資を無駄にせず使用するためには、急な献立変更への対応が必要であった。毎日届く支援物資の仕分け、整理、配送などの作業の支援を汗を流して行った。
・給食再開当初は、おにぎりと牛乳程度であったが、5 月 13 日には初めてみそ汁を提供でき、7 月には主食・主菜・汁物が揃うようになった。この給食の全てを記録した写真を見せていただき、復興へ向けた職員の力を感じるとともに、多くのことを学ぶことができた。
・２学期からは、支援物資に頼らず地元の業者の活性化につなげるためにも、本来の「学校給食」の再開に前向きに取り組んでいた。しかし、原発事故の影響から給食に使用する食材の安全性についての問い合わせも多く、その対応に追われていた。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

・県の管理栄養士は絶対数が少ないため日常業務との調整が難しく、保健師との合同チームに毎回派遣することは困難であった。派遣人員の確保は、県だけでなく市町村の職員にも理解と協力を得る必要がある。
・派遣する管理栄養士が必ずしも被災地で十分な活動ができる知識と経験を有しているとは限らない。平時から、県や保健福祉事務所、市町村、関係団体の役割や心のケアの視点も含めた被災地支援に係る研修が必要である。
・また、被災地では管理栄養士が単独で活動することは少なく、他職種の被災地支援業務を理解し、協働で支援を行うことが重要となる。
・今回の「活動支援マニュアル（暫定案)」の作成を通じて、国や関係団体などから発信されている情報や資料の整理を行うことができた。今後は、今回の派遣の記録をまとめ、「災害時の栄養・食生活支援マニュアル（仮称)」の検討を行いたい。
・被災後に起こる多くの栄養・食生活支援問題を最小限にすることためには、県内の医療・福祉・行政の栄養部門が連携し、情報の収集・伝達・共有化を図り、特に要援護者への緊急栄養補助物資の支援などが行える体制を平時から整えておくことが必要であり、その拠点となるのは保健福祉事務所であると考える。

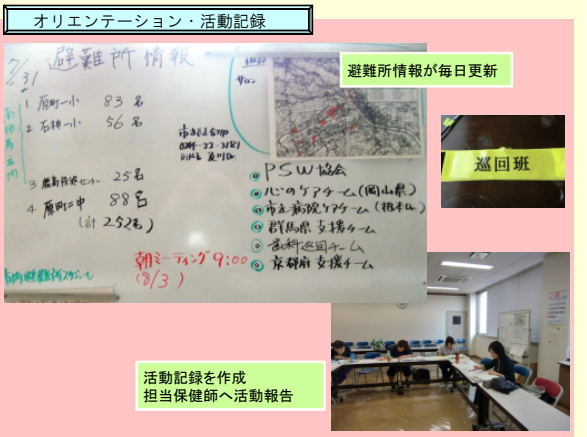

7　放射線検査等支援（診療放射線技師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 7 月 15 日～平成 23 年 7 月 31 日（土日・祝日含む）

【派遣人員】　１班２名構成で３つの班を派遣（各班とも５日間）　派遣職員数計６名

【活動内容】

福島第一原子力発電所事故に伴い飛散した放射性物質による放射線被ばくを心配するる住民を対象に、常設スクリーニング会場または警戒区域一時帰宅者のためのスクリーニング会場において，サーベイメータによる表面汚染検査を実施し、除染について要否 の判断を行うとともに受検者への適切な説明を行った。

区　分	人　体（人）	車両・荷物等
常設スクリーニング会場	133	8
一時帰宅者スクリーニング会場	233	343
合　計	366	351

【派 遣 先】

①県北保健福祉事務所　②飯野学習センター青木分館　③郡山市総合体育館
④広野町体育館　⑤南相馬市馬事公苑

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

・放射線被ばくに対するスクリーニング検査は、放射性物質による汚染の有無等の確認と住民の被ばくの程度を評価するものであり、緊急被ばく対策では重要な作業である。

具体的には、除染について要否の判断を行うとともに、地域住民や避難された住民の放射線被ばくに対する不安払しょくを図ることが重要である。

・スクリーニング会場については、除染機能を有する設備があり、かつ救急車がアクセスしやすい公民館や体育館等の公的施設が望ましく、日常から放射線災害を想定した会場選定を行っておくことが重要である。
・スクリーニング検査の実施に際し、有事に診療放射線技師等の専門家を派遣できる体制を構築するため、国や近隣自治体間の連携を強化する必要がある。今回、厚生労働省及び福島県災害対策本部から要請を受けて支援を行ってきたが、自治体間の連携は今後の大きな課題と思われる。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

・大規模災害時には、住民のスクリーニング検査はもとより、緊急被ばく医療体制の整備等を示すマニュアルの作成が必要である。
・原子力発電所を持たない本県においても放射線災害は身近なものであり、人体への影響に係る対策は極めて重要と思われることから、放射線全般に関する対策をきめ細かく円滑に行うため、放射線災害の対策本部を設置する等の体制整備が必要である。

８　医療救護支援（県立病院職員）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 3 月 17 日～ 26 日、5 月 3 日～ 6 日、
5 月 9 日～ 13 日（土日・祝日含む）
【派遣人員】　全５班（１班４日間（最終班のみ５日間））　県立病院職員 22 名
班編制　医師１名　看護師２名　事務職１名
第２クール（５月）から　＋薬剤師１名
【活動内容】　・救護所での医療救護活動
・避難所等での代診活動
・近隣避難所、独居老人宅等への巡回・往診
・必要な薬剤の確保
【派 遣 先】　南三陸町ベイサイドアリーナ、志津川中学校

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

・当班到着の数日前から他県のＤＭＡＴチームが活動しており、既に救護室等ある程度の活動拠点が形成されていた。大規模避難所については情報が入っていたものの、数多く存在する小規模避難所等については情報が少ない状況であった。そのため道行く方に声を掛け情報収集しながら巡回診療を実施した。
・現地の医療統括本部からは、避難所での救護業務を継続的に行なうため、長期派遣を求められた。そのために派遣当初から長期継続派遣できる体制づくりが必要と感じた。
・救護活動は感冒薬や慢性疾患の薬の処方が多かった。これらの調剤業務を迅速かつ的確に行うために薬剤師の同行が必要と感じた。第２クールから薬剤師が同行することとなった。

・滞在していた体育館は救援物資によって日々手狭になり、救護班の物資が邪魔になるほどであった。そのために宿泊と滞在に必要な物資の保管が可能な車両が必要と感じた。
・避難所（歌津中学）で情報収集をしているとき、「山の手にある払川、神沢地区に医療が入っていない。子どもはいないが出来れば回っていただきたい」という要請を受けた。神沢地区の区長宅で群馬県から来たことを告げると、数日前に伊香保温泉にある古久家というホテルのタオルが配られたことを感謝され、「伊香保とはどんな所なのか。落ち着いたら群馬に行ってみたい」と暫し群馬話に花が咲いた。
・小児医療センターチームはその特色を生かすため、主に小児の診察を担当した。ただ、震災から 10 日以上経過していたため、各避難所では既に他の医療救護班が活動していた。そんな中でも家と家族を失い、命より大事なわが子の体調を案ずる親たちの不安を少しでも減らせたこと、感謝の言葉をいただけたことは良かった。
・5 月 3 日の派遣時、志津川中学校には 61 名の方々が避難されていたが、この時点で既に町内に仮設診療所が開設されていたこともあり、救護室を訪れる方々は 1 日 5 人程度と減少傾向にあった。
・ノロウィルス感染者が発生していたため、感染対策として、毎日、仮設トイレや手洗い場などの消毒を行った。
・医療救護班に対する県の対応は、震災後初期時から 4 月、5 月と日にちが経過しても大きな変化はなかった。初期の混乱期は仕方がないが、日にちが経てば、宿泊場所の確保や物品の管理などが行えたのではないかと思う。
・各派遣チームが、それぞれ同じような物資を持参し、医療救護班の派遣終了時に重複した物資が大量に残ってしまった。薬品や医療材料などの効率的な活用のため、県で一元管理する必要があったのではないかと感じた。

（3）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①リスクマネジメント

・平時から、震災時のことやあまり余裕のない診療体制について考えておくのは大事なことである。具体的に何をすべきかは、東北地方の人々から学ぶべきである。
・東日本大震災では燃料が不足してパニックのようになり、ガソリンスタンドに行列ができた。派遣先でも移動は自動車であり、自衛隊から燃料を分けてもらいながら活動した。今後、本県を含む大規模災害が発生した時、燃料を確保しておかないと支援活動に支障をきたすと考えられる。化石燃料を備蓄するか或いはそれ以外の機動力を確保しておくべきである。
・有事の際に、より効率的な支援・救護を行うためには、県立 4 病院及び他部署も含めた災害支援チームを早急に結成し、定期的な訓練を実施することが必要ではないか。
・医療救護班の物資の在庫管理をもう少し徹底できるとよいと思う。
・派遣時期は一日でも早くすべきである。また、一定の診療科をある程度の期間継続して派遣することが求められていると思う。
・現地及び往復の燃料、通信手段の確保、指揮命令系統の構築、現地の情報等全てが不十分な状況での出発であった。有事に備えた体制を整備するとともに、しっかりとした準備・訓練をした上で派遣を行わなければ、二次災害のリスクが大きいと感じた。
・役場や病院等の公共機関が機能を喪失するほどの災害であり、国や都道府県レベルでの医療連携づくり（救護班派遣、患者受入等）が必要と感じた。

②被災地の状況把握と正確な情報伝達

・地震の発生から時間が経過すればするほど現地のニーズは変化する。こうした現地の情報を迅速に入手し、正確に情報伝達できる仕組みを構築する必要がある。
・短期でチームが全員入れ替わるため、情報伝達の引継ぎも不十分であった。ある程度被災地を把握できる人を常駐させることも必要ではないか。

避難所での問診

避難所での診察

避難所での診察

仮設トイレの消毒

９　高齢者介護支援（介護職）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 3 月 25 日から 5 月 1 日
【派遣人員】　延べ201人（８班交代制：うち、２人が介護研修センター職員）
【活動内容】　被災された要介護高齢者を、避難所や特別養護老人ホームにおいて介護・支援
【派 遣 先】　宮城県気仙沼市内の５箇所の避難所及び特養春圃苑

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

【第１班派遣者（3/25～4/2)】
・震災直後で情報が錯綜する中で、避難所は混乱を極めていた。
被災された高齢者の中には、「顔なじみのない者」の支援に対して、明らかな拒否反応を起こす者もおり、派遣後しばらくは「どのように支援をしたら良いか」とまどいがあった。
・派遣期間の終盤期になって、やっと支援のスタンスがつかみかけてきた。

【第３班派遣者（4/6～4/11)】
・同じ職場から派遣された第１班の支援者から聞いた状況から較べると、避難所の混乱も収まりつつあった。
・ただ、避難所では、各県から来たボランティアを含め、リーダー的な者が自然発生的に複数存在しており、高齢者の支援の仕方でもリーダー間で意見が食い違うことが多かった。
今後支援を行う場合は、刻々と変化する状況について、リーダー同士が定期的に打ち合わせを行い、情報を共有することが必要だと考える。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①医療と介護の連携の必要性

【第１班派遣者（3/25～4/2)】

・派遣初期の頃は、医療スタッフと介護スタッフとのミーティングが行われず、「どんな疾患を持っているか、服薬上の注意は何か」等の情報が介護スタッフに伝わらなかった。

・今後の支援に当たっては、避難所において、日に１回は医療と介護のスタッフが打ち合わせを行い、情報を共有することが必要である。

②災害時の「心のケア」スタッフの養成及び派遣

【第３班派遣者（4/6～4/11)】

・被災後数日立つと、「家族、家、職業を失ったこと、今後の生活をどうするか」を考えるようになる。
まずは、「命を助けること」が最優先だが、その次は「介護の支援」と同時に「心のケア」スタッフの派遣が必要である。
また、介護職員も普段から、高齢者の悩み等を傾聴するスキルを身につける必要がある。

10　高齢者介護支援（介護職支援県職員）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成23年3月25日から5月1日

【派遣人員】　延べ24人（12班交代制）

【活動内容】

現地滞在員として、派遣者の支援を行うとともに、被害状況、避難所の要介護高齢者の状況を見たり関係者から話を聞くことで、本県の災害時の要援護高齢者支援に生かすような教訓を得た。

【派 遣 先】　宮城県気仙沼市

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

①派遣介護職支援のための現地滞在活動

・派遣初期は、現地で調達できる物資が少なく、次の班に持ってきてもらうような状況であった。
派遣後期になると、ほとんどの物資は現地調達できる状況となており、１ヶ月ほどの間に再開する商店が増えたことに現地の方の復興への意気込みを感じた。

・複数の避難所や特別養護老人ホームを回り、現地で必要な物品の調達、県との連絡等の業務はかなりあり、現地滞在員の派遣は必要である。

②特別養護老人ホームの地域における災害支援

・支援を行った特別養護老人ホームは高台にあり、津波被害を免れた。
災害発生からしばらくの間、特別養護老人ホームに緊急避難し、生命の危機を免れた地域の住民も数多くいた。
この施設は、普段から地域住民向けの「介護予防教室」を積極的に開催するなど、地域とのつながりを持っており、いざという時に住民が頼れる施設だったと言える。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①高齢者施設の地域における災害拠点としての役割

・高齢者施設、特に特別養護老人ホームや老人保健施設は、バリアフリー構造、夜間も職員がいること等、災害時には避難所としての機能を備えている。
高齢者施設に対して、地域における災害拠点の役割を果たすよう、地域に暮らす高齢者に対する避難訓練の実施等を働きかける必要がある。

②災害時用物品の備蓄

・ライフライン（特に水）が不足すると、災害時支援活動に様々な影響がでるので、高齢者施設は、普段から災害に備えた防災用品を備蓄しておくことが必要である。

③福祉避難所の指定

・要援護高齢者にとって、一般の方と同じ避難所での生活は、「おむつ交換時にプライバシーが保たれない」、「段差がありトイレが使いにくい」等で「要援護高齢者専用の福祉避難所」を設ける必要性が、派遣介護職員の多くから寄せられた。
福祉避難所をあらかじめ市町村が指定しておき、災害時に備えた定期的な運営訓練を行うことが必要である。

④派遣した介護職員の交代時の引継時間の確保

・今後、災害等で介護職員を派遣する場合は、支援者に対する情報を書類だけでなく、口頭で引き継ぐ時間を持つことの必要性を感じた。
これは、現地で介護職員の多くから寄せられた要望事項である。

11　心のケア対策支援（民間病院等職員・県職員）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 3 月 26 日～ 6 月 10 日
【派遣人員】　９班体制（１班５日間）民間病院等職員 22 名・県職員 23 名　計 45 名
【活動内容】
　現地の保健所や市町村と連携のうえ、被災者の心のケア対策として、避難所等での巡回相談（医療行為を含む）等を実施した。
【派 遣 先】
・石巻市牡鹿半島等の公民館や市内中学校等14箇所の避難所及び避難所に来られない12世帯
・郡山市及び近郊市町村の県有施設や温泉旅館等32箇所の避難所

（２）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

①宮城県石巻市での活動

・石巻市では、宮城県、石巻市及び石巻赤十字病院と連携しながら、避難所となっている市内中心部の小中学校や、牡鹿半島の公民館等 26 箇所で、延べ 390 件の相談に対応した。石巻市の避難所においては、地震からまだ間もなく余震も続いていたので、「余震への恐怖や慣れない場所で良く眠れない」といった不眠・睡眠障害を訴える方が多かったため、持参した薬の処方や、様々な訴えに耳を傾け、今後発症する可能性の高い PTSD（心的外傷後ストレス障害）について説明する等の活動を行った。
・巡回したなかで石巻市牡鹿半島は、市役所本所から遠隔であり電話も不通のままで、どのような被害状況になっているのか、市も把握できていない状況であったが、地図のみを頼りに、寸断されていない道路を選びながら、市役所から託された広報誌のメールボーイも兼ね、孤立している公民館等をガソリンの残りを気にしながら訪問をし、避難者の心のケアにあたった。津波で犠牲になった方々も多かった地区であったが、コミュニティー単位での避難生活であったためか、想像をしていたよりも皆さん元気であった。
・ライフラインが寸断され食事も１日１食のみの配給だった石巻市役所牡鹿支所で勤務していた市の保健師さんは、専門職が１名しかいないため、自宅が被災してしまったにもかかわらず、泊まり込みで地域住民の健康相談や、食事配給等に従事しており、その責任感の強さに感心させられた。精神科医から、頑張りすぎないようアドバイスをしたところ、今までの緊張が和らぎ、涙ぐむ姿も見られた。

②福島県郡山市やその近郊での活動

・郡山市やその近郊では、福島県と連携しながら、原子力発電所の事故関連で避難してきた方々の避難所巡回を中心に活動を行った。前半は、体育館や公共施設等の一次避難所、後半は温泉地の旅館等の二次避難所等 32 箇所で延べ 895 件の相談に対応をした。避難所では、遠く住み慣れた土地を離れての長引く避難生活や、原子力発電所事故の先行きが不透明なこと等から、この先の生活に対する不安、喪失感、意欲の低下などがみられた。また、我慢強くなかなか喋ろうとしない方もみられ、じっくり寄り添って傾聴に心掛がけた。

・また、管内市町村の要請により、健康教室の中でストレスケアについて講話をしたり、中学校での不登校児へも対応についても相談に乗るなど、専門職として多彩な活動を行った。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

・避難先について、公共施設等の比較的大きな避難所から、仮設住宅へ移住してもらう際には、自治体単位など、コミュニティーが崩れないような配慮が必要である。近所の方々がバラバラになるため、仮設住宅に移住したくないという方々もいた。
・他県へ応援を求める際は、被災県側は相当混乱をしているため、マニュアル整備は重要であるものの、混乱している状況で詳細まで指示をすることは難しいため、専門家がいる応援者には、一定程度委ねる部分も必要である。また、そのことは、国レベルで意識を統一しておくことが必要である。

避難所に来られない方を訪問する

避難所巡回の様子

12　児童の心のケア対策支援（児童心理司・児童福祉司）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 4 月 11 日（月）～ 4 月 15 日（金）
【派遣人員】　２名（児童心理司・児童福祉司）
【活動内容】
　被災地児童相談所職員と共に、福島県内の避難所を巡回し、情報収集や要保護児童の調査、児童の心のケア（初期）等を行った。
【派 遣 先】　福島県浜児童相談所南相馬相談室

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

①活動状況等

・震災後１ヶ月というタイミングで、福島県浜児童相談所南相馬相談室職員と共に、南相馬市・相馬市・新地町の避難所（18 カ所）、避難所隣接の学校等を訪問した。
・現地児童相談所の職員としても、こまめに避難所を巡回して情報収集することの必要性を感じていたようだが、元々少人数のスタッフ体制（児童福祉司１名・児童心理司１名・嘱託職員１名）のところ、自宅が原発 20 ｋｍ圏内の嘱託職員が県外へ避難してしまったこともあり、これまで巡回活動が満足に行えていなかったとのこと。
・巡回活動で求められたことは、情報収集及び児童の心の初期のケア。特に厚生労働省から報告を求められた「震災孤児数の把握」については、避難所スタッフや避難住民から直接情報収集して把握に努めた。
・震災により保護者を亡くした震災孤児が数名把握されたが、全員祖父母や親族等が面倒を見ており、児童相談所として即座に保護等を必要とする児童は把握されなかった。
・避難児童の初期の心のケアとしては、対応時間が限られていたこともあり、けん玉

やトランプなどで避難児童と一緒に遊びながら話を聞くといった活動を行った。保護者に対しては、被災児童に見られやすい症状等を記したチラシ（児童相談所の連絡先を記載）を配布し、児童に心配な症状が見られた場合の相談を促した。

②被災地の児童の様子等

・原発から 30 ｋｍ以内の屋内待避地区（当時）に位置している避難所はもちろんのこと、そうでない避難所でも、放射能の影響から子ども達が外で遊ぶことを制限されている様子が見られた。ただ、避難所で寂しそうにポツンとしている児童の様子は見られず、むしろ、避難所という過酷な状況の中でも、他の子ども達と元気に遊んでいる逞しい子ども達の様子が目についた。

・被災直後は落ち着いていたとしても、多くの児童が津波を目撃したり、親族を亡くすなどの経験をしていることから、今後、避難所から出て生活が安定した後に、長期的なケアを必要とする児童が出て来ることは間違いないと思われた。

③ある震災孤児について

・ある震災孤児は、保護者の葬儀もすませて不眠や食欲不振の訴えもなく、今後は同居していた祖父母が養育していくことになっていたが、「可哀想な震災孤児」としてマスコミから追い回されて疲れの表情が見えたため、取材から逃れるためにしばらく県外の親類宅に身を寄せることになったとのこと。祖父から憤りの言葉が聞かれた。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①震災孤児への支援について

・巡回調査の中では、直ちに一時保護等の行政の支援を必要とする震災孤児は把握されなかった。これは、全ての震災孤児が祖父母や親族等の元で養育される状況となっていたためである。今回の震災におけるデータは把握していないが、阪神・淡路大震災の際も、児童相談所が里親に措置した震災孤児は１名のみとされている。震災孤児に対する行政のケアは当然必要であるが、それ以上に、震災時には、親族間のネットワークが力を発揮するものと考えられ、「自助・共助を活かす公助のあり方」を検討することが必要と思われる。

・被災した児童への長期的なケアとしては、PTSD 等に対する心理的ケアが当然必要になると思われるが、震災直後の避難所の児童に対する短期的なケアとして、「まずは遊べる環境を整えてあげること」が重要なことだと思われる。

②他県児童相談所からの支援について

・被災地の児童相談所は、被災児童に対する様々な支援を長期的に行っていく必要がある。群馬県で災害があった場合、専門性の高い児童心理司・児童福祉司を他県から長期的に受け入れて、被災児童に対してきめ細やかなケアを行うことも検討すべきと思われる。他県児童相談所への支援要請については、どのタイミングでどのような支援を依頼するのか、災害直後は生活への支援や児童に関わる不明者・死亡者の確認や親族による支援の確認、３～４ヶ月後には不安定な症状を呈した児童の心のケアを中心とした長期的支援など、被災地域の状況を細やかに把握して、支援内容を明確にして他県に要請していくことが必要と思われる。

13　児童の心のケア対策支援（児童心理司）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成23年4月13日（水）～4月16日（土）
【派遣人員】　２名(児童心理司)
【活動内容】

石巻市の各保育所を訪問し、援助を必要とする児童や、発達障害等を抱える児童数を調査し、さらに被災児童に対する接し方について保育士に助言、指導を行った。

精神的に不安定になっている児童や被虐待児等、今後各機関の関わりを要す児童については、宮城県東部児童相談所や市の子育て支援課に引き継ぎを行った。

【派 遣 先】　宮城県東部児童相談所

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

訪問時、被災した影響で不眠やパニック等を起こす児童はほとんどいなかった。被災した児童は大人に負担をかけまいとして必死に我慢しており、周囲が落ち着くにつれて、前述した症状を訴える児童が増えてくると言われている。訪問先の児童は、表面的には楽しそうに過ごしていた。

しかし、詳しく様子を観察すると、津波によって家が流されている絵を描いたり、「地震だー！逃げろー！」等と鬼ごっこのような“地震ごっこ遊び”をしていた。大人からすれば不謹慎かと思われるようなその行動が、子どもたちにとっては、ストレスや不安に対処する方法だと言われている。また、やたら暴力的になったり、ベタベタと甘えてきて本司の手指を舐めたり噛んだりする児童もいた。保育士の話によれば、今までそのような行動を見せたことは無い児童だという。この様子は彼らなりのサインだと思ったが、心理司として派遣された我々が行えることは限られており、「できる限りのことはしたい」という頑張りたい気持ちと「これくらいのことしかできないのか」という残念な気持ちが相まって、無力さを感じたのを覚えている。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

・心理的治療というのは、一時的に行えば良いものではなく、数ヶ月から長ければ数年という時間が必要であることを知っていただきたい。数日関わるだけでアフターフォローが出来ないという中途半端な治療行為は、逆に児童を不安定にさせてまうこともある。このように、心理的治療に効果を期待するには、長期的な支援が必要である。とは言え、長期間の派遣は所属する係を留守にすることになり、係員にも迷惑がかかる。再びこのような災害があったときに、心理司が心理的支援を行えるような体制を考えておかなければならないと感じている。

・訪問時、避難所で生活している家庭で両親が子どもを置いて出かけてしまったり、保育所に子どもを迎えに来る時間に「石原軍団が炊き出しに来る」と言って出かけてしまって迎えに来なかったり、喘息持ちの子どもに医療を受けさせていない保護者等がいた。児童の精神的な健康を保つためにも、災害時に養育力の低い保護者等にどのように関わっていくのかが大きな課題となるだろう。

・宮城県東部児童相談所の職員の話によると、「避難所には発達障害や知的障害があると思われる児童の姿はほとんど見られなかった。保護者が他者に遠慮して来ないのではないか」とのことだった。発達障害を抱える児童は、新しい環境や集団生活が苦手な場合が多い。また夜眠らずに騒いだり、大声や奇声を発する児童がいれば、その保護者は避難所に行きづらくなるだろう。そのためにも、知的障害や発達障害を持つ児童に、どのような行動特性があるのかを理解していただきたい。普段からそれらの理解を求めたいところだが、特に災害時には、周知させる必要があると思われる。

14　ペット保護活動支援（獣医師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成23年7月31日（日）～8月5日（金）

【派遣人員】　獣医師　１名

【活動内容】

・福島第一原発警戒区域内の住民一時帰宅に伴うペット（犬、猫）の保護・収容
・警戒区域内で放れている犬、猫の保護、エサやり
・シェルターでの犬、猫の世話

【派遣先】

・福島県庁
・福島第一原発警戒区域の楢葉町、大熊町

③福島県庁が設置した犬猫保護シェルター

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

①警戒区域内での活動

・8月1日から8月4日までの４日間、警戒区域内で活動した。
・一時帰宅する住民からの情報をもとに、犬や猫を残してきた住宅を回って住民が保護した動物を収容した。
・避難後、多くの日数を経ていたため、収容できたのは４日間の出動で犬１頭のみだった。
多くの住民は、家にいられる２時間の大部分を費やして、残してきたペットを探していたが、ほとんどが見つからないか、亡きがらを認めるだけだった。
・放れている犬や猫がいても、防護服を着用しているためなのか警戒心が強く、近くに寄ってこないので、保護できず餌を置いくるだけだった。
・住宅内に閉じ込められ死んでいた犬や猫の処理もしたが、腐敗が進み、家の玄関でも腐敗臭がするほどで、死体が崩れてしまうので家の外に出せないものもあった。

②放射線対策

・中継基地で、出動前に防護服等を着用し、当日の体調を申告して放射線量計を受け取り、一時帰宅者の後から車両で出発した。
・警戒区域から中継基地に戻ると、放射線量のスクリーニング検査を受け、放射線量計を返して線量のチェックを受けた。

③シェルター

・最終日8月5日は、シェルターに収容された犬や猫の世話をした。8月上旬時点で、福島県庁で設置した犬と猫の保護シェルター1カ所は、既に収容頭数の限界に達していた。この後、２番目のシェルターが設置された。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①犬・猫等の災害時の避難体制

・今回、避難から取り残された多くの犬や猫が、住宅内に閉じ込められ、または、繋がれたまま、餓死する結果となった。
このため、今後、災害時の住民避難では、住民がペットを連れて避難すると思われるので、避難先でペットをどのように保護するかが問題となる。
・住民がペットを連れて避難所に入った場合、ペットを連れていない避難住民とのトラブルが懸念される。
避難所に入れず、犬と自動車の中で暮らしたとの話も聞いた。

②保護シェルターの設置

・災害発生後、速やかにシェルターを設置する必要があるが、鳴き声等の騒音、悪臭など近隣への迷惑や、建物の広さ、空調換気、水回りなどの条件から適当な候補施設を見つけるのが難しいようだ。

犬の保護活動

大野駅（大熊町）周辺で放たれている犬

犬の保護活動１

捕まらない猫へのエサやり

捕まらない犬に、エサやり
寄っては来るが、こちらが近づくと逃げる

15　医療救護活動（薬剤師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 5 月 3 日～ 6 日
　　平成 23 年 5 月 9 日～ 13 日
【派遣人員】　各５名（医師１名、看護師２名、薬剤師１名、事務１名）
【活動内容】　避難所施設での医療救護活動
【派 遣 先】　宮城県南元吉郡南三陸町　志津川中学校（避難所）

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地派遣を振り返って～

①救護室及び巡回による診察

・検温、血圧測定、血糖測定など
・処方された薬剤の調剤、患者への説明
・医師へ代替薬の提案
・薬剤の管理・補充

②ノロウイルス、インフルエンザ等への感染予防対策

・毎日、トイレの消毒を行う
・手洗い場の清掃

③医薬品の調達

・医療本部はベイサイドアリーナに設置されており、医薬品はそこで一括管理されていたため、仮設診療所内に無い医薬品や不足した医薬品の調達を行った。

④地元住民、現地派遣スタッフとの交流

・毎朝、ラジオ体操に参加
・積極的に地元住民に話しかけ、救護活動の他にも必要とされている作業（薪割りなど）を行った。

②仮設診療所の撤退業務

・派遣された時期にはすでに急性期を脱しており、地元の医療の再生に向けて、仮設診療所の撤退が決定されていた。医療派遣がいつまでも続くものではないという考えから、敢えて不便にもどすという厳しい決断をしたと聞いている。診療所内には支援物資なのか判断できない食料品や布団などがあり、それらを地元の人達や自衛隊職員など必要としている人達とコンタクトをとり、配布することとした。その後、医療器具や残った医薬品などを整理し、仮設診療所を閉め、医療派遣は終了した。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①仮設診療所への薬剤師の設置

地震や津波で手持ちの薬を紛失してしまった方においては、どのような薬を内服していたかの聞き取りが大事になる。しかし、治療や処置に追われる医師や看護師のみ

ではそこまで時間をとることは難しい。また、被災時の限られた物資の中で患者が内服していた薬と同じものを処方することは困難であり、同効薬やジェネリック医薬品の中から患者にあった薬を選択できる薬剤師は必要不可欠と考える。また、県立病院からの第一陣の救護班派遣では、要員として薬剤師は組み込まれていなかった。第二陣に参加させていただいて感じたことは、第一陣の方が上記のような業務も多く、薬剤師としての能力も十分に発揮できるのではと考えた。実際に、第一陣で派遣された医師や看護師からは薬剤師にいてほしかったという声も聞いている。

②支援物資としての医薬品の管理

多くの支援物資が送られてくる中で、医薬品についても多くの種類が送られてくる。その中で、医薬品を薬効別やその他、使用しやすいように管理できる薬剤師を確保する必要があると考える。

③医薬品の調達経路復旧

疾患の治療・処置に必要な医薬品が被災地では調達することが難しくなる。自分が派遣された時には、すでに調達経路は復旧していた状態にあったが、早期の復旧が大事になると考える。また、復旧するまでにどこから調達するかを決めておくことも重要と考える。

④お薬手帳の普及

今回の震災でも薬を流されて紛失してしまった方が多くいた。しかし、その中でもお薬手帳を持っていた方はすぐに代替薬が処方されることができていた。すべての方が自分で内服している薬を理解しているわけではないため、被災時には非常に役立つものだと考える。また、今回の震災では薬の情報提供だけではなく、紹介状としてその患者状況を記載し、他の医師への情報提供の手段としても活用されており、お薬手帳の活用は被災時における患者状況の伝達手段として有効な手段であると考える。

（４）その他

・今回の派遣期間は 3 泊 4 日。初日と最終日は移動と引き継ぎで一日の大半を占めてしまい、活動できるのは実質 2 日間であった。活動に慣れてきた頃に次班へ交替となってしまうこと、また地元の方にとっても頻繁に派遣員が変わるのはあまり印象がよくないと思う。派遣時期にもよると思うが、1 週間くらいは必要かと思う。
・全国各地から様々な種類の薬剤が送られてきており、その仕分けや管理が大変だったと聞いている。初期の段階から薬剤師の派遣が必要だと考える。
・撤退業務の際に、持ち主の特定できないものが診療所内に多くあった。派遣された人達が持ってきて、次の人達も使うだろうと思い置いていったものだと思うが、撤退作業の際には不要なものとして持ち帰らなければならなくなっていた。派遣された人達は自分で持ってきたものは必ず自分で持ち帰るようにしなければならないと考える。このような状況では他人を思いやる気持ちが逆に仇となることも肝に銘じておかなければならない。
・自分が派遣されたときは震災から 2 ヶ月過ぎており落ち着いた頃で、地元の人達とも明るく楽しい会話も多くできた。その中でも、地元の人が某放送局の取材に対して「ブラジルから留学しているキャサリンです。」と答えたことが、そのまま放送されてしまったというおもしろい話が印象に残っている。

16　山地災害復旧支援（林業技師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 8 月 22 日～同年 9 月 16 日
【派遣人員】　延べ２人
（平成 23 年 8 月 22 日～同年 9 月 2 日及び同年 9 月 2 日～同年 9 月 16 日に各 1 名）
【活動内容】　山地災害発生地の設計・積算業務
【派遣先】　福島県県南農林事務所森林林業部

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

①派遣先の状況

・派遣先である福島県県南農林事務所森林林業部は福島県南東部の東白川郡棚倉町にあります。管内である東白川郡一帯は津波による直接の被害はなかったものの、地震により山腹が崩壊し、人家が壊滅する等の甚大な被害を受けた地域です。また、福島第一原子力発電所の事故の影響により、空間放射線量も群馬県に比べ高くなっています。
・町の様子は、普通に生活している分には群馬県との違いはどこにもなく、グランドでは若い学生が元気に運動をし、おじいちゃんと一緒の２才ぐらいの幼い子も、元気いっぱいに三輪車をこいで遊んでいました。時折、町内放送から、農作物の放射線情報が流れているのを聞いて、ここは被災地なんだと思い返す程度でした。

②活動状況

・私達は前述した派遣先で、派遣先職員の方々と協力し、山地災害発生地の復旧活動を行いました。具体的な内容は、復旧工事の発注を行うための設計書の作成と、その費用の積算です。

③振り返って

・現地調査で案内してくれた派遣先事務所の課長さんは、ただ凄かったというだけでなく、その時の状況を思い起こし、私達にわかりやすく丁寧に説明してくれました。また、管内の通常現場も興味がある話をしたところ、時間をつくって案内していただき、とても業務の参考になりました。
・派遣先である福島県県南農林事務所森林林業部の方々は、東日本大震災の発生以降、業務が多忙を極め、極限の状態で仕事を行っていました。私達は、少しでも派遣先の方々の負担が軽減できればと思い、行きましたが、設計積算システムの違い等、異なる環境にとまどいました。しかし、派遣先の方々から、足りない時間の中で、丁寧に教えていただき、暖かい心遣いに触れ、元気をもらいました。
・所内は”ガツガツとにかく忙しい”という雰囲気ではなく、みんな明るく、また、穏やかで懐かしさを感じる環境でした。
・私達の派遣は、２人で約１ヶ月程度の短い期間でしたが、被災地の本当の復興はこれからが本番となります。特に福島県の沿岸地域では、未だ手つかずの災害箇所が数多くあります。私達は東北地方が震災前の姿を取り戻すために、今後とも引き続き協力していかなければならないと強く感じました。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

・支援派遣要請の必要機関周辺で宿泊施設の確保が重要である（徒歩圏内)。
・災害調査等はあらゆる機関と連携し、情報収集が必要。
・昨今の職員削減により、復旧事業に従事する技術者は減少し、今回のような大災害発生時に迅速な対応をとることが難しくなっている。群馬県も有事に際した柔軟な人員配置に対応できるように、技術者の育成に努めていかなければならないのではないか。

17　農地・農業用施設災害復旧支援①（農業土木技師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 10 月 10 日～ 10 月 29 日
【派遣人員】　２班体制（１班 11 日間）６名
【活動内容】　査定設計書の作成、実施設計書の作成、事業計画書の変更
【派 遣 先】　岩手県沿岸広域振興局宮古農林振興センター（宮古市内）

（２）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

震災発生から、７ヶ月ほど経過した 10 月に岩手県沿岸部宮古市にある岩手県沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センターへ災害復旧の手伝いに行ってきました。支援内容は、災害復旧査定設計書作成などの業務です。震災・津波発生から期間が経過しているため、宮古市内は大分通常の生活を取り戻しているようでした。

復旧はライフライン等から先行して復旧されるため、農地や農業用施設については、津波によるがれきの撤去が完了し、災害復旧へと一歩を踏み出したところ、という印

象を受けました。
海がない群馬県民の私は、海を見ると嬉しくなってしまいますが、現地事務所の方に案内された被災地は、「住宅地→宅地の基礎しかない」「農地→砂やゴミばかりの荒地」といった風景が続くばかりでした。場所によっては、津波が２０～３０ｍかけ上がった形跡も確認でき、津波の怖さを痛感しました。
被災した田んぼの中に、あるはずのない携帯電話がポツンと残されていた状況には、なんともいえない、複雑な気持ちになりました。
現地事務所の方に伺ったところ、ハード面の復旧は、事業費を投入し工事を行えば復旧できるが、被害はトラクター等の機械や、農業を営んでいた人の命にまで及び、農家の営農意欲を取り戻す「気持ちの復旧」に苦慮しているとのことでした。
派遣されている期間中にも、現地事務所の方々は農家の営農意欲を「復旧」するため、新たな営農構想を提案し、活用できる補助事業、営農にあった基盤整備工法等、一般農政職員・農業改良普及員・農業土木技師で連携し、連日夜間の地元説明会に足を運んでいました。岩手県職員の数も不足していたと感じましたがその中で、復興に向けて明るく振る舞う岩手県職員の姿勢が印象的でした。派遣期間中に１つの集落で新たな復旧構想が立てられそうな状況となったようです。
農業を行うのは人であり営農意欲を復旧させなければ、その後の復興にはつながらない。もちろんハード面の支援も大切ですが、営農意欲を取り戻すため様々な人的支援（ソフト面）が重要であると感じました。

宮古農林振興センターでの打合せ

現地調査

（３）意見・提言～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

・農地の災害復旧事業の事業主体は主に市町村が対応する。しかし、甚大な災害が発生した場合は市町村での対応に限界があるため、岩手県は県が事業主体となり災害に対応する体制をいち早く構築し、迅速かつ柔軟な対応を図った。
このことから、甚大な災害に対しては迅速かつ柔軟な対応が必要となり、甚大な災害を想定した県と市町村、管理者との協力関係について検討し、訓練しておくことが必要である。
・震災当日には電話連絡すら困難になる中、携帯電話のメールは時間がかかったが、送受信が可能であった。緊急連絡網は電話に限らず、複数のツールを検討する必要がある。
・県有施設が防災拠点となるために、耐震化の充実や備蓄物品の定期的な管理を行うことが必要である。宮古市の場合、県施設が津波の被害を受けなかったため、災害対策拠点として活用されていた。
・派遣応援職員業務マニュアル・査定設計書作成参考資料
マニュアルを事前に整備していたため業務がスムーズに行えた。
・応援を必要とする側からするとなるべく長い期間同じ人が作業してもらえるのがベストだと感じた。
・測量設計業務をコンサルタントに早期に発注できたことが、査定設計書の作成及び早期に災害査定の受検が可能となったと思う。スピードが大切だと感じた。

（４）その他

①高崎だるまの贈呈

早期の災害復興を祈念し高崎だるまを贈呈しました。本年仕事始めに早期復興を祈願し左目が入りました。一日も早く右目が入ることを祈ります。

（写真　左：広域沿岸振興局副局長　右：大阪府の派遣職員）

②点　描

・宮古市内の中心部はある程度元の町並みを取り戻しつつあるような印象を受けたが、宮古市から山田町までの海岸沿いの被災現場は想像を絶する光景が広がり、復興はまだまだこれからであると痛感した。ガレキの山から立ち上る煙、崩壊した堤防や道路、家屋、店舗などが住民の生活をいっぺんに奪ってしまったことをリアルに物語ったいた。

・説明会を開催するため、岩手県のスタッフの方が名簿づくりをしていた。農地の所有者の方のほとんどが仮設住宅に住まわれているので住所記載欄が２つある現実。被災者の方の心情を痛感した。

・被災された方とお話する機会を得た。3 月 11 日どのようなことが起こったのか、現実味をもって感じることができた。電気が止まる（家電がつかえない）、電話がつかえない、いざというときの情報伝達方法と避難路を個人個人が把握しておく必要性を痛感した。

・被災者の方がこれからに向かって前向きに明るく語っていただいている姿に生きる強さと誇りを感じました。

・被災地はガレキの集積は進んでいるが、処理は進んでいなかった。派遣中にはガレキからの自然発火もあった。悪臭や水質汚濁の問題もあり、早期の処理が必要である。（説明責任を果たしたうえで近隣自治体による処理が進むことを願う。）

・測量設計業務をコンサルタントに早期に発注できたことが、査定設計書の作成及び早期に災害査定の受検が可能となったと思う。スピードが大切だと感じた。

18　農地・農業用施設災害復旧支援②（農業土木技師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 10 月 31 日～ 12 月 1 日
【派遣人員】　３班体制（１班概ね 11 日間）６名
【活動内容】　団体営災害復旧に係る査定設計書の作成、査定申請及び発注設計書の作成
【派 遣 先】　福島県県中農林事務所農村整備部（須賀川市役所駐在）

（２）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

・派遣先での主な業務内容は、災害査定を受ける農業用施設(用水路)の復旧工法検討や災害査定設計書(農地･ため池)の審査を行った。

・災害件数が数多くある中で、対応する市職員の人数が少なく、市職員は休日がない状況が震災後、何ヶ月も続いているといった大変な状況にあった。

・市内における現状は、幹線道路工事は着工し本格的な復旧工事が始まっていたが、農地や農業用施設の復旧はこれからといった状況にある。
・復旧工事について、地震、台風災害、福島第１原発関連工事などが数多くあるため復旧工事業者の不足という問題があった。
・農業用施設について、老朽化した施設が多数ある中で、施設の現状把握、日常の維持管理、防災計画的なものなどを関係機関と情報共有することの重要性を改めて感じた。
・"県職員"でなく、"市職員"として災害対応に当たれたことが大きな経験となった。住民対応の最前線。普段の我々から見たら些細なことでも、丁寧に親身に対応する。県にどのようなことを望んでいるのか？（それに対し、県としてどう対応するのか？）
・技術的な基準や考え方に、群馬県と違うケースがあり、違いを確認するだけでも時間がかかってしまう。
・我々が行ったのは第３陣であり事前の話では災害から８ヶ月経過して通常業務の落ち着いた雰囲気とのことだった。しかし我々が行ったときは第 21 次災害査定の直前あり 27 箇所を控え慌ただしい印象であった。
通常業務はもちろんのこと災害査定も迫っておりまた不慣れで専門的な対応工事の設計等を迫られていることもあり我々が行ったときには災害箇所の現地調査から復旧工法の検討及び災害査定設計書の作成まで行わなくてはならなかった。
市町村の担当係は７人いたがそのうち数人は事務職の方で技術関係がわからない中での対応は大変なものであった。係長は災害からずっと休みがない状態である。これらの状況を見て深夜までの残業、土日の出勤、通常業務との並行など職員の負担や健康等も考えなければならないと思う。
・災害復旧事業に該当しない小規模な被災については、その復旧を市や地域独自の方法(復旧資材のみの支給、上限金額以内の独自復旧への補助制度、自治会による助け合い)でフォローしており、きめ細やかな対応が公共サービスとして大切であると改めて感じた。

現地調査

派遣先の須賀川市役所卸町仮庁舎
（この庁舎も台風15号で被災）

（３）意見・提言～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①組織体制・技術職員の確保

・今回の震災に係る対応において、福島県では、須賀川市、県中農林事務所ともに、技術職員の不足が課題であるとのことであった。
市、県ともに、避難（被災）者への対応業務とともに、農地に係る被災状況の確認等の災害復旧への対応等が重なり、不眠不休の日々が続き、市では、精神的な病気を患う職員が発生している。
このようなことから、災害発生時に復旧工事などの災害に特化した業務が発生する所属においては、大規模災害の発生を想定した組織体制の強化などの検討を行い、必要とする農業土木等の土木系技術職員の確保を行うことにより、災害復旧等に迅速に対応する体制の確保が必要である。

また、他県と連携し、予め土木系技術職員の派遣等の体制を確保しておくことも必要である。

②市町村への支援体制について

・我々のような技術職は、災害時は県としての災害対応だけでなく、市町村が受験する災害査定の同行・支援や査定設計書の指導にも入る。しかし、今回福島県庁でそれらを担当している職員が自分の受け持つ業務で手一杯であり、所属全体でローテーションを組んで市町村の災害支援に当たっていた。
今回のような災害では、当然災害支援担当の職員だけでは業務に対応しきれない。よって、予め所属内で支援の方法・ポイント等を共有し、支援体制を確立しておくことによって、県としての業務も進めながら円滑に災害支援を行える準備をする必要があるのではないだろうか。

③災害復旧体制・連絡体制

・建設業者の受注可能量等の把握
福島県では、地震災、台風災及び福島第１原発関連の工事により、県内の建設業者は、災害復旧等の工事対応が限界に達しており、工事発注を行っても建設業者は受注できない（しない）状況にある。
このことから、県内建設業者及び測量設計会社等の受注可能量を把握するとともに、大規模災害発生時における対応について、予め建設業者及び測量設計会社等と十分な協議を行い、災害復旧等の工事の円滑な実施への対応を検討する必要がある。

・3/11 の際、現場の安全確認に走った。しかし、携帯電話が不通で状況を全く伝える事が出来ず、道路も渋滞で所属への帰着に相当の時間を要してしまった。このような事態でも防災行政無線なら連絡が取れると聞いたので、公用車への防災行政無線の搭載数をもっと増やすべき。

④対応業務のマニュアル化

・査定設計書及び実施設計書のチェックが業務内容では中心でした。
ただ災害内容が同じようなことのわりにチェック内容が担当個人でバラバラなことからチェック項目などの基本マニュアル化が必要。

⑤有事の際の対策

・平時においても常に把握、経験しておくことが重要であると感じた。

（４）その他

【新聞等で堤体決壊が報道された農業用ため池「藤沼湖」について】

◆藤沼湖概要
所在地：福島県須賀川市江花
型　式：アースダム、堤体：高さ１７．５ｍ、長さ１３３．０ｍ
湛水面積：２０ｈａ、総貯水容量：１，５０４千ｍ３
利用目的：かんがい、設置者：福島県、管理者：江花川沿岸土地改良区

◆東北地方太平洋沖地震により湖北東部に位置する堤体が決壊し、流出水が下流集落を巻き込む甚大な被害となった。死者７名、行方不明者１名でテレビや新聞でも大きく報道された。人身被害がでていることもあり、地元からは復旧に反対する声もでている。復旧は福島県が担当している。

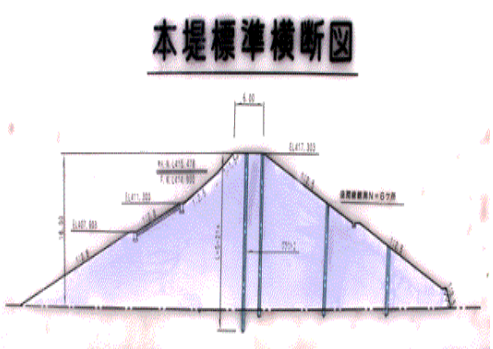

堤体標準横断図

堤体決壊状況

19　土木施設災害復旧支援①（土木技師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 4 月 11 日～ 6 月 30 日
【派遣人員】　28 名（３期２班体制で約１ヶ月交代）
【活動内容】　災害復旧・査定業務
【派 遣 先】　福島県県中建設事務所、須賀川土木事務所

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

①活動内容

主な支援は、被災箇所の調査、査定設計書の作成、災害査定査定後の工事発注設計書の作成を行った。

約３ヶ月間を２つの事務所で支援となったが、交代時では各班半分の人員を重複させ業務引き継ぎを行ったことにより業務が停滞することなく、効率良く支援ができた。

業務では、福島県職員と本県派遣職員とで一つのチームになり、双方の災害経験を生かすとともに、更なる創意工夫を重ね災害査定を完了した結果、相当の結果（高い採択率）を得ることができた。また、期間中４回の災害査定のほか災害査定自体の運営業務も加わり、進行管理、管内外の市町村との調整など機動的対応も行った。

②感　想

支援では、派遣者同士のチームワークはもとより、刻々と変化するニーズに積極的かつ臨機応変、柔軟な対応が必要であると感じた。

災害復旧業務を支援したことにより、福島県職員の方は被災直後から滞っていた通常業務を再開できたようで、やり甲斐を感じることができた。各班の派遣者がベテラン、若手という組み合わせで支援できたことにより、群馬県の技術力向上にもなった。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

・市町村においては、避難者対応等に追われ、災害復旧事務に従事する技術者が不足することから、人的な支援を迅速にできる体制づくりが必要である。
・道路、河川の応急復旧のための資材、仮橋などの仮設資材を確保し、いつでも使用できるよう管理しておくことが必要である。
・緊急時連絡用具（防災無線、衛星電話など）の点検、用具を使用しての訓練が必要である。

被災箇所の災害調査＝６月

災害復旧事業による災害査定＝６月

20　土木施設災害復旧支援②（土木技師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 7 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
【派遣人員】　4 名（各事務所 2 名ずつ）
【活動内容】　災害復旧実施設計書作成及び現場監督、災害査定業務

【派 遣 先】　福島県県中建設事務所、須賀川土木事務所

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

①活動内容

・短期派遣支援班から業務を引継、平成 23 年 7 月より災害復旧支援業務に取り組んでいます。業務内容として、災害査定を受けた設計書を発注用設計書への組替作業、工事発注後は現場監督業務を行いました。また、台風 15 号により派遣先が被災を受けたため、災害調査、災害査定設計書作成、査定対応等も行いました。

②感想

・派遣に来た当初は、積算システムや設計書等の起案方法などの違いに戸惑がありましたが、県中建設事務所では 34 箇所、須賀川土木事務所では 40 箇所の工事を 9 月末までに発注することができた。
・発注はできたが、福島県全土での災害復旧工事が、国・県・市町村・高速道路など、数多くあり、工事施工業者の現場代理人や作業員などの人材不足となった。工事作業班の編成も 1 班確保するのが精一杯な状況であった。
・現場代理人の常駐緩和制度(2,500 万未満で且つ同種工事)を請負業者はフル活用していたが、それでも人手不足・機材不足(リース会社も含む)・労務単価の上昇等が深刻な問題となり、市町村の災害復旧事業や県発注の改良・改修系事業では入札不調が相次いでいた。
・工事に必要なアスファルト合材や生コンクリートなどの資材も、プラント自体が被災を受け、供給力が低下し資材不足となった。さらに、バックホウやダンプトラックの重機、発電機等の確保も困難な状況となり、復旧工事が思うように進めることができなかった。
・ようやく発注作業が完了し、復旧工事がこれからと言う矢先、台風 15 号が福島県を襲来し、阿武隈川では戦後最高水位を記録するなど、大規模な災害が発生し、職員も工事業者もその対応に追われた。地震による災害復旧業務だけでなく、台風災害の対応も同時に行ったため、慌ただしい日々が続いた。
・査定設計書作成時には、地震災・台風災ともに通常の申請基準ではなく、簡素化(総合単価 1 億未満、机上査定 5 千万未満)を設けて申請・査定受検を行っていた。また、東北 3 県での復旧工法における基本方針として統一事項を設けていたのは、一般的な災害と異なるところであった。
・施工の際に、監督員による段階確認のほか、福島県では社内検査を仕様書で規定しており、監督員による確認の前に社内検査を行うこととなっているため、工事業者による責任施工が進んでいると感じた。
・積雪や低温による現場の滞りや放射能の影響による地域住民の懸念は絶えずあり、特に掘削土等の仮置き等には十分気を遣い、通常業務で想定できるリスクよりも何十倍も大きく、工程に大きく影響を及ぼしていた。
・福島県では、国土交通省への災害報告・交付申請前に随時県庁ヒアリングを行い、県庁指導・確認を受けるところが、群馬県と違うやり方であった。
・群馬県ではスピード感を重視し、福島県では適格性を仕事に求めていると感じた。両県の特性を生かしながら、業務に取り組むことができた。
・県中建設の派遣者２名は台風 15 号により居住地・自家用車が被災を受けた。
被災直後から新居アパートを早々に手配し、また旧居住地～新居住地に移行する期間はビジネスホテルを手配し、様々な配慮をしてくれ、本当にありがたい。
さらに、支援を受けている立場としてなのか、福島県土木部(県庁並びに県中建設事務所等)において、多くの皆さん方から義援金を募っていただき、その気持ちに感謝したい。

現場対応をする派遣職員

第19次査定を説明する派遣職員

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

・東日本大震災で県中建設事務所は被災し、車庫を基地としていた。
「機材や自転車・ジェットヒーター等」ライフラインが不通となった時でも初動体制を取れる「基地」が必要であるとともに、県職員全員が「基地の存在」を認識している事が必要である。

・危機管理マニュアルのロールプレイング訓練を行うことで、マニュアルの検証を行え、また、警報待機等も生きた訓練であると担当者から伝授された。
さらに、日頃から携わる業務でも緊急時体制に必要な機材等の点検作業を取り入れる事により、災害時にも機敏な対応ができる事を改めて認識した。

・台風 15 号の初動体制は職員全員で情報共有できるよう「今・どこで・何が」を念頭に、壁やボードに貼り付け、関係機関対応や住民対応を滞りなく行っていた。まさに、地震災の経験で培われた「職員一人ひとりの危機管理意識」を持つが重要であると感じた。

・災害復旧工事が数多くなった場合、その地域の建設業者だけでは対応できない場合もあり、地域の枠を超えた支援体制の確立も重要と感じた。

21　下水道調査支援（土木技師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 4 月 5 日～ 4 月 11 日（土日含む）
【派遣人員】　１班体制（県職員２名、太田市職員２名）
【活動内容】　下水道管渠及びマンホール内部の目視調査を実施した
【派 遣 先】　宮城県名取市

（２）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

・今回の活動内容である下水道管渠の一次調査とは、二次調査（ＴＶカメラによる詳細な調査）の必要性を判定するための管渠及びマンホール内部の目視調査である。

・調査そのものは目視及びメジャー等による平易な計測であるが、短期間に膨大な数のマンホール蓋を人力により開閉しなければならないため、多数の人員が必要であり、非被災自治体の支援が不可欠である。

・今回、群馬県から派遣された班（計４名）は５日間で管路延長約 10 ｋｍ、マンホール数約 400 基の調査を行った。名取市では平成 23 年 4 月 4 日～ 4 月 13 日の 10 日間で 15 自治体のべ 196 名が一次調査に協力した。

・今回調査した現場は、津波被害や大規模な液状化被害を被った地域ではないため、マンホールの浮上など外部から一目で分かる被災はそれほど多くはなかった。しかし、いざ蓋を開けてみると内部に汚水や汚泥が滞留しているマンホールが多数あり、下流側管渠の破損及び流下阻害が疑われた。これらは滞水及び堆積汚泥を排除し、二次調査（ＴＶカメラ調査）を実施しないと実際の被災状況が分からないので、発

見が大変困難な災害であると実感した。
・上水道が復旧しても、下水道が復旧しなければ「水」（トイレ、台所、風呂など）は使えない。飲料水はペットボトルや給水車でもある程度、備蓄・配給できるため、下水道はより重要なライフラインともいえる。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～
・下水道施設が被災した際、被災した自治体単体では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことが肝要である。
・支援体制の一環として「下水道事業における災害時支援に関するルール」（「全国ルール」及び「関東ブロックルール」）が定められており、今回の宮城県名取市への派遣もこのルールに基づき実施された。
・前述したとおり下水道管渠の調査には多数の人員が必要であり、他自治体の支援・協力が不可欠であるため、平常時からこのルールを確認しておくことが重要であり、ルールに則した災害時緊急連絡網の作成及び周知、災害支援に提供可能な資機材リストの集計、情報連絡の訓練等が必要である。
・また、群馬県下水環境課と「災害時等における応急対策の協力に関する協定」を締結している（社）日本下水道管路管理業協会との協力体制の確認や連絡系統の周知、合同訓練等も必要である。
・いざ下水道施設の災害が発生した場合に、直ちに点検や調査が実施できるよう下水道台帳の適正な整備が必要。
・また、被害を最小にするための管路施設の定期的な点検・調査も必要である。

22　被災宅地危険度判定支援（建築技師）

（１）派遣の状況
【派遣期間】　平成 23 年 3 月 23 日～ 4 月 3 日（土日含む）
　　１班あたり３日～４日間
【派遣人員】　22 名　１班あたり３～４名　全 7 班
　　県職員　13 名
【活動内容】　被災宅地危険度判定
【派 遣 先】　宮城県仙台市

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～
①移動関係について／公用車、緊急車両、給油
・高速道路の利用にあたって、緊急車両のステッカーが非常に有効であった。東北自動車道矢板ＩＣで一般車両と災害車両の仕分けをしていたが、緊急車両ステッカーによりスムーズに通過することができた。
・仙台への往路では、上河内ＳＡで緊急車両のみ給油が可能であったため、そこで燃料をを満タンにすることができた。その後菅生ＳＡでも給油したが、３千円の給油制限があり、20 リットルくらいしか給油できなかった。しかし、上河内ＳＡで満タンにしていたため、３日間の判定活動に支障はなかった。帰路は東北自動車道が一般車両も通行可能であったため、ガソリンスタンドが営業中のＳＡは給油待ち車でいっぱいであった。那須高原ＳＡまで進み、500 ｍはあるであろう列の最後尾に付いたが緊急車両のステッカーを確認したガソリンスタンドの従業員に一番前まで行って良いと配慮してもらい、無事に県庁まで帰ることができた。
②宿泊関係について／宿泊場所、寝具、防寒対策
・避難所で被災者と一緒に寝起きすることを想像していたが、仙台市内の通常営業を行っていない（行えない）ビジネスホテルに、災害活動の人は特別に宿泊することができた。・シャワーでお湯が使えたので寝る前は暖房がなくても寒く感じなかったが、暖房が 21 時で止まってしまうので朝寒くて目が覚めることがあった。
・シーツの換えが無いとのことだったので、シーツを持って行ったが、ベッドにはきれいなシーツが敷かれていた。２，３日の使用ではそれほど汚れることなく快適で

あった。掛け布団は毛布一枚とベットカバーだけであった。

③判定活動について／資機材、駐車、移動

・判定箇所の近隣住民は好意的で、路上駐車で問題は生じなかった。
・判定箇所への地図は配布されるが、土地勘が全くない場所なので、現地に到着するのに苦労した。スマートフォンのナビ機能を活用したが、それも無いと道に迷ってしまう危険を感じた。
・判定箇所のほとんどが郊外の住宅街であったので、昼食場所を探すのが困難であった。先に割り当てられた判定作業を終わらせてから、実施本部に判定結果を報告し、遅い昼食をとった。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

①移動関係について／公用車

・エコカーと古いバンの公用車で現地に行ったが、燃費が全く違う。給油も困難な状況では、エコカーが非常に有効であると実感した。また、土地勘の全くない場所ではＧＰＳが無いと移動が困難であることも実感した。

②近隣住民への情報提供

・今回の活動では、新聞とインターネットで判定活動を行うことを公表したとのことであった。住民は判定活動に非常に関心を持ち、協力的な人が多かった。中には判定活動を理解してもらえず、苦情を言われることもあった。また、ガスの供給がとまっている様でよくガス業者に間違われ、ガスはいつ使えるのかと聞かれた。住民の不安を解消し、活動をスムーズに行うために、住民にはどのような人たちがどこで何をする等の情報を提供する必要がある。非常時にどのような情報提供がおこなえるのか有効な方法を準備する必要がある。

③判定活動全般

・判定活動の初日の朝は、全体で打合せ会議が開かれた。そこで、実施本部と支援本部の挨拶、メンバー紹介及び判定活動者の自己紹介があった。写真の撮影方法や、判定票の記入方法の注意点などの説明もあり、判定活動をスムーズに進められるよう配慮されていた。判定票は実施本部で十分な量を準備しており、こちらから持っていったものは使用する必要が無かった。住民の方への説明用に、被災宅地のリーフレットも大量に準備してあったため、リーフレットを利用して説明をすることができた。判定活動後には、判定票を取りまとめ、実施本部の方が確認をしてくれた。その確認をしていただくことで、自分たちの判定が適切であったかどうかを再認識でたと思う。２日目の活動前のミーティングで、１日目の活動の判定件数及び危険度の内訳が発表されたが、成果が分かって良かった。

被災宅地危険度判定実施本部＝仙台市

被災宅地の危険度を判定=仙台市

23　応急仮設住宅建設支援（建築技師）

（１）派遣の状況

【派遣期間】　平成 23 年 4 月 21 日～ 6 月 30 日（土日・祝日含む）
【派遣人員】　３名（交代制）
【活動内容】　応急仮設住宅の建設に関わる業務
【派 遣 先】　福島県庁住宅対策本部

（２）派遣先での活動状況、体験談　～被災地支援を振り返って～

何よりも「スピード」が要求される応急仮設住宅は、災害後「数ヵ月間」の期間における迅速な対応が最も重要とされることから、全国知事会からの要請に基づき、全国から当県を含み「19」の都県・政令市・都市再生機構からのメンバーが、この「３ヵ月間」に最も多く福島県へ集合し、応急仮設住宅の建設に関わる業務を支援した。

派遣当時の整備目標としては、「9月末日までに24,000戸」が掲げられ、最終的には民間借り上げ等にシフトすることで「16,000戸程度」とされたが、津波に対する配慮のみならず、福島原発事故の影響による「計画避難区域」が設定されたことにより、建設用地の選定を含めた見直しが図られ、入居希望者への提供時期については、岩手・宮城を含む東北３県の中で遅れを取らざるを得なかった。

そんな状況の中でも、福島県は土木部を中心とした組織の再編を行い、「住宅対策本部」を位置付け、同本部長の下に都市計画・営繕・建築住宅・建築指導・各建設事務所（当県の土木事務所）等関係課からの職員を配置し、その中に我々支援部隊を適所に取り込み、統括責任者による指示系統を明確にした「班体制」で挑んだことにより、整備目標へ迫ることを可能とした。

具体的な支援業務については、次のとおり大きく「４部門」に分けられる。

①「設計・審査」: 建設候補地の選定や現地調査を行い、電気・ガス・水道・排水等のインフラ状況を踏まえた現実的な敷地内の住戸プランの確定を行う業務。
②「連絡調整」: 応急仮設住宅の進捗状況の把握や関係部署との連絡、円滑な現場監理を進めるための建設関係業者との事前調整等を行う業務。
③「現場監理」: 福島県内全域を対象とした応急仮設住宅の建設現場の監理を行う業務。
④「積算」: 応急仮設住宅の建設に費やした経費を精算する業務。

「４部門」についても上述のとおり、それぞれ「班」と呼ばれ、その中でも当県の２倍の広大な面積を有する福島県全域を担当する「現場監理班」については、更に、「会津地方」「県北地方」「県中地方」「県南地方」「相馬及び双葉地方」「いわき地方」の６区域に分けられた「６班体制」が取られ、業務の効率化が図られた。

支援メンバーは、福島県職員を含む「各班」に配置されるが、一定の期間を経ると「他の班」への異動を行うことが提案・実施されたことで、業務全般を把握することが可能となった。また、このことは、多くの関係者との交流を生じさせ、非常に短期間の内に意思の疎通や連帯感を得ることに繋がり、慣れない被災地での滞在に関する不安感をも払拭し、一層、集中して業務に取り組むことへの後押しとなった。

結果として、当県からの派遣者３名は、派遣期間内において「13,000戸程度」の応急仮設住宅の建設に関する業務に携わることが出来た。

派遣期間が過ぎ、組織が縮小された今現在も、余力のある都県等からの支援メンバーが引き続き業務を遂行しつつ、心無い報道や不具合等に関する対処についても行っている。

最後に、未曾有の非常事態となった福島県への被災地派遣に参加したことは、我が人生観を大きく変えただけで無く、不謹慎ではあるが「事ある時に」再会を誓った「有志」を全国に得ることとなり、今後の公務及び私事に対し、大変心強く思える貴重な経験となった。

滞在中、昼夜を問わずお世話になった福島県庁の方々に敬意を表すると共に、１日も早い復興を心から祈っている。

（３）意見・提言　～今後の本県の防災・災害対策に活かす～

「災害は必ず起こる」と言う前提から、被災地派遣を終え、福島県の「災害に対する住宅対策」から学んだことを、狭い見地ではあるがいくつか記述してみたい。

災害時の住居被災者（入居希望者）に対し、「民間施設」も含めた「既設の居住空間」の県内総数を、ネットワークの構築により情報を「定期的に把握」しておく。

このことにより、住居被災者の求める「居住空間の提供が早急に可能」となるだけでなく、最終的な解体費用も含めた応急仮設住宅に関する「建設費用の節減」に繋がることになる。

当県をいくつかの区域に分け、それぞれの環境や社会性を踏まえた「地域性」を取り入れた「応急仮設住宅の仕様（標準化）」を行い、建設関係者だけでなく、広く県民に周知をする。

これは、東北地方での未曾有の災害に対し、「最速かつ大量」な応急仮設住宅の供給が可能とされる全国展開する各プレハブメーカーの「一般仕様」での建設がやむを得ず優先される事により、一部の応急仮設住宅においては「断熱性（保温性）」を有していないものや、「凍結」に対する配慮がなされていないものが存在し、「改修（追加）工事」を行った経緯からの提案である。

また、当然ではあるが住戸内の「内装」や「設備」等の仕様にもバラツキがあったことから、入居者側の不公平感を否めなかった。

そこで、応急仮設住宅の「群馬県仕様」を定めることにより、「資材の汎用性（流通性）」「県産材利用」「地場産業の活用」等を優先させることで、県内における経済の活性化を促し、復興への歩みを加速させることを狙いとする。

完成した応急仮設住宅＝６月

完成した応急仮設住宅＝６月

24　公文書の復旧

（１）派遣・支援の概要

文書館では平成 23 年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、岩手・宮城両県内の被災自治体における公文書実態調査を実施するとともに、宮城県女川町役場の被災公文書の一部を町からの要請により文書館に運び入れ、その復旧作業を行った。

【第１回】
- 期　間：6 月 1 日（水）～ 2 日（木）２日間
- 人　員：３名（館長、次長、公文書係指導主事）
- 派遣先：１市２町（岩手県陸前高田市、宮城県南三陸町・女川町）　＜写真１＞
- 内　容：各自治体の被災公文書等の実態調査及び情報収集ほか

【第２回】
- 期　間：6 月 9 日（木）～ 11 日（土）３日間
- 人　員：２名（次長、公文書係指導主事）
- 派遣先：１市１町（岩手県釜石市、宮城県女川町）
- 内　容：釜石市役所被災公文書の救済活動支援及び応急手当の実地研修ほか

【第３回】
・期　間：6 月 14 日（火）～ 15 日（水）２日間
・人　員：２名（館長、公文書係指導主事）
・派遣先：１市１町（宮城県女川町、石巻市）　＜写真２＞
・内　容：女川町役場被災公文書の引取及び情報収集ほか
【第４回】
・期　間：8 月 23 日（火）～ 25 日（木）３日間
・人　員：３名（館長、公文書係長、同指導主事）
・派遣先：５市４町（岩手県宮古市・山田町・大槌町・釜石市・陸前高田市、宮城県気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市）
・内　容：各自治体の被災公文書等の実態調査及び情報収集
【第５回】
・期　間：9 月 29 日（木）～ 30 日（金）２日間
・人　員：２名（館長、古文書係指導主事）
・派遣先：１市１町（宮城県女川町、石巻市）
・内　容：女川町役場復旧公文書の返還及び実態調査

写真１　被災した陸前高田市役所の公文書

写真２　女川町役場の被災状況

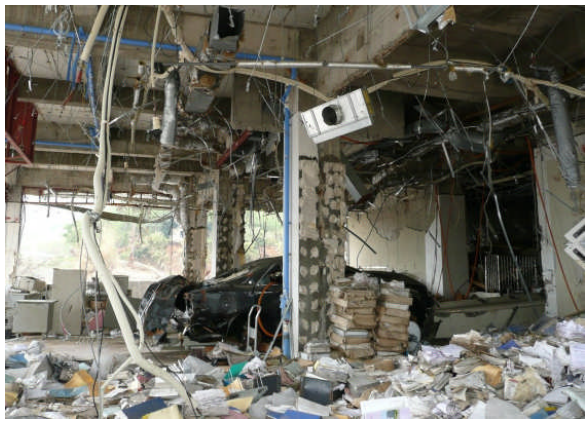

（２）活動状況

①被災公文書の実態調査

・本調査は、岩手・宮城県内の各自治体における被災公文書等の実態を把握するとともに、その情報を全国の公文書館等に発信し、今後の具体的な救援計画を検討する際の参考に資すことを目的に実施した。
・その結果、両県内９自治体の庁舎が津波により全壊又は一部浸水し、地域や住民の基本資料である大量の公文書等が、水損又は流出、散逸したことが判明した。

②被災公文書の復旧作業　＜写真３、４＞

・文書館では、庁舎が全壊した女川町役場からの依頼を受け、水損公文書 253 冊（段ボール 41 箱分）を 6 月 15 日に文書館へ搬入し、簿冊の解体、吸湿自然乾燥、一部文書の水洗浄、ドライ・クリーニング、簡易仮製本など、約４か月間に及ぶ復旧手当を終えて、9 月 29 日女川町に返還した。（返還時は 339 冊）

写真３　文書館に運び込まれた被災公文書

写真４　復旧作業を終えた被災公文書

（３）教訓・課題　～今後の本県の防災・災害対策に生かす～

①学んだこと

・女川町を含む１市３町は、庁舎が全壊して行政機能が一時完全にマヒ状態に陥った自治体であった。このため現地では行政機能の復旧が急務となり、その基礎となる公文書の救済は、今後の行政運営や住民サービスなどには不可欠である。

・改めて公文書等を安全に保存管理し、確実に後世へ継承していくことの重要性を再認識させられることになった。

②今後の課題

・また将来の災害に備えて、公文書のバックアップ体制の整備（デジタル化等による媒体変換と保存管理の分散化）、公文書等所在情報の共有とデータベース化、被災文書応急手当マニュアルの作成、官民一体となった公文書等救済ネットワークの設立など、今後の課題として浮き彫りになった。

（４）その他

・当文書館以外の他機関による被災公文書の復旧活動では、国文学研究資料館が釜石市、法政大学・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会・神奈川県立公文書館が陸前高田市、国立公文書館が陸前高田市・気仙沼市・仙台市・石巻市・山田町を支援している。

第２節　市町村職員派遣

１　市長会の派遣

群馬県市長会では、県職員と町村職員とともにチームをつくり、ローテーションを組んで、宮城県多賀城市と女川町への職員派遣を行った。

被災地２箇所における市職員の現地での活動の状況及び派遣先での体験を踏まえた意見・提言は、次のとおりであった。

宮城県多賀城市

（１）被害状況（多賀城市災害対策本部発表）

＊県職員派遣体験レポートに同じ

（２）派遣業務の概要

＊県職員派遣体験レポートに同じ

（３）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

・支援制度の未確定に加えて、報道機関の見切り報道が住民を混乱させる要因であった。緊急時にこそ速さではなく正確な情報を出していくことが大切であると感じた。
・国の対応が遅いため、市や県事業として、早期の現金支給が必要だと感じた。
・窓口にくる住民は何よりも安心感を求めている。どう考えても出来ることと出来ないことは確かにあるが、いかなる案件にせよ窓口の対応の中に展望が感じられるかどうかが重要だと感じた。
・支援市としてどの業務を担当するかを明確にしておくことで、引き継ぎも確実にでき、被災自治体の負担が減少すると感じた。
・窓口では色々なケースがあるので、注意事項を全員で確認するのに朝のミーティングは大切な時間である。また、窓口対応者が日々変動する状況の場合、相談者との対応記録が文書（データ）で残るのは有効である。
・一定期間中の交代による派遣においては、同じ派遣元から継続して同じ受け入れ先へ派　遣する体制が整うと良いと感じた。
・各種制度や業務内容について深い理解があった方が効率的なので、できる限り事前に担当業務を割り振って、事前研修などで支援業務への理解を深められれば良いのではないかと感じた。
・事務処理マニュアルは事前に渡されるのが理想である。また、先発班らによる業務アドバイス等を後任班に提供することや、派遣職員が個々で記載する報告書（引継書）を作成しまとめたものを引き継げれば、現地での支援活動がスムースに行えると感じた。

（相談窓口）

・支援制度は取扱いが流動的であることに加え、人により対応が違う等の苦情も多くあったが、相談受付時には話をよく聞き、決して感情的にならず慎重かつ迅速に対応する必要があると感じた。
・被災地の職員自身が被災者であることに加え、多忙すぎることから派遣職員の割振り等十分に行えていないという問題点が見えた。
・支援体制については、現場と十分な連携を図り、刻一刻と変化する現場の要望に合った支援が出来ると良いと感じた。
・緊急災害時にも関わらず支援制度が複雑すぎること。このことが元凶で事務の煩雑化を生み被災者を混乱におとしめていた。災害時における法的な整備の不十分さを実感した。
・派遣職員への事前の情報提供や、職員間の情報共有が不安解消に役立った。
・国や県の制度を被災者へ確実に伝える手段の確保が必要。また被災者住宅等につい

ては、自治体がアパートの斡旋に努める等、自治体自らが動き出すことが重要。
・派遣職員への制度説明が不足しているためか、間違えて理解している職員が多かった。事前の資料配布や業務説明の時間の十分な確保が望まれる。
・相手の立場に立ってよく話を聞くこと。そして相手にとって有利な方法を提案することの重要性を感じた。
・難題ではあるが、災害時において一律の公平性を保ち、被災者全員を平等に救済する制度の策定・運用の必要性を感じた。
・派遣職員には支援業務以上に、被災者の不安な気持ちを受け止めるカウンセラー的な役割が大きかったと実感した。

（４）意見･提言　～今後の本県の防災・災害対応に活かす～

①県内における防災・緊急時体制の整備

・防災無線等の呼びかけがあっても家の中にいるケースが多かったと聞いた。行政の対策も重要であるが、住民一人一人が自覚の切り替えを持つことも重要だと感じた。
・住民一人一人が現在の居住地で考えられる危険性を把握し、危機管理はまず「自助」という認識をもってもらうよう啓発していくことが大切。
・実際には難しいかもしれないが、手続きがわかりやすいよう、総合受付窓口を一つにして、一度の来庁で手続きができることも方法かと感じた。
・災害時における行政職員への指揮命令系統の確立が大切だ。
・仮設住宅は、予め建設可能予定地を定めておき、できる限り建設コスト重視ではなく、民の要望を第一に、一箇所集中建設でなく、地域ごとに建設できることが理想。
・高齢者世帯の住居受け入れに関しては、特に不動産協会等と事前協議をしておく必要性を感じた。また、ペットを家族同様に考えている人も多いことから、有事の際のペットの扱いについても考えておく必要があると感じた。
・一人暮らしの高齢者については、地域や近隣が援助できるような仕組みづくりが必要。
・被災から時間が経過すればするほど過去の相談内容が必要となってくることから、被災者管理システム等で災害時の相談内容を管理することが重要である。
・自分の住む場所でも災害が起こることを認識し、本当に機能する危機管理体制を準備すること、また常に公務員として災害が起こった時の心構え（「迅速に行動する」「必　要な情報を確実に住民に伝える」「安心と安全を守る」）を持たなければならない。
・大規模災害時では、通信網が破壊されたり停電等の事態を考慮し紙情報による情報伝達も必要である。自治体をはじめとする支援機関からの公式な情報伝達体制の早期確立が、迅速な支援には大切である。

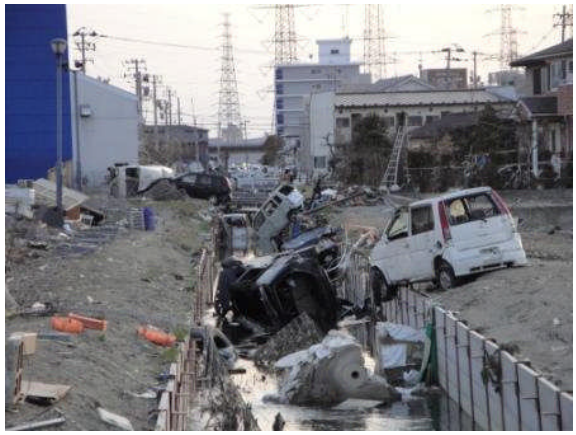

（被害状況）

・職員全員が災害時の本部設置予定場所や状　況報告を行う際の緊急連絡先、食料等の物資を事前に把握することが重要。
・支援提供する側、受ける側の双方が災害の状況に応じた緊急的な支援内容、期間、必要人員等を計画準備しておけば、早期に県をまたいだ全国的な連携支援ができると考える。
・市からの情報は限られた方法でしか発信できないため、本当に困っているにも関わらず、受けられる行政からの支援が見過ごされてしまうことが問題。
・支援制度は国主体で県を介しての制度となっているため申請手続きが煩雑になり、被災者の手元に資金が届くまでに相当の時間を有することが問題と感じた。
・警報や避難勧告の周知方法、また、避難者への連絡・情報提供の徹底。
・災害時には交通網の分断等により広報車両が使用できなくなることを想定し、防災無線整備の必要性を強く感じる。
・災害時では被災自治体が責任を持って業務全体を取り仕切るという自覚（応援職員

への指示、マニュアルの提示等）が必要だと感じた。
・被災者支援管理システムの導入の必要性を感じた。
・ハード・ソフトの両面で住民を巻き込んで災害に備えることが重要である。
・被害状況調査の遅れが市民生活再建の遅れにつながることからも、迅速かつ正確な罹災証明書の発行ができるよう、事前に判定員を選定しておき、日頃から訓練しておく必要があると感じた。
・住民の被災状況、相談履歴、各種支援制度や義援金の申請状況等を共有する手段として被災者管理システムが効果を発揮していたこと。このほか、民間企業等でも同種のシステムを販売していることからも、災害時に慌てないためにも、今後これらの研究をしておく必要性を感じた。

②避難所の設置運営

・避難所では、避難者からの問い合わせ等にはその場で判断し、その場での返答が重要。
・交通網が分断されない場所、二次災害の危険性が低い場所に設営すること。初期では災害状況や避難所情報を迅速に伝達し、緊急性の高い物資は災害対策本部と調整しながら市内企業等との連携（協定）により、効率的な調達及び運搬を行うこと。長期ではプライバシーの確保や共同生活による優先順位、弱者への配慮等住民の理解を求めながらルールづくりを行い、運営体制を予めマニュアル化しておくこと。
・支援物資の取扱いについて管理方法や一定のルールづくりが必要。
・乾電池、発電機、燃料の準備を万全に整え灯りを確保すること。

宮城県女川町

（１）被害状況（多賀城市災害対策本部発表）

＊県職員派遣体験レポートに同じ

（甚大な被害を受けた女川町役場）

（２）派遣業務の概要

【派遣期間】平成 23 年 4 月 15 日～ 8 月 26 日

＊その他は県職員派遣体験レポートに同じ

（３）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

・地方によっては方言が強いため、話をしていると聞き返してしまうことがあるかと思うが、熱心に聞こうと心がけることが大切。
・被災地外での支援体制（支援物資の仕分け・広報誌、HP 作成等）の検討。
・有事の際、即座の派遣が行えるよう、事前に派遣職員登録制度を整えること。
・窓口では相手の意見をしっかり聞くこと。また分かりやすく丁寧に説明することが大切。
・被災地でどの程度の支援ができるか不安であったが、役場の業務は被災者の日々の生活に直結しており、自治体職員の持っている知識や技術を役立てる分野が数多く存在することを実感した。
・各種申請では、必要な添付書類の広報（情報）が住民に届いていない。
・国や県の構想に基づく補助事業等と市町村の復興構想が噛み合わず、それが今後の復興の進展に影響を及ぼす懸念があることから、国や県は物事を上から押し付けるのではなく地域の実情に即した柔軟な政策が必要である。
・現地職員の負担を軽減する意味では、各県各市からの派遣職員の事務分担の効率化を図る必要性を感じた。

（４）意見･提言　～今後の本県の防災・災害対応に活かす～

①県内における防災・緊急時体制の整備

・拾得物の管理において、特に写真は絶対数が多く、広いスペースが必要だと感じた。
・連絡・通信手段として、衛星電話の配備や専用無線回線等、複数の手段を確保、また、電力の供給ストップを想定した通信手段を検討しておくこと。
・生活弱者（高齢者・子ども等）や障がい者、要援護者に対する対応として、市と市民が一体となり支援のあり方を検討しておくこと、また、地域防災計画に具体的な対応策を明記すること。
・災害の規模によっては学校施設を拠点とできるよう学校との連携が大切。
・最低限、非常電源や燃料の確保をしっかりとしておくこと。
・簡素でも構わないので災害時には交通網がしっかり確保できることが重要である。
・情報を的確に伝えることは勿論、行政の方針が一貫してぶれないよう、いかなる状況も想定した災害対策が必要だと感じた。
・情報データのバックアップに二重三重の対策を講じること。
・何よりもまず災害に強いまちづくりや危機管理能力の高い組織づくりを優先すること。そして、防災訓練やシミュレーション、災害対策マニュアルの整備が重要である。
・防災計画・災害対策マニュアルを見直し、実際に運用できるのかを訓練等により検証し、実情に合わせた計画に修正しておくことが重要。また住民自身も二次災害を予測する力を付けておくことも必要と思う。
・職員であることや職員がやらなければならないことの重大さを認識すること。
・有事の際、早期に対応できるようマニュアルを作成し、シミュレーションをしていくことが大切だと感じた。また、下水道や浄化槽等が機能しなくなった場合のし尿処理等についても対策を講じておく必要があると感じた。

②避難所の設置運営

・支援物資が保管場所で山積みになったままのケースもある等、支援物資を最大限有効に活用できるルールを迅速に構築することが必要。
・避難者のプライバシーを出来る限り確保することと、カウンセリング等の精神面のケアが大切。
・近隣の大型店舗等と災害時の協定を結んでおき、必要な物資を直接調達するのがベストだと思う。配送についても物資を保管する場所から直接各避難所への配送を宅配運送会社と協定を結んでおいても良いのではないか。
・現地では、支援物資を仕分ける時間と労力はないので、様々な種類のものを一つの段ボールで送付すると迷惑になると感じた。
・非常時食料等の備蓄は、個人任せではなく、行政が責任を持って行うことが大切。
・災害時の拾得物の保管期限や場所について予め考慮しておく必要性がある。

（女川町避難所）

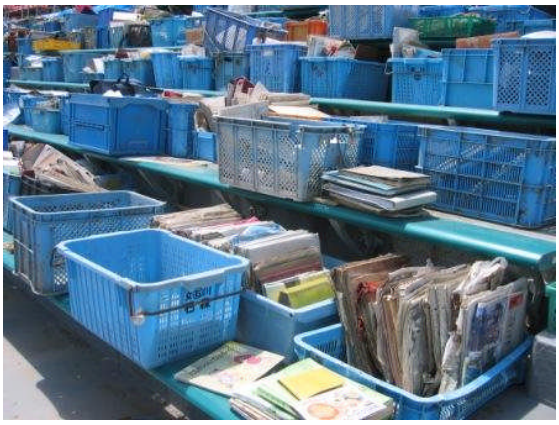

（拾得物）

２　町村会の派遣

群馬県町村会では、県職員と市職員とともにチームをつくり、ローテーションを組んで、宮城県女川町への職員派遣を行った。

宮城県女川町における町村職員の現地での活動の状況及び派遣先での体験を踏まえた意見・提言は、次のとおりであった。

宮城県女川町

（１）被害状況（多賀城市災害対策本部発表）

＊県職員派遣体験レポートに同じ

（被害状況）

（２）派遣業務の概要

【派遣期間】平成 23 年 4 月 22 日～ 8 月 26 日

＊県職員派遣体験レポートに同じ

（３）派遣先での活動状況・体験談　～被災地支援を振り返って～

①派遣期間

・女川町の担当職員は、毎週新人の指導をしているようで大変だったと思う。被災地の職員の指示がなくても、仕事が単独で行えるようになるような派遣期間、引き継ぎ方法及　び仕事内容を検討する必要があると思う。

・派遣期間については、１週間では短く、2～3週間程度の派遣期間が必要であると感じた。

②事前の情報収集等

・既に被災地派遣を経験した方に派遣での業務内容等を確認し、事前に情報収集を行ったが、さらに情報を収集し、事前学習を行う必要があった。被災地の状況把握と求められている支援を把握することができれば、被災した方々に対してもっと丁寧に接することができたのではないかと思う。

・派遣されるにあたって、先に派遣されている職員は業務内容をマニュアル化すべきであると考える。それは、業務内容の変更がない場合、マニュアルを参考にすることで被災地職員が指導に割く時間が削減され、業務の効率化を図ることができるからである。

・業務については日々内容が変化していくため、マニュアル化することは困難と思われる。派遣職員は状況に応じた対応が求められるため、長期間滞在することで、ある程度経験を積めるようにすることが適切だと思う。

③派遣職員の役割等

・窓口対応、義援金等申請、家屋損壊判定等、業務内容が多岐に渡る為、各業務における経験者（窓口・戸籍・資産税等）がバランスよく配置されていることが望ましいと考える。ただ、それ以上に被災者の立場に立って業務に当たれる職員が赴くことが、最も大事だと感じた。被災地では現地職員・住民に関係なく、心身ともに追い詰められる状況が続く。被災地で役に立ちたいと真に願う職員が派遣されることで、業務のみならず精神的な支援にもつながると思う。

・戸籍業務のような専門性のある仕事については、ある程度の知識と経験を持った職員でないと相手先にも負担を強いてしまうので、そういう人を（自主的に手を挙げなければ、各町村の持ち回り制で）派遣すべきかと思う。

・支援業務は町民課の補助だったが、戸籍・税関係に勤務経験があったので比較的戸惑わなかった。

・窓口対応を経験していたことは有効だったと思う。ある程度の行政知識があれば対応できるこれらの業務を我々が負うことで、現地を良く知る町職員が、彼らでなくてはできない業務に集中できるというのはとても重要なことだと考える。

・国の支援金・弔慰金、義援金の申請については、申請手続きが市町村単位で時間差があることから、国が手続き等に精通した職員を派遣し、申請の基本を示唆しつつ、業務を進めることが、早期の支給につながるのではないかと思う。
・り災証明書の関係で家屋調査に入ったチームは町民感情を抜きに判定をしなければならない業務であったが、派遣された職員が判定すれば禍根を残さずに済む、とのメリットがあったと思う。
・派遣先での業務は支援金・義援金・弔慰金等の受付業務等の窓口業務ということで被災された方と相対しての応対、また、内容審査のため立ち入った事を聞く場面も多々あり、申請される方からすれば、心情的な面からも顔見知りではない他県の職員で対応することの方が女川町職員での対応よりもベターではないかと感じた。
・大量に積まれたコンテナの中身は主にアルバムで所有者を特定出来る情報を探し出す作業を行った。津波で全て流され、亡くなった家族の写真を見つける事が出来た被災者の方に涙を流して感謝をされることもあり、とてもやりがいのある支援活動であった。

（相談窓口）

・災害対策本部（町執行部）の方々も被災者であり、疲弊混乱していて何が正しいのか判断できない場合もある。惨憺たる状況であればこそ、業務を継続するための休息が必要だが、どのような形で休息をとるか、またそれぞれ立場の違う被災者が生活を維持するために何を求めているのか、我々は第三者として公正に判断し、時には助言することも必要であったと思う。
・被災地の方々が派遣職員に望んでいるのは、業務をただこなすことだけではなく、被災された方と感情を共有するということも、派遣職員に出来る仕事のひとつなのではないかと思う。
・派遣職員は、充分な健康管理と被災地の地名等の予備知識を入れて行く必要がある。

④支援物資について

・女川町立第一小学校の体育館にはいわゆる古着が入ったダンボールが山となり、廃棄処分を行なったことを聞いた。支援したいという人たちの思いと、被災地の方々が本当に望むもののマッチングを行い、必要でないものはきっぱりと断ることも今後は必要になってくると思う。
・物資に関しては、被災者に均等に行き渡る数量が確保できることが前提となる。実際に毛布が欲しいという方がいたが、物資はあっても数量が少ないため、何日も支給出来ない状況が続いているという事例があった。また、支給された衣類や寝具などが使い古されたもので、使用できずにゴミになってしまうという件も多かったと聞いている。物資の寄付を募る際は、可能な限り新しいものとするよう周知することも必要である。
・支援物資等は一括管理し、均等配分できる数が集まったら配布すべきである。
・災害用毛布では堅く、暖かくない。難燃性では無いが、マイクロファイバー毛布の方が安価で暖かい。
・支援物資については、種類別・サイズ別にして送ることが現地の負担を減らすことになる。

⑤その他

・小規模な自治体では独自で被災地に派遣をすることはなかなか難しい。その点では町村会からの派遣依頼があり、各町村に割り当てられる方法は、良いと思う。

（４）意見･提言　～今後の本県の防災・災害対応に活かす～

①県内における防災･緊急時体制の整備

ア 日頃の訓練や体制整備

・緊急時に近隣市町村や県、医師会、医療機関等と連携がとれる体制を平時から整備することが必要。
・月に１度、全村民による避難訓練を実施するなど、行動を起こす時が来ているので

はないだろうか。
・地域の実態を把握し、土地勘を持つことが重要だと考えます。「どこに何があるか」といった知識を持っているだけでも、迅速な対応ができ、また対応に幅がでると思う。日頃から周囲を観察し、職員間で情報を共有することも重要だと思う。
・当町も地域防災計画を定め、地域に係る災害の対策に関しての体制の整備はされているが、今回の大震災のような事態までは想定していないため、今後は電気や通信機能が完全に不能になった場合等も考慮し、もう一度体制を見直す必要がある。
・住民一人ひとりの防災意識の向上を図っていくことが大切である。
・緊急時は行政のみでは対応しきれない状況に陥ることもあると思われる。行政と住民が協力できる体制を整えることが重要である。
・派遣先の女川町では、甚大な津波の被害を受けたにもかかわらず職員の死亡、行方不明者はいなかった。災害発生時の対応を全職員が日頃から取り組んでいた結果であり、緊急時の体制を見習うべきと強く感じた。
・万が一の時の対処について、行政側としては、先入観や偏見を捨て柔軟に対処する経験を身につけること、住民側としては釜石の奇跡に見る、まず、自分がなんとしても生き残る「自助」の精神を身につけることが重要であると思う。そのためには多様な訓練を実施すると共に、行政と住民の対立の構図に、学識経験のある第三者が潤滑剤として入るような講座や体験などの施策を実施できる環境が必要だと思う。
・本庁と各支所、避難所の通信手段の整備や防災無線、ＦＭ放送の無受信地区の整備、また、避難所に指定した場所での調理器具や鍋、保存食や離乳食やミルク、オムツ等の備蓄数の確保が課題になってくる。また、行政と宿泊施設との連携により宿泊客の把握、誘導の訓練を実施。持病や投薬等の情報を町内及び町外の病院との情報のネットワークを作ることにより地元の医師、応援医療部隊でもスムーズな診療を行える。また地区毎の避難訓練や勤務中及び勤務外の地震発生時にどのように配置につくか役割などの災害時のシミュレーションも今後必要になってくると思う。
・最悪の状況を設定して、情報が遮断されても活動が出来るように、防災の担当課を中心に、日頃の訓練を積み重ねる必要がある。
・５名程度の職員グループをいくつか編成し、そのグループに３～５程度の行政区を担当してもらい、年１回の危険箇所の点検だけでなくその地区で火災等が発生したときは、現地に出動して区長さん等と連携を取るようにすれば地域の実情や区長さん等の地域役員さんが毎年交代してもお互いに信頼関係が築け、災害時における被害状況確認等の際に有効だと思う。
・多くのダムを抱えている当町において、ダムが崩壊した場合を想定して町民を安全・安心な場所へと避難させるためにも町全体の防災無線等の整備は急務。
・避難所の管理運営体制についても、緊急時に必ず役場職員が駆けつけて対応をできるとは限らないので、避難所の管理運営は各行政区で行ってもらえるような体制づくりを進めるべきである。
・職員や消防団・区役員が普段から災害時要援護者の存在、災害時の避難場所・ルート・避難行動に必要な移動手段・移動時間等について把握しておくことが望ましい。
・町民に対し広報等を利用して緊急時への備えやいざというときの避難場所について定期的に周知しておく必要がある。
・防災担当以外の職員の心構え、準備が少ないように感じる。
・女川町では、災害復興を経験した宮城県内の自治体や兵庫県神戸市から、経験者としての職員派遣（後方支援）があったそうである。近隣だけではなく、県外の自治体とも普段から交流しておく必要があると思う。
・職員の自主性と日頃からの危機管理意識が、大規模災害発生時に有効だと思う。
・自治体が被災をした緊急時の行政が混乱をしないために、日頃からの情報共有や訓練などで連携を確認しておくことが必要ではないかと思う。各自治体の地域資源や地区概況などの情報を把握できていると、被災時に応援に来た職員やボランティアの役に立つと思う。
・町外在住の職員が増えてきている中で、休日に災害が起きた場合の対応についても考えておく必要があると思う。

イ 住民への情報伝達手段

・女川町の庁舎にＦＭ局を開局し、町内の情報を伝達していた。実感したのは、住民

への情報伝達・周知が難しく、情報伝達・周知が極めて重要であることを再確認させられた。

ウ 災害支援物資の保管

・集落が分散している当町においては災害時に孤立してしまう可能性がある地域が多くあり、災害支援物資をある程度分散して保管し、その情報を区長や地元消防団員等に知らせておく必要がある。

エ データの保存等

・災害規模に関わらず行政事務の継続は必須であることから業務効率向上と確実性から遠隔地とのデータ保存協定を締結すべき。

・永年保存が必要な公文書はＰＤＦ等のファイルに変換し、役場周辺地域から隔離し保存し　ておくことの必要性を感じた。

（被害状況）

②避難所の設置運営

・避難所等で提供する食事については、アレルギーを持つ方も多いので、アレルギー食に対応できる備蓄も必要と思われる。

・大規模災害の場合には、盗難やトラブルが必ず発生するので、衣類、靴等の集積場所及び食材の備蓄倉庫は、避難所から離して設置すべきである。

・プライバシーを確保できない避難所では、避難者に気持ちの余裕がないので、精神面をケアする支援も必要である。

・各避難所の状況把握（人数、物資等）が最優先となるため、あらかじめ担当を決めておく等、職員が均等に配置されるよう配慮する必要があると思われる。

・外国人には避難所の壁の張り紙も回覧板も読めず、また、防災無線や災害ＦＭ情報も聞き取れないので、地震や津波の無い国から移り住んだ外国人の方には、単なる情報周知だけでなく、その内容も分かりやすく伝える必要がある。

③その他

・地域のつながりが良好なところは、お互いを助け合う姿勢が顕著であり、地域コミュニティの重要性を認識した。

・今後も派遣があるとするなら、早めに派遣職員を決定した方がいいと思う。早い時期に派遣が決まったので、荷物はもとより、心の準備ができた。

・混乱している状況下で、役場に行けば何らかの情報がもらえ、役場も広報や政府からの情報を置いている。ただ、仙台等、遠隔地に避難している町民や離島部の町民にはその情報が伝わりにくいことを聞いた。そのためにインターネットでの情報提供という手段が考えられるが、被災した住民がパソコンを持っているとは考えられない。また、高齢者が多ければ、余計にパソコンの利用は厳しい。その中で、おながわ災害ＦＭの存在は大きいと感じた。町内の情報提供に関しては、ラジオの力は絶大だろう。あとは、職員がきめ細やかに自宅を訪問したり、地域を巡回したりして情報を提供することも考えられる。課題は町外に避難した人たちへの情報提供方法である。

・災害発生から２ヶ月間が過ぎ、避難者のストレスも並大抵のものではないと思う。そこで、避難者のメンタル面とプライバシーの保護のため、どうしても、避難先は、住んでいた地域に近い所を希望するのは分かるが大規模災害の時は、遠方で被害のない地域へ避難し、通常に近い生活が送れることを優先すべきである。

・仮設住宅抽選・当選に対する不満が多く寄せられていた。仮設住宅の抽選に関しては、無条件での抽選ではなく、応募者の世帯を点数化（一人世帯を基本として、複数世帯であれば＋10点、高齢者や乳幼児のいる世帯であれば＋10点など）して、高い点数の世帯が受かりやすいように、一定の基準を設けた抽選となっていた。ただし、点数の公表は苦情が多く寄せられる可能性があるため、公表していなかった。また、仮設住宅募集当初は全応募者数、当選者、補欠当選者、落選者すべてを公表していたが、補欠当選者が当選者に圧力をかけて辞退させた事件があり、現状では当選者のみに連絡をする方法をとっていた。このことから、役場が恣意的に当選者

を選定しているなどの苦情が多く寄せられる結果となった。
・震災から３カ月以上たったものの、役場に課せられた業務は多く、職員は休日をとることもままならない。ほとんどの職員が土日も出勤、当番制で夜間も避難所運営に当たるなどの業務に追われていた。また、自宅が全壊・流出した職員も多く、避難所で生活している職員も多い。避難所での生活は、役場職員として休まるものではなく、仮設の役場である小学校で寝泊まりしている職員もいた。そのような生活の中で疲労がたまり、実際に支援期間中に職員が肺炎で倒れ、入院することもあった。限られた職員数の中で、いかに通常業務と被災対応業務の重要度を判断し、職員を配置していくかが課題である。
・被災地の復興のためにはとにかく被災地に人が行く事だと思う。震災直後の自粛ムードに押され経済的にもますます悪循環になってしまいがちであり、観光でも何でもいいから、率先してそこへ行くことが支援につながると思う。
・生活支援については、復旧事業の仕事の一部を避難者にもやってもらうことも生活支援になると考える。災害により仕事もなくし、日々の生活費にも不安があるはずであるから、そのような人たちを雇い入れ賃金を日払いできれば少しでも生活不安の解消になるかも知れない。また、被災者も地元の復興には大きな思い入れがあるはずであるから、その一端を担うことは大きな意味があると思う。
・東日本大震災について、女川町を含め多くの市町村が甚大な被害を受けている。その中で、地元が復興するように、また住民の生活が少しでも向上するようにと自らが被災し、家族や財産を失ったにも関わらず、前向きな姿勢で行政に携わっている各自治体職員がいることを忘れないようにしたい。

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一 覧

３月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
３／１１	金	**１４：４６　地震発生** ・災害対策本部を設置(14:55) ・第１回災害対策本部開催(15:00) ※各部局で被害状況等の情報把握及び応急対応 ・国道 354 号五料橋全面通行止め(15:20) ・消防庁長官からの指示に基づき県内各消防本部に対し緊急消防援助隊群馬県隊の出動を指示（15:40） ・県ホームページ（以下「県ＨＰ」という）トップページに緊急情報を掲載（15:50　随時更新） ・第２回災害対策本部開催(17:00) ・緊急消防援助隊群馬県隊の航空部隊として群馬県防災航空隊（１隊９人）が福島県へ出動（17:10） ・地震被害の状況について知事記者会見を開催(17:50) ・第３回災害対策本部開催(18:30)	・厚生労働省（以下「厚労省」という）からﾄﾞｸﾀｰﾍﾘ及び DMAT の派遣要請 → DMAT を即刻派遣(ﾄﾞｸﾀｰﾍﾘの派遣は翌日) ・緊急消防援助隊群馬県隊の第１陣（20 隊 70 人）が福島県へ出動（18:45） ・青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県が災害救助法を適用 ・東京都は帰宅困難者への食品等の給与を行うために災害救助法を適用
１２	土	※各部局で被害状況等の情報把握及び応急対応 ・3/14 からの東京電力の計画停電情報判明　→　関係者へ対策会議開催連絡 ・電力対策会議開催(10:00)　→　東京電力㈱から説明 ・第４回災害対策本部開催(16:00)　→　災害警戒本部への移行を決定(17:25) ・足尾鉱山堆積場の流出現場を復旧指導、渡良瀬川の水質検査結果等の伝達開始 ・県の備蓄物資(毛布)を被災地（宮城県）へ搬送(10t) ・各市町村へ岩手県、宮城県、福島県に対する救助の実施を依頼	・厚労省から遺体保存・搬送、火葬体制の確保等の通知 ・全国知事会から医療関係等専門職派遣要請 ・長野県、新潟県が災害救助法を適用（3 月 12 日長野県北部地震による適用） ・岩手県、宮城県、福島県から各都道府県へ災害救助法に基づく応援要請 ・水戸市に給水車派遣(前橋市１台､高崎市２台) ・桐生市が被災建築物応急危険判定活動を実施(～ 3/30)
１３	日	・モニタリングポスト（前橋市内）による空間放射線量測定結果を県ＨＰに公表開始 ・計画停電の実施について県ＨＰトップページの緊急情報欄に掲載するとともに群馬テレビ、エフエム群馬、上毛新聞を活用し広報を実施 ・食品関係事業者等へ計画停電下の食品保管の留意点を通知 ・各市町村教育委員会・公立高等学校・公立中等教育学校・県立特別支援学校へ計画停電及び余震への対応を通知	・環境省が県市、関係団体へ災害廃棄物の収集運搬の支援要請 ・全国知事会緊急広域災害対策本部から、被災県(東北 3 県)が必要としている支援物資について連絡
１４	月	・第１回災害警戒本部開催 ・第１回東北地方太平洋沖地震支援本部開催 ・知事記者会見を ・支援本部の設置について知事記者会見を開催 ・保健福祉事務所及び保健予防課に県民の相談窓口を設置 ・県石油協同組合にガソリン等の安定供給について協力を要請 ・県石油協同組合に対して、医療機関への燃料の優先供給を要請 ・ガソリン、軽油の価格及び在庫状況の調査（28 店舗）～ 3/30(水)までの平日 ・東京電力㈱に対して、計画停電制度の適切な実施について要請 ・計画停電及び節電要請に伴い、トンネル出入口等への注意看板設置及び道路照明灯の節電を順次実施 ・県庁舎正面玄関受付に募金箱設置	・東京電力㈱（以下「東電」という）が計画停電実施（5ｸﾞﾙｰﾌﾟに区分し実施） ・厚労省から計画停電による食品等の温度管理の通知 ・厚労省から墓埋法埋火葬許可の特例措置の通知 ・農林水産省（以下「農水省という」）から被災地における食品表示（JAS 法）の緩和措置の通知 ・桐生市が被災宅地危険度判定活動開始（～ 3/22） ・太田市が被災建築物応急危険判定活動実施(～ 3/23) ・渋川市が被災建築物応急危険判定活動実施(～ 3/16) ・片品村長が､福島県被災者の受入れを表明

３月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１５	火	・第２回災害警戒本部開催 ・食品安全課で食品に対する放射性物質の影響に関する相談開始 ・原子力発電所事故にかかる本県での放射線量についての県ＨＰの他言語翻訳（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語）掲載 ・消費生活課メールマガジン「消費者ホットぐんま」で、生活関連物資の情報提供と冷静な対応の呼びかけ ・緊急生活関連物資実態調査（12 店舗を対象に１日当たり半数の店舗を実施）～ 3/30(水)までの平日 ・森林土木工事の工事中現場の燃料、資材等調達状況調査 ・石油製品の輸送についてＪＲ貨物に要請 ・計画停電に関する県ＨＰの多言語翻訳（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語）掲載 ・「計画停電等に対応した農業技術対策」の公表 ・「計画停電等に関する農業者相談窓口」の設置 ・各市町村教育委員会・公立高等学校・公立中等教育学校・県立特別支援学校に対して、計画停電の実施に伴う授業等の弾力的な対応等及び児童生徒等の安全確保の配慮を通知 ・県立特別支援学校に対して、医療的ケア対象児童生徒の電動吸引器、人工呼吸器等、電力を必要とする予備電源等の対応状況調査の実施 ・各市町村へ茨城県に対する救助の実施を依頼 ・総務部総務課で避難受入の電話対応開始 ・県営住宅(38 戸)受入開始 ・福島県からの要請により二本松市等へ県の救援物資搬送(12t)	・厚労省（健康福祉部経由）から要援護者（女性等）の受入れについて調査→ 17 日　可能の旨回答 ・厚労省から原子力発電施設の事故等に対する水道における対応の通知 ・全国知事会から支援物資の自衛隊による搬送スキーム構築の連絡通知 ・福島県からの要請に基づく全国知事会からの避難所確保依頼の通知 ・茨城県から各都道府県へ災害救助法に基づく応援要請 ・みなかみ町長が、いわき市等被災者の受入れを表明
１６	水	・第２回震災支援本部開催 ・知事記者会見を開催し県民への知事メッセージを発表 ・食の安全危機管理チーム員会議（健康福祉部、環境森林部、農政部関係所属）を開催（放射線に関する情報の共有、相談窓口の確認） ・群馬県公立高等学校入学者選抜全日制課程・フレックススクール再募集の検査開始時刻を１時間遅らせること、群馬県公立高等学校入学者選抜定時制課程再募集の検査開始時刻を学校の判断で遅らせることができることを決定 ・病弱特別支援学校高等部入学者再募集の学力検査開始時刻を１時間遅らせることを決定 ・県立特別支援学校における自家発電設備の設置状況調査を実施 ・外務省からの指示に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県からの避難者に対し、旅券申請（居所申請）の要件を緩和 ・企業・団体等に被災地へ提供可能な支援物資の調査を実施	・内閣府から女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応の通知 ・消費者庁から被災地における食品表示（食品衛生法）の緩和措置の通知 ・関東地方知事会で、計画停電の適切な実施、ガソリン・重油等の安定供給の確保及び被災地や医療機関等への優先的供給について、国へ要請 ・みなかみ町が、いわき市の被災者受入れ開始 ・エフエム群馬が、計画停電に関するラジオ放送での多言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語）による情報提供開始
１７	木	・池本副知事：福島県を訪問 →　被災者(12,000 人)受入れが可能であることを表明 ・県石油協同組合に対して、災害派遣・避難民乗車用バスなどの緊急車両への燃料の優先供給を要請 ・東京電力㈱に対して、計画停電制度の適切な実施について要請 ・茨城県国際課の要請を受け「多言語支援センター茨城」運営支援のため職員１名を派遣（～ 3/19）	・厚労省から食品中の放射性物質の暫定規制値の通知 ・厚労省から被災地における生乳の衛生対策の通知 ・栃木県から各都道府県へ災害救助法に基づく応援要請 ・群馬県住宅供給公社賃貸住宅が受入表明 ・邑楽町が被災建築物応急危険判定活動を実施 ・東吾妻町が災害時相互防災協定に基づき、南相馬市被災者の受入れ開始(南相馬市職員、看護師常駐)

３月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１７	木	・医療救護班派遣（宮城県南三陸町）（～ 5/13 、順次派遣） ・各市町村へ栃木県に対する救助の実施を依頼 ・被災者受入れに係る県･市町村連絡会議開催 ・県総合教育ｾﾝﾀｰ(伊勢崎)に避難者受入れ支援センターを設置し必要物資搬入 ・国立いわき病院の患者を受入れを支援 ・県議会において代表者会議を開催　→　大震災への対応方針等について協議	
１８	金	・第 3 回震災支援本部開催 ・知事記者会見を開催し県民への知事メッセージを発表 ・水道水、降下物の放射性物質濃度測定(放射線モニタリング）開始 ・水道水緊急検査開始 ・石油製品の輸送等について、知事から、ＪＲ東日本、ＪＲ貨物に要請 ・保健師派遣(仙台､塩釜）（～ 4/7 仙台市、4/7 ～ 5/29 塩釜市に順次派遣） ・群馬県居住支援協議会が県内民間賃貸住宅の情報提供を開始 ・県内各行政事務所等で､県民からの支援物資（以下「支援物資という」）の受付開始(土日含む)	・消費者庁から被災地における食品表示取締りの緩和措置の通知 ・文部科学省（以下「文科省」という）から環境放射能モニタリング強化依頼 ・文科省が水道蛇口から採取した上水（蛇口水）の調査を各都道府県に委託 ・群馬県内で亡くなった福島県からの避難者の火葬受入れ開始 ・渋川市が被災宅地危険度判定活動開始（～ 4/26） ・片品村が南相馬市被災者 926 人を受入れ
１９	土	・第 4 回震災支援本部開催 ・水道水の放射性物質測定結果を県ＨＰに公表開始 ・農産物の放射能汚染サンプル調査実施(ホウレンソウ・カキナ等) ・週休日の県民等からの震災関連の相談を職員が電話対応（～ 5/15(日)） ・緊急消防援助隊群馬県隊の帰還隊員(138 名）に対しスクリーニングを実施 ・福島県職員が本県に常駐開始　→　群馬県への避難者等の状況把握等 ・南相馬大町病院患者 62 名(1 陣)、雲雀ヶ丘病院患者 15 名を受入れを支援	・厚労省から水道水中の放射能測定値が暫定規制値を超過した場合の対応の通知 ・厚労省から災害救助法の弾力運用通知(特別基準の設定、運用、広域にわたる避難が行われた場合の取扱い) ・厚労省から原発事故による避難者への対応の通知 ・全国知事会から群馬県からの支援物資搬送先を福島に割り振り指示 ・企業・団体等からの大口支援物資を自衛隊新町駐屯地での受入れを開始（自衛隊ルートによる搬送） ・県及び市町村社会福祉協議会が福島県内の災害ボランティアセンターへ職員派遣開始
２０	日	・第 5 回震災支援本部開催 ・降下物の放射性物質測定結果を県ＨＰに公表開始 ・伊勢崎地区ホウレンソウのヨウ素、高崎地区カキナのセシウムが暫定規制値超過　→県域で出荷自粛を要請 ・農産物から基準値超過の放射性物質が検出されたことについて知事記者会見を開催(22:00) ・県石油協同組合に対して、介護・福祉車両へのガソリンの優先供給に関する要望書を提出	・群馬県住宅供給公社賃貸住宅が受入開始
２１	月	・第 6 回震災支援本部開催 ・震災被災者支援室、物資・エネルギー対策室の設置を決定 ・福島県立医大･南相馬大町病院患者 62 名(2 陣)を受入れを支援(累計 124 名)	・原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から､ホウレンソウ、カキナの出荷停止指示 ・厚労省から乳児による水道水の摂取に係る対応の通知 ・厚労省から火葬協力の照会の通知
２２	火	・第 7 回震災支援本部開催 ・県石油協同組合に対して、食肉処理施設等へのＡ重油の優先供給に関する要望書を提出 ・群馬県銀行協会長等に対し、金融の円滑化を要請	

３月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２２	火	・被災地住宅危険度判定に対応した建築技師等（県職員 13 名、市職員 9 名）を宮城（仙台）に派遣（～ 4/3 まで） ・各市町村教育委員会に対して、被災した幼児児童生徒の受入れ状況調査を実施（22～27日）・茨城県に公共施設災害用資材（ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ他）送付 ・募金（4,458 千円）を日赤へ第 1 回送金	
２３	水	・第 8 回震災支援本部開催 ・県産生乳検査結果公表　→　暫定規制値以下 ・野菜出荷停止に対応した、繋ぎ資金制度創設（無利子） ・農産物安全検査結果及びつなぎ資金制度創設について知事記者会見を開催 ・中小企業者向け制度融資（経営サポート資金）の拡充 ・「受発注緊急特別相談窓口」を産業支援機構に設置 ・節電等に係る庁内緊急対策実施 ・新聞各紙（上毛、毎日、読売、産経、東京）に落ち着いて行動することや被災地への支援などについての県民に向けた知事メッセージを掲載 ＊朝日は 3/25 掲載 ・県議会：全員協議会開催　→　災害状況･対策について説明	・厚労省から被災地への介護職員の派遣要請
２４	木	・第 9 回震災支援本部開催 ・水道水緊急検査（企業局浄水場）　→ 以降定期的に検査実施 ・石油連盟に対して、ガソリン等石油製品の安定供給に関する要望を提出 ・東日本大震災緊急対策資金創設に係る関係機関協力要請及び事前協議 ・被災者受入れに係る市町村長会議 ・原発事故による避難者への対応について旅館業営業者及び関係機関へ通知 ・被災関係県教育委員会等へ転入学等の弾力的に受け入れの通知 ・各市町村教育委委員会に対して被災した児童生徒の就学希望調査を実施 ・県議会議員の募金を義援金として日赤に贈呈（250 万円）	・内閣府から女性や子育てのニーズを踏まえた被災者支援等の通知 ・観光庁から県境を越えた被災者の旅館等への受入れ通知（「観光庁スキーム」） ・自衛隊ルート物資搬送開始（7t）
２５	金	・第 10 回震災支援本部開催 ・農産物安全検査結果について知事記者会見を開催 ・震災被災者支援室、物資・エネルギー対策室を設置 ・東日本大震災緊急対策資金要領等規程整備、受付開始 ・介護職員派遣（気仙沼）（～ 8 班、5/1 まで 順次派遣） ・県立高等学校・県立中等教育学校に対して、転入学等の取扱指針の通知	・厚労省から原発事故による放射線の影響とクリーニングの通知 ・厚労省から災害救助法の弾力運用（公営住宅等を活用して応急仮設住宅又は避難所を設置した場合の取扱い等）の通知 ・全国町村会から県町村会に職員派遣要請通知 ・草津町が、南相馬市被災者 150 人を受入れ
２６	土	・知事が福島県（12 旅団駐屯地含む）、宮城県を訪問 →　福島県へ被災者 15,000 人受入れ可能を表明 12 旅団自衛隊員激励 支援物資（30t）、県産野菜（20t）を搬送 ・水道水安全メッセージ発表 ・心のケアチーム派遣（宮城へ、5 名　～ 3/30） ・福島県地元新聞（福島民報・福島民友）を県内避難所、交流サロン等へ配布開始	・東京電力㈱から計画停電の運用改善について発表（グループ細分化） ・エフエム群馬が計画停電及びに原子力発電所事故にかかる本県での放射線量に関する英語による情報提供開始

３月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２７	日	・県外からの広域避難者受け入れ人数が最大（3,730 人）	・エフエム群馬が計画停電及びに原子力発電所事故にかかる本県での放射線量に関するポルトガル語による情報提供開始 ・自衛隊ルート物資搬送(6t)
２８	月	・第 11 回震災支援本部開催 ・第１回受発注緊急支援連携会議の開催 ・県立学校で被災生徒の転入学を弾力的に受け入れるため、知事専決で条例改正し、受検料・入学料の免除を規定	・全国知事会から、東北被災３県に対する派遣職員可能数の照会
２９	火	・第 12 回震災支援本部開催 ・原発事故による放射線の影響とクリーニングについて関係機関へ通知 ・東日本大震災緊急対策資金運用に係る融資機関への説明会 ・各市町村教育委員会に対して被災した児童生徒の受入れについて通知 ・各市町村教育委員会、県立特別支援学校に対して、被災した幼児児童生徒の特別支援学校への転入学等の通知 ・県立美術館・博物館、ベイシア文化ホールに募金箱を設置	・厚労省から災害救助法の弾力運用(広域避難の取扱い等)の通知 ・ＩＡＥＡ専門家が本県来訪 ・自衛隊ルート物資搬送(3t)
３０	水	・第 13 回震災支援本部開催 ・東日本大震災緊急対策資金運用に係る関係機関への説明会（第１回） ・屋根瓦工事組合連合会に被害住宅早期復旧工事対応を要請 ・宮城・福島に連絡･調整のため各２名の常駐職員を派遣 （～ 8/26 まで１週間程度で交代、5/28 ～各１名に変更） ・被災地（宮城・福島県内）へ支援物資搬送(8t) ・市町村及び行政事務所に対し県内受入れ被災者への支援物資配布の依頼を通知 ・県内被災者（避難所等）へ支援物資配布開始 高崎市内の避難所等へ支援物資配布 ・県内に避難している被災者を対象に県立美術館・博物館の観覧料を無料化 ・県内の避難所における出張理美容の適用について関係機関へ通知 ・県教職員互助会から募金受入	・全国市長会から県市長会に職員派遣要請通知 ・自衛隊ルート物資搬送(28t)
３１	木	・第 14 回震災支援本部開催 ・被災県に見舞金贈呈 ・県職員互助会から募金受入 ・高崎市内（避難所等）支援物資配布	・内閣府より東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について通知 ・厚労省から原発避難指示区域内の御遺体の取扱いの通知 ・農水省から県あて農業者への金融円滑化の依頼通知 ・農水省・全国農業協同組合中央会による緊急支援策発表 ・自衛隊ルート物資搬送(3t)

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一 覧

４月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
４／１	金	・第 15 回震災支援本部開催 ・サーベイメーターによる桐生市内の空間放射線量測定結果を県ＨＰに公表開始（データは群馬大学が提供） ・水稲の作付可否判断のための農用地土壌の放射性物質検査を県内 8 地点で開始 ・国道 354 号五料橋の通行開始 ・県内避難者受入れ 3,347 人 ・藤岡市内（避難所等）支援物資配布 ・募金（1,840 千円）を日赤へ第２回送金	・ＪＡによる風評被害を対象としたつなぎ資金制度を創設 ・群馬県内で亡くなった福島県からの避難者の火葬受入れについて福島県から協力依頼通知 ・みなかみ町が、被災者受入れを月末までと表明 ・県薬剤師会が、福島県に薬剤師派遣（～ 7/31）
３	日	・「ぐんま広報」４月号に知事メッセージや震災関連情報を掲載（4/3 発行）	・自衛隊ルート物資搬送（2t）
４	月	・第 16 回震災支援本部開催 ・集乳所の原乳検査実施（第 2 回） ・宮城･福島県へ市町村業務支援･避難所運営支援等（以下「行政支援等」という）のため県職員を派遣開始（第１班、20 名、ﾌﾟﾘｳｽ 6 台） ・福島県へ災害復旧応援チーム先発隊派遣（土木職員 4 名） ・支援物資を消防学校から旧保育大に移管 ・前橋市内（避難所等）支援物資配布 ・被災家庭動物の受入れに係る実施要領を策定し、群馬県獣医師会や動物愛護団体に協力依頼	・内閣府から女性や子育てのニーズを踏まえた被災者支援等の通知 ・厚労省から水道水中の放射性物質のモニタリング方針について発表 ・厚労省から対象自治体（群馬県を含む 11 自治体）に食品中の放射性物質検査計画の策定と実施について依頼通知 ・全国知事会から被災地への支援物資は食料品に限定する旨の連絡
５	火	・第 17 回震災支援本部開催 ・緊急消防援助隊群馬県隊の帰還隊員（13 名）に対しスクリーニングを実施 ・集乳所での原乳検査結果公表　→　結果は全て検出せず ・災害復旧対応の下水道技師を宮城県（名取市）派遣（県 2 、太田市 2 、～ 4/11） ・東吾妻町（避難所等）支援物資配布	・厚労省から魚介類中の放射性ヨウ素の暫定規制値追加の通知
６	水	・第 18 回震災支援本部開催 ・ＥＵ向けに輸出される食品等に関する証明書の発行に係る要望を農林水産大臣に提出 ・横浜タカシマヤの売場で県産野菜の安全性をＰＲ（～ 4/7） ・東京電力㈱に対し、計画停電の見直し及び早期終了について要請 ・危機管理監被災地訪問（福島県） ・被災県（全国知事会経由）からの要請により、県民からの支援物資の受付を水･食料品に限定 ・藤岡市他（避難所等）支援物資配布 ・みなかみ受入れ被災者県有施設招待ツアー実施	
７	木	・東日本大震災緊急対策資金運用に係る融資機関への説明会（第 2 回） ・太田市（避難所等）支援物資配布 ・各市町村教育委員会に対して被災した児童生徒の受入れ状況調査を実施	・福島県から避難者受入れ都県に対し、受入れ被災者の今後の避難先の希望や就労等に関する意向調査の依頼通知
８	金	・第 19 回震災支援本部開催 ・緊急消防援助隊群馬県隊の帰還隊員（18 名）に対しスクリーニングを実施 ・モニタリングポスト（高崎市）による空間放射線量測定結果を県 HP に公表開始（データは日本原子力研究開発機構高崎量子研究所が提供）	・原子力災害対策本部長から群馬県産ホウレンソウ、カキナの出荷自粛指示の解除指示 ・環境省が被災県以外の 42 都道府県に災害廃棄物の受入

４月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
８	金	・群馬県産ホウレンソウ、カキナ野菜出荷停止解除を原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）へ申請　→　同日、出荷自粛解除指示あり ・県産農産物安全確認検査実施　→　全て基準値以下 ・知事記者会見を開催し、群馬県産農産物の安全宣言を発表 ・ぐんまちゃん家店頭で県産野菜の安全性をＰＲ ・県産牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵の検査実施 ・農用地土壌の放射性物質検査の結果判明　→　水稲の作付けに差し支えない ・ＥＵ向け食品等輸出証明書受付開始 ・がんばろう群馬！産業支援本部の設置を決定 ・危機管理監被災地訪問(宮城県)(～ 4/9) ・被災地（宮城県内）へ支援物資搬送(2t) ・太田市他（避難所等）支援物資配布	協力要請 ・東電の計画停電打ち切りを発表 ・自衛隊ルートでの支援物資受付停止
９	土	・宮城県へ県民ボランティア先遣隊を派遣(3 名) ・被災地（福島県内）へ支援物資搬送(2t) ・藤岡市（避難所等）支援物資配布	・横浜駅構内でＪＡ全農ぐんまが県産野菜の安全性をＰＲ（4/12、4/14）
１０	日	・被災地（宮城県）における児童生徒及び教職員への相談業務のために臨床心理士を派遣(3名　～14日) ・昭和村他（避難所等）支援物資配布	
１１	月	・第１回がんばろう群馬･産業支援本部開催 ・震災１ヶ月目で全庁黙とう実施 ・農水省の通知に基づき、放射性物質汚染に関する今後の野菜作付について、通常の営農が可能な旨を県内農業者等に周知 ・県産牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵の放射性物質検査結果を公表 →　結果は全て検出せず ・被災者支援に係る市町村連絡会議 ・児童相談班派遣(2 名　福島県　～ 4/15) ・心のケアチーム派遣(須賀川､郡山へ､5 名　～ 5/13 まで) ・災害復旧対応の土木技師を福島(郡山･須賀川)派遣（8 ～ 12 名､～ 6/30) ・福島県からの依頼に基づき、県内避難者の今後の避難先や就労等に関する意向調査(～ 20 日) ・前橋市（避難所等）支援物資配布 ・避難者支援だより(1 ～ 5 号）発行	・自衛隊ルート物資搬送(15t)　同ルートでの搬送終了
１２	火	・ぐんまちゃん家で知事が野菜の安全宣言アピール ・野菜安全宣言ポスター配布 ・野菜安全宣言ＰＲ（広報課広報媒体） ・手話通訳者を宮城東松島市に派遣(1 名､週交代､～ 5/10) ・被災県からの要請により支援物資受付の一時停止を公表 ・被災地（宮城県内）へ支援物資搬送(8t) ・高崎市他（避難所等）支援物資配布 ・募金（8,442 千円）を日赤へ第 3 回送金 ・動物管理センターで被災家庭動物（犬）一時預かり開始（～ 11/9)	・総務省から避難者把握調査依頼通知 →　市町村へ　4/25 までに「全国避難者情報システム」受付開始 ・藤岡土地改良区が牛秣貯水池、小宮池の災害復旧事業・査定前着工の国同意通知を受ける ・ぐんまちゃん家で沼田市長が野菜のトップセールス ・群馬交響楽団被災者慰問コンサート（東吾妻町 2 回）

４月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１３	水	・県産原乳検査（第３回）（以降毎週集乳所２か所について実施） ・被災地支援のための県民ボランティア（第１期）募集 ・児童相談班派遣（宮城県）（2 名　宮城県　～ 4/16） ・前橋市他（避難所等）支援物資配布 ・県内の旅館業営業者へ災害要援護者の協力宿泊施設の登録依頼	・厚労省から原木しいたけのモニタリング検査強化の通知 ・前橋市が風評被害を対象とした市単つなぎ資金創設
１４	木	・第 20 回震災支援本部開催 ・避難者の雇用等相談実施	・厚労省から焼骨の埋蔵等の特例措置の通知 ・農水省が飼料の放射性物質暫定許容値を設定
１５	金	・サーベイメーター等による前橋市、中之条町、片品村、邑楽町の空間放射線量定点観測結果を県ＨＰに公表開始 ・災害廃棄物受入可能量調査結果を環境省へ報告（県内で約 5 万ｔの受入可能） ・「総務省マルシェ」に参加し、県産農産物の安全性をＰＲ ・上毛新聞「くらしのＱ＆Ａ」に「震災がらみのトラブル」を掲載して注意喚起 ・宮城・福島県へ行政支援等のため県・市職員を派遣 （第 2 班：県 20 人、市 11 人　以降は大型バスにより定期的に送迎） ・前橋市他（避難所等）支援物資配布	・総務省が風評被害地域応援キャンペーン「総務省マルシェ」を中央合同庁舎 2 号館で開催 ・知的障害施設光洋愛成園利用者を、のぞみの園に受入れ（67 名）
１６	土	・淀橋市場被災地応援フェア（淀橋市場）に参加し、県産農産物の安全性をＰＲ	・群馬交響楽団震災復興支援コンサート開催 （高崎市：仙台フィルハーモニー管弦楽団と共演）
１７	日	・被災地（宮城県）における児童生徒及び教職員への相談業務のために臨床心理士を派遣（3名　～20日）	
１８	月	・ぐんまちゃん家で知事が、旅館女将と風評被害を防ぐため県内温泉地への誘客を行うとともに県産野菜をＰＲ ・グッドぐんまの旬の市（浅草）で知事が県産野菜のＰＲ ・県産きのこ（4 市町）の放射性物質検査実施（以後、4 月中に 2 回実施） ・伊勢崎市他（避難所等）支援物資配布	
１９	火	・築地市場で知事のトップセールスにより県産野菜をＰＲ ・県内水産物（養殖魚のコイ、ニジマス、ヤマメ、イワナ、アユ）放射能検査結果公表　→　全て検出せず ・東北地方太平洋沖地震被災への金融支援等説明会の開催 ・桐生市他（避難所等）支援物資配布 ・利根教育事務所管内の幼稚園、小・中学　校等の教職員を対象に、受入れに伴う学校（園）生活の支援に関する研修会を実施（59 名参加）	
２０	水	・第 2 回がんばろう群馬・産業支援本部開催 ・ぐんま観光元気宣言（知事名）を発表 ・中小企業ワンストップセンター（総合相談窓口）を設置 ・ＥＦＴＡ向け食品等輸出証明書受付開始 ・東日本大震災被害対策資金を創設（取扱開始 4/21 ～） ・県内中小企業への発注の協力を大企業等へ依頼 ・宮城県に県民ボランティア派遣（1 ～ 4 班、2 泊 3 日、各 20 名、　～ 4/28） ・高崎市（避難所等）支援物資配布 ・各教育事務所に対して被災児童生徒の管内の学校別の受入れ状況調査を実施	

４月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２１	木	・第 21 回震災支援本部開催 ・仮設住宅建設対応の建築技師を福島県(福島市)派遣(1 名交代制で～ 6/30) ・高崎市他（避難所等）支援物資配布	・「東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策群馬県協議会」（事務局：JA 群馬中央会）設立 ・藤岡土地改良区が牛秣貯水池、小宮池の災害復旧工事に着手 ・群馬交響楽団被災者慰問コンサート（高崎市）
２２	金	・風評被害対策等を求める「東日本大震災に関する緊急要望」を国等に提出 ・東京都庁で知事が都知事に県産農産物の安全性をＰＲ ・農地土壌調査のための土壌採取を開始 ・産業技術センター及び繊維工業試験場で工業製品の放射線測定試験を開始 ・災害救助法関係市町村説明会（同法に基づく経費の所要額調査） ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣 （第 3 班、県 20 、市 11 、町村 6 名） ・高崎市他（避難所等）支援物資配布 ・避難者支援だより(6 ～ 9 号)発行	・厚労省から大震災により被災した理美容師の訪問理美容の通知 ・農水省から延滞者等へのつなぎ融資に対する国の実質的保証実施の連絡
２３	土	・県民健康科学大学第 1 回緊急公開講座開催 （県内の放射線・放射能測定値の解説、放射線の人体への影響等） ・足尾鉱山堆積場崩落現場（渡良瀬川）復旧 ・旧保育大校内の保管支援物資仕分け整理(ボランティア、県職員) (4 ／ 23 、24 、30 、5 ／ 1 、2 、6 、7 、8 、9 、12 、16) ・片品村受入れ被災者を自然史博物館招待ツアー実施	
２４	日	・被災地（宮城県）における児童生徒及び教職員への相談業務のために臨床心理士を派遣(3名　～26日)	
２５	月	・秋篠宮殿下・同妃殿下が被災者激励のため御来県(東吾妻町) ・被災地支援のための県民ボランティア(第 2 期)募集 ・安中市他（避難所等）支援物資配布	
２６	火	・牧草等の放射性物質モニタリング検査実施　→　給与を控えるよう指示 ・大震災により被災した理美容師の訪問理美容について関係機関へ通知 ・昭和村他（避難所等）支援物資配布	・環境省から被災家庭動物の収容・保管のためのケージの配付の通知
２７	水	・第 1 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催 ・県内金融機関のトップを招集した金融懇談会を開催し、知事から金融の円滑化を要請 ・第 2 回受発注緊急支援連絡会議 ・国土交通省による災害査定(橋梁、砂防施設) ・災害救助法関係庁内説明会（同法に基づく経費の所要額調査） ・高崎市他（避難所等）支援物資配布 ・各市町村教育委員会に対して被災した児童生徒の受入れ状況調査を実施	・厚労省から原発事故による避難者に対する生活衛生関係営業者の対応の通知
２８	木	・第 22 回震災支援本部開催 ・技術対策等資料「用水確保が困難な場合における水稲の技術対策について」を県内生産者等に周知 ・シンガポール向け食品等輸出証明書受付開始 ・国土交通省による災害査定(都市公園) ・被災地（宮城・福島県内）へ支援物資搬送(18t) ・被災農業者受入れ情報等の収集･提供を発表	

４月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２９	金	・復興支援マルシェで県産野菜等を販売・ＰＲ（赤坂サカス） ・県産野菜応援即売会（高崎城南球場（群馬ダイヤモンドペガサス開幕戦）） ・茂原副知事･総務部長：福島県･宮城県庁等訪問（～ 5/1） ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣（第４班） ・避難者受入れ支援ｾﾝﾀｰ(伊勢崎)の相談機能を県庁内震災被災者支援室に移管	・厚労省から被災県への求償に係る事務処理の取扱いについて通知 ・日赤からの応急仮設住宅入居避難者への家電セット寄贈の通知
３０	土	・県産野菜応援即売会（正田醤油スタジアム（ザスパ草津開幕戦））	・厚労省から被災県あて応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借り上げの取扱について通知

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一覧

５月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
５／１	日	・「ぐんま広報」5 月号に知事メッセージや県内産業支援対策を掲載(5/1 発行) ・消費生活課広報誌「ぐんまくらしのニュース」に農産物等の安全性の記事を掲載し、風評に惑わされず、正しい情報による冷静な行動を呼びかけ ・県産農畜産物応援即売会（JA ビル）	・福島県の下水汚泥から 26,400 ﾍﾞｸﾚﾙ/kg の放射性ｾｼｳﾑ検出
２	月	・流域下水道 6 処理区の汚泥搬出先を追跡可能な再資源工場に限定 ・県内避難者受入れ 2,840 人 ・県営住宅(107 戸､広瀬第一)入居希望者募集開始 ・高崎市他（避難所等）支援物資配布 ・募金（665 千円）を日赤へ第 4 回送金 ・動物管理センターで被災家庭動物（猫）一時預かり開始(～ 8/17)	・国が制度資金における震災支援の特例措置の法律公布 ・内閣府から地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について通知（地盤の液状化による住家被害の判定方法）
３	火	・ＪＲ上野駅、秋葉原駅、大宮駅で県産農畜産物を販売（応援産直市～ 5/7）	
４	水		
５	木	・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(5/4 の検査結果) （以降、概ね 2 週間間隔で検査・公表）	
６	金	・第 23 回震災支援本部開催 ・牧草等の放射性物質モニタリング検査実施　→　給与を控えるよう指示 ・本県の放射線量の休日も公表する旨の変更報告 ・韓国及びマレーシア向け食品等輸出証明書受付開始 ・県産野菜応援即売会（高崎駅隣接会場（C61 車両　展示会)） ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣(第 5 班)	・厚労省から災害救助法の弾力運用(特別基準の設定)の通知
７	土		
８	日		・福島県から応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借り上げの実施要請
９	月	・原発事故による避難者に対する生活衛生関係営業者の対応について関係機関へ通知 ・宮城県に県民ボランティア派遣(5 ～ 8 班､2 泊 3 日､各 20 名､～ 5/17)	
１０	火	・群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合に災害時要援護者の協力宿泊施設の追加登録を依頼 ・伊勢崎市（避難所等）支援物資配布 ・自然史博物館で陸前高田市立博物館から預かった被災昆虫標本（435 点）の修復活動を開始	
１１	水	・避難者住環境改善施策等市町村説明会(観光庁スキームの適用等) ・被災者(福島県)に対する生活家電セット支援について市町村等へ協力要請 ・福島県からの避難者意向調査結果公表 ・被災地（宮城県内）へ支援物資搬送(2t) ・関根前県議会議長：福島県訪問	・厚労省から茶（生茶葉）のモニタリング検査強化の通知 ・宮城県から応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借り上げの実施要請
１２	木	・技術対策等資料「放射性物質が検出された野菜の廃棄方法」を県内生産者等に周知 ・安全な牛乳・牛肉等の生産のための牧草等の放射性物質調査説明会開催（市町村関係団体・県機関） ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(5/9 採取の検査結果)	・国土交通省から「福島県内の下水処理副次産物の当面の取り扱いに関する考え方」の通知 ・群馬交響楽団移動音楽教室被災者招待（東吾妻町）

５月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１２	木	・知事が高崎城山団地､のぞみの園に避難している被災者激励 ・被災地（福島県内）へ支援物資搬送(4t)	
１３	金	・池本副知事が東吾妻町等への避難者激励 ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣(第 6 班) ・高崎市（避難所等）物資配布 ・避難者支援だより(10 ～ 12 号)発行	・環境省から福島第一原発から半径 20Km 圏内の警戒区域への住民の一時立入りに伴うペット保護活動への人材派遣等協力依頼の通知 ・群馬交響楽団移動音楽教室被災者招待（東吾妻町）
１４	土	・県民健康科学大学第２回緊急公開講座開催 （県内の放射線・放射能測定値の解説、放射線の人体への影響等） ・放射性物質を含む下水汚泥の処理状況公表	・福島県から各県に対し厚労省との協議結果としての災害救助法特別基準の通知
１５	日	・県内水産物(神流川､利根川のアユ)放射能検査実施	
１６	月	・第３回がんばろう群馬･産業支援本部開催 ・タイ向け食品等輸出証明書受付開始 ・牧草検査（第２回）結果を公表　→東毛・中西毛地域の牧草給与の自粛解除 ・農地・農業施設の災害復旧事業研修会開催 （対象者：県、市町村、土地改良区） ・高崎市（避難所等）支援物資配布	・厚労省から荒茶、淡水魚、シラス、たけのこ、山菜のモニタリング検査強化の通知 ・国土交通省通知「福島県内の下水処理副次産物の当面の取り扱いに関する考え方」を本県も使用したい旨の要望 ・福島県から本県に対し避難者受入れに係る災害救助法の弾力運用の通知
１７	火	・「東日本大震災における災害要援護者に対する支援事業実施に係る協定書」を県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結（「観光庁スキーム」実施） ・被災地（福島県内）へ支援物資搬送(8t)	・原子力災害対策本部から「原子力被災者への対応に関する当面の取り組み方針」提示 ・緊急消防援助隊陸上部隊を福島県相馬市へ派遣 (6 隊 13 人、5/17 ～ 29)
１８	水	・がんばろう群馬！農産物フェア（日本橋プラザ～ 5/19）で県産農産物の安全性ＰＲ ・農水省による災害復旧事業査定（鳴沢貯水池、大谷池、他 2 貯水池　～ 19 日） ・中小企業ワンストップセンター出張相談会（前橋） 対象　震災により何らか影響を受けている県内中小企業（全業種） ・５月定例県議会において、大規模地震対策特別委員会を設置	
１９	木	・第 24 回震災支援本部開催 ・県内水産物(神流川､利根川のアユ)の放射能検査結果公表	・岩手県から応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借り上げの実施要請
２０	金	・各市町村あて「文部科学省のホームページに掲載された情報について」（児童生徒が受ける線量をできるだけ低く抑えるために取り得る学校等における生活上の留意事項）を通知し、保育所等に情報提供 ・ハンディー型線量計による空間放射線量広域調査を開始（～ 5/22 県内 92 地点） ・内閣総理大臣、内閣官房長官及び経済産業大臣に対して、夏期の電力需給対策に係る要望を提出 ・県内金融機関を訪問し、県制度融資と東日本大震災復興緊急保証を活用した資金繰りの一層の円滑化を要請（～ 5/27） ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣(第７班) ・被災者(岩手県･宮城県)に対する生活家電セット支援について市町村等へ協力要請	・北関東３県で国に対し下水道汚泥の処理方針の明確化を要望 ・5/16 の下水処理副産物の取扱いに関する考え方の要望について当該基準を使用しても差し支えないとの回答 ・各政府機関及び政党へ「放射性物質が検出された下水汚泥等の安全な取扱い方策に係る緊急要望」を栃木県と連名で実施
２１	土		

５月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２２	日	・「買って食べて、応援しよう in 築地」（築地市場）で県産農産物の安全性ＰＲ ・みどり市他受入れ被災者をぐんま昆虫の森招待ツアー施	
２３	月	・牧草検査（第 3 回）結果を公表　→ 北毛地域の牧草給与の自粛なし ・「ぐんまのものづくりは元気です」パンフレットの作成配布 ・福島県の要請により、心のケアチーム派遣(郡山)を延長 (6 ～ 8 班、5 名～ 6/10) ・高崎市（避難所等）支援物資配布 ・県内避難者向けの情報提供に係る市町村との意見交換（前橋市・高崎市）	
２４	火	・ハンディー型線量計による空間放射線量広域調査結果を県ＨＰに公表 ・福島県松本副知事来県　→　被災者の受入れ御礼等 ・被災地（宮城県内）へ支援物資搬送(2t) ・伊勢崎市（避難所等）支援物資配布	
２５	水	・渋川市内の茶（生葉）から暫定規制値を超える放射線セシウム検出を発表 →　渋川市産の茶の出荷自粛を要請 ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(5/12 ～ 20 採取の検査結果) ・尾瀬国立公園内の東京電力所有地を売却しないよう求める要望書を東京電力㈱と内閣総理大臣に提出	・関東地方知事会で国に対し、「東日本大震災に係る要望」を提案・要望することを決定 ・関東農政局によるブロック会議 （震災支援のための制度資金特例措置の説明）
２６	木	・第 25 回震災支援本部開催 ・東京電力㈱から尾瀬内所有地の売却は考えていないと回答 ・災害救助費の請求に係る市町村説明会	
２７	金	・小学校 5 校の校庭の空間放射線量の定点測定開始（週 2 回） ・大応援物産フェア（丸ビルマルキューブ）で県産農産物の安全性ＰＲ ・制度資金担当者説明会において、東日本大震災緊急対策資金及び国の制度資金特例措置を融資機関、市町村へ説明 ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣 （第 8 班～ 6/3 金、第 9 班からは木曜出発へ変更） ・被災地（宮城県内）へ支援物資搬送(4t) ・みなかみ町（避難所等）支援物資配布	
２８	土	・全公立学校及び幼稚園の校庭（園庭）の空間放射線量の測定開始 ・県民ボランティア派遣リーダーの活動報告会開催 （災害ボランティアぐんま参加）	
２９	日		・緊急消防援助隊群馬県隊の活動終了（3/11 ～ 5/29 延べ 3,140 人日）
３０	月	・東部地域農畜産物・温泉ＰＲ（ぐんまちゃん家） ・県ＨＰに被災地の災害ボランティア情報の掲載(5/30 ～)	
３１	火	・中小企業ワンストップセンター出張相談会（太田） 対象　震災により何らか影響を受けている県内中小企業（全業種） ・各市町村教育委員会に対して東日本大震災に伴う節電と震災を教材として活用する授業の推進を通知 ・片品村（避難所等）支援物資配布 ・県立美術館・博物館、ベイシア文化ホールに設置した募金箱の義援金（3/29 ～）を NPO・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ推進課に送付（来館者分 97,914 円） ・避難者支援だより(13 ～ 15 号)発行	

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一 覧

６月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
６／１	水	・ファベックス 2011 食の復興支援ブース（幕張メッセ）に出展し、県産農産物をＰＲ（～ 6/3） ・県内避難者受入れ 2,573 人 ・沼田市（避難所等）支援物資配布 ・募金（414 千円）を日赤へ第 5 回送金	
２	木	・第 26 回震災支援本部開催 ・横浜開港祭「東日本物産展」（横浜赤レンガパーク）で県産農産物の安全性ＰＲ ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣（第 9 班） ・高崎市（避難所等）支援物資配布	・厚労省から荒茶、製茶のモニタリング検査強化の通知
３	金	・被災地（宮城県内）へ支援物資搬送（4t） ・太田市他（避難所等）支援物資配布	
４	土		
５	日	・「ぐんま広報」6 月号に家庭の節電対策を掲載（6/5 発行）	
６	月		
７	火	・被災者（茨城県）に対する生活家電セット支援について市町村等に協力要請 ・片品村（避難所等）支援物資配布	
８	水	・第 3 回受発注緊急支援連絡会議の開催 ・5 月定例県議会大規模地震対策特別委員会を開催 →　委員会において政府関係機関に対する、震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書、津波対策推進法案の早期成立を求める意見書を発議することを決定	・関東農政局が県内で市町村対象に国一次補正（制度資金特例措置）の説明
９	木	・第 27 回震災支援本部開催（資料配付） ・第 2 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催 ・サーベイメーターによる川場村の空間放射線量定点観測結果を県ＨＰに公表開始 ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表（6/1 ～ 3 採取の検査結果） ・群馬県節電応援プログラム策定、公表 ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣（第 10 班） ・各市町村教育委員会、特別支援学校に対して被災した児童生徒への上毛かるた等の贈呈について依頼	
１０	金	・公立学校のプール水の放射性物質の測定開始 ・県内避難者向けの情報提供に係る市町村との意見交換（太田市） ・5 月定例県議会本会議で意見書を全会一致で可決 →　議長から政府関係機関へ直ちに提出することを決定	・藤岡土地改良区が牛秣貯水池の災害復旧工事を完了
１１	土		
１２	日		

６月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１３	月	・県内保育所、私立幼稚園・小・中・高校等の放射線量測定開始 ・県内水産物(神流川のヤマメ)の放射能検査結果公表　→　検出せず ・避難者支援だより(16 号)発行	・農水省が職員食堂において本県産食材を活用した特別メニューを提供する「ぐんま応援フェア」を開催（農水省食堂～ 7/8）
１４	火	・麦の放射性物質検査を開始 ・中小企業ワンストップセンター出張相談会（桐生） 　対象　震災により何らか影響を受けている県内中小企業（全業種） ・被災者に発行される「震災特例旅券」にかかる県発給手数料を無料とするための条例を専決処分により制定 ・高崎市（避難所等）支援物資配布	
１５	水	・(財)群馬県老人クラブ連合会の機関誌に震災に便乗した悪質商法の記事を掲載し注意を喚起	
１６	木	・第 28 回震災支援本部開催 ・第 4 回がんばろう群馬･産業支援本部開催 ・広域調査結果で空間放射線量の高かった地点の追加調査結果を県ＨＰに公表 ・各市町村教育委員会に対して「東日本大震災にかかる各学校園の取組状況について」の調査を実施 ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣(第 11 班)	・厚労省から放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方の通知 ・国土交通省から放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方の通知 ・環境省が放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方を示す。
１７	金	・水質浄化センターから搬出される汚泥の放射性物質の数値が低下したため一部の汚泥の搬出を再開（搬出先：セメント工場） ・計画停電に係る化製場の適用除外を経済産業省に要請 ・被災した児童生徒の心のケアを図るために、県内の28小学校、5中学校にスクールカウンセラーを派遣（～H24.3.2）	
１８	土		
１９	日		
２０	月	・来院者の安全・安心のため県立病院で病院敷地の空間放射線量測定を開始 ・高崎市（避難所等）支援物資配布	
２１	火		
２２	水	・各市町村へ千葉県に対する救助の実施を依頼 ・県内避難者向けの情報提供に係る市町村との意見交換（沼田市）	・千葉県から各都道府県へ災害救助法に基づく応援要請
２３	木	・第 29 回震災支援本部開催 ・企業局浄水場発生土の放射性物質検査結果を公表 ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣(第 12 班) ・沼田市（避難所等）支援物資配布 ・県内避難者向けの情報提供に係る市町村との意見交換 （桐生市・伊勢崎市・館林市）	
２４	金	・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(6/17 採取の検査結果) ・県立高等学校・県立中等教育学校に対して、震災に係る授業や部活動等の対応について調査実施 ・公営住宅、民間住宅等に居住する避難者の夏季における健康管理について各市町村及び関係機関に注意喚起と協力要請 ・避難者支援だより(17 号)発行	
２５	土	・東部地域農畜産物・温泉ＰＲ（上里ＳＡ）	・群馬交響楽団定期演奏会被災者招待（高崎市）

６月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２６	日		・伊勢崎市が「避難者交流会」を開催（市役所） ・群馬交響楽団被災地支援演奏会（宮城県石巻市）
２７	月	・中小企業ワンストップセンター出張相談会（高崎） 対象　震災により何らか影響を受けている県内中小企業（全業種）	
２８	火	・高山村他（避難所等）支援物資配布	・県内避難者支援に係る群馬県広域桐生福島県人会との意見交換
２９	水	・桐生市内の茶（荒茶）から暫定規制値を超える放射性セシウム検出を発表 →　桐生市産の茶の出荷自粛を要請 ・石巻市牡鹿町おしかホエールランド等にて標本等の救済活動（～ 7/1） （自然自然史博物館　文化財レスキュー事業）	
３０	木	・第 30 回震災支援本部開催 ・第 5 回がんばろう群馬･産業支援本部開催 ・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の空間放射線量の測定結果公表（第 1 回） ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣（第 13 班）	・原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から桐生市、渋川市産の茶の出荷停止指示 ・厚労省から水道水中の放射性物質のモニタリング方針の改訂の通知

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一覧（時系列）

７月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
７／１	金	・夏期の電力使用制限において変則操業を行うと畜場・食鳥処理場への弾力的検査協力（～ 9/2）（食肉衛生検査所） ・技術対策等資料「来年に向けた茶園管理」を県内生産者等に周知 ・グッド群馬の農産物フェア（ぐんまちゃん家）で県内農産物の安全性ＰＲ（～ 7/2） ・ブラジル向け食品等輸出証明書受付開始 ・高浜発電所ガスタービン発電再開（電力不足対応） ・保健師・管理栄養士派遣（南相馬）（～ 8/22、順次派遣） ・災害復旧対応の土木技師を福島（郡山･須賀川）派遣（4 名､～ 3/31） ・県内避難者受入れ 2,611 人 ・募金（141 千円）を日赤へ第 6 回送金	
２	土	・県産野菜即売会（ググッとぐんま高崎駅わくわくフェスタ（高崎駅）でＰＲ（～ 7/3）	
３	日		
４	月	・技術対策等資料「お茶に含まれる放射性セシウム濃度の低減に向けた対応について」を県内生産者等に周知 ・関係市町村教育委員会に対して、被災児童生徒へのボリショイサーカス招待券の配付依頼	
５	火	・被災地（福島県）へ支援物資搬送（2t）	
６	水		・待機 DMAT の派遣（～ 7/12）
７	木	・第 31 回震災支援本部開催 ・第 6 回がんばろう群馬！産業支援本部開催 ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣（第 14 班）	・厚労省から牛肉のモニタリング検査の強化の通知
８	金	・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表（6/30 採取の検査結果） ・県民ボランティア参加者へのアンケート調査（7/8 ～ 31）	・福島県南相馬市が市民の帰還計画と避難所からの退所措置について、避難所開設自治体へ通知 ・福島産牛肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出
９	土		
１０	日		
１１	月	・フランス領ポリネシア向け食品等輸出証明書受付開始 ・片品村（避難所等）支援物資配布	
１２	火	・県営住宅及び公社賃貸住宅入居者へのエアコン設置希望調査	・福島県が厚生労働大臣へ国庫負担で雇用促進住宅等へエアコン等を設置するよう緊急要請 ・藤岡土地改良区が小宮池の災害復旧工事を完了
１３	水	・第４回受発注緊急支援連絡会議の開催 ・県議会大規模地震対策特別委員会が、宮城県、福島県内の被災地等を訪れ、現地調査を実施（～ 7/14）	
１４	木	・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の空間放射線量の測定結果公表（第 2 回） ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣（第 15 班） ・避難者支援だより（18 号）発行	・東吾妻町他避難所にて、南相馬市帰還計画説明会が開催（8 月末を目途に避難所退所等の方針が示される）

７月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１５	金	・県内に放射性物質汚染稲わらを給餌された牛の肉の流通が確認されたため、流通調査を開始 ・県内牛飼養農家全戸の稲ワラ等利用に関する調査開始 ・診療放射線技師派遣(福島県)（～ 7/31、計 3 班派遣） ・群馬県読み聞かせグループ連絡協議会（事務局：県立図書館）が被災地へ図書支援	・厚労省から雇用促進住宅の応急仮設住宅としての取扱いの通知
１６	土		
１７	日		・農水省からつなぎ融資のチラシ送付
１８	月		・厚労省から放射性物質汚染稲わら給与の可能性がある牛の個体識別番号の公表と検査実施の通知
１９	火	・汚染稲わらが県内に流通していたことを公表	・厚労省から計画停電の実施又は大規模停電の発生時の水道施設における対応の通知
２０	水	・一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の放射性物質測定結果公表（第 1 報） →　対象施設 22 施設中 13 施設報告有り 1 施設 8,000Bq/kg 超（埋め立てせず施設内に一時保管） ・県内肥育牛農家の全戸 1 頭検査の実施を公表 ・各農業事務所家畜保健衛生課に相談窓口を設置	・厚労省から暫定規制値を超える牛肉の流通防止の対応にの通知 ・全国知事会から地方自治法に基づく職員派遣要請（第 1 回　福島県から要請） ・みなかみ町の避難所閉鎖
２１	木	・第 32 回震災支援本部開催（資料配付） ・第 7 回がんばろう群馬！産業支援本部開催 ・県内と畜場で処理された県内産牛の全頭検査を実施する方針を表明 ・県内(高崎市)の 1 農場で飼養された牛(13 頭)に放射性物質汚染稲わらが給餌され、県外出荷されたことが判明したため、出荷先自治体に調査を依頼 ・中小企業ワンストップセンター出張相談会（渋川） 対象　震災により何らか影響を受けている県内中小企業（全業種） ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣(第 16 班)	
２２	金	・農産物等への補償・風評被害対策や放射性物質の検査体制の強化、安定的な電力供給確保等を求める「東日本大震災に関する要望」を国等に提出 ・上下水処理等副次産物の処理を行う廃棄物処理施設の放射能濃度監視を施設管理者に依頼 ・ぐんまるごとキャンペーン（赤坂サカス）で県産農畜産物をＰＲ（～ 7/24） ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(7/13 採取の検査結果)	・福島県が県内被災者支援に関するロードマップを公表（10 月末までに全避難所閉鎖等）
２３	土		
２４	日		
２５	月	・牛以外の食肉に供される家畜(馬・緬山羊・豚・家禽)の飼養管理状況調査開始	
２６	火		・全国知事会「日本の再生に向けて－東日本大震災復興への提言」について国に要望 ・県農協中央会が県に対し牛肉の放射性物質汚染に対する東日本大震災緊急対策資金拡充を要請
２７	水	・牛肉の全頭検査実施を公表 ・ぐんま夏野菜フェア（県庁県民ホール）で県産農産物をＰＲ	

７月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２８	木	・第 33 回震災支援本部開催 （次週から震災支援連絡調整会議へ移行） ・第 8 回がんばろう群馬！産業支援本部開催 ・技術対策等資料「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」を県内生産者等に周知 ・県内牛飼養農家に堆肥利用・流通の自粛を要請 ・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の空間放射線量の測定結果公表（第 3 回） ・中小企業ワンストップセンター出張相談会（伊勢崎） 対象　震災により何らか影響を受けている県内中小企業（全業種） ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣(第 17 班)	・県内と畜場で処理された県内産牛の全頭検査を実施する旨の方針を表明（どこが表明？記載者が不明、農政部）
２９	金	・県内(太田市)の 1 農場で飼養され、放射 性物質汚染稲わらが給餌された牛(406 頭)の肉について、安全性を確認・公表 ・風評被害の損害賠償対象地域に群馬県を入れるよう文科省に要望 ・各市町村教育委員会に対して東日本大震災にかかる各学校園での取組調査結果を踏まえた指導について通知 ・避難者支援に関する市町村担当者会議 →　応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借り上げの実施等について説明 ・社団法人全国賃貸住宅経営協会あて応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借り上げ制度の開始に伴う本県民間賃貸住宅情報の周知について依頼 ・高崎市他（避難所等）支援物資配布 ・県議会大規模地震対策特別委員会を開催、審査を実施	・厚労省から牛の全頭検査及び全戸検査計画に関する基本的対応方針の通知
３０	土		
３１	日	・警戒区域内でのペット保護活動に職員派遣（獣医師）（～ 8/5） ・牛肉の全頭検査を開始	・群馬交響楽団東毛定期演奏会被災者招待（太田市）

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一 覧

８月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
８／１	月	・県内避難者受入れ 2,297 人 ・民間賃貸住宅借り上げ制度入居者募集開始（～ 23 年度末） ・避難者支援だより(19 号)発行	・農水省から飼料の放射性物質暫定許容値の改正通知
２	火	・中西毛及び東毛地域の 23 年産麦わらの検査を実施 →　検査結果は全地域で暫定許容値以下だったため、利用自粛を解除 ・桐生市（避難所等）支援物資配布 ・募金（115 千円）を日赤へ第 7 回送金	・「総合モニタリング計画」の公表（モニタリング調整会議）
３	水	・各市町村あて「保育所入所児童が受ける放射線量をできるだけ低く抑えるための留意事項について」を通知し保育所等へ周知	
４	木	・第 1 回震災支援連絡調整会議 ・第 3 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催 ・一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の放射性物質測定結果公表（第 2 報） → 8 施設追加報告、対象施設 22 施設中 21 施設報告済み 2 施設 8,000Bq/kg 超（1 施設追加）（埋め立てせず施設内に一時保管） ・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の空間放射線量の測定結果公表（最終） ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣(第 18 班)	・福島県から放射線被ばくに関する風評被害による人権侵害の防止について」要請 →　各所属及び各市町村に要請を周知し依頼 ・市町村が福島県からの避難者の火葬状況を把握するために火葬台帳を作成（～ 8/11）
５	金	・県内水産物(ギンヒカリ)の放射能検査結果公表　→　検出せず ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(7/22 ～ 28 採取の検査結果)	・「原子力損害賠償紛争審査会」が「原子力損害の判定等に関する中間指針」をとりまとめ（観光業の風評被害について本県も対象地域として認められる）
６	土		
７	日	・食肉衛生検査所に簡易測定器を設置し、県内のと畜場で処理される全ての牛の肉について、放射性物質の検査（全頭検査）を開始	
８	月	・一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の放射性物質測定結果公表（第 3 報） → 1 施設追加報告　対象施設 22 施設全施設報告済（1 回目） 2 施設 8,000Bq/kg 超（変化無し）（埋め立てせず施設内に一時保管） ・「東日本大震災に伴う福島県への災害復旧応援短期派遣職員（土木技師）報告会」開催 ・緊急スクールカウンセラー派遣事業で被災した児童生徒を受入れている学校へ配置したスクールカウンセラーに対する研修会を実施	・災害廃棄物の処理に関する特措法施行 ・群響夏休みコンサート被災者招待（大泉町）
９	火	・北毛地域の 23 年産麦わらの検査を実施 →　検査結果は全地域で暫定許容値以下のため、利用自粛を解除 ・国からの牛ふん堆肥の検査方法を公表し、北毛地域の利用自粛を解除 ・被災地（宮城県内）へ支援物資搬送(2t)	
１０	水	・第 2 回震災支援連絡調整会議 ・第 4 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催 ・県立高等学校・県立中等教育学校に対して、震災に係る授業や部活動等の対応について調査結果を通知 ・各市町村教育委員会に対して被災した児童生徒の受入れ状況調査を実施	

８月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１１	木	・サーベイメータによる桐生市内の空間放射線量測定を終了（測定は群馬大学が実施） ・産業技術センターで国内取引向け加工食品の放射線量簡易測定試験を開始 ・県内本店金融機関及び足利銀行を訪問し資金繰りの円滑化を要請（～ 8/26） ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣（第 19 班）	・厚労省から「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の通知 ・環境省が災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインを示す ・「岩手県東日本大震災津波復興計画」策定
１２	金	・米の検査計画について市町村・農業協同組合等に説明、検査前の出荷等自粛について要請 ・麦の放射性物質検査を終了　→　全ての検体で安全性が確認された ・延滞農業者等向け国つなぎ資金特別保証制度説明会を開催 ・福島県からの避難者の火葬台帳を取りまとめ、福島県へ報告	
１３	土		
１４	日		
１５	月	・県民ボランティア参加者アンケート調査取りまとめ	
１６	火		
１７	水	・一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の放射性物質測定結果公表（第 4 報） → 8,000Bq/kg 超の 1 施設 2 回目報告（結果は、8,000Bq/kg 以下） 8,000Bq/kg 超は、1 施設（埋め立てせず施設内に一時保管は、2 施設継続） ・夏作飼料作物(青刈りトウモロコシ等)について、中西、東毛地域の検査実施 →検査結果は全て検出されなかったため、利用自粛を解除 ・牛ふん堆肥の検査を実施　→　東毛地域の利用自粛を解除	・福島県南相馬市が「復興ヴィジョン」決定
１８	木	・第 3 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・牛ふん堆肥の検査を実施　→　中毛地域の利用自粛を解除 ・入院患児の安全・安心のため、小児医療センターにおいて給食材料の放射性物質検査を開始 ・宮城･福島県へ行政支援等のため県・市町職員を派遣（第 20 班）	
１９	金	・夏作飼料作物について、北毛地域の検査実施 →結果は全て検出されなかったため、利用自粛を解除 ・桐生市（避難所等）支援物資配布	
２０	土	・観光業の風評被害について、観光協会や団体等を対象とした「原子力損害の判定等に関する中間指針」説明会を開催	・群馬弁護士会主催「東日本大震災原子力損害賠償についての市民向け説明会」開催（定員 300 人）
２１	日		・群馬交響楽団夏休みコンサート被災者招待（前橋市）
２２	月	・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(8/5 ～ 11 採取の検査結果) ・治山事業の設計積算業務支援で林業技師を派遣(福島県県南農林事務所) (1 名　～ 9/2)	・「小さな村、片品村で起こったこと」写真展（片品むらんてぃあ主催)が県庁で開催（～ 24 日）
２３	火	・一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の　放射性物質測定結果公表（第 5 報） → 8,000Bq/kg 超の残り 1 施設 2 回目、3 回目報告 （結果は 8,000Bq/kg 以下、8,000Bq/kg 超は 0 施設） （ただし、埋め立てせず施設内に一時保管は、2 施設継続） ・中・西毛地域の稲発酵粗飼料の検査実施 ・牛ふん堆肥の検査を実施　→　西毛地域の利用自粛を解除 ・「暮らしと防災講演会～東日本大震災の教訓を生かすために～」開催	・本県防災ヘリコプターを使用し、文科省が航空機によるモニタリングを県内で開始。（～ 9/8）

８月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２３	火	・避難者支援だより(20 号)発行	
２４	水	・中・西毛地域の稲発酵粗飼料の検査結果公表　→　検査結果は全て検出せず	・福島県から災害救助法に基づく救助の応援要請について救助の一部終了の通知（学用品の供与） ・ＭＴＪ公演（高崎市：被災した仙台フィルを招いて群響と共演）
２５	木	・第 4 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・第 5 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催	
２６	金	・米の放射性物質検査を開始 ・宮城県災害対策本部連絡員駐在を終了 ・宮城･福島県へ行政支援等のための県・市町職員派遣を終了	・「除染推進に向けた基本的考え方」「除染に関する緊急実施基本方針」「市町村による除染実施ガイドライン」公表（ともに原子力災害対策本部） ・厚労省から「保育所等の園舎・園庭等の線量低減について」の通知
２７	土		
２８	日		
２９	月	・県内水産物(赤城大沼のワカサギ)の放射能検査結果公表 →暫定規制値を超える放射性セシウムを検出 →主要ワカサギ漁場の解禁延期もしくは採捕自粛を農政部長名で要請 →赤城大沼のウグイ、コイ、マス類の採捕自粛を農政部長名で要請	
３０	火	・高山村（避難所等）支援物資配布 ・避難者支援だより(21 号発行)	・放射性物質汚染対処特別措置法公布（H24.1.1 全面施行） ・厚労省から野生鳥獣の肉のモニタリング検査強化の通知 ・農水省が農地土壌の放射性物質濃度分布図を公表
３１	水	・知事、陸上自衛隊第 12 旅団長、前橋赤十字病院高度救命救急センター長の 3 者鼎談を上毛新聞「暮らしと防災特集」に掲載	・厚労省から野生キノコのモニタリング検査強化の通知 ・草津町の避難所閉鎖

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一 覧

９月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
９／１	木	・第 5 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・宮城県へ災害復旧支援派遣（農業土木職員 1 名～ 3/31） ・募金（52 千円）を日赤へ第 8 回送金	
２	金	・サーベイメータ等による前橋市、中之条町、片品村、川場村、邑楽町の空間放射線量定点観測を終了 ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表（8/19 ～ 24 採取の検査結果） ・治山事業の設計積算業務支援で林業技師を派遣（福島県県南農林事務所）（１名　～ 9/16）	・全国知事会から地方自治法に基づく職員派遣要請（第 2 回　岩手県・宮城県・福島県から要請）
３	土		
４	日		
５	月	・エネルギー補償型サーベイメータによる前橋市、中之条町、沼田市、太田市の空間放射線量定点観測結果を県ＨＰに公表開始 ・エネルギー補償型サーベイメータによる空間放射線量広域調査を開始（～ 10/3） ・こんにゃくの放射性物質検査を開始 ・早場米地域における 23 年産稲わらの検査を実施 →検査結果は検出されなかったため利用自粛を解除	
６	火	・企業局がゲルマニウム半導体検査器機を購入し、水質検査センターで検査を開始	・厚労省からクリのモニタリング検査強化の通知
７	水	・一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の放射性物質測定結果公表（第 6 報） → 8,000Bq/kg 超の施設　1 施設は 3 回目、1 施設は 4 回目報告有り。 結果は、8,000Bq/kg 以下 2 施設の埋立再開は検討中 ・産業廃棄物焼却施設における焼却灰等の放射性物質の測定結果の公表（第 1 報）→ 8,000Bq/kg 超の施設なし ・東日本大震災緊急対策資金制度改正（県外と畜場における牛肉検査費用追加） ・県内避難者受入れ 2,078 人 ・県議会産経土木常任委員会が、宮城県内の被災地等を訪れ現地において調査を実施	・岩手県から災害救助法に基づく救助の応援要請について救助の一部終了の通知（飲料水の供給等）
８	木	・第 6 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・第 6 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催 ・県内で捕獲した野生獣肉の放射性物質検査を開始 ・県内水産物（赤城南面養殖場のニジマス、コイ）の放射能検査結果公表 →全て検出せず	
９	金	・市町村研修会「男女共同参画の視点からの震災対応」開催 ・し尿処理施設へ汚泥焼却灰等の放射性セシウム濃度の測定依頼（群馬県独自） ・野生きのこの放射性物質検査実施、以後、県産きのこを中心に定期的に実施 ・東日本大震災緊急対策資金制度改正に係る融資機関への説明会開催	
１０	土		
１１	日		

９月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１２	月	・県内水産物(バラギ湖、梅田湖、鮎川湖、赤城大沼のワカサギ、ウグイ)の放射能検査結果公表 →赤城大沼のワカサギ、ウグイから暫定規制値を上回る放射性セシウムを検出、他は暫定規制値を下回る →バラギ湖、梅田湖、鮎川湖、神流湖の解禁延期要請を解除 →赤城大沼のワカサギの解禁延期要請を継続 →赤城大沼のウグイの採捕自粛要請を継続 ・実需者意見交換会（横浜）で知事が県産農畜産物の安全性をＰＲ ・第１回福島県からの避難者受入関係県連絡会議出席（福島県） ・高崎市（避難所等）支援物資配布	
１３	火	・県内水産物(丸沼、荒船湖のワカサギ)の放射能検査結果公表 →全て検出せず →丸沼の採捕自粛要請を解除 →荒船湖、碓氷湖、大塩湖、丹生湖の解禁延期要請を解除 ・知事トップセールス（横浜市中央卸売市場）で県産農産物をＰＲ ・各市町村教育委員会に対して「東日本大震災を教材として活用した授業等」の送付 ・安中市（避難所等）支援物資配布	
１４	水	・県信連主催「担い手リーダー会議」で、東日本大震災緊急対策資金制度改正等をＪＡ担当者に説明	
１５	木	・第７回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(8/31 ～ 9/7 採取の検査結果)	・全国知事会「第３次補正予算に向けた緊急要請」を国に要請
１６	金	・福島県災害対策本部連絡員駐在を終了	・総務省が原発避難者特例法に基づく指定市町村を告示
１７	土	・県産牛肉即売会（みのり感謝祭２０１１（グリンドーム前橋））でＰＲ ・中西、東毛地域の夏作飼料作物(青刈りトウモロコシ等）の検査実施 →検査結果は全て検出されなかったため利用自粛を解除	
１８	日	・県産牛肉即売会（ぐんまのグルメ大集合（華蔵寺公園））でＰＲ(～ 8/19)	
１９	月		
２０	火	・上下水処理等副次産物の処理施設における放射性物質の測定結果の公表（第１報） →対象施設６施設中、排出水が線量限度超え１施設（排出水の排水を停止） ・県内水産物(赤城大沼のイワナ)の放射能検査結果公表 →暫定規制値を上回る放射性セシウムを検出 →赤城大沼のイワナの採捕自粛要請を継続 ・北毛地域の稲発酵粗飼料の利用自粛の解除	
２１	水		・全国知事会「第三次補正予算に向けた緊急要請」を国にに要請 ・東京電力㈱が観光業の風評被害について賠償額算定基準などを発表

９月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２２	木	・第 8 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・第 7 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催（資料配付） ・県内水産物(赤谷湖、草木湖のワカサギ)の放射能検査結果公表 →全て暫定規制値を下回る →赤谷湖、藤原湖、奥利根湖の採捕自粛要請を解除 →草木湖の解禁延期要請を解除 ・県庁観光物産課に、観光業の風評被害に係る賠償請求等についての相談窓口設置	
２３	金		
２４	土		
２５	日		
２６	月	・農業技術センターにゲルマニウム半導体検出器導入 ・北毛地域の 23 年産稲わらの利用自粛の解除 ・「観光業等の風評被害に係る損害賠償請求手続等に関する説明会」を開催（～ 9/29　県内 6 カ所（県庁及び 5 県民局)）	・群馬交響楽団被災地支援演奏会（宮城県登前市）
２７	火	・航空機モニタリングで空間放射線量の高かった地点の緊急調査結果を県ＨＰに公表	・文科省及び群馬県による航空機モニタリングの測定結果公表
２８	水		・千葉県から災害救助法に基づく救助の応援要請の終了について通知 ・群馬交響楽団被災地支援演奏会（宮城県名取市 2 回）
２９	木	・第 9 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・第 8 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催（資料配付） ・県内水産物(薗原湖のワカサギ)の放射能検査結果公表 →　検出せず　→　薗原湖の採捕自粛要請を解除 ・東毛地域の 23 年産稲わらの利用自粛の解除 ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(9/15 ～ 9/22 採取の検査結果) ・東京電力㈱に対し、9/21 発表の基準を見直すよう要望書を提出	・福島県からロードマップに基づく 10 月末までの避難所閉鎖について通知 ・片品村の避難所閉鎖
３０	金	・県内各地の商工会、商工会連合会、商工会議所に、観光業の風評被害に係る賠償請求等についての相談窓口を設置 ・県立美術館・博物館、ベイシア文化ホールに設置した募金箱の義援金（6 月～ 9 月末分）を NPO・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ推進課に送付（来館者分 29,541 円）	

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一 覧

１０月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
10／1	土	・福島県原子力賠償支援課へ地方自治法に基づく職員派遣（1 名、～ 3/31）	
2	日	・「ぐんま広報」10 月号で放射性物質の検査体制を紹介	・群馬交響楽団被災地支援楽器セミナー（岩手県陸前高田市）
3	月	・農業技術センターでゲルマニウム半導体検出器による放射性物質の測定開始 ・募金（78 千円）を日赤へ第 9 回送金（募金合計 3/14 ～ 9/30　16,209,923 円）	
4	火	・第 5 回受発注緊急支援連絡会議の開催 ・陸前高田市立博物館被災地質標本の救済活動（～ 10/7） （自然史博物館※文化財レスキュー事業）	・「小さな村、片品村で起こったこと」写真展（片品むらんてぃあ主催）が利根沼田県民局で開催
5	水	・県内避難者受入れ 2,076 人 ・桐生市（避難所等）支援物資配布 ・米の放射性物質検査を終了 →全ての検体で安全性が確認されたため、県産米の安全宣言	
6	木	・第 10 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・エネルギー補償型サーベイメータによる県内 149 地点の空間放射線量広域調査を県 HP に公表 ・河川、小沼の放射性物質の環境調査開始 ・中・西毛地域の稲わら及び稲発酵粗飼料の利用自粛の解除	・栃木県から災害救助法に基づく救助の応援要請の終了について通知
7	金		
8	土		
9	日		
１０	月	・岩手県へ災害復旧支援派遣（1 陣・農業土木職員 3 名　～ 10/20）	
１１	火	・技術対策等資料「放射性セシウム濃度の低減に向けたお茶の整枝について」を県内生産者等に周知	
１２	水	・9 月定例県議会：大規模地震対策特別委員会を開催、審査を実施。（～ 10/13）	
１３	木	・第 11 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表（9/28 ～ 10/7 採取の検査結果）	
１４	金	・技術対策等資料「放射性物質が含まれる可能性のある落ち葉の利用自粛について」を県内生産者等に周知	・福島県が県外における民間賃貸住宅借上げに係る遡及措置の実施を他県へ依頼しない旨通知
１５	土	・県産農畜産物安全ＰＲ（収穫感謝祭（ＪＡビル））（～ 10/16）	
１６	日		
１７	月	・技術対策等資料「野菜栽培における落ち葉等の代替技術について」を県内生産者等に周知	
１８	火	・岩手県へ災害復旧支援派遣（2 陣・農業土木職員 3 名　～ 10/29）	・「宮城県震災復興計画」策定
１９	水	・沼田市（避難所等）支援物資配布	・東吾妻町の避難所閉鎖

１０月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２０	木	・第 12 回震災支援連絡調整会議（資料配付）	・環境省が広域処理推進に向けた受入検討状況調査結果を公表
２１	金		・文科省から「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」公表 ・全国知事会から地方自治法に基づく職員派遣要請（第 3 回　岩手県・宮城県・福島県）
２２	土		
２３	日		
２４	月	・東毛地域の稲発酵粗飼料の利用自粛の解除 ・太田市（避難所等）支援物資配布	
２５	火		・関東地方知事会で国に対し、「東日本大震災に係る要望」を提案・要望することを決定
２６	水	・沼田市（避難所等）支援物資配布	・東京電力㈱が観光業の風評被害に係る基準の改正について発表
２７	木	・第 13 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・第 9 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催 ・技術対策等資料「果樹栽培における落ち葉等の代替技術について」を県内生産者等に周知 ・内閣総理大臣、経済産業大臣及び資源エネルギー庁長官に対して、ガソリン等石油製品の安定供給に関する要望を提出	
２８	金	・豚肉、鶏肉の放射能の検査実施　→検出されず ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表（10/13 ～ 19 採取の検査結果） ・東日本大震災の被災者に係る手数料の特例に関する条例の施行 →被災者の生活再建を支援、21 条例 54 種類の手数料減免 （震災発災後～ H24.3.31） ・藤岡市（避難所等）支援物資配布	・厚労省から新たな食品中の放射性物質の規制値設定の検討を開始する旨の通知
２９	土		
３０	日		
３１	月	・物資･エネルギー対策室を廃止し、業務を産業政策課に移管（H23.11 ～） ・福島県へ災害復旧支援派遣（1 陣・農業土木職員 2 名　～ 11/11） ・高崎市（避難所等）支援物資配布	・厚労省から「東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業について」の通知 ・除染に関する環境省説明会（群馬県庁内） ・福島県ロードマップを踏まえ、高崎市牛伏ﾄﾞﾘｰﾑｾﾝﾀｰ他、県内の全避難所が閉鎖

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一覧

１１月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
11/1	火		
２	水	・震災の諸課題解決に向けた取組「地域づくり協働モデル事業」2 次募集市町村周知 ・県内水産物(赤城大沼のワカサギ、ウグイ)の放射能検査結果公表 →暫定規制値を上回る放射性セシウムを検出 →赤城大沼のワカサギの解禁延期要請を継続 →赤城大沼のウグイの採捕自粛要請を継続 ・県内避難者受入れ 2,035 人 ・被災地（宮城県内）へ支援物資搬送(2t)	
３	木		・前橋市が中央通り商店街に「ふくしまや」（福島県産品販売・交流サロン）開設
４	金	・クロアチア向け食品等輸出証明書受付開始	
５	土	・ぐんま農畜産物応援サンクスフェア（ラビ 1 高崎）で安全性ＰＲ	
６	日	・被災地（宮城県内）へ支援物資搬送(12t)	
７	月	・きのこ原木等の指標値（150 ﾍﾞｸﾚﾙ）に係る検査を実施、以後、断続的に実施	
８	火	・大泉町（公営住宅等）支援物資配布	
９	水		・福島県の県外巡回就職相談会が太田市内で開催
１０	木	・第 14 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の放射性物質測定結果公表（第 7 報） →当初 8,000Bq/kg 超の 2 施設についての定期的な測定結果報告 し尿処理施設付帯の焼却施設の焼却灰についての測定結果 対象施設 13 施設中 9 施設報告有り、いずれも 8,000Bq/kg 以下 ・農畜産物安全ＰＲ（ビジットキャンペーン（香港）） ・高崎市（公営住宅等）支援物資配布	・福島県の県外巡回就職相談会が高崎市内で開催
１１	金	・農畜産物安全ＰＲ（ジャスコ・コーンヒル店、エリート社（香港）） ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(10/27 ～ 11/6 採取の検査結果) ・福島県へ災害復旧支援派遣（2 陣・農業土木職員 2 名　～ 11/21） ・被災地（岩手県内）へ支援物資搬送(8t)	
１２	土		
１３	日		・県営城山団地避難者と地域の支援者との交流会開催（高崎市倉渕町）
１４	月	・汚染状況重点調査地域の指定希望市町村を環境省へ報告（第一回） ・農業技術センターに 2 台目のゲルマニウム半導体検出器導入 ・平成 23 年産乾草及びサイレージの抽出調査に着手 ・県石油協同組合と県との間で「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」を締結	・茨城県から災害救助法に基づく救助の応援要請の終了について通知

１１月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１４	月	・第 2 回福島県からの避難者受入関係都県連絡会議出席（福島県）	
１５	火		・総務省が原発避難者特例法に基づく特例事務を告示
１６	水		
１７	木	・第 15 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・第 10 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催 ・フードメッセ in 新潟（復興支援ブース）出展で県産農産物の安全性ＰＲ （朱鷺メッセ　～ 11/19） ・県内被災者への支援物資配布会開催(旧保育大学校　～ 20 日まで)	
１８	金	・県災害時救援ボランティア連絡会議開催 ・農業技術センターで 2 台目のゲルマニウム半導体検出器による放射性物質の測定開始 ・各市町村教育委員会に対して被災した児童生徒の受入れ状況調査の実施 ・被災地（岩手県内）へ支援物資搬送(4t)	
１９	土		
２０	日		
２１	月	・国に対し、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県の 4 県連名で基金創設や放射性物質の除染など必要な財政支援等の措置を求める要望書を提出 ・第 1 回放射線の健康への影響に関する有識者会議開催 ・福島県へ災害復旧支援派遣（3 陣・農業土木職員 2 名　～ 12/1）	・藤岡土地改良区が大谷池の災害復旧工事に着手
２２	火	・県内水産物(近藤沼のワカサギ)の放射能検査結果公表 →検出せず　→近藤沼の採捕自粛要請を解除 ・産業技術センターで輸出向け加工食品の放射性物質測定試験を開始 ・県管理道路(通学路)の空間放射線量測定開始(1186 地点) ・県内被災者(配布会不参加者)へ支援物資配布 （各行政事務所から各市町村役場へ支援物資配布　～ 29 日まで）	・全国知事会「東日本大震災からの速やかな復興を求める決議」を国に要請
２３	水		
２４	木	・第 16 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・100 万人達成記念農畜産物フェア（ぐんまちゃん家）でＰＲ ・「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」市町村説明会開催	・漁業協同組合役職員研修会にて原子力補償に関する東京電力と漁業組合の意見交換会を実施
２５	金	・下水汚泥の放射性物質の結果公表(11/7 ～ 18 採取の検査結果)	
２６	土	・東日本大震災に対する災害ボランティア活動報告会開催 （災害ボラティアぐんま参加）	
２７	日		
２８	月	・県議会大規模地震対策特別委員会で東京電力(株)群馬支店長を招致して説明会を開催、その後、県内調査を実施	・福島県から災害救助法に基づく救助の応援要請について救助の一部終了の通知（死体の捜索等）
２９	火	・県内水産物(赤城大沼のワカサギ、ウグイ、イワナ)の放射能検査結果公表 →暫定規制値を上回る放射性セシウムを検出 →赤城大沼のワカサギの解禁延期要請を継続 →赤城大沼のウグイ、イワナの採捕自粛要請を継続 ・被災地（岩手県内）へ支援物資搬送(8t)	
３０	水		

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一覧

１２月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
12／１	木	・第 17 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・汚染状況重点調査地域の指定希望市町村を環境省へ報告（第２回） ・資金需要の高まる年末に向け、知事名の要請書により資金繰りの円滑化を要請 ・群馬県読み聞かせグループ連絡協議会（事務局：県立図書館）が被災地へ図書支援	・福島県の県外巡回就職相談会が前橋市内で開催
２	金		・福島県の県外巡回就職相談会が高崎市内で開催
３	土		
４	日		
５	月	・8 市町村の乾しいたけのセシウムが暫定規制値超過のため自粛を要請	
６	火	・前橋市、高崎市と連携して県内の流通食品の放射性物質検査を開始	
７	水	・国に対し、乾しいたけへの規制値適用方法の見直し等に係る知事要望書を提出 ・平成 23 年産乾草及びサイレージの抽出調査の説明会を実施 ・県内避難者受入れ 2,063 人 ・被災地（岩手県内）へ支援物資搬送(8t) ・大泉町（公営住宅等）支援物資配布	
８	木	・第 18 回震災支援連絡調整会議（資料配付）	
９	金	・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(11/21 ～ 12/1 採取の検査結果) ・モロッコ向け食品等輸出証明書受付開始	
１０	土		
１１	日		
１２	月		
１３	火	・11 月定例県議会において、大規模地震対策特別委員会を開催、審査を実施	
１４	水	・被災地（岩手県内）へ支援物資搬送(8t)	・放射性物質汚染対処特措法施行令（政令第 394 号）制定 ・放射性物質汚染対処特措法施行規則（環境省令第 33 号）制定 ・環境省から「除染関係ガイドライン」公表
１５	木	・第 19 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・汚染状況重点調査地域の指定における環境省からの意見伺いへ回答 ・養殖業者（マス類、コイ、アユ）を対象とした原発事故による損害に関する説明会を実施 ・ぐんまの野菜でなべ料理 in ぐんまちゃん家で県産農産物の安全性ＰＲ	
１６	金	・県有施設等における空間放射線の調査結果を県ＨＰに公表	・福島県外における民間賃貸住宅借上げの申込受付の継続を福島県が発表
１７	土		
１８	日		

１２月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１９	月		・宮城県から民間賃貸住宅借上げの 12 月末での入居申込の受付終了の依頼通知
２０	火	・「東日本大震災被災地支援活動報告会～生活基盤施設の早期復旧のために～」開催 ・太田市（公営住宅等）支援物資配布	・除染関係ガイドライン等説明会（環境省主催）
２１	水	・産業廃棄物焼却施設における焼却灰等の放射性物質の測定結果の公表（第 2 報）→ 8,000Bq/kg 超の施設なし ・上下水処理等副次産物の処理施設における放射性物質の測定結果の公表（第 2 報） →対象施設（焼却施設、最終処分場、保管容器等）の放射線監視線量限度を超えた施設無し ・新聞（上毛新聞）紙上で県産農畜産物の安全をＰＲ ・道路照明灯の節電を一部を除き解除	・福島県南相馬市「復興計画」策定 ・福島県の県外巡回就職相談会が太田市内で開催 ・全国知事会から地方自治法に基づく職員派遣要請 （24 年度分　岩手県・宮城県・福島県から要請）
２２	木	・第 20 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・東京都被災地農水産物流通支援制度について各農業事務所に通知 ・県内水産物(赤城大沼、梅田湖、草木湖のワカサギ)の放射能検査結果公表 →全て暫定規制値を下回る　→赤城大沼のﾜｶｻｷﾞの解禁延期要請を継続 ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(12/6 ～ 14 採取の検査結果) ・東日本大震災緊急対策資金を制度改正（乾しシイタケを対象に追加） ・被災地（岩手県内）へ支援物資搬送(4t)	・文科省から放射線モニタリングの見直し(検査方法、検査頻度の変更等）の発表 ・厚労省から食品中の放射性物質の規格基準設定の通知 ・放射線量低減対策特別緊急事業費の国庫補助について（通知） ・福島県の県外巡回就職相談会が前橋市内で開催
２３	金		
２４	土	・新聞（上毛新聞）紙上で県産農畜産物の安全をＰＲ	
２５	日		
２６	月		
２７	火	・東日本大震災被災地支援派遣（市町村業務支援・避難所支援等）県職員意見交換会を開催	
２８	水	・衛生環境研究所(前橋市上沖町)の水道水(蛇口水）中の放射性物質について検査を継続(それまで文科省が実施していた毎日の検査を継続) ・地下水の放射性物質の環境調査開始 ・降下物の放射性物質濃度測定を毎日 1 回から毎月 1 回に変更 ・宮城県からの避難者への民間賃貸住宅借上げ制度入居申込の受付終了 ・館林市（公営住宅等）支援物資配布	・汚染状況重点調査地域の指定（環境省告示）第 108 号制定
２９	木		
３０	金		
３１	土		

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一覧

２４年１月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１／１	日	・福島県健康管理調査室へ地方自治法に基づく職員派遣（1 名、～ 3/31）	・放射性物質汚染対処特別措置法施行
２	月		
３	火		
４	水		
５	木	・県内避難者受入れ 2,053 人	
６	金	・第 21 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表（12/14 ～ 22 採取の検査結果）	・全国知事会「東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に係る環境整備について」を国へ要望
７	土		
８	日		
９	月		
１０	火	・知事から災害廃棄物広域処理支援の検討依頼文書の発出（対象：市町村長） ・米の放射性物質緊急調査による福島県産米の分析協力開始（24 日まで 312 点分析） ・県内水産物（赤城大沼のワカサギ）の放射能検査結果公表 →暫定規制値を上回る放射性セシウムを検出 →赤城大沼のﾜｶｻｷﾞの解禁延期要請を継続 ・公用車での県産農畜産物安全ＰＲ開始（マグネットシート）	
１１	水	・放射性物質汚染対処特別措置法説明会（災害廃棄物広域処理支援説明を含む）開催（対象：市町村等、産業廃棄物処理施設設置者）	
１２	木	・第 22 回震災支援連絡調整会議（資料配付）	
１３	金	・環境省の公表に併せて公共用水域放射性物質モニタリング調査結果（第 1 回）を発表 ・環境省が地下水の放射性物質モニタリングを実施することを発表	・環境省及び群馬県による公共用水域放射性物質モニタリングの測定結果公表
１４	土		
１５	日		
１６	月	・平成 23 年産乾草及びサイレージ抽出調査結果を公表 → 飼料の放射性物質暫定許容値を超えた 14 地域に対して飼料利用の自粛を依頼	・岩手県から災害救助法に基づく救助の応援要請について救助の一部終了の通知（収容施設の供与等） ・岩手県から民間賃貸住宅借上げ 12 月末での入居申込の受付終了の依頼通知
１７	火	・第 3 回福島県からの避難者受入関係都県連絡会議出席（福島県）	・東京電力㈱が 4 月 1 日から自由化部門の電気料金について平均 17 %値上げすると発表
１８	水	・技術対策資料「果樹剪定枝の取扱いについて」を県内生産者等に周知 ・毎週実施していた原乳検査のサンプル数を 2 検体から 3 検体に変更 ・気仙沼市唐桑漁村センター被災郷土資料の救出活動（～ 1/20） （自然史博物館※文化財レスキュー事業） ・各市町村教育委員会に対して被災した児童生徒の受入れ状況調査を実施	
１９	木	・第 23 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・放射性物質汚染対処特別措置法説明会開催（対象：上下水道事業者）	

２４年１月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２０	金	・国及び東京電力㈱に対して、電気料金値上げの見直しに関する要望を提出 ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表(12/14 ～ 22 採取の検査結果)	
２１	土		
２２	日		
２３	月		
２４	火		
２５	水	・今後の避難者支援に関する市町村意見交換会（前橋市・高崎市）	
２６	木	・第 24 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・今後の避難者支援に関する市町村意見交換会（桐生市・伊勢崎市） ・桐生市（公営住宅等）支援物資配布	
２７	金	・今後の避難者支援に関する市町村意見交換会（太田市・館林市・明和町）	
２８	土		
２９	日		
３０	月	・県内水産物(赤城大沼のワカサギ、イワナ)の放射能検査結果公表 →赤城大沼のワカサギの解禁延期要請を継続 赤城大沼のイワナの採捕自粛要請を継続 ・今後の避難者支援に関する市町村意見交換会（沼田市・中之条町）	
３１	火	・農地土壌の放射性セシウムにかかる土壌調査結果と今後の対応を公表 ・県ＨＰへ「農作物の放射性セシウム濃度低減対策について」及び「放射性セシウム濃度低減対策リーフレット」を掲載	・宮城県から災害救助法に基づく救助の応援要請の終了について通知

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一 覧

２４年２月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
２／１	水	・ぐんま食彩フェアを販売協力店 30 店舗（都内飲食店等）で開催し、県産農畜産物の安全性ＰＲ（～ 2/10） ・県内避難者受入れ 2,030 人	
２	木	・第 25 回震災支援連絡調整会議（資料配付）	
３	金	・飼料の放射性物質暫定許容値の改正に伴い、平成 23 年産乾草及びサイレージ抽出調査結果で新暫定許容値を超える 19 地域に対して、飼料の利用自粛を依頼 ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表（12/14 ～ 22 採取の検査結果）	・農水省から牛用飼料に対する放射性セシウム暫定許容値見直し通知 ・農水省から平成 24 年産永年生牧草の安全確保通知
４	土		・福島県南相馬市職員と県内避難者との懇談会（高崎市役所、中之条合同庁舎、太田合同庁舎 3 会場で開催）
５	日		・福島県南相馬市職員と県内避難者との懇談会（群馬会館、利根沼田県民局庁舎 2 会場で開催）
６	月		・岩手県から災害救助法に基づく救助の応援要請の終了について通知
７	火	・技術対策資料「適正な土壌管理で放射性セシウムの吸収抑制を図りましょう！」を県内生産者に全戸配布	
８	水	・県議会大規模地震対策特別委員会を開催、審査を実施	
９	木	・第 26 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・県産農畜産物安全ＰＲ（台湾、～ 2/10）	
１０	金	・上下水処理等副次産物の処理施設における放射性物質の測定結果の公表（第 3 報）　→　対象施設（焼却施設、最終処分場）の放射線監視線量限度を超えた施設なし ・技術対策資料「果樹剪定枝の取扱いについて（第 2 版）」を県内生産者等に周知	
１１	土		
１２	日		
１３	月	・災害廃棄物広域処理支援説明会開催（対象：市町村等担当職員） ・桐生市（公営住宅等）支援物資配布	
１４	火		
１５	水	・牛用飼料に対する放射性セシウム暫定許容値見直し市町村等説明会を実施 ・県内水産物（赤城大沼のワカサギ）の放射能検査結果公表 →赤城大沼のワカサギの解禁延期要請を継続	・関東地方知事会による東京電力株式会社の電気料金値上げ等に関する要請活動（要請先：国、原子力損害賠償支援機構、東京電力㈱）
１６	木	・第 27 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理のために必要な手続について、産業廃棄物処理業者あて通知	
１７	金	・平成 23 年産乾草及びサイレージの追加調査を開始 ・かあちゃんの天下一品フェア（県庁ホール）で県産農畜産物安全ＰＲ（～ 2/18） ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表（1/18 ～ 26 採取の検査結果）	・内閣府主催「ふるさとふくしま暮らしサポートミーティング」が前橋市内で開催（～ 2/18（土））
１８	土		

２４年２月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１９	日		
２０	月		
２１	火	・漁業協同組合を対象とした原子力事故に係わる賠償金請求相談会実施	・福島県から災害救助法に基づく救助の応援要請について救助の一部終了の通知（収容施設の供与等）
２２	水		
２３	木	・第 28 回震災支援連絡調整会議（資料配付）	
２４	金		
２５	土		
２６	日		
２７	月	・一般家庭等で使用される薪及び灰等の放射性物質の測定結果（環境省実施）の公表　→放射能濃度が 8,000Bq/kg を超えた灰は確認なし ・県内水産物(赤城大沼のワカサギ、11河川のヤマメもしくはイワナ)の放射能検査結果公表　→全て暫定規制値を下回る ・赤城大沼のワカサギが暫定規制値を３回連続で下回る　→ワカサギの解禁延期要請を解除（ただし、釣獲魚は全て回収することを漁業協同組合に要請） ・放射性セシウムが新基準値を超えた桜川、薄根川、温川、沼尾川、烏川のヤマメ、イワナについて各漁業協同組合に釣獲魚の再放流を要請	
２８	火		
２９	水	・災害廃棄物集積場（岩手県宮古市、山田町）を視察し、災害廃棄物の安全性の確認（吾妻東部衛生施設組合主催）	

東 日 本 大 震 災 対 応 状 況 一 覧

２４年３月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
３／１	木	・第 29 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・第 11 回がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議開催（資料配付） ・原子力発電所事故に伴う東京電力㈱に対する損害賠償請求について、産業廃棄物処理施設者へ案内通知	・厚労省から食品の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について通知
２	金	・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表（2/15 ～ 22 採取の検査結果）	・農水省から平成 24 年産単年生飼料作物の安全確保通知
３	土		
４	日	・地域防災力パワーアップシンポジウム～東日本大震災から１年。私たちにできること～を群馬会館で開催	
５	月	・岩手県内の災害廃棄物試料（2/29 採取）の放射能濃度等の測定結果の公表 →環境省が目安としている広域処理対象災害廃棄物の放射能濃度（240Bq/kg 以下）を大幅に下回った（最高で 18Bq/kg 未満） ・2 月定例県議会：大規模地震対策特別委員会を開催 →　委員会において、政府関係機関に対する、災害廃棄物の広域処理推進等に関する意見書を発議することを決定	・厚労省から水道水中の放射性物質の目標値（管理目標値）及び水道水のモニタリングの見直しについて通知
６	火	・大澤知事から県民の皆様へ「東日本大震災一周年に当たっての弔意表明」 ・災害廃棄物広域処理支援実施施設（東京都内）視察 ・「東日本大震災と防災パネル展」の開催（3/6 ～ 3/12）県庁１階県民ホール 〈群馬県・国土交通省等主催〉 ・太田市（公営住宅等）支援物資配布	
７	水	・2 月定例県議会本会議で意見書を全会一致で可決 →　議長から政府関係機関へ直ちに提出することを決定 ・県内避難者受入れ 2,084 人	・東京電力㈱から関東地方知事会の電気料金値上げ等に関する要請に対する回答
８	木	・第 30 回震災支援連絡調整会議（資料配付）	
９	金	・知事が「みんなの力でがれき処理」プロジェクトに発起人の一人として参画	・「みんなの力でがれき処理」プロジェクト発足
１０	土		
１１	日	・大澤知事の「東日本大震災一周年に当たっての知事メッセージ」発表 ・県内で半旗の掲揚や黙とうを実施（県ＨＰや文書等により、事前に県民や県・市町村職員等へ協力依頼を実施） ・小中学生向け新聞「週刊風っ子」（上毛新聞）に「もう一度家族で相談しよう！防災のこと」を掲載 ・避難者受入れ支援センター閉所	・政府主催「東日本大震災一周年追悼式」が国立劇場（東京）にて開催（大澤知事出席）
１２	月		・厚労省から農畜水産物等の放射性物質検査（地方自治体の検査計画）について改正通知
１３	火	・2 月定例県議会：大規模地震対策特別委員会を開催、審査を実施（～ 3/14）	
１４	水	・「避難所における認知症の方・家族への支援マニュアル（案）」を策定	

２４年３月

H24.3.31 現在

		県　の　対　応	国・知事会・市町村・その他の対応
１５	木	・第 31 回震災支援連絡調整会議（資料配付）	・厚労省から食品中の放射性物質の規格基準を設定した旨通知（関係省令、告示の一部改正） ・厚労省から食品中の放射性物質の試験法及びその取扱いについて通知 ・農水省から食品の新たな基準値を超過した牛肉の取扱の通知
１６	金	・細野環境大臣が災害廃棄物の広域処理支援の協力要請のため来庁、知事と会談 ・県内と畜場に出荷された廃用牛から 134Bq/kg の放射性セシウムが検出されたため、食品の放射性物質新基準の運用を待たず、農水省の通知に基づき焼却処分することを公表 ・下水汚泥の放射性物質検査の結果公表（2/28 ～ 3/8 採取の検査結果） ・福島県からの避難者への民間賃貸住宅借上げ制度入居申込の受付終了 ・避難者の県営住宅（広瀬第一住宅）入居申込の受付終了	
１７	土	・吾妻東部衛生施設組合による構成 3 町村合同の災害廃棄物広域処理地域説明会に池本副知事（知事代理）が出席。県として市町村支援を行う旨を説明	・吾妻東部衛生施設組合による構成 3 町村合同の災害廃棄物広域処理地域説明会で、細野環境大臣が、出席者に広域処理支援についての理解と協力を依頼
１８	日		
１９	月	・福島県への平成 24 年度派遣者（土木技師）による災害復旧事前調査	
２０	火		
２１	水	・食品中の放射性セシウムスクリーニング検査法の改正に伴う牛肉検査のための簡易分析機器の改修	
２２	木	・第 32 回震災支援連絡調整会議（資料配付） ・第 4 回福島県からの避難者受入関係都県連絡会議出席（福島県）	
２３	金		・農林水産省が福島県と周辺 15 都県の農地土壌放射性物質濃度分布図を公表
２４	土		
２５	日		・群馬交響楽団被災地支援演奏会（宮城県石巻市）
２６	月		
２７	火	・平成 24 年産永年生牧草及び単年生飼料作物の放射性物質検査方針等を決定。	
２８	水		・関東地方知事会による東京電力株式会社の電気料金値上げ等に関する要請活動（要請先：国、原子力損害賠償支援機構、東京電力㈱）
２９	木	・第 33 回震災支援連絡調整会議（資料配付）	
３０	金	・環境省の公表に合わせて公共用水域放射性物質モニタリング調査結果（第 2 回）を発表	・環境省及び群馬県による公共用水域放射性物質モニタリングの測定結果公表
３１	土	・県営住宅及び民間賃貸住宅借上げ制度による避難者の受入れを終了 ・東日本大震災支援本部会議解散 ・震災被災者支援室を廃止し、業務を危機管理室へ移管（H24 年度～）	

平成 24 年 3 月

東日本大震災に関する記録

― 群　馬　県 ―

編集・発行　群馬県総務部危機管理室
〒371-8570　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
電話　０２７－２２６－２２５５